

2022 年度



学 生 便 覧

学校法人 順正学園

あなたの学びを あなたのカタチに



九州保健福祉大学

Kyushu University of Health and Welfare

この学生便覧には、九州保健福祉大学の学生として、在学中に必要な学則その他事項が多岐に渡り書かれていますので、よく読んで下さい。

年間行事予定（2022年度学年暦）

前 期

4月 1日(金)・4月 4日(月)

4月 5日(火)

4月 6日(水)

4月 7日(木)

4月 8日(金)

4月 9日(土)・4月 10日(日)

4月 11日(月)

4月 1日(金)～4月 8日(金)

4月 18日(月)～4月 20日(水)

4月 29日(金)

4月 30日(土)

5月 2日(月)

5月 3日(火)

5月 4日(水)

5月 5日(木)

7月 18日(月)

8月 4日(木)

8月 5日(金)～8月 9日(火)

8月 10日(水)～8月 31日(水)

9月 1日(水)～9月 16日(金)

9月 16日(金)

9月 19日(月)

在学生オリエンテーション

新入生・編入生オリエンテーション

入学宣誓式、新入生・保護者オリエンテーション

新入生・編入生オリエンテーション

新入生統一模試

新入生・編入生オリエンテーション

健康診断(新入生)

健康診断(在学生)

前期授業開始

履修登録期間(新入生、編入生、在学生)

履修確認・修正期間

昭和の日、通常授業日

創立者の日

4/29の振替休日

憲法記念日

みどりの日、学園創立記念日

子どもの日

海の日、通常授業日

前期授業最終日

予備日、再試験、集中講義・補講

夏期休業

追試験・再試験・集中講義

前期成績発表

敬老の日

後 期

9月 22日(木)

9月 23日(金)

9月 26日(月)

9月 22日(木)～9月 30日(金)

10月 10日(月)

11月 3日(水)

11月 4日(金)

11月 5日(土)・11月 6日(日)

11月 23日(水)

12月 27日(火)～1月 4日(水)

1月 9日(月)

1月 13日(金)

2月 1日(水)

2月 2日(木)～2月 17日(金)

2月 11日(土)

2月 23日(木)

3月 19日(日)

3月 20日(月)～3月 31日(金)

3月 21日(火)

3月 22日(水)

後期オリエンテーション・チューター面談

秋分の日

後期授業開始

後期履修確認・修正期間

スポーツの日

文化の日

九保祭準備のため休講

九保祭

勤労感謝の日

冬期休業

成人の日

大学入学共通テスト準備のため休講

後期授業最終日

予備日、集中講義、補講、追試験・再試験、

建国記念の日

天皇誕生日

学位記授与式

学年末休業

春分の日

後期成績発表

授 業 時 間

| 時 限 | 午 前 | | 午 後 | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1時限 | 2時限 | 3時限 | 4時限 | 5時限 |
| 時 間 | 9:00 | 10:45 | 13:10 | 14:55 | 16:40 |
| | ∩ | ∩ | ∩ | ∩ | ∩ |
| | 10:30 | 12:15 | 14:40 | 16:25 | 18:10 |

学校法人 順正学園

建学の理念

学生一人ひとりのもつ能力を最大限に
引き出し引き伸ばし、社会に有為な
人材を養成する。

加野



Mission Statement

Our aim is to maximize students' individual potential and develop good citizens in both local and international communities.



創立者 加計 勉

創立者の加計勉(1923年-2008年)は、戦後間もない広島の地に立ち、原爆投下で一面焼け野原となった惨状を目の当たりにし「資源の少ない我が国を復興させるには、まず教育による人材育成が急務である。大学を目指す若者たちの一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしたい。」との思いから、建学の理念として「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を掲げました。

また同時に、世界中の人々と友達になれば戦争なんて起こらないと国際交流を積極的に推進しました。

主な設立校等 ※については退任後の設立

●学校法人順正学園

吉備国際大学、九州保健福祉大学、吉備国際大学短期大学部（順正短期大学）、順正高等看護福祉専門学校、※九州保健福祉大学総合医療専門学校

●学校法人加計学園

岡山理科大学、倉敷芸術科学大学、※千葉科学大学、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校、岡山理科大学附属高等学校、※岡山理科大学附属中学校

●社会福祉法人

順正保育園、(特養) グリーンヒル順正

●学校法人ゆうき学園

ゆうき幼稚園

●学校法人広島加計学園

英数学館小学校、英数学館中学校、英数学館高等学校

●学校法人英数学館

●学校法人吉備高原学園

吉備高原学園高等学校

主な受賞

- ・春の園遊会（天皇陛下主催）に招待を受ける
- ・藍綬褒章を受ける
- ・高梁市より名誉市民に推戴される
- ・勲二等瑞宝章を受ける

「建学の理念」



学校法人順正学園理事長・総長

加計 勇樹

学校法人順正学園は、昭和42年に創立者である加計 勉により「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」という建学の理念のもとに、岡山県高梁市に順正短期大学並びに順正高等看護専門学院が設置されたことにその端を発します。その後、平成2年4月に同じ高梁キャンパス内に吉備国際大学を開設致しまして、現在では6学部7研究科を有する総合大学へと発展しております。また宮崎市には、看護学科を有する九州保健福祉大学総合医療専門学校を設置しております。

九州保健福祉大学は、平成11年に宮崎県延岡市との公私協力方式により、社会福祉学部・保健科学部の2学部6学科でスタートしました。その後、マルチステージで活躍を目指す社会人を対象とした通信教育部並びに通信制大学院社会福祉学研究科・保健科学研究科を平成14年に開設し、平成15年には質の高い薬剤師の育成を目指した薬学部を設置しました。さらに、平成27年には生命医科学部を開設し、血液成分分析や微生物検査などの各種検査を行う臨床検査技師と癌診断のスペシャリストである細胞検査士の両資格を有し、地域医療への貢献はもとより高度医療の担い手として活躍できる人材を養成しております。また、昨年4月には、高度先進医療に通じた臨床工学技士を養成する臨床工学技士コースを生命医科学部の中に設けるとともに、公認心理師、社会福祉士、言語聴覚士、認定心理士などの資格を有し、臨床心理学の知識をベースとして、教育・福祉・医療などの多様な現場で活躍できる人材を養成する臨床心理学部を開設致しました。このように、本学はめまぐるしく変貌する我が国の多様なニーズに対応できる人材を養成するべく、常に教育内容の充実と拡充を図って参りました。

さらに本学は、開学当初より地域に根ざした大学づくりに努めており、地域に開かれた大学として公開講座、聴講制度、大学施設の開放、QOL 研究機構を中心とした産学官共同研究など、地域社会の発展に繋げるべく様々な活動にも取り組んでおります。

順正学園ではブランドステートメントとして「学生の夢を叶える学園」を掲げております。夢は生きていく上での原動力となります。学生の皆様には、日々の学問に加え、課外活動を通じて積極的な学生生活を送ることによって、夢を現実にしていく上での力を身に付けて頂きたいと思っております。また同時に大学時代に巡り合う多くの友人達とともに切磋琢磨することによって人間性を磨いてください。本学園は皆さんを全面的に支援して参ります。



学びの起点

九州保健福祉大学

学長 児玉 修

ご入学おめでとうございます。本学の教職員一同、みなさんを心より歓迎いたします。

これから大学での長い学びがスタートします。学びは疑問をきっかけに発展していきます。しかし、残念なことに、疑問の感度は成長するにつれて落ちていきます。大人になると、疑問を感じても、素直に表現できず、わかっているようなふりをするようになります。

かつてマスコミでも取り上げられ、多くの大人たちをクスッとさせ、唸らせた、小学校1年生が書いた短い作文があります。(鹿島和夫編『一年一組 せんせい あのね』理論社、1981年)

☆「おとうさんは／こめややのに／あさ パンをたべる」

☆「わたしのせんせいは／てつぼうを／10かいさせます／せんせいは／いっかいもやりません」

☆「せいるすまんがきた／『あかちゃんがびょうきですから／かえってください』／と おかあさんがゆうた／『ほんならおだいじに』と かえっていった／うちにはあかちゃんなんかおれへんのに」

☆「ねるときは／もっとおきときたいのに／おきるときは／もっとねたい」

☆「あそびじかんは／こどもはうんどうじょうであそぶ／おんなのせんせいは／しょくいんしつでおやつをたべる」

☆「おとうさんは／いっつもつりにいっとうのに／おかあさんは／いちばでさかなこうてくる」

米屋なら米を食べるはずなのに…。先生も鉄棒をするのが当たり前なのに…。赤ちゃんはいないのに…。寝たくなかったのに…。子どもだけは遊ぶのに…。お父さんは魚を釣りに行くのに…。「一方ではAであるのに、他方ではBだ。どうしてだろう (おかしいな)。」こうした対比で子どもたちの作文は組み立てられています。状態Aに対して状態Bが鮮明に対比されています。AとBの「ズレ」だけで疑問が伝わってきます。

「郵便ポストは赤い」ことを知っているだけでは「郵便ポストはなぜ赤いのか」を疑問に感じることはありません。「赤でなくてもいいはずなのに」とか「世界には赤以外のポストもたくさんあるのに」とか「明治期には黒ポストのときもあったのに」等のように、「郵便ポストが赤い」という状態を成り立たせない別の状態が対比されなければなりません。

大学での学びをスタートさせるにあたり、子どもたちのように何気ない疑問に率直に向き合い、自分の疑問を成り立たせている対比に敏感になってください。ひとつの疑問が芽づる式に増殖していく過程を、学びの過程としてぜひおもしろがってください。

学びをおもしろがるためには「わかっている (知っている) ふり」は禁物です。わからなければ調べる。その過程がさらに新たな疑問を生み出します。自分で調べられなければ誰かに尋ねる。きっと誰かがヒントを出してくれます。それが大学というところです。わからないなら「わからない」と言える、疑問を疑問として表現できる謙虚さこそが学びの起点です。そのことについても、子どもたちが教えてくれます。

☆「さんかんびのひ／がっこうからかえたら／おかあさんに／『こたえがわかったときは じしんをもって しっかりてをあげなさい』／といわれました／これからは／じしんをもってこたえようとおもいました／せんせい じしんてなんですか」(同上書)

目 次

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

| | |
|------------|----|
| 九州保健福祉大学 | 1 |
| スポーツ健康福祉学科 | 2 |
| 臨床福祉学科 | 4 |
| 薬学科 | 7 |
| 動物生命薬科学科 | 9 |
| 生命医科学科 | 11 |
| 臨床心理学科 | 15 |

九州保健福祉大学の概要

| | |
|-----------------|----|
| 順正学園・九州保健福祉大学沿革 | 18 |
| 九州保健福祉大学組織図 | 19 |

学則

| | |
|------------|----|
| 九州保健福祉大学学則 | 20 |
|------------|----|

大学生として

| | |
|--------------------|----|
| 学 生 心 得 | 45 |
| 窓口業務一覧 | 45 |
| 諸手続・相談 | 46 |
| 学生への連絡 | 47 |
| Universal Passport | |
| 掲 示 板 | |

学籍及び各種証明について

| | |
|----------|----|
| 学生番号・学生証 | 48 |
| 学生番号 | |
| 学 生 証 | |
| 学費の納入 | 49 |
| 休学・復学 | 49 |
| 退学・除籍 | 49 |
| 異動の届出 | 49 |
| 証 明 書 | 50 |

学習要項

| | |
|----------------------|----|
| 授 業 | 51 |
| 授業時間 | |
| 休 講 | |
| 警報発令時の休講措置 | |
| 公共交通機関等が不通になった場合の取扱い | |
| 出席登録 | 52 |
| 学生証による出席登録 | |
| 公 欠 | 52 |
| 公欠の範囲及び必要添付書類 | |
| 単 位 | 52 |

| | |
|---|----|
| 履修登録 | 53 |
| 履修にあたって | |
| 履修の手続き | |
| シラバス | |
| オフィスアワー | |
| 時間割表 | |
| 科目クラス | |
| 試験・成績 | 54 |
| 卒業 | 55 |
| カリキュラム | 55 |
| スポーツ健康福祉学科 | 57 |
| 臨床福祉学科 | 62 |
| 薬学 | 66 |
| 動物生命薬科学科 | 70 |
| 生命医科学科 | 73 |
| 臨床心理学科 | 77 |
| 「みやざき産業人材教育プログラム」授業の履修について | 81 |
| 放送大学の授業科目 | 82 |
| 学 期 | |
| 受 講 | |
| 通信指導 | |
| 単位認定試験 | |
| 受講申込 | |
| 九州保健福祉大学社会福祉士に係るソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせ | 83 |
| 九州保健福祉大学社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ | 84 |
| 九州保健福祉大学薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ | 85 |
| 薬学部薬学科の授業科目履修について | 85 |
| 単位の認定 | |
| 進級と留年 | |
| 学内実習における注意事項 | |

資 格

| | |
|--|-----|
| 資格一覧 | 87 |
| 教育職員免許状 | 89 |
| I. 共通事項 | 86 |
| 免許状の種類及び教科 | |
| 教職課程で習得すべき科目の種類及び最低単位数 | |
| その他の条件 | |
| II. 中学校教諭1種免許状（保健体育）・高等学校教諭1種免許状（保健体育） | 90 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目（中・高保健体育） | |
| 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中・高保健体育） | |
| 「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（中・高保健体育） | |
| 介護等体験の義務（中学校保健体育） | |
| III. 高等学校教諭1種免許状（福祉） | 93 |
| 教科及び教科の指導法に関する科目（福祉） | |
| 教育の基礎的理解に関する科目（福祉） | |
| 教育免許法施行規則第66条の6に定める科目（福祉） | |
| 「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（高校） | |
| 社会福祉士国家試験受験資格 | 96 |
| 精神保健福祉士国家試験受験資格 | 98 |
| 介護福祉士（国家試験受験）資格 | 100 |
| 公認心理師国家試験受験資格 | 102 |
| 准学校心理士 | 103 |
| 認定心理士資格 | 104 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 初級障がい者スポーツ指導員資格 | 105 |
| レクリエーション・インストラクター資格 | 105 |
| スポーツ・レクリエーション指導者資格 | 105 |
| 健康運動実践指導者認定試験受験資格 | 106 |
| 健康運動指導士認定試験受験資格 | 107 |
| 日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等 | 118 |
| JPSU スポーツトレーナー資格 | 111 |
| JATI 認定トレーニング指導者(JATI-ATI)資格 | 113 |
| はり師・きゆう師国家試験受験資格 | 113 |
| 学芸員資格 | 116 |
| 実験動物技術者認定試験受験資格 | 117 |
| 愛玩動物看護師国家資格試験受験資格 | 118 |
| 臨床検査技師国家試験受験資格 | 119 |
| 臨床工学技士国家試験受験資格 | 121 |
| 細胞検査士認定試験受験資格 | 123 |
| 言語聴覚士国家試験受験資格 | 124 |
| スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了資格 | 126 |

充実した学習のために

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 図書館 | 127 |
| E-Mail アドレス | 130 |
| 情報処理室とLL (Learning Laboratory) 教室 | 130 |
| 学内ネットワークへの接続 | 130 |
| 認証について | |
| 無線LAN | |
| ウイルス対策 | |
| Office365 | |
| 禁止事項 | |
| 各アカウント | |
| 国際交流 | 132 |
| 教育交流協定学校紹介 | |
| 各学校のプログラム紹介 | |
| ラーニングサポートセンター(英語村) | 135 |

学生生活

| | |
|----------------------------|-----|
| 学生相談 | 136 |
| チューター制度 | |
| 保健室 | |
| 学生相談室 | |
| 意見箱 | |
| 通学方法について | 136 |
| 遺失物・拾得物について | 137 |
| アルバイトについて | 137 |
| 奨学金制度 | 137 |
| 文部科学省・日本学生支援機構の奨学制度 | |
| 介護福祉士等修学資金貸付制度(宮崎県社会福祉協議会) | |
| その他の奨学金 | |
| 教育・学費ローン | 139 |
| 国の教育ローン | |
| 順正学園提携による教育ローン | |
| 喫煙 | 140 |
| 課外活動(サークル活動) | 140 |
| 団体の結成 | |
| 課外活動届 | |
| 掲示物・印刷物 | |
| フィットネスルームの利用について | |

| | |
|---------------------|-----|
| 学研災・学研災付帯賠償責任保険について | 140 |
| 学生教育研究災害保険 | |
| 学研災付帯賠償責任保険 | |
| AED（緊急用除細動器） | 141 |
| 九州保健福祉大学ボランティアセンター | 142 |
| 個人情報の取扱いについて | 144 |

就 職

| | |
|-----------------------|-----|
| 就 職 | 145 |
| キャリアサポートセンターの業務 | |
| 情報提供の方法 | |
| 提出書類について | 146 |
| オンライン就職相談窓口利用方法 | |
| キャリアサポートセンターの利用時間・連絡先 | |

関係諸規程

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 九州保健福祉大学学位規程 | 147 |
| 九州保健福祉大学履修規程 | 154 |
| 九州保健福祉大学公欠に関する申し合わせ | 157 |
| 九州保健福祉大学納付金納入規程 | 159 |
| 九州保健福祉大学社会福祉学部進級に関する規程 | 162 |
| 九州保健福祉大学鍼灸健康福祉コースに関する規程 | 162 |
| 九州保健福祉大学介護福祉コースに関する規程 | 166 |
| 九州保健福祉大学薬学部薬学科進級に関する規程 | 168 |
| 九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程 | 168 |
| フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部留学規程 | 169 |
| 九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程 | 169 |
| 九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程 | 170 |
| 九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程 | 170 |
| 九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程 | 171 |
| 九州保健福祉大学細胞検査士養成課程の履修規程 | 172 |
| 九州保健福祉大学学生賞罰規程 | 174 |
| 九州保健福祉大学学友会会則 | 176 |
| 九州保健福祉大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程 | 179 |

校舎案内図

| | |
|-----------------|-----|
| 大学校舎・敷地配置図 | 183 |
| 講義室・実習室・研究室等配置表 | 184 |
| 講義室・研究室等配置図 | 185 |

学歌・学園歌

| | |
|-----|-----|
| 学 歌 | 205 |
| 学園歌 | 206 |
| 逍遙歌 | 207 |

九州保健福祉大学

学 生 便 覧

卒業認定・学位授与の方針

教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針

九州保健福祉大学の概要

学 則

大 学 生 と し て

学籍及び各種証明について

学 習 要 項

資 格

充実した学習のために

学 生 生 活

就 職

関 係 諸 規 程

校 舎 案 内 図

学 歌 ・ 学 園 歌

3つのポリシー

卒業認定・学位授与の方針(DP)
教育課程編成・実施の方針(CP)
入学者受入れの方針(AP)

九州保健福祉大学

社会福祉学部

スポーツ健康福祉学科

臨床福祉学科

薬学部

薬学科

動物生命薬科学科

生命医科学部

生命医科学科

臨床心理学部

臨床心理学科

九州保健福祉大学

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

九州保健福祉大学では、「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」の建学の理念、および「国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力をもつ人格を陶冶する」という本学の教育目的に基づき、以下の資質・能力を身に付けるとともに、所定の期間在籍し、各学部学科が定める所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位（学士）を授与します。

- (1) 社会の一員としての自覚と責任をもち、社会の発展に貢献できる。
- (2) 自ら問題を発見し、情報や知識を論理的に分析することを通して、問題を解決できる。
- (3) 目的に応じて他者との意思疎通や他者との協働を円滑かつ適切に行うことができる。
- (4) 専攻する専門分野の内容を理解すると同時に、技能を修得し、それらを実践的能力として活用できる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

九州保健福祉大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

【教育課程の編成】

- (1) 教養教育として、グローバルな視野と総合的な判断力を身に付け、豊かな人間性を涵養することを旨とする大学共通基礎科目を置く。
- (2) 専門的な知識・方法論・技能を体系的に身に付けるとともに、国家資格等の取得に必要な到達目標を達成できるように専門教育科目を置く。
- (3) 多くの専門科目を学修するための基礎となる科目や個々の専攻分野を超えた学部横断的な科目を置く。
- (4) 修得した知識や技能を総合して、新たな課題の解決に応用できる資質・能力を育成するために卒業研究等の科目を置く。

【教育内容・方法】

- (1) 各授業科目について到達目標、授業計画、成績評価基準・評価方法、事前事後の学修を周知する。
- (2) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業については明示し、学生の主体的な学びを実践できるようにする。
- (3) 専門科目では医療・福祉等の現場での実践的な課題を題材として取り上げ、それらの課題解決を実践できるようにする。

[点検・評価]

- (1) 学生一人ひとりが本学での自らの学びの成果を自覚できるように学修成果の可視化に取り組む。
- (2) アセスメント・ポリシーに基づいた厳格な成績評価の実施とともに、多様な評価方法を積極的に取り入れる。
- (3) GPA 制度を実施し、教育の質保証に向けての点検・評価・改善を行う。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

九州保健福祉大学では、建学の理念とディプロマ・ポリシーの実現を目指し、以下の学生を求めます。

- (1) 福祉・医療・薬学の各分野に興味をもち、人の幸せに貢献したいと思う人。
- (2) 学修や活動に意欲をもって取り組み、自分にあった学びを見つけていきたいと思う人。
- (3) 様々なことに関心をもち、多様な人々と協働して学びを深めたいと思う人。
- (4) 目まぐるしい社会の変化に対応できる能力と自ら選択できる力を身に付けたいと思う人。
- (5) 他者とのコミュニケーションを大切に、良好な人間関係を構築しようと思う人。

本学の求める学生像に沿って、目的意識・意欲、および学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力、および主体性・協働性）を総合的かつ多面的に評価し、選抜します。

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科

Ⅰ. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

スポーツ健康福祉学科(以下、「本学科」)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者、はり師きゆう師としての基礎学力に加え、人々の生活の質の向上に資する専門知識・技能・態度を修得し、社会に有為な人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

(1) 相手を慮り責任を持って行動できる力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゆう師として、対象者がもつ背景や属性、価値観等の多様性を理解し、相手の立場を尊重することができ、地域や多職種との連携・協働を行うことができる。

(2) 社会や他者に能動的に貢献しようとする姿勢

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゆう師として、地域社会の動向をふまえ、福祉、スポーツ・健康運動および医療の現場において必要とされる実践力を身につけ、社会や他者のために自ら積極的に責任ある行動をとることができる。

(3) 専門的知識・技能の活用力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゆう師として、各領域で必要とされる福祉・健康・運動・医療分野の体系的・相互関連の知識の学修成果を、状況に応じて総合的に活用することができる。

(4) 問題発見・解決力

福祉専門職、スポーツ・健康運動指導者およびはり師きゆう師として、福祉、スポーツ・健康運動および医療の現場の諸課題についての問題を発見・理解し、問題解決に必要な論理的・実践的知識および資源を活用することで、問題解決のための実践的方法を選択・実行することができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1. 教育内容

- (1) 共通基礎科目を通して、社会人として基礎的な知識を身につけ、さまざまな場面において必要とされる思考力、洞察力、判断力を養成します。また、支援対象者や協働する多機関、多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結びつけるための基礎知識を学びます。
- (2) 社会福祉系科目を通して、福祉社会を担う者として、豊かな人間性と倫理観を身につけ、対人援助者としての使命感、責任感の育成を図ります。地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使して、課題の発見から解決方法を導き出していく実践力を身につけます。スペシフィック領域には、スクールソーシャルワークおよび医療ソーシャルワークに関する専門知識、技術について学びを深める科目、福祉の学びの上に保育士、教職、行政職を目指したキャリアデザインを支援する科目を設定しています。
- (3) スポーツ健康専門科目を通して、身心の健康の維持・増進を図り、すべての人々の生活の質の向上に役立てるために必要なスポーツ・健康運動に関する専門知識を修得し、実践力を養成します。
- (4) 鍼灸健康専門科目を通して、東西両医学からみた人体構造・機能の生理的・病理的状态に関する知識、ならびにそれらを基盤とした臨床医学の知識を修得します。実習を通して的確かつ安全な鍼灸治療技術を学び、人々の健康維持増進に貢献できる臨床態度および能力を獲得します。
- (5) 総合科目を通して、社会福祉、スポーツ・健康運動、鍼灸治療分野の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決力を獲得します。

2. 教育方法

- (1) 専門領域の実習科目では、主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 専門教育科目においては、教室外学修の課題を課し、適宜形成的評価のためのフィードバックを行います。
- (3) 社会福祉士やはり師きゆう師、健康運動指導士等の国家資格や認定資格に必要な専門的知識の修得状況を、確認テストの実施によって継続的にモニタリングします。また、学科教員による国家試験・認定試験対策のための時間を開設し、段階を追ったプログラムを実施します。
- (4) チューター教員との面談を適宜に設け、自己の学修成果と学生生活について「ふりかえり」を行います。

3. 教育評価

- (1) 2年生時のGPAおよび2年次までの修得単位数に基準を設け、スポーツ健康福祉学演習、卒業研究を履修する基礎レベルが修得できていることを求めます。
- (2) 4年間の学修成果の評価は卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを活用し総括的評価を行います。

III. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方法（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 「皆で生きていく」という共生の意識を持っている人
- (2) 人とふれあうことが好きで、相手の立場に立って物事を考え、行動できる人
- (3) 福祉、スポーツ、東洋医学に興味を持ち、新たな領域に挑戦する意欲と勇気を持っている人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得している。
- (2) 社会福祉、スポーツ・健康運動指導、医療の専門的な知識・技能を学修するための基盤となる文章読解力および表現力(文章を読んでまとめる力)を身につけている。
- (3) 社会福祉、スポーツ・健康運動指導、医療に関する諸課題について、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、その結果を文章および口頭で説明することができる。
- (4) 課外活動・ボランティア活動等の経験があり、他の人達と協働して活動や学習をすることに進んで参加できる。また、グループワークなどで、他の人と協力しながら、課題をやり遂げることができる。

社会福祉学部 臨床福祉学科

1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床福祉学科(以下、「学科」という)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、福祉現場のニーズに対応できる専門知識・技術を修得し、実践力を備えた福祉・教育人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

- (1) 社会貢献力
福祉を担う人材として、社会的に課題を抱えた地域・人々に対して貢献することができる。
- (2) 行動力
福祉社会を担う者として、思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動をとることができる。
- (3) 福祉実践力
地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決を導き出していくことができる。
- (4) コミュニケーション能力
社会的に課題を抱えた地域・人々、協働する多機関や多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結び付けることができる。
- (5) 教育能力
地域社会の福祉力および社会福祉現場の専門性を向上させるための教育をすることができる。
- (6) 研究能力
社会や福祉の現場の課題を的確に把握し、情報を集め、分析し、考察することができる。
- (7) 自己研鑽力
福祉の進歩と改善に対応するため、社会や福祉現場の動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けることができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

福祉専門職に必要な基礎的知識・技能・態度に加えて、福祉現場に対応した実践的能力を身につけることを目的にカリキュラムを構成しています。

履修系統図およびモデルカリキュラムを示し、個々の学生が目的とする資格取得のための道筋をわかりやすく明示します。

1. 教育内容

- (1) 4年間を通じた学修の基礎となる共通教育においては、必修科目である「QOL概論と人間の尊厳」を中心に「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」、「人間と社会・文化」、「自然科学」、「健康教育」、「基礎演習」の7分野の履修を通して、現代社会における広範な問題の理解のための基本的視点・考え方を学びます。さらにそれらの学びを生かし、自らのキャリアを考えるキャリア教育科目を学びます。
- (2) 「英語共通」、「情報教育」、「総合教育」の3分野では、外国語科目、コンピュータ技術などを通して、情報収集を含むコミュニケーション能力の育成をはかります。
- (3) 「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」では、初年次教育をとおり、大学への適応をはかり、大学における基本的な学習スキルの獲得をはかります。
- (4) 1・2年次において、地域における体験活動として「ボランティア活動」、「インターンシップ」の履修を奨励し、積極的に地域へ貢献する学外活動に参加します。
- (5) 入学時のコースで取得可能な資格・免許が取得できるよう、社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格・介護福祉士国家試験受験資格・高等学校教諭一種免許状（福祉）などの取得に必要な科目を、1年次から体系的・系統的に配置します。また、「スペシフィック科目」を設定し、社会福祉関連領域である医療ソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーなどに関する専門知識・技術の修得や、福祉の学びの上に保育士、教職、行政職を目指したキャリアデザインを支援する科目を設定しています。
- (6) 国家試験合格に向けて希望者に対する学習機会を設け、各自の能力を分析し、主体的な学習を支援します。
- (7) 社会福祉や教育等の現場で求められる知識・技能の修得のための専門教育科目を、1年次から4年次にかけて体系的・順序性を考えて配置します。
- (8) 「臨床福祉学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「フィールドワーク演習Ⅰ・Ⅱ」および社会福祉・精神保健福祉・介護福祉の演習、実習をとおして、地域社会や支援対象者に対して、社会福祉の知識、技術を駆使し、課題の発見から解決能力の育成をはかります。
- (9) 「医療系科目」分野を設定し、「精神疾患とその治療ⅠⅡ」、「こころとからだのしくみⅠⅡ」、「発達と老化の理解ⅠⅡ」などをとおして、こころとからだに関する専門的知識を修得します。
- (10) 「臨床福祉学科目」分野を設定し、「福祉住環境論ⅠⅡ」、「福祉施設のまちづくり」などの住環境科目、「教育原理」、「発達心理学」、「福祉心理学」などの教育・心理系科目、「芸術療法」、「高齢者・障害者スポーツ実習」などの芸術・スポーツ科目など、社会福祉周辺領域の科目を配置します。

2. 教育方法

- (1) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 「ボランティア活動」「インターンシップ」などの学外活動では、福祉分野のみならず教育分野、環境分野、地域支援などの幅広い分野の中から自らが選択し、活動に参加します。参加時には活動目標を設定し、活動後には報告書を作成し担当の教員が添削します。報告書とともに報告会を実施し、気づきを深めます。
- (3) 資格免許取得のための実習では、事前教育のなかで大学・実習施設・学生の3者で協議する場を設け個々の希望に合わせた実習教育内容を考えます。また、実習施設指導者や当事者を外部講師として招聘し、実習への動機づけを図ります。実習中は定期的に巡回指導を実施し個別の指導を徹底します。事後教育ではグループワークを中心とした実習の振り返りとともに、実習指導者や下級生の前での報告会を開催し、実習の成果を公表します。
- (4) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの国家資格に必要な専門的知識や能力確認のために、本学教員による国家試験対策のための時間の開設と受験対策の実施、外部テストの受験など、1年次より段階を追ったプログラムを実施します。

3. 教育評価

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高等学校教諭免許取得に必要な演習・実習の履修に当たっては、所定の科目の合格を求めます。
- (2) 2年生終了時までの単位の取得状況を評価し、所定の条件を満たした学生には臨床福祉学演習の履修および卒業研究の着手を認めます。
- (3) 4年間の学修成果は卒業研究(必修)によって行い、複数教員によって総括的評価を行います。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 人の多様な生き方や考え方を尊重し、また、人の心の痛みに共感できる人
- (2) 支援を必要とする人々の抱える課題やそれを支援することに関心を持っている人
- (3) 社会福祉分野に関心をもち、将来、福祉・教育分野をはじめ、専門性を活かして社会に貢献できる人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高校までの教育課程を幅広く修得していること。特に文章の読解力や論理的思考力を有していること。
- (2) 挨拶やほうれんそう（報告、連絡、相談）などの社会的マナーを身につけていること。
- (3) 課外活動・ボランティア活動等に積極的に参加し、他の人達と協働して活動したり学習する姿勢・意欲を有していること。
- (4) 他者とのコミュニケーションを大切にし、積極的にいろいろな人と話す姿勢・意欲を有していること。
- (5) 福祉の動向に関心をもちさらにその内容を深め、自らの考えを述べる能力を有していること。

薬学部 薬学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学科（以下、「本学科」）では、本学の課程を修め、186単位の単位修得と必修等の条件を満たし、地域医療や社会の期待に応え、個々の患者や生活者のニーズに対応できる薬剤師となる資質をもった人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

(1) 薬剤師としての倫理観

医療人として高い倫理観と豊かな人間性を持ち、患者、家族、生活者の人権や尊厳に配慮して、人の命と健康な生活を守るために行動できる。

(2) 患者を中心としたチーム医療への参画

常に患者の立場に立ち、コミュニケーション能力をもって患者・患者家族・他の医療職種と相互の立場を尊重した人間関係を構築してチーム医療へ参画できる。

(3) 最適な薬物療法の実践

医薬品・化学物質等の生体及び環境に対する影響を理解した上で、適切に管理・供給し、個々の患者に適した安全で効果的な薬物療法を実践できる。

(4) 地域の保健医療への貢献

地域住民の視点に立ち、地域の保健医療のニーズを理解した上で、他職種と連携して人々の健康増進と公衆衛生の向上に貢献できる。

(5) 医療の進歩への貢献

自己研鑽に努め、問題点や社会的動向を把握し、解決に向けて取り組む姿勢を持つとともに、次世代を担う人材の養成を行い、薬学・医療の進歩と改善に貢献できる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

1. 教育内容

(1) 基礎学力構築

最適な薬物療法を実践するための基礎的な科学力を修得します。

(2) 語学・情報教育

患者を中心としたチーム医療へ参画するためのコミュニケーション能力や、医療の進歩へ貢献するための語学力と情報収集能力を修得します。

(3) 使命感・倫理観構築

薬剤師としての倫理観を獲得するための人権・尊厳・法令を配慮・遵守して行動する能力や、患者を中心としたチーム医療へ参画するためのコミュニケーション能力を修得します。

(4) 化学・物理系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品や化学物質等に関する薬学専門知識を修得します。

(5) 生物系専門教育

最適な薬物療法を実践するための生体メカニズムに関する医学・薬学専門知識を修得します。

(6) 医療系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品の作用機序等に関する知識や、地域の保健医療へ貢献するための公衆衛生に関する知識を修得します。

(7) 薬剤系専門教育

最適な薬物療法を実践するための医薬品の特性や使用法等に関する知識・技能・態度を修得します。

(8) 薬事関係法規教育

患者の人権を守り、薬剤師に必要な倫理観を持って、最適な薬物療法を実践するための各種法令に関する知識を修得します。

(9) 統合薬学教育

薬剤師としての倫理観、患者を中心としたチーム医療へ参画する能力、最適な薬物療法を実践する能力、地域の保健医療へ貢献する能力、医療の進歩へ貢献する能力を統括的に修得します。

2. 教育方法

(1) 各科目はシラバス（一般目標、到達目標、評価方法、オフィスアワー、授業内容などを示したものの）記載の教育方法に沿って行います。

(2) チューター（学生担当教員）制度を取り入れ、各科目の理解度について面談を通し、フィードバックを行います。

(3) 主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を学科基礎科目や専門教育科目で実施します。

(4) 薬剤師としての実践能力を養うためにフィジカルアセスメントを基盤とするアドバンスド教育を実施します。

(5) 薬剤師国家資格に必要な専門的知識・能力の確認のために、段階を迫ったプログラムを実施します。

3. 教育評価

(1) 学期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って合否を判定します。不合格者には再試験を課します。

(2) 4年次終了時には、「薬学共用試験（CBT、OSCE）」の合格を求めます。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

強い意志を持ち、向学心に燃え、他の人と良好な人間関係を構築できる人材

2. 入学までに修得すべき学力・能力

(1) 「数学（特に、指数対数計算）」、「英語」、「化学」、「生物」、「物理」を幅広く修得している必要があります。

(2) 専門的な知識・技能を学修するための基盤となる文章読解力および表現力（文章を読んでまとめる力）が必要となるため、「国語」、特に、文書の意味を読解する力が必要です。読解力を付けるために、新聞や新書などの現代文・評論文などの読書をしておいてください。

(3) 「信頼される有能な薬剤師」になりたいという強い意志・向学心を持ってください。

(4) 患者の気持ちを理解し、各分野の医療人と相互理解ができるように、コミュニケーション能力を養ってください。

薬学部 動物生命薬科学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

動物生命薬科学科(以下、「本学科」)では、本学の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たし、動物及び薬の専門職としての基礎的学力と、臨床、研究等の職業的現場に対応した知識・技能・態度を修得することができた人材として、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

(1) 問題発見・解決能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、問題解決学習法（Problem-based Learning：以下PBL）の手法を用いて、問題を発見したうえで解決する能力を身に付けることができる。

(2) 論理的構築能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を修得している。

(3) 協調性を伴うコミュニケーション能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、他者の立場を尊重しながらコミュニケーションを働きかけ、チームとして協働する能力を修得している。

(4) 専門的知識・技能に関する実践能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、策定した計画をチームとして実際に行動する能力を修得している。

(5) グローバル化に対応する能力

動物及び薬の専門職に関する現場において、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得している。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。カリキュラムの体系を示すために、科目間の関連や科目内容の難易度を表現する番号をふるナンバリングを行い、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。

1. 教育内容

- (1) カリキュラムは、いわゆる学士力を高める基礎科目と本学科の専門を身に付ける専門教育科目から構成される。基礎科目は、さらに、本学の学生及び卒業生として修得すべき大学共通基礎科目と本学科の専門教育科目を理解するための学科基礎科目からなる。専門教育科目は、上級学年や資格取得に必要な専門基礎科目と本学科固有の専門科目からなる。
- (2) 動物を活用したPBL及びPBLLの手法を用いた授業により、問題発見・解決能力を修得します。
- (3) 目的・目標、方法及び計画について、策定し説明する能力を身に付ける演習及び実習授業により、論理的構築能力を修得します。
- (4) コミュニケーション・スキルを養いチームとして課題を処理する授業により、協調性を伴うコミュニケーション能力を修得します。
- (5) 実際に計画を策定し、チームとして結果を出す演習及び実習授業により、専門的知識・技能に関する実践能力を修得します。

- なお、愛玩動物看護師資格については、初年次から4年次まで、動物実験技術者資格については、初年次から3年次に、学芸員資格については、2年次から4年次に当該科目が配置されています。
- (6) 初年次及び2年次に外国語科目等を取得することにより、留学を含めたキャリアを形成し、国の内外からの情報を入手し考察して、国際社会に対応する能力を修得します。

2. 教育方法

- (1) 多くの授業において、SGD(small group discussion)、小テスト、ワークショップ等を導入するアクティブラーニングの授業を実施します。
- (2) 問題解決スキル、グループ・スキル、学習スキル及び評価スキルの4スキルにわたった体系的なPBLの手法により、演習及び実習授業を実施します。
- (3) エンカレッジ・キャリア教育により、自らを励ましながら学習し社会と自己の関係を考察するキャリア・マインドにより、就職、資格取得、留学等を視野に入れた授業を実施します。
- (4) eラーニング、英語村 (English Village) 等による自己学習を通して、学習や生活に関する自己管理を習慣化します。
- (5) 多様なフィールドワークに参加する実習授業やインターンシップにより、社会性を育みながら、動物及び薬の専門職を理解します。
- (6) 筆記及び実技についての模擬試験等により、資格取得に必要な専門知識・技能・態度に関する能力を確認する授業を実施します。

3. 教育評価

- (1) 期末には、各科目の修得度を確認するために、シラバスに記載の評価方法に沿って合否を判定します。
- (2) 実験動物技術者認定試験の受験は2年次末の通年GPAが所定の値であること、並びに専門学科試験の合格を求めます。愛玩動物看護師資格の受験は所定の科目の合格、また学芸員資格は所定の科目の合格を求めます。
- (3) 4年間の学修成果は、必修科目である卒業研究及びGPAによって行います。卒業研究の評価は、卒業研究レポートによって行います。また、4年次修了時におけるGPAの最高点を取得した者は、「薬学部奨励賞」を授与します。

Ⅲ. 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

本学科は、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 及び教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

薬に興味をもつとともに、動物愛護や動物の福祉の理念に基づいた強い意志により、動物と接することができる人材

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 「英語」、「化学」、「生物」、「国語」、「地理歴史」、「公民」を幅広く修得している必要があります。特に、「生物」については基本的な知識修得とともに、生命現象を説明できる能力を身に付けてください。
- (2) 動物と薬に関する専門性の高い職業に就く意欲を持ってください。
- (3) グループ活動において、積極的に行動し、他者と協働できる能力を養ってください。
- (4) 標準的な日本語の文章を理解するとともに、自分の考えや主張を文章で表現する能力を身に付けてください。
- (5) 基本的な英語の4技能（「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」）を身に付けてください。

生命医科学部 生命医科学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

生命医科学科の臨床検査技師教育プログラム、臨床工学技士教育プログラムでは、本学の課程を修め、それぞれ124単位、124単位の単位修得と必修等の条件を満たすこととします。医療専門職たる臨床検査技師、臨床工学技士、ならびに細胞検査士、ME技術者、さらに生命医科学者として活躍できうる実践力、専門的知識と技術、高度な倫理観、自己実現意欲と能力、リーダーシップ等、下記の力を身に付けた人に対して学位を授与します。

(1) 自律的行動力

医療技術者として高度な倫理観と責任感をもち、臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、または生命医科学者の業務および法令を遵守し、医療の発展に貢献ができる。また、目標を明確に掲げ、医療・生命医科学における諸問題に対して主体的・自律的に行動することができる。さらに、最新の医療情報や医療技術に関心をもち、常に高度な専門性と技術を追求することができる。

(2) 問題発見・解決能力

医療技術者である臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、さらには生命医科学者の立場から、医療・生命医科学領域における諸課題について、様々な問題を発見できる。また、問題解決に必要な論理的・実践的知識を持ち合わせると共に、適切な研究・実践方法を用いて取り組むことができる。臨床検査と臨床工学の専門的知識と技術を総合的に活用し、諸課題を論理的かつ的確に解決できる。

(3) 対象者を支援する汎用的能力

医療技術者である臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、さらに生命医科学者として、ジェネリックスキル(汎用的能力)を活用して、対象者（患者様や多職種者）がもつ背景や価値観を多面的に理解し、相手の立場を尊重できる。医療専門職として、他の専門職と連携・協働することにより、信頼感と高いレベルで対象者を支援できる。

(4) 専門的知識・技能の活用力

高度な専門的知識をもとに、医療における臨床検査体制と臨床工学体制を構築し実践できる。医療技術者である臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、さらには生命医科学者に必要とされる科学的専門知識と技能・技術を活用できる。

(5) コミュニケーション能力

医療技術者として他職種、患者様ならびにご家族に対して医療技術を提供・遂行する上で必要となるコミュニケーション能力を発揮することができる。さらに、円滑なコミュニケーション能力を用いて、相手の立場を尊重した人間関係を構築できる。社会的に課題を抱えた地域・人々、さらに協働する多機関や多職種等とスムーズにコミュニケーションを図り、適切な支援に結び付けることができる。

(6) チームワークとリーダーシップ

医療技術者の一員として他職種（例えば、医療従事者全般）の考えを理解し、連携・協働ができる。チーム医療の一員として、対象者および他の職種と良好なチームワークを図りながら、職務を遂行できると共に、リーダーシップやフォロワーシップを発揮できる。

(7) 人間力

医療技術者として豊かな人間性を持つと共に、公衆衛生、医療行政、社会の動向を理解し、医療・生命医学に必要とされる高度な倫理観と人間理解力（人間力）を身につけ、社会や他者のために責任ある行動や努力する態度が取れる。

(8) プレゼンテーション能力

医療技術者である臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、さらに生命医科学者として、諸課題の本質を的確にとらえ、情報を収集・分析・考察した上で、それらを効果的にプレゼンテーションできる。プレゼンテーションがコミュニケーションであることを理解することができる。自分の想いを相手に伝え、相手が理解していることを確認することができる。相手にとって興味・関心のある話題を投げかけることができ、プレゼンテーションのための具体的な準備を行うことができる。

(9) 自己研鑽と自己実現意欲

臨床検査技師または臨床工学技士国家試験、細胞検査士ならびにME技術者認定試験を受験するに値する十分な学力と自己研鑽を持ち合せている。また、生命医科学者として必要とされる統一的な学習経験と高度な専門知識、さらには学修成果を状況に応じ総合的に活用できる。医学・医療の現状を認識し、生涯を通じて最新の医療情報や医療技術の進歩に関心を持ち続けると共に、自己実現意欲を常に向上させることができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と教育方法を取り入れた授業を実施します。また、ディプロマ・ポリシーを基盤とした教育評価（アセスメント）を行います。

本学科では、卒業時に臨床検査技師、臨床工学技士の国家試験受験資格を得ることができ、さらに在学中に細胞検査士、ME技術者の資格認定試験を受験する教育プログラム（カリキュラム）を配置しています。本学科独自のカリキュラムでそれぞれの専門知識・技術を持ち合せた医療技術者として、さらにチーム医療の一員として質の高い医療を提供するための実践的なスキルを身につけます。4年間の教育の中で各専門職の高度な知識・技術を学ぶだけでなく、それぞれの専門性の違いや連携について、また、それらを効果的に結びつけるスキルや手法を学ぶことで、より幅広い業務に対応できる医療技術者の育成を目指します。

1. 教育内容

(1) 基礎教養教育

入学前教育ならびに初年次教育を通して、医療技術者として必要となる基礎教養科目を中心に学びます。また、臨床検査技師、臨床工学技士のライセンス取得に向けた専門基礎科目の中から、基本的医学知識として、医学概論、解剖学、生理学、生化学、さらに基本的工学知識として医用工学概論、電気工学を学びます。大学共通基礎教育ならびに学科基礎教育においては、総合教育、生命倫理学、情報教育、外国語(英語)を通して、生命医科学の基盤となる基本的思考力、創造的思考力、コミュニケーション能力の育成を図ります。自身の将来の進路についての目標を探る期間の位置づけとして、臨床検査技師と臨床工学技士の心構えや責任感、自己研鑽力を修得します。

(2) 専門基礎教育

医療分野で求められる知識・技能の修得のための専門基礎教育においては、病理学、臨床化学、臨床検査総論、臨床医学総論、電子工学、機械工学、物性工学、情報科学概論、医用機器学概論など医学を共通分野として、臨床検査技師教育プログラムおよび臨床工学技士教育プログラムを効率良く学習します。2年次から3年次は専門知識や思考力、医療技術の基礎を固めます。4年次は自身の将来進路について目標を定め、さらなる専門知識、思考力、医療技術を深化させ、連携医療や最先端医療における実践的な応用力を修得しながら将来の進路目標を確実に実現することを目指します。

臨床検査技師教育プログラムでは、専門基礎科目に加えて癌の早期発見または早期診断を目的とした細胞検査士の資格取得のための臨床細胞学総論、細胞診断学特論、臨床細胞学演習を学びます。臨床工学技士教育プログラムでは、医療機器の原理・構造の基盤となる医工学を学び、医用治療機器ならびに呼吸・循環・代謝に関わる生命維持管理装置の理解や操作、医療機器安全管理技術の実践的方法論を学びます。並行して、ME技術者資格取得のための科目群を効率良く学習していきます。

(3) 専門教育

専門教育においては、特に臨床検査分野と臨床工学分野における検査や治療に必要な知識・技術として、臨床免疫学、薬理学、看護学概論、生体機能代行装置学、臨床微生物学、臨床血液学、臨床生理学、医用機器安全管理学を学習します。さらに、各科目に関係する学内実習を通して、臨床検査や臨床工学の目的・方法・評価などが応用実践できる技能・技術を修得します。

臨床実習では実際の医療現場で臨床検査分野ならびに臨床工学分野に関する臨床実習を行い、「より良い医療人」となる礎を築きます。臨床実習前に1～3年次に修得した基礎知識の整理や手技、臨床応用への実践的概念の確認を行います。また、臨床検査分野では令和4年度から追加される医療行為のタスク・シフト/シェアに対応するため豊富な講義・実習を実践していきます。さらに4年次で開講される医科学研究入門、臨床検査学演習、生体機能代行装置学演習では臨床検査技師ならびに臨床工学技士の国家試験取得を前提とした総合的かつ専門的な学習を実践していきます。実習終了後の臨床実習報告会では、各学生の実習報告をもとにディベート形式のディスカッションを行います。また、4年次の卒業研究はゼミ単位で、卒業研究計画、中間発表、最終発表、卒業論文集の作成を行います。卒業研究に並行して国家試験と認定試験の受験に備えます。

(4) チーム医療教育と総合学習教育

1年次後期にEarly Exposure(早期体験臨床実習)を導入することで、学生自身の将来像を提示し、「より良い医療人」になるために高度な倫理観を持った医療技術者としての育成を目指します。また、チーム医療の一員として、積極的に様々なチームに参画すると共に、積極的に対象者(患者さんや病院のスタッフなど)に対してのコミュニケーション能力を図る総合的な学習や演習(臨床指導や総合演習)を展開していきます。

さらに、卒業研究におけるプレゼンテーションでは自ら考え、実験し、考察できる能力を獲得し、

卒業後は臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、ME技術者、さらには生命医科学者として、検査や治療および研究における専門性を提言する能力を修得・獲得できることを目指します。また、海外の大学との交換留学制度などを利用することで異文化交流やグローバルな視野を取り入れた総合学習も行います。

2. 教育方法

医療技術者に必要な医療知識・技術を修得するために、臨床検査技師教育プログラム、臨床工学技士教育プログラムにおける科目融合型カリキュラムを編成します。チーム医療を学ぶと共に、チームの中で的確で正確な情報を共有し、自らもチームで中心的役割を担えるリーダーシップやリーダーに対する上向きの影響力であるフォロワーシップ能力を修得するための客観的臨床能力試験

(objective structured clinical examination : OSCE) を基盤とした学内実習および学外臨床実習を実施します。検査結果を解析・評価できる基礎的技術や能力を修得するために、各種疾患の病態を体系的に学ぶカリキュラムを実践します。医療機器の安全な使用法や保守管理ができる医療技術を修得するために、様々な医療機器の原理と構造および治療法を理解する科目を配置し、実践します。本学科独自のカリキュラムシステムで学生一人ひとりに効果的・効率的な学習環境を提供します。

新入生のモチベーション向上のため、早期体験臨床学習（アーリー・エクスポージャー）を実施します。主体的な学びの力を向上させるために、アクティブラーニング（AL）を取り入れた教育方法をすべての科目で実施します。特に、実習および演習の科目においては、学生の主体的な学びの力を高めるために、連結可能な科目群においてはALを取り入れた教育を実施します。

チーム医療として必要とされる「報告・連絡・相談」が適切にかつ正確に行えるよう、Word、Excel、PowerPointが活用できる実践的情報処理プログラムを実施します。これらの情報処理プログラムは、臨床関連ビッグデータの解析や評価への導入としても応用します。専門教育科目においては、教育の質の確保および学習向上のためのPDCAサイクルの実践に取組みながら、専門性の高い知識や技術の伝達を徹底します。加えて、自ら学びたいという学生の意欲に応えるような学習環境を提供します。学生一人ひとりの学習習得度を評価するための評価試験、小テスト、レポート作成を積極的に実施し、それらを適正に評価した上で、それらを学生一人ひとりにフィードバックします。

臨床検査技師ならびに臨床工学技士国家試験、さらには細胞検査士やME技術者に必要な専門的知識の能力確認のために、学内試験および学外模擬試験の受験を通して学生一人ひとりの修学状況のモニタリングを行い、資格取得に向けたアドバイスをを行います。そのためのプログラムを計画的に実施します。学生の授業評価の結果を真摯に受け止め、教育の質の確保およびその向上のためのPDCAサイクルの実践に積極的に取組みます。多くの科目において臨床に則した実験実習を取り入れると共に、自学自習ができる環境を提供します。

3. 教育評価

生命医科学科が開講する諸科目においては、科目担当教員が学生一人ひとりの修学度を「九州保健福祉大学GPA運用に関する要項」の規程に定める評価基準を参照しながら、また、学習ポートフォリオ（学修成果の把握である学士力）を用いて厳格に評価します。成果は科目試験で評価すると共に、各年度末には学習の習熟度を個別に把握し、習熟度が不十分と判断した場合には十分な理解が得られるよう、さらなる学習面談・指導を行います。臨床実習の成果は、実習試験、臨床実習先からのルーブリックに準じたスーパーバイザーの実習評価報告、臨床実習後報告会等で総合的に評価します。臨床検査技師と臨床工学技士の国家試験対策は、専門教育科目の到達確認として全国統一模擬試験の結果で判断します。卒業単位認定は、専門教育科目や臨床実習等の修得度を総合的に評価します。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は、卒業認定・単位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 保健・医療・生命医科学の領域に強い関心がある人
- (2) 物事に対して主体的に行動し、どんなことにも果敢にチャレンジし、努力できる人
- (3) 他者と良好な人間関係とコミュニケーションを築ける人
- (4) 自分の意見や考えを理論的に表現し、相手に分かり易く伝えることができる人

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校卒業単位の国語・数学・物理・生物・化学・英語など、幅広く修得していることが必要です。特に、生物・化学・数学・物理は基本的な知識を修得しておいて下さい。
- (2) 保健・医療・生命医科学の領域、さらに国際的な活動に強い関心があり、臨床検査技師、臨床工学技士、細胞検査士、医療機器技術者の資格取得に高い強固な学習意欲を持って下さい。
- (3) 基本的な日本語の文章を理解すると共に、語彙力、読解力、言語力、表記力、文法活用力を身に付けて下さい。
- (4) 学習や課外活動において良好で円滑なコミュニケーションを取ることができる能力を身に付けて下さい。
- (5) 様々な課題や問題について、知識と情報、さらに他者の意見を取り入れながら、筋道を立ててその結果を説明する能力を身に付けて下さい。

臨床心理学部 臨床心理学科

I. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床心理学科(以下、「本学科」という)では、本学の課程を修め、124単位の修得と必修等の条件を充たし、保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の現場のニーズに対応ができる専門知識・技術を修得し、実践力を備えた人材として、下記の力を身につけた人に対して学位を授与します。

- (1) 専門職としての基本的態度
専門職として、思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観を身につけ、社会や他者のために責任ある行動をとることができる。
- (2) コミュニケーション能力
課題を抱えた人々や、地域、協働する各機関や多職種等とコミュニケーションを図り、適切な支援や連携を取ることができる。
- (3) 実践力
支援が必要な対象者や地域社会に対し、専門的な知識や技術を駆使し、情報収集や検査等により、保健・医療・福祉・教育・司法・産業各領域の問題を分析・的確に把握し、解決法や支援プログラムを導き出していくことができる。

(4) 社会貢献力

保健・医療・福祉・教育等に参画・連携し、社会的に課題を抱えた地域・人々に対して貢献することができる。

(5) 自己研鑽力

保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の進歩と改善に対応するため、研究等を通じ、社会や各領域の現場の動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続けることができる。

(6) 問題発見・解決力

常に問題意識を持ち、問題意識を解決するための視点を、研究を通じて持つことができる。

II. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科は、建学の理念および卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた目標を達成するために、次のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。各コースで、保健・医療・福祉・心理専門職・としての業務に必要な基礎的知識・技能・態度に加えて、保健・医療・福祉・教育・司法・産業領域の現場をイメージした業務内容に対応した知識・技術・態度を身につけることを目的に、カリキュラムを構成しています。各コースで、履修系統図およびモデルカリキュラムを示し、個々の学生が目的とする資格取得のための道筋をわかりやすく明示します。

1. 教育内容

- (1) 基礎共通科目を通して、幅広い教養および専門職としての思考力、洞察力、判断力、豊かな人間性と倫理観、コミュニケーション能力を養います。
- (2) 専門基礎科目を通して、専門職に必要な人の身体や心理にかかわる基礎知識と技能の獲得を図ります。
- (3) 公認心理師系科目を通して、公認心理師法に基づく公認心理師になるための心理学の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (4) 社会福祉系科目を通して、社会福祉法に基づく社会福祉士になるための社会福祉学の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (5) 言語聴覚療法専門科目を通して、言語聴覚士法に基づく言語聴覚士になるための言語聴覚療法の高い専門的知識と技能の獲得を図ります。
- (6) 専門分野関連科目を通して、アニマルセラピー、レクリエーションなど全ての人の健康にかかわる豊かな専門性を学びます。
- (7) 総合科目を通して、保健・医療・福祉・教育・司法・産業各領域に対して、常に問題意識を持ち、問題を解決するための視点の獲得を図ります。

2. 教育方法

- (1) 専門教育科目では、主体的な学びの力を高めるために、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 専門教育科目では、形成的評価を実施し、適宜フィードバックを行います。
- (3) 公認心理師の資格取得のための「心理実習」では、保健、医療、福祉、教育の現場を通して、公認心理師としての基本的な知識、技術について学び、課題の発見から解決能力の育成をはかります。
- (4) 言語聴覚士の資格取得のための「学外評価臨床実習」「学外総合臨床実習」では、保健、医療、福祉の現場を通じ、言語聴覚療法に関わる支援について学び、かつ、生涯にわたる自己

研鑽をするための姿勢を身に付けます。

- (5) チューターとの面接を各年次で実施し、自己学習や実習の「振り返り」を行います。

3. 教育評価

- (1) 公認心理師、言語聴覚士、社会福祉士に必要な演習・実習の履修に当たっては、所定の科目の合格を求めます。
- (2) 2年次のGPA及び2年次までの単位の取得状況を評価し、所定の条件を満たした学生には臨床福祉学演習の履修および卒業研究の着手を認めます。
- (3) 心理・福祉コースの4年間の学修成果は、卒業研究（必修）によって行い、複数教員によって評価ルーブリックを活用し総括的評価を行います。
- (4) 言語聴覚コースの4年間の学修成果は、学外総合臨床実習、卒業研究（専門ゼミⅢ）と重点試験（専門ゼミⅣ）によって行い、複数の教員によって総合的な評価を行います。

Ⅲ. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた人を求めます。

1. 求める学生像

- (1) 医療・保健、福祉、教育領域等の専門性の高い仕事に就く意欲がある人。
- (2) 他人と協働して活動や学習をすることに進んで参加できる人。
- (3) 広い視野を持ち、専門性を活かして地域や個人に対し貢献することができる人。

2. 入学までに修得すべき学力・能力

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得している。
- (2) コミュニケーションの基礎となる、言語能力、表現力、共感性、協働する力などを身に付けている。
- (3) 視野を広げるための旺盛な好奇心、挑戦する意欲、積極的な実行力などを身に付けている。
- (4) 専門的な知識・技能を学習するための基盤となる、聴く力、読む力、書く力、表現する力を身に付けている。

九州保健福祉大学の概要

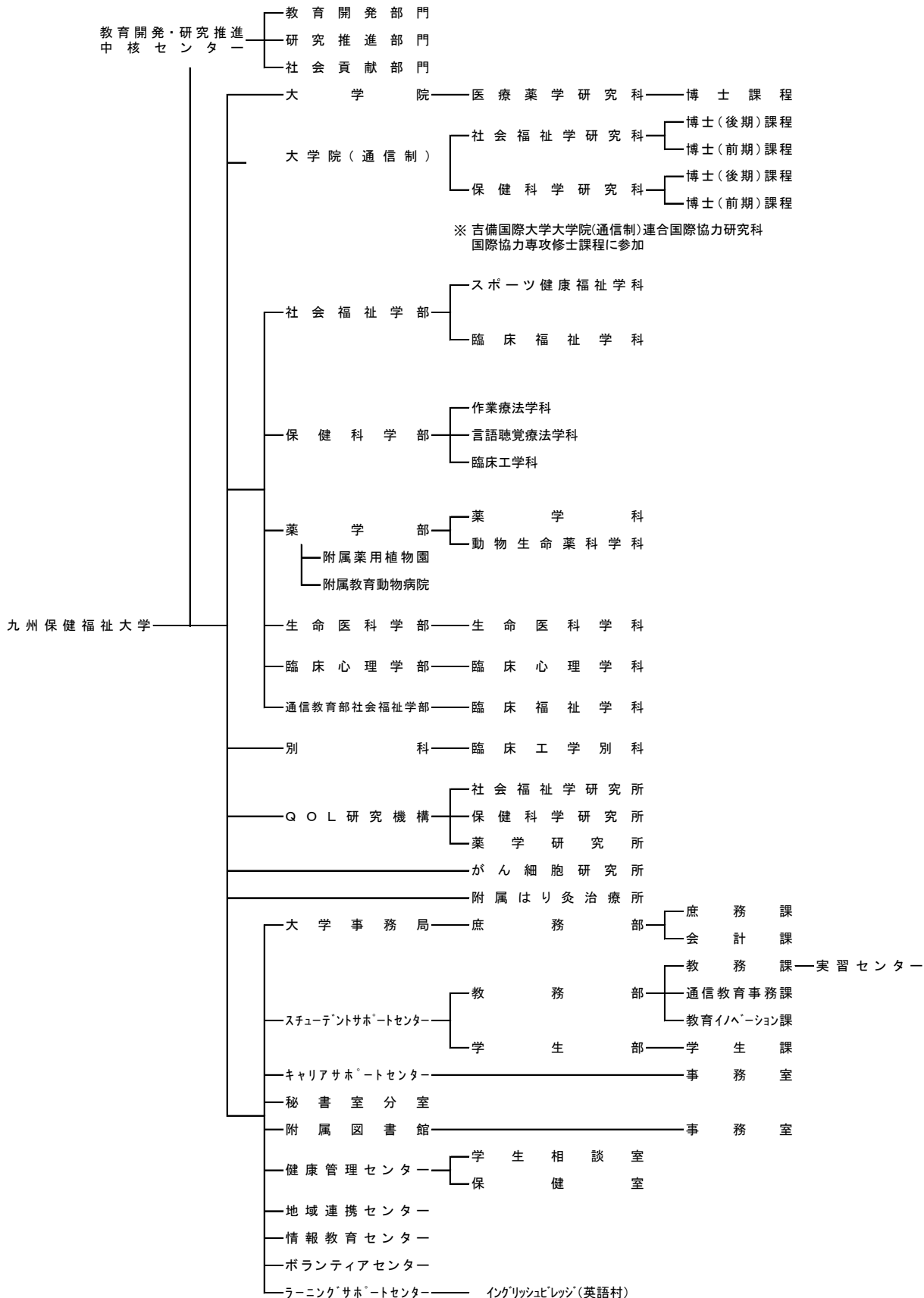
順正学園・九州保健福祉大学の沿革
九州保健福祉大学組織図

順正学園・九州保健福祉大学沿革

- 昭和 42 年 (1967) 学校法人高梁学園設置認可 (1 月)
順正短期大学を開設 (4 月)
順正高等看護専門学院を開設 (9 月)
- 昭和 51 年 (1976) 順正高等看護専門学院を順正高等看護専門学校に変更 (4 月)
- 平成 2 年 (1990) 吉備国際大学開学 (社会学部国際社会学科、産業社会学科を開設) (4 月)
- 平成 11 年 (1999) 九州保健福祉大学開学 (社会福祉学部東洋介護福祉学科、社会福祉計画学科、臨床福祉学科、保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、視機能療法学科を開設) (4 月)
- 平成 14 年 (2002) 九州保健福祉大学通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科を開設 (4 月)
九州保健福祉大学大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、保健科学研究科保健科学専攻修士課程を開設 (4 月)
- 平成 15 年 (2003) 九州保健福祉大学薬学部薬学科開設 (4 月)
九州保健福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程開設 (4 月)
九州保健福祉大学社会福祉学部社会福祉計画学科、臨床福祉学科 3 年次編入学定員各 5 名開設、臨床福祉学科保育士養成課程 (定員 50 名) 開設 (4 月)
- 平成 16 年 (2004) 九州保健福祉大学大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程 (通信制) 保健科学研究科保健科学専攻博士 (後期) 課程開設 (4 月)
九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科、福祉環境マネジメント学科を開設 (4 月)
- 平成 17 年 (2005) 九州保健福祉大学総合医療専門学校開設 (4 月)
- 平成 18 年 (2006) 九州保健福祉大学薬学部薬学科を 6 年制に移行、入学定員を 200 名に増員 (4 月)
- 平成 19 年 (2007) 九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科に臨床福祉専攻、臨床介護専攻、動物療法専攻を設置 (4 月)
九州保健福祉大学社会福祉学部子ども保育福祉学科を開設 (4 月)
九州保健福祉大学保健科学部臨床工学科を開設 (4 月)
- 平成 20 年 (2008) 九州保健福祉大学大学院 (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程を (通信制) 連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程と名称変更し、吉備国際大学大学院との連合研究科を開設 (4 月)
九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科福祉ビジネス専攻を開設 (4 月)
九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を開設 (4 月)
- 平成 21 年 (2009) 九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科臨床心理専攻を開設 (4 月)
吉備国際大学大学院 (通信制) 国際協力研究科国際協力専攻修士課程を (通信制) 連合国際協力研究科国際協力専攻修士課程と名称変更し、九州保健福祉大学大学院との連合研究科を開設 (4 月)
九州保健福祉大学社会福祉学部介護福祉学科の募集を停止し、臨床福祉学科臨床福祉専攻に介護福祉コースを開設 (4 月)
- 平成 22 年 (2010) 学校法人高梁学園を学校法人順正学園に名称変更 (4 月)
九州保健福祉大学視機能療法学別科を開設 (4 月)
順正短期大学を吉備国際大学短期大学部に名称変更 (4 月)
- 平成 24 年 (2012) 九州保健福祉大学大学院医療薬学研究科博士課程を開設 (4 月)
九州保健福祉大学臨床工学別科を開設 (4 月)
順正高等看護専門学校を順正高等看護福祉専門学校に名称変更 (4 月)
- 平成 25 年 (2013) 九州保健福祉大学社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを開設 (4 月)
- 平成 27 年 (2015) 九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科を開設 (4 月)
- 令和 2 年 (2020) 九州保健福祉大学保健科学部作業療法学科、言語聴覚療法学科、臨床工学科の募集を停止し、臨床心理学部臨床心理学科を開設 (4 月)

九州保健福祉大学大学院 (通信制) 連合社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程を (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (後期) 課程に名称変更し、併せて (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程を (通信制) 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士 (前期) 課程に変更 (4 月)

九州保健福祉大学組織図



学 則

九州保健福祉大学学則

九州保健福祉大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨にのっとり、国際化社会に向けて、介護・福祉・医療・薬学に関する理論及び社会の問題を教育研究し、応用能力を持つ人格を陶冶することを目的とする。

2 本学の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

| 学 部 | 目 的 |
|--------|--|
| 社会福祉学部 | 社会福祉に関する専門知識及び技術を教授すると共に、豊かな人間性を涵養し、福祉分野等で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる専門職業人の養成を目的とする。 |
| 薬学部 | 高度な専門知識・技術とコミュニケーション能力を授け、生涯にわたって最先端医療に貢献できる薬剤師、また、薬学及び実験動物学の知識を持ち、科学的考察力と問題解決能力を備えた専門家の養成を目的とする。 |
| 生命医科学部 | 生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。 |
| 臨床心理学部 | 心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材の養成を目的とする。 |

3 本学の学科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

| 学 部 | 学科・専攻 | 目 的 |
|--------|------------|--|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 社会福祉に関する知識と技術を有し、スポーツやレクリエーションの専門的スキルを活かして、予防医学、健康保持の側面からも社会福祉の分野で活躍できる人材の養成を目的とする。 |
| | 臨床福祉学科 | ノーマライゼーションの理念の基に、ソーシャルワークの専門的知識と心のケアに関する理論と実践を教授し、臨床実践能力を備えたソーシャルワーカーの養成を目的とする。 |
| 薬学部 | 薬学科 | 「患者を中心とした医療」を実践するために、薬学に関する高度な専門知識と技術を教授し、臨床に係る実践的な能力を培い、倫理観、使命感、実行力を有し社会で即戦力となる質の高い薬剤師の養成を目的とする。 |
| | 動物生命薬科学科 | 薬学及び実験動物学の知識を基盤として持ち、医薬品、化粧品、食品、環境及び動物のさまざまな分野において、常に問題解決を念頭に置いて活躍することができる専門家の養成を目的とする。 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 生命に対する深い関心と高度な倫理観を培うことを基盤とした豊かな人間性を有し、臨床検査技師や臨床工学技士として、連携医療、先端医療において疾患治療基盤の確立を思考する優れた医療技術者の養成を目的とする。 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 心理・福祉職あるいは言語聴覚士として福祉、保健、医療、教育に参画・連携し、地域に根差した、生涯にわたる支援をおこなうことができる福祉・医療の担い手として活躍できる人材を養成する。 |

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関することは、別に定める。

(学部、学科及び収容定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、収容定員は次のとおりとする。

| | | 入学定員 | 編入学定員 | | 収容定員 | |
|--------|------------|------|-------|-----|------|------|
| | | | 2年次 | 3年次 | 4年次 | |
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 40名 | | 2名 | | 164名 |
| | 臨床福祉学科 | 40名 | | 2名 | | 164名 |
| 保健科学部 | 作業療法学科 | — | | | | — |
| | 言語聴覚療法学科 | — | | | | — |
| | 臨床工学科 | — | | | | — |
| 薬学部 | 薬学科 | 100名 | 3名 | | 3名 | 624名 |
| | 動物生命薬科学科 | 40名 | | | | 160名 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 80名 | | | | 320名 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 40名 | | | | 160名 |

- 2 社会福祉学部スポーツ健康福祉学科に鍼灸健康福祉コースを設け、鍼灸健康福祉コースに関する規程は、別に定める。
- 3 社会福祉学部臨床福祉学科に介護福祉コースを設け、介護福祉コースに関する規程は、別に定める。
- 4 臨床心理学部臨床心理学科に言語聴覚コースを設け、言語聴覚コースに関する規程は、別に定める。
- 5 本学に次の別科を置き、収容定員は次のとおりとする。別科に関する規程は、別に定める。

| | 入学定員 | 収容定員 |
|--------|------|------|
| 臨床工学別科 | 40名 | 40名 |

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科においては、6年とする。

(在学期間)

第5条 前条の年限は、疾病その他の事由により延長することはできるが、在学期間は修業年限の2倍の年数をこえることはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 1学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、1学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の学期の開始日及び終了日については、学長は臨時に変更することができる。

(休業日)

第8条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する祝日（祝日が前号と重複する場合はその翌日）のうち学長が定める日

三 創立者の日 4月30日

四 創立記念日 5月4日

五 夏期休業

六 冬期休業

七 学年末休業

2 前項五から七までの休業日については、学年のはじめまでに学長が定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目及び単位数

(授業科目の区分)

第9条 各学部において開設する授業科目は、次のとおりとし、これを4年間に配当して教授する。ただし、薬学部薬学科においては、6年間に配当して教授する。

| 学 部 | 学 科 | 授業科目 |
|--------|------------|----------------------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目 |
| | 臨床福祉学科 | 基礎科目・専門教育科目・教職に関する科目 |
| 薬学部 | 薬学科 | 基礎科目・専門教育科目 |
| | 動物生命薬科学科 | 基礎科目・専門教育科目 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 基礎科目・専門教育科目 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 基礎科目・専門教育科目 |

(基礎科目)

第10条 社会福祉学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(1)のとおりとする。

- 2 薬学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(2)のとおりとする。
- 3 生命医科学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(3)のとおりとする。
- 4 臨床心理学部の基礎科目の単位数は別表Ⅰ－(4)のとおりとする。

(専門教育科目)

第11条 社会福祉学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

- 2 薬学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(2)のとおりとする。
- 3 生命医科学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(3)のとおりとする。
- 4 臨床心理学部の専門教育科目の単位数は別表Ⅱ－(4)のとおりとする。

(教職に関する科目)

第12条 社会福祉学部の教職に関する科目の単位数は別表Ⅱ－(1)のとおりとする。

(授業科目の単位の基準)

第13条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前2項に関する規程は別に定める。

第4章 入学・休学・転学・留学及び退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規程にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、再入学及び転入学並びに外国人留学生及び帰国子女については、第7条に定める後期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第15条 本学の第1年次に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)
- 七 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第16条 本学に入学を希望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願出しなければならない。

- 2 入学願書の受付期間は、別に定める。
- 3 第2項の規定は、第20条、第23条及び第24条の規定により入学を志願する場合にも、これを準用する。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者については、学力、人物、健康状態について選考する。

第18条 入学試験合格者は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(入学手続)

第19条 入学試験合格者は、指定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学を許可する。

4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第20条 本学の3年次編入学定員のある学科に編入学を希望する者は、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、編入学を許可する。ただし、2年次以降で、当該学科の収容定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認められた場合も許可することがある。

2 編入学による学生の在学期間は、入学を許可された年次に応じた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科・転専攻)

第21条 学生が、所属学部から他の学部へ転学部、所属学部内において他の学科へ転学科、所属学部内において他の専攻へ転専攻をしようとするときは、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認められた場合も許可することがある。

(転入学)

第22条 学生が他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長へ願い出て許可を受けなければならない。

第23条 他の大学から転入学を志願する者については、収容定員に欠員のある場合に限り、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、許可する。その他、教育上支障がないと認められた場合も許可することがある。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者が所定の手続きを経て入学を願い出たときは、選考の上、学長が当該教授会の意見を聴き、入学を許可する。

一 本学を第31条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者

二 第41条の二により除籍された者で、別に定める規定により再入学を願い出た者

2 前項による入学者のすでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。

(留学)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第33条第1項及び第2項の規定は学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他の事由により、引続き3月以上修学困難な場合は、医師の診断書または詳細な事由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受け休学することができる。

2 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長が当該教授会の意見を聴き、期間を定め、休学を命ずる。

第27条 休学期間は、引続き1年をこえることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以上の休学を許可することがある。

第28条 休学期間は、通算して修業年限をこえることはできない。

第29条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願いを提出して学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第31条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、医師の診断書または詳細な事由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5章 授業科目の履修単位修得の認定及び卒業及び学位

(授業科目の履修及び単位の認定)

第32条 学生は、授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

3 臨床福祉学科介護福祉コースの社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4(第5条―第7条)に係る科目については、出席時間数が授業時間数の3分の2(介護実習は5分の4)に満たない者に対しては、単位を認定しない。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなす単位数は、学長が当該教授会の意見を聴き、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数の認定)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学習の評価)

第36条 成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)の評価をもってし、不可(D)は不合格とする。

(卒業)

第37条 本学に、第4条に定める年限以上在学し、次の各号に定める授業科目を履修し、単位を修得することによって、次表の単位数を満たした者に対して、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

| 学 部 | 学 科 | 修 得 す べ き 単 位 数 |
|--------|------------|-----------------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 124 単位以上 |
| | 臨床福祉学科 | 124 単位以上 |
| 薬 学 部 | 薬学科 | 186 単位以上 |
| | 動物生命薬科学科 | 124 単位以上 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 124 単位以上 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 124 単位以上 |

一 基礎科目については、次のとおり修得するものとする。

| 学 部 | 学 科 | 修 得 す べ き 単 位 数 |
|--------|------------|-----------------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 24 単位以上 |
| | 臨床福祉学科 | 24 単位以上 |
| 薬 学 部 | 薬学科 | 30 単位以上 |
| | 動物生命薬科学科 | 24 単位以上 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 24 単位以上 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 24 単位以上 |

二 専門教育科目については、次のとおり修得するものとする。

| 学 部 | 学 科 | 修 得 す べ き 単 位 数 |
|--------|------------|-----------------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 100 単位以上 |
| | 臨床福祉学科 | 100 単位以上 |
| 薬 学 部 | 薬学科 | 156 単位以上 |
| | 動物生命薬科学科 | 100 単位以上 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 100 単位以上 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 100 単位以上 |

2 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

| 学 部 | 学 科 | 免許状の種類 | 教 科 |
|--------|------------|---------------------------|--------------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 | 保健体育 保健体育 |
| | 臨床福祉学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 福 祉 |

- 3 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
所定の単位を修得して卒業する者には、博物館学芸員資格を取得する資格が与えられる。

(学位)

第38条 学士の学位は、次のとおりとする。

| | | |
|--------|----------|-------------|
| 社会福祉学部 | | 学士(社会福祉学) |
| 薬学部 | 薬学科 | 学士(薬学) |
| | 動物生命薬科学科 | 学士(動物生命薬科学) |
| 生命医科学部 | | 学士(生命医科学) |
| 臨床心理学部 | | 学士(臨床心理学) |

- 2 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第6章 表彰・懲戒及び除籍

(表彰)

第39条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 学生が、本学の諸規則に違反し、学内外の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒の種類は次のとおりとする。

訓告
停学
退学

- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、卒業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく出席常でない者
- 四 学内外の秩序を乱し学生の本分に反した者

- 4 停学が引続き3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。

(除籍)

第41条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長が当該教授会の意見を聴き、除籍する。

- 一 第5条の在学期間修業してなお卒業の認められない者
- 二 正当な理由なく授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り、再三の督促を受けてもなお納入しない者
- 三 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

- 2 前項第五号については、当該学生の死亡した日をもって除籍とする。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第42条 本学の入学検定料、入学金及び授業料、その他諸納付金は別表Ⅲのとおりとする。

(演習、実習費用)

第43条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。

(納付規程)

第44条 第42条及び第43条の諸納付金は、別に定める規定により納付しなければならない。

- 2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、それを納入するまで、授業及び試験に出席すること、並びに附属図書館備えつけの図書を読覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第45条 休学中の休学科は、薬学部薬学科は月額50,000円、その他の学科は月額25,000円とする。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第46条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第47条 削除

第48条 既納の納付金は原則として返還しない。

第8章 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第49条 本学に保健施設並びに厚生に関する諸施設を設ける。

(健康診断)

第50条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第9章 科目等履修生・委託生・特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学学生以外の者で本学の特定の科目について履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第 52 条 公共団体又はその他の機関から本学の特定の授業科目について、修学を委託される者があるときは、授業に支障をきたさない限り選考の上、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 53 条 他の大学（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生としてこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 54 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に留学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 55 条 地域の教育、文化の向上に資するため本学に公開講座を設けることがある。

第 11 章 特待生

(特待生)

第 56 条 学生として学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 教職員組織

(教職員組織)

第 57 条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第 13 章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

第 58 条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第 59 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、全学教授会、学部教授会、代議員教授会をもって組織する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他教授会に関する規程は、別に定める。

第 14 章 通信教育部

(通信教育部)

第 60 条 本学に通信教育部を置く。

2 通信教育部に関する事項については、別に定める。

第 15 章 大学院

(大学院)

第 61 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則については、別に定める。

第 16 章 附属施設

(附属図書館)

第 62 条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第 63 条 本学薬学部附属薬用植物園を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

附 則 この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 12 条、第 37 条については従前の規定による。

附 則 この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条第 2 項並びに第 11 条第 2 項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条並びに第 37 条第 1 項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 12 条、第 37 条第 2 項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項、第 28 条、第 37 条第 1 項については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 12 条、第 20 条第 4 項、第 32 条第 3 項、第 37 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 37 条第 1 項及び第 2 項については従前の規定による。

なお、平成 19 年度に臨床福祉学科臨床福祉専攻及び動物療法専攻に入学した学生は、第 11 条第 1 項の別表Ⅱ-(1)については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条及び第 37 条については従前の規定による。

なお、平成 20 年度に動物生命薬科学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 4 項については改正学則を適用する。

また、平成 18 年度、19 年度、20 年度に薬学科に入学した学生は、第 10 条第 3 項、第 11 条第 3 項及び第 37 条第 1 項については改正学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 11 条第 1 項及び第 12 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条第 1 項並びに 3 項、第 36 条、第 42 条、第 45 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 3 条、第 11 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 37 条、第 38 条、第 59 条については従前の規定による。

なお、第 3 条の規定にかかわらず、臨床福祉学科の編入学定員は平成 29 年度から適用し、平成 27 年度から平成 29 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

| 部・学科等 | 収容定員 | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 社会福祉学部 臨床福祉学科 | 512 名 | 432 名 | 351 名 |
| 保健科学部 臨床工学科 | 170 名 | 180 名 | 190 名 |
| 薬学部 動物生命薬科学科 | 130 名 | 140 名 | 150 名 |
| 生命医科学部 生命医科学科 | 60 名 | 120 名 | 180 名 |

附 則 この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条については従前の規定による。

なお、第 3 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

| 学部・学科等 | 収容定員 | | |
|---------------------|----------|----------|----------|
| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
| 社会福祉学部 子ども保育福祉学科 | 150 名 | 100 名 | 50 名 |

附 則 この改正学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 12 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 11 条、第 12 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 42 条については従前の規定による。

| 学部・学科等 | 収容定員 | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 |
| 社会福祉学部 臨床福祉学科 | 235 名 | 214 名 | 189 名 |
| 保健科学部 視機能療法学科 | 120 名 | 80 名 | 40 名 |
| 保健科学部 臨床工学科 | 190 名 | 180 名 | 170 名 |

| 学部・学科等 | 収容定員 | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
| 薬学部 薬学科 | 824 名 | 784 名 | 744 名 | 704 名 | 664 名 |

附 則 この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 1 条、第 3 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 37 条、第 38 条、第 42 条については従前の規定による。

なお、第 3 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の収容定員は次のとおりとする。

| 学部・学科等 | 収容定員 | | |
|-------------------|---------|---------|---------|
| | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 |
| 社会福祉学部 臨床福祉学科 | 214 名 | 189 名 | 164 名 |
| 保健科学部 作業療法学科 | 120 名 | 80 名 | 40 名 |
| 保健科学部 言語聴覚療法学科 | 120 名 | 80 名 | 40 名 |
| 保健科学部 臨床工学科 | 140 名 | 90 名 | 40 名 |
| 生命医科学部 生命医科学科 | 260 名 | 280 名 | 300 名 |
| 視機能療法学別科 | 40 名 | | |

附 則 この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条については従前の規定による。

附 則 この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 10 条、第 11 条、第 12 条については従前の規定による。

別表Ⅰ－(1) 社会福祉学部
(基礎科目)

社会福祉学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

| 区分 | 科目名 | 年次 | 必修 | 選択 | |
|-----------|----------|-------------|------|----|---|
| 大学共通基礎科目 | 共通英語 | 英語 | 1 | | 2 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 |
| | 教育情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | | 2 |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 |
| | | ＱＯＬと人間の尊厳 | 1 | 2 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | |
| | 学部共通基礎科目 | 人間と社会・文化 | 中国語Ⅰ | 1 | |
| 中国語Ⅱ | | | 1 | | 2 |
| 日本語Ⅰ | | | 1 | | 2 |
| 日本語Ⅱ | | | 1 | | 2 |
| 日本語Ⅲ | | | 2 | | 2 |
| 日本語Ⅳ | | | 2 | | 2 |
| 日本語総合講座Ⅰa | | | 1 | | 2 |
| 日本語総合講座Ⅰb | | | 1 | | 2 |
| 日本語総合講座Ⅱa | | | 1 | | 2 |
| 日本語総合講座Ⅱb | | | 1 | | 2 |
| 哲学 | | | 1 | | 2 |
| 倫理学 | | | 2 | | 2 |
| 芸術 | | | 1 | | 2 |
| 日本国憲法 | | | 2 | | 2 |
| 経済学 | | 2 | | 2 | |
| 科学自然 | | 生物学 | 1 | | 2 |
| | | 生理学 | 1 | | 2 |
| | | 教職コンピュータ基礎 | 2 | | 2 |
| 教育健康 | | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | | 1 |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | | 1 |
| | | 健康科学論 | 2 | | 2 |
| 演習基礎 | | 基礎演習Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | 基礎演習Ⅱ | 1 | 1 | |

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅰ－(2) 薬学部
(基礎科目)

薬学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

| 区分 | 科目名 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | |
|----------|--------|-------------|----|----|----|--|
| 大学共通基礎科目 | 共通英語 | 英語 | 1 | 2 | | |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 | |
| | 情報教育 | 情報処理入門 | 1 | 1 | | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | 2 | | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | 2 | | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 | |
| | | インターンシップ | 1 | | 1 | |
| | 学科基礎科目 | 外書講読Ⅰ | 1 | 1 | | |
| 外書講読Ⅱ | | 2 | 1 | | | |
| 外書講読Ⅲ | | 3 | 1 | | | |
| 理科系作文法Ⅰ | | 1 | 1 | | | |
| 理科系作文法Ⅱ | | 1 | 1 | | | |
| 法学 | | 1 | 1 | | | |
| 医事法学総論 | | 1 | 1 | | | |
| 生物学 | | 1 | 1 | | | |
| 基礎機能形態学 | | 1 | 1 | | | |
| 物理学Ⅰ | | 1 | 1 | | | |
| 物理学Ⅱ | | 1 | | 1 | | |
| 化学Ⅰ | | 1 | 1 | | | |
| 化学Ⅱ | | 1 | | 1 | | |
| 化学演習Ⅰ | | 1 | | | 1 | |
| 化学演習Ⅱ | | 1 | | | 1 | |
| 薬学数学 | | 1 | 1 | | | |
| 薬学数学演習 | | 1 | | | 1 | |
| 倫理学 | | 1 | | 1 | | |
| 哲学 | | 2 | | 1 | | |
| 病気を知る | | 1 | 1 | | | |
| 総合学習Ⅰ | | 1 | 1 | | | |
| 総合学習Ⅱ | | 2 | 1 | | | |
| 総合学習Ⅲ | 3 | 1 | | | | |

| 区分 | | 科目名 | 年次 | 必修 | 選択 |
|----------|----------|-------------|----|----|----|
| 大学共通基礎科目 | 教育 英語 | 英語 | 1 | 2 | |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | 2 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | | 2 |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | |
| 学科基礎科目 | | 大学英語Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 大学英語Ⅱ | 1 | | 2 |
| | | 実用英語Ⅰ | 2 | | 2 |
| | | 実用英語Ⅱ | 2 | | 2 |
| | | 実用英語Ⅲ | 2 | | 2 |
| | | 実用英語Ⅳ | 2 | | 2 |
| | | 社会学 | 1 | | 2 |
| | | 心理学 | 1 | | 2 |
| | | 歴史と社会 | 2 | | 2 |
| | | アジアと世界 | 2 | | 2 |
| | | 哲学 | 2 | | 2 |
| | | 倫理学 | 1 | | 2 |
| | | 数学Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 数学Ⅱ | 1 | | 2 |
| | | 化学Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 化学Ⅱ | 1 | | 2 |
| | | 生物学Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 生物学Ⅱ | 1 | | 2 |

別表Ⅰ－(3) 生命医科学部

(基礎科目)

生命医科学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

| 区分 | | 科目名 | 年次 | 必修 | 選択 |
|----------|----------|-------------|----|----|----|
| 大学共通基礎科目 | 共通英語 | 英語 | 1 | 2 | |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 |
| | 教育情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 2 | | 2 |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | |
| 学科基礎科目 | 医療英語 | 2 | | 2 | |
| | 生涯スポーツ論 | 1 | | 2 | |
| | 生涯スポーツ実習 | 1 | | 1 | |
| | 健康科学論 | 1 | | 2 | |
| | 物理学 | 1 | | 2 | |
| | 化学 | 1 | | 2 | |
| | 生物学 | 1 | | 2 | |
| | 分子生物学 | 1 | | 2 | |
| | 法学 | 1 | | 2 | |
| | 心理学 | 2 | | 2 | |
| | 生命倫理学 | 2 | 2 | | |
| | 医学概論 | 1 | 2 | | |
| | 生命医科学概論 | 1 | 2 | | |
| | 医療統計学 | 2 | | 2 | |

別表Ⅰ－(4) 臨床心理学部

(基礎科目)

臨床心理学部の基礎科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

| 区分 | 科目名 | 年次 | 必修 | 選択 | |
|----------|----------|-------------|----|----|---|
| 大学共通基礎科目 | 共通英語 | 英語 | 1 | | 2 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 |
| | 教育情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 2 | | 2 |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | |
| 学部共通基礎科目 | 社会と文化 | 中国語Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 中国語Ⅱ | 1 | | 2 |
| | | 日本語Ⅰ | 1 | | 2 |
| | | 日本語Ⅱ | 1 | | 2 |
| | | 日本語Ⅲ | 2 | | 2 |
| | | 日本語Ⅳ | 2 | | 2 |
| | | 日本語総合講座Ⅰa | 1 | | 2 |
| | | 日本語総合講座Ⅰb | 1 | | 2 |
| | | 日本語総合講座Ⅱa | 1 | | 2 |
| | | 日本語総合講座Ⅱb | 1 | | 2 |
| | | 哲学 | 1 | | 2 |
| | | 倫理学 | 2 | | 2 |
| | | 社会学 | 1 | | 2 |
| | | 日本国憲法 | 2 | | 2 |
| | 経済学 | 2 | | 2 | |
| | 生物学 | 1 | | 2 | |
| | 教育健康 | 健康科学論 | 1 | | 2 |
| | | 生涯スポーツ論 | 1 | | 2 |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | | 1 |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | | 1 |
| 演習基礎 | 基礎演習Ⅰ | 1 | 1 | | |
| | 基礎演習Ⅱ | 1 | 1 | | |

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

別表Ⅱ－(1) 社会福祉学部

(専門教育科目)

社会福祉学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

スポーツ健康福祉学科

| 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 |
|------------------|----|----|----|----|-------------------|----|----|----|----|
| 社会学 | 1 | | 2 | | スポーツ実習Ⅴ(水泳) | 2 | | 1 | |
| 心理学概論 | 1 | | 2 | | スポーツ実習Ⅵ(ダンス) | 2 | | 1 | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | | スポーツ実習Ⅶ(柔道) | 2 | | 1 | |
| 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | | スポーツ実習Ⅷ(野外スポーツ実習) | 1 | | 1 | |
| 障害者福祉 | 1 | | 2 | | レクリエーション論 | 2 | | 2 | |
| 高齢者福祉 | 1 | | 2 | | レクリエーション実技 | 2 | | 1 | |
| 介護概論 | 2 | | 2 | | 健康運動指導論Ⅰ | 3 | | 2 | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | | 健康運動指導論Ⅱ | 4 | | 2 | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | | 健康運動指導論Ⅲ | 4 | | 2 | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | | 2 | | 教育原論 | 2 | | 2 | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | | 教育心理学 | 3 | | 2 | |
| 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | | 教育相談 | 3 | | 2 | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | | 医学概論 | 1 | | 2 | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | | 社会保障制度および職業倫理 | 4 | | 1 | |
| 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | | 解剖学Ⅰ | 1 | | 2 | |
| 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | | 解剖学Ⅱ | 2 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | | 解剖学Ⅲ | 2 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | | 運動学概論 | 2 | | 1 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | | 身体の働きⅠ | 2 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | | 身体の働きⅡ | 2 | | 2 | |
| 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | | リハビリテーション | 3 | | 2 | |
| 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | | 病理学概論 | 2 | | 2 | |
| 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | | 衛生学Ⅰ | 3 | | 2 | |
| 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | | 衛生学Ⅱ | 3 | | 2 | |
| 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | | 臨床医学総論Ⅰ | 2 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 臨床医学総論Ⅱ | 2 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 臨床医学各論Ⅰ | 2 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | | 臨床医学各論Ⅱ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 臨床医学各論Ⅲ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | | 臨床医学各論Ⅳ | 4 | | 1 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | | 病態生理学 | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | | 鍼灸理論 | 3 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | | 東洋医学概論Ⅰ | 1 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | | 東洋医学概論Ⅱ | 1 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | | 経絡経穴学Ⅰ | 1 | | 1 | |
| 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | | 経絡経穴学Ⅱ | 1 | | 1 | |
| 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | | 経絡経穴学Ⅲ | 2 | | 1 | |
| 連携実践演習 | 4 | | 1 | | 東洋医学臨床論Ⅰ | 2 | | 2 | |
| 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 | | 東洋医学臨床論Ⅱ | 3 | | 2 | |
| 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 | | 東洋医学臨床論Ⅲ | 3 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | | 東洋医学臨床論Ⅳ | 4 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 東洋医学臨床論Ⅴ | 4 | | 1 | |
| スクールソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 物理療法学 | 3 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 鍼灸治療の安全と適応判断 | 4 | | 1 | |
| 医療ソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 鍼灸診察演習 | 3 | | 1 | |
| 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 社会鍼灸学 | 4 | | 2 | |
| 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 基礎鍼灸実習 | 1 | | 1 | |
| キャリアデザイン演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 臨床鍼灸実技Ⅰ | 2 | | 1 | |
| キャリアデザイン演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 臨床鍼灸実技Ⅱ | 2 | | 1 | |
| キャリアデザイン演習Ⅲ | 2 | | 1 | | 臨床鍼灸実技Ⅲ | 3 | | 1 | |
| キャリアデザイン演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 臨床鍼灸実技Ⅳ | 3 | | 1 | |

| 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 |
|-----------------|----|----|----|----|-------------------|----|----|----|----|
| キャリアデザイン演習Ⅴ | 3 | | 1 | | 臨床鍼実技Ⅴ | 4 | | 1 | |
| スポーツマネジメント | 4 | | 2 | | 臨床鍼実技Ⅵ | 4 | | 1 | |
| スポーツ心理学Ⅰ | 2 | 2 | | | 臨床鍼灸評価実習Ⅰ | 2 | | 1 | |
| スポーツ心理学Ⅱ | 2 | 2 | | | 臨床鍼灸評価実習Ⅱ | 3 | | 1 | |
| スポーツ社会学 | 3 | 2 | | | 臨床灸実技Ⅰ | 2 | | 1 | |
| 運動学 | 3 | 2 | | | 臨床灸実技Ⅱ | 2 | | 1 | |
| スポーツ・レクリエーション演習 | 3 | 1 | | | 臨床灸実技Ⅲ | 3 | | 1 | |
| 運動生理学 | 2 | 2 | | | 臨床灸実技Ⅳ | 3 | | 1 | |
| スポーツ栄養学Ⅰ | 2 | 2 | | | 臨床灸実技Ⅴ | 4 | | 1 | |
| スポーツ栄養学Ⅱ | 4 | 2 | | | 臨床灸実技Ⅵ | 4 | | 1 | |
| バイオメカニクス | 1 | 2 | | | 臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所） | 3 | | 2 | |
| トレーニング論 | 4 | 2 | | | 臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所） | 4 | | 2 | |
| 体力学 | 2 | 2 | | | スポーツ健康鍼灸学 | 3 | | 2 | |
| スポーツ医学Ⅰ | 3 | 2 | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ | 3 | 1 | | |
| スポーツ医学Ⅱ | 3 | 2 | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ | 3 | 1 | | |
| 公衆衛生学 | 3 | 2 | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅲ | 4 | 1 | | |
| スポーツファーストエイド | 3 | 2 | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅳ | 4 | 1 | | |
| アダプテッドスポーツ論 | 4 | 2 | | | 卒業研究Ⅰ | 4 | 2 | | |
| コーチング論 | 4 | 2 | | | 卒業研究Ⅱ | 4 | 2 | | |
| 運動器の解剖と機能Ⅰ | 2 | 2 | | | アスレティックトレーナー概論 | 2 | | | 1 |
| 運動器の解剖と機能Ⅱ | 2 | 2 | | | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ | 2 | | | 1 |
| スポーツ科学 | 4 | 2 | | | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ | 2 | | | 1 |
| トレーニング科学 | 4 | 2 | | | 健康管理とスポーツ医学 | 2 | | | 1 |
| スポーツ原理 | 1 | 2 | | | 検査・測定と評価Ⅰ | 2 | | | 1 |
| スポーツ健康福祉論 | 1 | 2 | | | 検査・測定と評価Ⅱ | 3 | | | 1 |
| 運動処方論 | 3 | 2 | | | 予防とコンディショニングⅠ | 3 | | | 1 |
| 体力学演習 | 3 | 1 | | | 予防とコンディショニングⅡ | 3 | | | 1 |
| 学校保健 | 3 | 2 | | | 予防とコンディショニングⅢ | 4 | | | 1 |
| 生活習慣病予防学 | 4 | 2 | | | アスレティックリハビリテーションⅠ | 3 | | | 1 |
| 健康スポーツ実習Ⅰ | 1 | 2 | | | アスレティックリハビリテーションⅡ | 4 | | | 1 |
| 健康スポーツ実習Ⅱ | 2 | 2 | | | アスレティックリハビリテーションⅢ | 4 | | | 1 |
| 健康スポーツ現場実習 | 3 | 2 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅰ | 3 | | | 1 |
| 高齢者・障害者スポーツ実習 | 3 | 1 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅱ | 3 | | | 1 |
| スポーツ実習Ⅰ（器械体操） | 1 | 1 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅲ | 3 | | | 1 |
| スポーツ実習Ⅱ（屋外球技） | 2 | 1 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅳ | 3 | | | 1 |
| スポーツ実習Ⅲ（屋内球技） | 1 | 1 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅴ | 4 | | | 1 |
| スポーツ実習Ⅳ（陸上） | 2 | 1 | | | アスレティックトレーナー実習Ⅵ | 4 | | | 1 |

臨床福祉学科

| 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 |
|---------------------|----|----|----|----|---------------|----|----|----|----|
| 社会学 | 1 | | 2 | | 介護の基本Ⅰ | 1 | | 2 | |
| 心理学概論 | 1 | | 2 | | 介護の基本Ⅱ | 1 | | 2 | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | | 介護の基本Ⅲ | 2 | | 2 | |
| 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | | 介護の基本Ⅳ | 2 | | 2 | |
| 障害者福祉 | 1 | | 2 | | 介護福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | |
| 高齢者福祉 | 1 | | 2 | | 介護福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | |
| 介護概論 | 2 | | 2 | | コミュニケーション技術Ⅰ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | | コミュニケーション技術Ⅱ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | | 生活支援技術演習(基本Ⅰ) | 1 | | 1 | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | | 2 | | 生活支援技術演習(基本Ⅱ) | 1 | | 1 | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | | 生活支援技術演習(応用Ⅰ) | 2 | | 1 | |
| 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(応用Ⅱ) | 2 | | 1 | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(終末期) | 3 | | 2 | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(家事Ⅰ) | 1 | | 1 | |
| 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(家事Ⅱ) | 1 | | 1 | |
| 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(環境Ⅰ) | 4 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(環境Ⅱ) | 4 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | | 生活支援技術演習(総括) | 4 | | 1 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | | 介護過程Ⅰ | 2 | | 1 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | | 介護過程Ⅱ | 3 | | 1 | |
| 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | | 介護過程Ⅲ | 3 | | 2 | |
| 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | | 介護過程Ⅳ | 4 | | 1 | |
| 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | | 介護総合演習Ⅰ | 2 | | 1 | |
| 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | | 介護総合演習Ⅱ | 2 | | 1 | |
| 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | | 介護総合演習Ⅲ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 介護総合演習Ⅳ | 4 | | 1 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 介護実習Ⅰ | 2 | | 3 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | | 介護実習Ⅱ | 2 | | 3 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 介護実習Ⅲ | 3 | | 4 | |
| ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | | 医療的ケアⅠ | 3 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | | 医療的ケアⅡ | 3 | | 1 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | | 精神疾患とその治療Ⅰ | 2 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | | 精神疾患とその治療Ⅱ | 2 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | | 精神保健の課題と支援Ⅰ | 3 | | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | | 精神保健の課題と支援Ⅱ | 3 | | 2 | |
| 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | | こころとからだのしくみⅠ | 1 | | 2 | |
| 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | | こころとからだのしくみⅡ | 2 | | 2 | |
| 連携実践演習 | 4 | | 1 | | 発達と老化の理解Ⅰ | 3 | | 2 | |
| 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 | | 発達と老化の理解Ⅱ | 3 | | 2 | |
| 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 | | 障害の理解 | 2 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | | 公衆衛生学 | 3 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 教育原論 | 2 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 教育心理学 | 3 | | 2 | |
| スクールソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 教育相談 | 3 | | 2 | |
| 医療ソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 社会・集団・家族心理学 | 1 | | 2 | |
| 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 発達心理学 | 1 | | 2 | |
| 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 臨床心理学概論 | 1 | | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 福祉心理学 | 3 | | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 福祉住環境論Ⅰ | 3 | | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅲ | 2 | | 1 | | 福祉住環境論Ⅱ | 3 | | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 福祉住環境デザイン | 3 | | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅴ | 3 | | 1 | | 福祉施設とまちづくり | 3 | | 2 | |
| 精神保健福祉の原理Ⅰ | 1 | | 2 | | 芸術療法 | 3 | | 2 | |
| 精神保健福祉の原理Ⅱ | 2 | | 2 | | レクリエーション論 | 2 | | 2 | |
| 精神障害リハビリテーション論 | 3 | | 2 | | レクリエーション実技 | 2 | | 1 | |
| 精神保健福祉制度論 | 2 | | 2 | | アダプテッドスポーツ論 | 4 | | 2 | |
| ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ | 3 | | 2 | | 高齢者・障害者スポーツ実習 | 3 | | 1 | |

| 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 |
|---------------------|----|----|----|----|---------------|----|----|----|----|
| ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ | 3 | | 2 | | フィールドワーク演習Ⅰ | 3 | | 1 | |
| 精神保健福祉援助演習Ⅰ | 3 | | 1 | | フィールドワーク演習Ⅱ | 4 | | 1 | |
| 精神保健福祉援助演習Ⅱ | 4 | | 1 | | 臨床福祉学演習Ⅰ | 3 | 1 | | |
| 精神保健福祉援助演習Ⅲ | 4 | | 1 | | 臨床福祉学演習Ⅱ | 3 | 1 | | |
| 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ | 3 | | 1 | | 臨床福祉学演習Ⅲ | 4 | 1 | | |
| 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ | 4 | | 1 | | 臨床福祉学演習Ⅳ | 4 | 1 | | |
| 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ | 4 | | 1 | | 卒業研究Ⅰ | 4 | 2 | | |
| 精神保健福祉援助実習Ⅰ | 3 | | 1 | | 卒業研究Ⅱ | 4 | 2 | | |
| 精神保健福祉援助実習Ⅱ | 4 | | 4 | | | | | | |

介護福祉士資格に関する科目は介護福祉コースのみ履修可能

(教職に関する科目)

教職免許状を得ようとする者の科目の単位数は次のとおりである。

| 免許状の種類 | 授業科目の名称 | 年次 | 単位数 | 授業科目の名称 | 年次 | 単位数 |
|-----------------------------------|---------------------|----|-----|-------------|----|-----|
| 中学校教諭 一種免許状 (保健体育) | 教職論 | 1 | 2 | 教育実習指導 | 3 | 1 |
| | 教育行政学 | 2 | 2 | 教育実習Ⅰ | 4 | 2 |
| | 特別支援教育 | 3 | 1 | 教育実習Ⅱ | 4 | 2 |
| | 教育課程論 | 2 | 2 | 教職実践演習(中・高) | 4 | 2 |
| 高等学校教諭 一種免許状 (保健体育) (福祉) | 道德教育の指導法 | 2 | 2 | 福祉科教育法 | 3 | 4 |
| | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | 保健体育科教育法Ⅰ | 3 | 4 |
| | 教育方法・情報通信技術活用論 | 3 | 2 | 保健体育科教育法Ⅱ | 3 | 4 |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | 介護等体験 | 2 | 1 |

別表Ⅱ－(2) 薬学部

(専門教育科目)

薬学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

薬学科

| 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 | 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 自由 |
|---------------|----|----|----|----|---------------|----|----|----|----|
| 薬学入門 | 1 | 1 | | | 衛生化学Ⅰ | 2 | 1 | | |
| プレゼンテーション概論 | 1 | 1 | | | 衛生化学Ⅱ | 3 | 1 | | |
| 医薬情報学 | 3 | 1 | | | 臨床検査学 | 3 | 1 | | |
| 医薬情報学演習 | 4 | 1 | | | 薬物代謝学 | 3 | 1 | | |
| くすりの歩み | 2 | | 1 | | 公衆衛生学 | 3 | 1 | | |
| 薬学と生命倫理Ⅰ | 2 | 1 | | | 身体の特異な働き | 2 | | 1 | |
| 薬学と生命倫理Ⅱ | 3 | 1 | | | 環境科学 | 1 | 1 | | |
| 医療概論 | 1 | 1 | | | 食品栄養学 | 4 | | 1 | |
| コミュニケーション演習 | 4 | 1 | | | 栄養管理学 | 4 | | 1 | |
| 薬学英語Ⅰ | 2 | | 1 | | 薬局方概論 | 3 | 1 | | |
| 薬学英語Ⅱ | 4 | | 1 | | 薬剤学Ⅰ | 2 | 1 | | |
| 無機化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 薬剤学Ⅱ | 2 | 1 | | |
| 無機化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 薬剤学Ⅲ | 3 | 1 | | |
| 有機化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 製剤学 | 3 | 1 | | |
| 有機化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 調剤学 | 3 | 1 | | |
| 有機化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 基礎薬物動態学 | 2 | | 1 | |
| 有機化学Ⅳ | 3 | 1 | | | 薬物動態学Ⅰ | 3 | 1 | | |
| 医薬品化学 | 4 | 1 | | | 薬物動態学Ⅱ | 3 | 1 | | |
| 放射化学・薬品学 | 2 | 1 | | | 薬物治療学Ⅰ | 3 | 1 | | |
| 生物有機化学 | 3 | 1 | | | 薬物治療学Ⅱ | 3 | 1 | | |
| 反応有機化学 | 3 | 1 | | | 薬物治療学Ⅲ | 4 | 1 | | |
| 分析化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 薬物治療学Ⅳ | 4 | 1 | | |
| 分析化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 薬物治療学Ⅴ | 4 | 1 | | |
| 分析化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 薬物治療学Ⅵ | 4 | 1 | | |
| 機器分析学 | 3 | 1 | | | 一般用医薬品学 | 4 | 1 | | |
| 応用機器分析学 | 3 | 1 | | | 医事法学演習 | 4 | 1 | | |
| 物理化学Ⅰ | 2 | 1 | | | 薬事関係法規Ⅰ | 4 | 1 | | |
| 物理化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 薬事関係法規Ⅱ | 6 | 1 | | |
| 基礎生化学 | 1 | 1 | | | 治験コーディネーター論 | 6 | 1 | | |
| 生化学Ⅰ | 2 | 1 | | | 基礎薬学総合演習 | 4 | 8 | | |
| 生化学Ⅱ | 2 | 1 | | | セーフティマネジメント演習 | 5 | 1 | | |
| 生化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 先端医療学 | 5 | 1 | | |
| ウイルス学 | 2 | 1 | | | 病院薬学演習 | 5 | 1 | | |
| 細菌学 | 3 | 1 | | | 一般用医薬品学演習 | 5 | 1 | | |
| 生物統計学 | 2 | 1 | | | 食品医薬品相互作用論 | 5 | 1 | | |
| 細胞生物学 | 3 | 1 | | | 乱用薬物・毒物学 | 5 | 1 | | |
| 遺伝子工学 | 4 | 1 | | | 漢方治療学演習 | 5 | 1 | | |
| 腫瘍治療学 | 4 | 1 | | | 薬学総合演習Ⅰ | 6 | 5 | | |
| 薬用植物学 | 1 | 1 | | | 薬学総合演習Ⅱ | 6 | 5 | | |
| 生薬学 | 2 | 1 | | | 薬化学実習 | 2 | 1 | | |
| 天然医薬品化学Ⅰ | 3 | 1 | | | 分析学実習 | 2 | 1 | | |
| 天然医薬品化学Ⅱ | 4 | 1 | | | 生薬学実習 | 3 | 1 | | |
| 和漢薬学 | 2 | 1 | | | 基礎生化学実習 | 2 | 1 | | |
| 東洋医薬学 | 3 | 1 | | | 生化学実習 | 3 | 1 | | |
| 漢方治療学 | 4 | 1 | | | 基礎薬理学実習 | 3 | 1 | | |
| 機能形態学Ⅰ | 1 | 1 | | | 薬理学実習 | 3 | 1 | | |
| 機能形態学Ⅱ | 1 | 1 | | | 薬剤学実習 | 3 | 1 | | |
| 機能形態学Ⅲ | 2 | 1 | | | 衛生薬学実習 | 3 | 1 | | |
| 病理学 | 2 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅰa | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅰ | 2 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅰb | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅱ | 2 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅰc | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅲ | 2 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅱa | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅳ | 2 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅱb | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅴ | 3 | 1 | | | 実務実習事前学習Ⅱc | 4 | 1 | | |
| 生理・薬理学Ⅵ | 3 | 1 | | | 特別研究Ⅰ | 5 | 4 | | |
| 応用薬理学 | 3 | 1 | | | 特別研究Ⅱ | 6 | 8 | | |
| 免疫学 | 3 | 1 | | | 実務実習Ⅰ | 5 | 10 | | |
| 臨床医学概論 | 4 | 1 | | | 実務実習Ⅱ | 5 | 10 | | |

動物生命薬科学科

| 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 |
|---------------|----|----|----|---------------|----|----|----|
| 生命倫理・動物福祉 | 1 | | 2 | 動物臨床看護学総論 | 2 | | 2 |
| 動物解剖学 | 1 | 2 | | 動物臨床看護学各論Ⅰ | 3 | | 2 |
| 動物生理学Ⅰ | 1 | 2 | | 動物臨床看護学各論Ⅱ | 3 | | 2 |
| 動物生理学Ⅱ | 1 | 2 | | 動物臨床看護学各論Ⅲ | 3 | | 2 |
| 動物繁殖学 | 3 | | 2 | 動物臨床看護学演習Ⅰ | 4 | | 1 |
| 動物行動学 | 4 | | 2 | 動物臨床看護学演習Ⅱ | 4 | | 1 |
| 動物栄養学 | 3 | | 2 | 動物臨床検査学 | 3 | | 2 |
| 畜産学 | 3 | | 2 | 動物医療コミュニケーション | 2 | | 2 |
| 実験動物学Ⅰ | 2 | 2 | | 愛玩動物学 | 3 | | 2 |
| 実験動物学Ⅱ | 2 | 2 | | 人と動物の関係学 | 3 | | 2 |
| 野生動物学 | 4 | | 2 | 適正飼養指導論 | 3 | | 1 |
| 動物看護関連法規 | 2 | | 1 | 動物生活環境学 | 4 | | 1 |
| 動物愛護・適正飼養関連法規 | 2 | | 1 | ペット関連産業概論 | 4 | | 1 |
| 動物解剖学実習Ⅰ | 1 | 1 | | 生涯学習概論 | 4 | | 2 |
| 動物解剖学実習Ⅱ | 1 | 1 | | 博物館概論 | 2 | | 2 |
| 組織学 | 1 | 2 | | 博物館経営論 | 4 | | 2 |
| 有機化学Ⅰ | 1 | 2 | | 博物館資料論Ⅰ | 3 | | 1 |
| 有機化学Ⅱ | 2 | | 2 | 博物館資料論Ⅱ | 3 | | 1 |
| 基礎生化学 | 1 | 2 | | 博物館資料保存論 | 3 | | 2 |
| 生物統計学 | 2 | | 2 | 博物館展示論Ⅰ | 3 | | 1 |
| 飼料学 | 3 | | 2 | 博物館展示論Ⅱ | 3 | | 1 |
| 実験動物学演習 | 3 | | 1 | 博物館教育論 | 4 | | 2 |
| 実験動物学実習 | 3 | | 1 | 博物館情報・メディア論 | 4 | | 2 |
| 微生物学 | 2 | 2 | | 博物館実習 | 4 | | 3 |
| 微生物学実習 | 2 | 1 | | 動物実習基礎Ⅰ | 1 | 1 | |
| 動物看護学概論 | 1 | | 2 | 動物実習基礎Ⅱ | 1 | 1 | |
| 生物多様性 | 2 | | 2 | 動物実習基礎Ⅲ | 2 | 1 | |
| 統合生理学 | 4 | | 2 | 動物実習基礎Ⅳ | 2 | 1 | |
| 動物病理学Ⅰ | 2 | 2 | | 動物内科看護学実習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 動物病理学Ⅱ | 2 | | 2 | 動物内科看護学実習Ⅱ | 2 | | 1 |
| 寄生虫学 | 2 | 2 | | 動物臨床検査学実習 | 3 | | 1 |
| 動物薬理学Ⅰ | 2 | 2 | | 動物外科看護学実習 | 3 | | 1 |
| 動物薬理学Ⅱ | 2 | 2 | | 動物臨床看護学実習 | 3 | 1 | |
| 臨床薬理学 | 4 | | 2 | 動物愛護・適正飼養実習 | 3 | 1 | |
| 動物感染症学Ⅰ | 3 | | 2 | 動物看護総合実習 | 3 | | 2 |
| 動物感染症学Ⅱ | 3 | | 2 | 動物実習応用Ⅰ | 4 | 1 | |
| 公衆衛生学Ⅰ | 2 | 2 | | 動物実習応用Ⅱ | 4 | 1 | |
| 公衆衛生学Ⅱ | 2 | 2 | | 畜産学実習 | 4 | | 1 |
| 動物内科看護学 | 2 | | 2 | 卒業研究 | 4 | 2 | |
| 動物外科看護学 | 3 | | 2 | | | | |

別表Ⅱ－（３）生命医科学部

（専門教育科目）

生命医科学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

生命医科学科

| 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 |
|------------|----|----|----|--------------|-----|----|----|
| 公衆衛生学 | 1 | 2 | | 臨床薬理学 | 3 | | 2 |
| 解剖学Ⅰ | 1 | 2 | | 看護学概論 | 3 | | 2 |
| 解剖学Ⅱ | 2 | | 2 | 医用電気工学Ⅰ | 1 | 2 | |
| 解剖学実習 | 2 | | 1 | 医用電気工学Ⅱ | 1 | | 2 |
| 生理学Ⅰ | 1 | 2 | | 医用電気工学演習Ⅰ | 1 | 1 | |
| 生理学Ⅱ | 1 | | 2 | 医用電気工学演習Ⅱ | 1 | | 1 |
| 生理学実習 | 2 | | 1 | 医用電気工学実習 | 2 | | 1 |
| 臨床病態学Ⅰ | 3 | | 2 | 医用電子工学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 臨床病態学Ⅱ | 3 | | 1 | 医用電子工学Ⅱ | 2 | | 2 |
| 病理学Ⅰ | 2 | 2 | | 医用電子工学演習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 病理学Ⅱ | 2 | | 2 | 医用電子工学演習Ⅱ | 2 | | 1 |
| 病理学実習 | 3 | | 1 | 医用電子工学実習 | 2 | | 1 |
| 生化学Ⅰ | 1 | 2 | | 物性工学 | 3 | | 2 |
| 生化学Ⅱ | 2 | | 2 | 材料工学 | 3 | | 2 |
| 生化学実習 | 1 | | 1 | 医用機器工学 | 3 | | 2 |
| 微生物学Ⅰ | 1 | 2 | | 医用化学 | 1 | | 2 |
| 微生物学Ⅱ | 2 | | 2 | 応用数学 | 2 | | 2 |
| 微生物学実習Ⅰ | 2 | | 1 | 応用数学演習 | 2 | | 1 |
| 微生物学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 医療情報処理工学 | 1 | | 2 |
| 一般検査学 | 2 | | 2 | 医療情報処理工学実習 | 1 | | 1 |
| 一般検査学実習 | 2 | | 1 | システム工学 | 3 | | 2 |
| 検査機器総論 | 1 | 2 | | 医用工学 | 1 | 2 | |
| 医用工学概論 | 1 | 2 | | 医用工学演習 | 1 | | 1 |
| 医用工学実習 | 1 | 1 | | 生体計測装置学Ⅰ | 1 | 2 | |
| 臨床血液学Ⅰ | 2 | | 2 | 生体計測装置学Ⅱ | 3 | | 2 |
| 臨床血液学Ⅱ | 2 | | 2 | 生体計測装置学実習 | 3 | | 1 |
| 臨床血液学実習Ⅰ | 3 | | 1 | 臨床検査機器学 | 2 | | 2 |
| 臨床血液学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 医用治療機器学 | 2 | | 2 |
| 免疫検査学 | 2 | | 2 | 医用治療機器学実習 | 2 | | 1 |
| 免疫検査学実習 | 3 | | 1 | 生体機能代行装置学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 臨床免疫学Ⅰ | 3 | | 2 | 生体機能代行装置学Ⅱ | 3 | | 2 |
| 臨床免疫学Ⅱ | 3 | | 1 | 生体機能代行装置学Ⅲ | 3 | | 2 |
| 臨床免疫学実習 | 3 | | 1 | 生体機能代行装置学演習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 臨床検査総合管理学Ⅰ | 3 | | 2 | 生体機能代行装置学演習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 臨床検査総合管理学Ⅱ | 3 | | 2 | 生体機能代行装置学演習Ⅲ | 3 | | 1 |
| 臨床検査総論 | 3 | | 2 | 生体機能代行装置学演習Ⅳ | 4 | | 1 |
| 臨床生理学Ⅰ | 2 | | 2 | 生体機能代行装置学実習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 臨床生理学Ⅱ | 2 | | 2 | 生体機能代行装置学実習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 臨床生理学Ⅲ | 3 | | 2 | 生体機能代行装置学実習Ⅲ | 3 | | 1 |
| 臨床生理学Ⅳ | 3 | | 2 | 医用機器安全管理学 | 3 | | 2 |
| 臨床生理学実習Ⅰ | 3 | | 1 | 医用機器安全管理学演習 | 3 | | 1 |
| 臨床生理学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 医用機器安全管理学実習 | 3 | | 1 |
| 臨床化学Ⅰ | 2 | | 2 | 患者安全管理学 | 3 | | 2 |
| 臨床化学Ⅱ | 2 | | 2 | 臨床医学総論Ⅰ | 2 | | 2 |
| 臨床化学実習 | 3 | | 1 | 臨床医学総論Ⅱ | 2 | | 2 |
| 医療安全管理学 | 3 | | 1 | 臨床医学総論Ⅲ | 3 | | 2 |
| 医療安全管理学実習 | 3 | | 1 | 臨床医学総論Ⅳ | 3 | | 2 |
| 遺伝子検査学 | 2 | | 2 | 臨床工学臨地実習 | 3・4 | | 4 |

| 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 |
|-----------|-----|----|----|----------|----|----|----|
| 臨床検査臨地実習Ⅰ | 3 | | 3 | 生命医科学特論Ⅰ | 4 | | 2 |
| 臨床検査臨地実習Ⅱ | 3・4 | | 9 | 生命医科学特論Ⅱ | 4 | | 2 |
| 臨床細胞学総論Ⅰ | 1 | | 2 | 生命医科学特論Ⅲ | 4 | | 2 |
| 臨床細胞学総論Ⅱ | 2 | | 2 | 総合演習 | 4 | | 1 |
| 臨床細胞学総論Ⅲ | 2 | | 2 | 臨床検査学演習Ⅰ | 4 | | 2 |
| 臨床細胞学演習Ⅰ | 3 | | 1 | 臨床検査学演習Ⅱ | 4 | | 2 |
| 臨床細胞学演習Ⅱ | 3 | | 1 | 卒業研究Ⅰ | 4 | | 4 |
| 細胞診断学特論Ⅰ | 4 | | 4 | 卒業研究Ⅱ | 4 | | 4 |
| 細胞診断学特論Ⅱ | 4 | | 4 | | | | |

別表Ⅱ－（４）臨床心理学部

（専門教育科目）

臨床心理学部の専門教育科目の単位数は次のとおりである。

臨床心理学科

| 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 | 授 業 科 目 の 名 称 | 年次 | 必修 | 選択 |
|------------------|----|----|----|-------------------|----|----|----|
| 社会福祉学 | 1 | | 2 | 耳鼻咽喉科学 | 2 | | 2 |
| 心理学概論 | 1 | 2 | | 臨床歯科医学・口腔外科学 | 3 | | 2 |
| 臨床心理学概論 | 1 | 2 | | 聴覚・発声発語系の構造、機能、病態 | 2 | | 2 |
| 心理学研究法 | 1 | | 2 | 神経系の構造、機能、病態 | 2 | | 2 |
| 心理学統計法 | 1 | | 2 | 言語学 | 1 | | 2 |
| 臨床医学 | 2 | | 2 | 音声学 | 2 | | 2 |
| 解剖学 | 1 | | 2 | 音響学・聴覚心理学 | 3 | | 2 |
| 生理・病理学 | 2 | | 2 | 言語発達学 | 1 | 2 | |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | リハビリテーション概論 | 1 | | 1 |
| 発達心理学 | 1 | | 2 | 公衆衛生学 | 4 | | 2 |
| 知覚・認知心理学 | 2 | | 2 | 言語聴覚障害総論 | 1 | | 2 |
| 学習・言語心理学 | 2 | | 2 | 言語聴覚障害診断学 | 2 | | 2 |
| 心理測定法演習 | 3 | | 1 | 失語症学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 精神疾患とその治療 | 2 | | 2 | 失語症学Ⅱ | 2 | | 2 |
| 医療統計学演習 | 2 | | 2 | 高次脳機能障害学 | 3 | | 2 |
| 公認心理師の職責 | 4 | | 2 | 言語発達障害学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 感情・人格心理学 | 3 | | 2 | 言語発達障害学Ⅱ | 2 | | 2 |
| 神経・生理心理学 | 2 | | 2 | 言語発達障害学演習Ⅰ | 3 | | 1 |
| 社会・集団・家族心理学 | 1 | 2 | | 言語発達障害学演習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 障害者・障害児心理学 | 2 | | 2 | 発声発語障害学 | 2 | | 2 |
| 心理的アセスメント | 2 | | 2 | 発声発語障害学演習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 心理学的支援法 | 3 | | 2 | 発声発語障害学演習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 健康・医療心理学 | 3 | | 2 | 嚥下障害学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 福祉心理学 | 3 | | 2 | 嚥下障害学Ⅱ | 3 | | 2 |
| 教育・学校心理学 | 3 | | 2 | 嚥下障害学演習 | 3 | | 1 |
| 司法・犯罪心理学 | 3 | | 2 | 聴覚障害学Ⅰ | 2 | | 2 |
| 産業・組織心理学 | 3 | | 2 | 聴覚障害学Ⅱ | 2 | | 2 |
| 心理学実験 | 2 | | 2 | 聴覚検査演習 | 3 | | 1 |
| 心理演習Ⅰ | 3 | | 1 | 補聴器・人工内耳 | 3 | | 2 |
| 心理演習Ⅱ | 3 | | 1 | 言語聴覚障害演習Ⅰ | 2 | | 1 |
| 心理実習 | 4 | | 2 | 言語聴覚障害演習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 関係行政論 | 4 | | 2 | 言語聴覚障害演習Ⅲ | 3 | | 1 |
| 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | 学外評価臨床実習 | 3 | | 4 |
| 障害者福祉 | 1 | | 2 | 学外総合臨床実習 | 4 | | 8 |
| 高齢者福祉 | 1 | | 2 | 動物人間関係学 | 1 | 2 | |
| 介護概論 | 2 | | 2 | 動物生態学 | 1 | | 2 |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | 動物介在教育学 | 2 | | 2 |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | アニマルセラピー概論 | 2 | | 2 |
| 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | 2 | | アニマルセラピー演習Ⅰ | 3 | | 1 |
| 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | アニマルセラピー演習Ⅱ | 3 | | 1 |
| 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | 動物適正飼養・トレーニング学 | 2 | | 2 |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | 動物トレーニング実習 | 2 | | 1 |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | 教育心理学 | 3 | | 2 |
| 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | 教育相談 | 3 | | 2 |
| 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | 心理尺度構成法実習 | 4 | | 1 |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | キャリアカウンセリング | 4 | | 2 |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | レクリエーション論 | 2 | | 2 |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | レクリエーション実技 | 2 | | 1 |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | 福祉住環境論 | 4 | | 2 |
| 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 |
| 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 |
| 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | 医療ソーシャルワーク論 | 3 | | 2 |
| 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 |
| 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 |

| 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 | 授業科目の名称 | 年次 | 必修 | 選択 |
|---------------|----|----|----|---------|----|----|----|
| ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 |
| ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 |
| ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | 連携実践演習 | 4 | | 1 |
| ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 |
| ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | 基礎ゼミⅠ | 2 | 2 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | 基礎ゼミⅡ | 2 | 2 | |
| ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | 専門ゼミⅠ | 3 | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | 専門ゼミⅡ | 3 | 2 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | 専門ゼミⅢ | 4 | 2 | |
| リハビリテーション医学 | 3 | | 2 | 専門ゼミⅣ | 4 | 2 | |

別表Ⅲ（納付金）

一 入学検定料 30,000 円

二 入 学 金 300,000 円

三 授業料，その他納付金

社会福祉学部

| 学 科 名 | 授 業 料 | 施設設備費 | 合 計 |
|------------|-----------|-----------|-------------|
| スポーツ健康福祉学科 | 853,000 円 | 350,000 円 | 1,203,000 円 |
| 臨床福祉学科 | 853,000 円 | 350,000 円 | 1,203,000 円 |

薬学部

| 学 科 名 | 授 業 料 | 施設設備費 | 合 計 | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 薬学科 | 1 年次 | 1,096,000 円 | 520,000 円 | 1,616,000 円 |
| | 2 年次以降 | 1,576,000 円 | 520,000 円 | 2,096,000 円 |
| 動物生命薬科学科 | 1,146,000 円 | 350,000 円 | 1,496,000 円 | |

生命医科学部

| 学 科 名 | 授 業 料 | 施設設備費 | 合 計 |
|--------|-------------|-----------|-------------|
| 生命医科学科 | 1,146,000 円 | 350,000 円 | 1,496,000 円 |

臨床心理学部

| 学 科 名 | 授 業 料 | 施設設備費 | 合 計 |
|--------|-----------|-----------|-------------|
| 臨床心理学科 | 853,000 円 | 350,000 円 | 1,203,000 円 |

大 学 生 と し て

学 生 心 得
窓 口 業 務 一 覧
諸 手 続 ・ 相 談
学 生 へ の 連 絡

学 生 心 得

本学学生は、「九州保健福祉大学の建学の理念」を深く理解し、卒業までに、人格の完成をめざし、自発的に学習に精励して教養を高め、多様化する保健・医療・福祉に対する社会的要請に寄与する資質と能力を身に付けなければなりません。本学では、すべての学生に良質の教育環境を与え、教育と研究の自由を保障します。

また、学生諸君が九州保健福祉大学の伝統と校風を築き、健康的で有意義な学生生活を過ごすことができるよう良識有る行動を希望します。

窓 口 業 務 一 覧

| 区分 | 事 項 | 窓 口 | 備 考 | 参照頁 |
|---------------------------------|-------------------|--------------|-----------------|--------|
| 各 種 証 明 書 | 学生証 | 学生課 | 入学時発行 | P. 48 |
| | 通学証明書 | 〃 | | P. 50 |
| | 学生生徒旅客運賃割引証 | 〃 | | 〃 |
| | 健康診断証明書 | 〃 | | 〃 |
| | 在学証明書 | 教務課 | | 〃 |
| | 成績証明書 | 〃 | | 〃 |
| | 卒業見込証明書 | 〃 | | 〃 |
| | 卒業証明書 納付金額証明書等 | 〃 会計課 | | 〃 〃 |
| 身 上 異 動 等 | 変更届 | 学生課 | 戸籍・住民票記載事項証明書 | P. 49 |
| | 保証人変更届 | 〃 | 保証人印 | 〃 |
| | 休学願・退学願 | 教務課 | 〃 | 〃 |
| 成 績 関 係 授 業 ・ | 履修登録 | 教務課 | | P. 53 |
| | 成績確認 | 〃 | | — |
| | 追再試験受験手続き | 〃 | | P. 54 |
| 課 外 活 動 | 団体の結成 | 学生課 | 関係教員承認印 | P. 140 |
| | 課外活動届・報告 | 〃 | | 〃 |
| | 掲示・印刷物 | 〃 | | 〃 |
| | ボランティア | 〃 | | P. 142 |
| 学 生 生 活 | 落し物 | 学生課 | | P. 137 |
| | 四輪自動車通学許可願 | 〃 | | P. 136 |
| | 事件・事故・けがなどの被害 | 〃 | | — |
| 奨 学 金 | 日本学生支援機構 | 学生課 | | P. 137 |
| | その他奨学金 | 〃 | | 〃 |
| 就 職 | 就職関係全般 | キャリアサポートセンター | 就職に関する諸手続・相談すべて | P. 145 |

諸 手 続 ・ 相 談

| 事 項 | 取扱窓口 | 摘 要 | 参照頁 |
|-------------------------|------------|---|-----------------|
| 履修に関してよく分からない | 教務課 | 不明な点があれば随時照会・相談して下さい。 | P. 53 |
| 休講・補講について知りたい | 〃 | 事前に連絡するので Universal Passport で確認して下さい。(電話での問い合わせには一切応じません。) | P. 51 |
| 講義を欠席する・した | 教務課 学生課 | やむを得ない理由により欠席しなければならない場合理由を証明する物(診断書等)を持って各科目担当教員に申し出て下さい。 | — |
| 試験に遅刻、欠席する・したい | 教務課 学生課 | やむを得ない理由があると認められた場合にのみ追試験を願ひ出ることが出来ます。 | P. 54 |
| 休学したい | 教務課 | 3ヶ月以上修学できない場合「休学願」を提出して下さい。(病気による休学の場合、診断書等が必要です。) 休学期間中は休学料の納付が必要となります。 | P. 49 |
| 学生証を汚損・紛失した | 学生課 | 学生課に届け出て下さい。 | P. 48 |
| 本人または保証人の住所・電話番号が変わった | 〃 | Universal Passport で変更の手続きを行って下さい。 | P. 49 |
| 保証人が変更になった | 〃 | Universal Passport で変更の手続きを行って下さい。届けがないと大学からの連絡が届かないことがあります。 | 〃 |
| 団体旅行割引を利用したい | 〃 | 8名以上で必ず引率者が随行すること。駅で書類をもらい大学長名(印)による申請が必要です。 | — |
| 公欠を届け出たい | 〃 | 学生課に届け出て下さい。 | P. 52 P. 157 |
| 自分のパソコンを学校のネットワークに接続したい | 〃 | 窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。 | P. 130 |
| 色々な問題で悩んでいる | 〃 | チューター・健康管理センター(学生相談室)へ相談して下さい。 | P. 136 |
| バイク通学をしたい | 〃 | 規制はしませんが、交通法規を守り交通事故を起こさないよう注意して下さい。 | 〃 |
| 自動車通学をしたい | 〃 | 原則として禁止です。交通が不便など特別の場合のみ許可証を発行します。 | 〃 |
| 事故にあった・事故を起こした | 〃 | 速やかに学生課に届け出て下さい。 | 〃 |
| 学内での落とし物・忘れ物 | 〃 | 学生課に届け出て下さい。 | P. 137 |
| アルバイトの紹介を受けたい | 〃 | 掲示板を見て各自で直接応募して下さい。 | 〃 |
| 奨学金を受けたい | 〃 | 募集日程をその都度掲示します。家計急変のため貸与が必要となった場合等学生課へ相談して下さい。 | 〃 |
| 学内で盗難にあった | 〃 | 学生課に届け出て下さい。 | — |
| 新しいクラブを結成したい | 〃 | まず学生課に相談をして下さい。 | P. 140 |
| クラブで合宿・遠征をする | 〃 | 学生課へ課外活動届を1週間前までに提出して下さい。 | 〃 |
| 学内で掲示やビラ配布をしたい | 〃 | 窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。 | 〃 |
| クラブの活動上の諸問題 | 〃 | クラブの顧問又は、学生課・学友会へ相談して下さい。 | — |
| クラブで大学の設備・備品を使用したい | 〃 | 「施設・設備・物品使用等許可願」を提出して下さい。 | — |
| 個人情報の取り扱いを知りたい | 〃 | 学生課で相談して下さい。 | P. 144 |
| 情報処理室・LL教室を使用したい | 教務課 学生課 | 窓口へ申し出て必要な手続きを行って下さい。 | — |
| 学費の分納・延納について | 会計課 | 納付期限までに納入が困難な場合は、納付期限の1週間前までに会計課で手続きを行って下さい。 | P. 159 |

学生への連絡

Universal Passport

Universal Passport とは、個々の学籍・履修・成績等の情報を閲覧できるポータルサイトのことです。本学から学生への通知、連絡は、原則として Universal Passport にて行います。別に配布するマニュアルを参照の上、しっかり活用して下さい。

○Universal Passport の利用内容

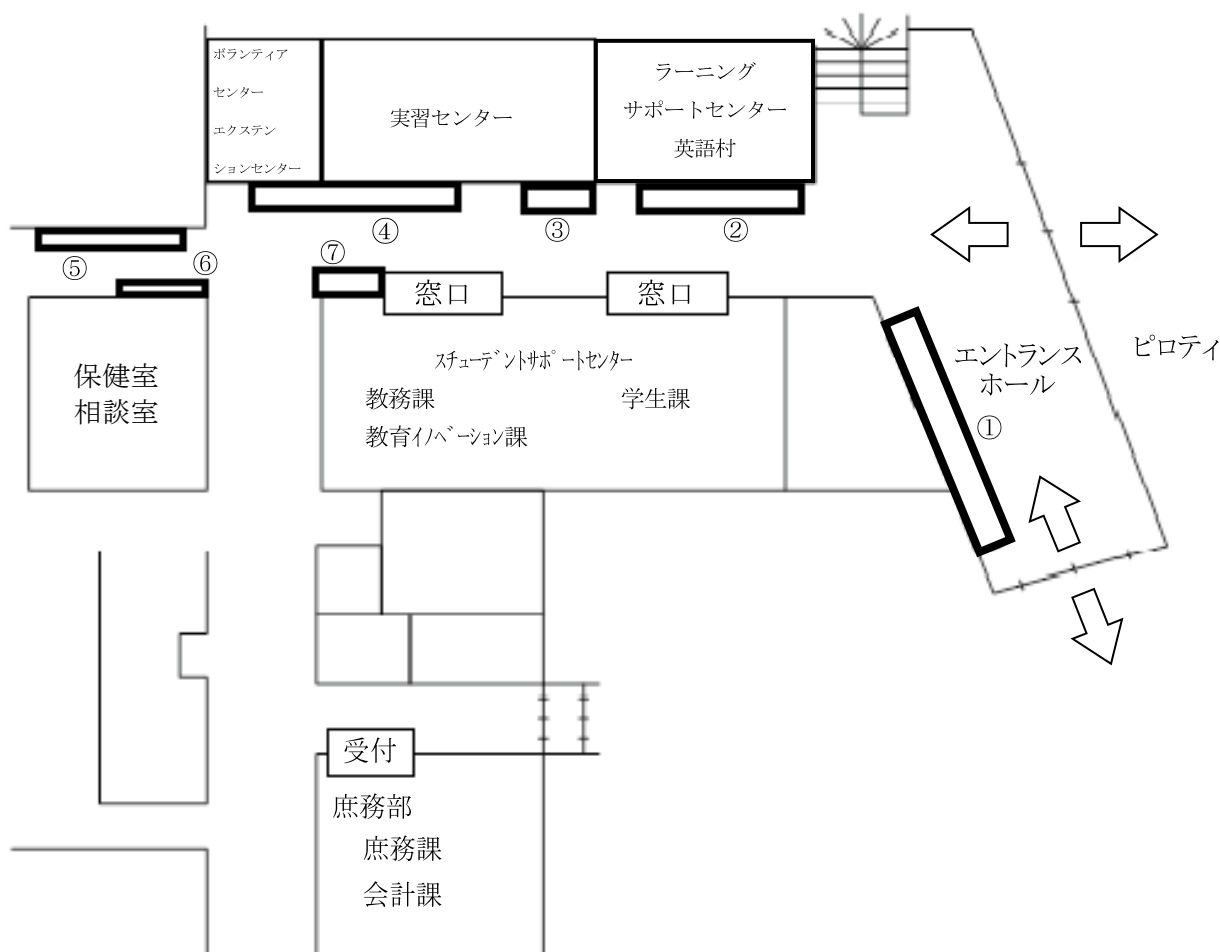
- 1) 履修登録・変更（利用期間内）
- 2) 時間割・シラバスの閲覧
- 3) 学籍情報の閲覧・変更
- 4) 成績・出席情報の閲覧
- 5) 大学からのお知らせの配信
- 6) 休講・補講情報の配信（自然災害等による緊急時を含む） 等

なお、パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していれば、掲示された情報がメールでも届きます。特に、台風や自然災害による緊急の休講などの情報も Universal Passport によって配信しますので、必ずメールアドレスを登録して下さい。

また、一部のスマートフォンでは表示できない場合がありますので、定期的にパソコンで確認するよう心掛けて下さい。

掲示板

本学から学生への通知、連絡は Universal Passport または掲示によって行います。なお、一旦 Universal Passport で通知、または提示した事項は周知したものと取り扱いますので、常に Universal Passport の確認と掲示を見る習慣をつけるなど充分注意して下さい。掲示板の主な設置場所は下記の通りです。



掲示板①②③④⑤⑥⑦…学生への連絡用

学籍及び各種証明について

学生番号・学生証
学 費 の 納 入
休 学 ・ 復 学
退 学 ・ 除 籍
異 動 の 届 出
証 明 書

学 生 番 号 ・ 学 生 証

学生番号

学生番号は、学生一人ひとりに付与された個別の番号であり、学生証にも記載されています。この学生番号は、各種証明書の発行、単位認定試験の受験、その他大学におけるすべての手続きの際に記入することになりますので、間違いのないように記憶して下さい。

| | | | | | | |
|-----|---|---|----|-----|-----|---------|
| (例) | 1 | 4 | 22 | 001 | ……… | 1422001 |
| | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | | ↑ |
| | 学 | 学 | 入 | 固 | | 7 |
| | 部 | 科 | 学 | 有 | | 桁 |
| | | | 年 | 番 | | |
| | | | 度 | 号 | | |

| | 学 部 | | 学 科 | |
|---|--------|---|---------------------|----------|
| 1 | 社会福祉学部 | 3 | 臨 床 福 祉 学 科 | 1322001～ |
| | | 4 | ス ポ ー ツ 健 康 福 祉 学 科 | 1422001～ |
| 3 | 薬 学 部 | 1 | 薬 学 科 | 3122001～ |
| | | 2 | 動 物 生 命 薬 科 学 科 | 3222001～ |
| 4 | 生命医科学部 | 1 | 生 命 医 科 学 科 | 4122001～ |
| 5 | 臨床心理学部 | 1 | 臨 床 心 理 学 科 | 5122001～ |

学 生 証

学生証は、IC チップを内蔵しており、九州保健福祉大学の学生であることを証明するものです。学内においては常時携帯するようにして下さい。学生証を提示しなければ、学割やその他の証明書の交付を受けることができず、また、単位認定試験を受験することもできませんので注意して下さい。

※内蔵の IC チップが破損した場合は、再発行となりますので、取り扱いには十分注意して下さい。

- (1) 学生証は、他人に貸与または譲渡できません。
- (2) 学生証を紛失した場合は、直ちに学生課に届け出て下さい。
- (3) 学生証は、教職員の要求があったときは、いつでもこれを呈示しなければなりません。
- (4) 学生証は、講義室の IC カードリーダーにかざして出席登録に使用します。
- (5) 学生証は、退学または除籍された場合は、すみやかに学生課に返却して下さい。
- (6) 転学部・転学科した場合や修業年限を超えて引き続き在学する場合は、必ず学生証の更新をして下さい。

学 生 納 付 金 の 納 入

学生納付金は納付金納入規程に基づき次のとおり納入してください。

(1) 納付期限

- ・納付期限は、前期：4月27日、後期：10月27日で、金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
- ・特別な事情により納付期限内に納入できない場合は、必ず会計課にご相談ください。
- ・理由もなく無届で滞納し督促に応じない時は、学則により除籍、又は授業および試験に出席することならびに附属図書館備え付けの図書の閲覧を禁止することがありますので、遅滞なく納入してください。

(2) 納入方法

- ・納付月の第1週目に保護者あてに振込依頼書を送付しますので、各金融機関窓口での振込をお願いします。
- ・金融機関の出納印をもって領収とみなし、領収書の再発行はできませんのでご了承ください。

(3) 納付金額

- ・「九州保健福祉大学納付金納入規程」で確認してください（便覧P.159～P.161 参照）。

休 学 ・ 復 学

引続き3ヶ月以上修学できない場合は、休学することができます。休学を希望するときは、チューターに相談し、「休学願」を教務課に提出して下さい。その際、休学の事由が病気療養の場合は医師の診断書を添付して下さい。（学則第26条～29条参照）また、休学期間中に休学の事由が消滅し復学を希望するときは「復学願」を教務課に提出して下さい。なお、提出した「休学願」に基づき許可された休学期間が終了した場合は、自動的に復学することになります。

休学期間中は、休学料の納付が必要です。（学則第45条参照）

退 学 ・ 除 籍

やむを得ない事由で退学を考えたときは、できるだけ早めにチューターに相談して悩みの解決に努め、安易に退学の道を選ぶことのないようにして下さい。その上で、退学に際しては、「退学願」を保証人連署の上、教務課に提出して下さい。（学則第31条参照）また、退学とは別に、在学期間を修業してもなお卒業の認められない者、あるいは再三の督促にもかかわらず納付金を納入しない者等は除籍となることがあります。（学則第41条参照）

異 動 の 届 出

住所・保証人の変更、その他身上に関する異動が生じた場合は、必ず届出を行って下さい。この手続きを怠ると大学からの連絡が伝わらず、不利益を被ることがあるので注意して下さい。

- 1) 本人の住所変更…Universal Passport で申請
- 2) 本人の氏名変更…変更届と学生証及び住民票記載事項証明書（本籍の都道府県名の記載されているもの）
または戸籍記載事項証明書
- 3) 本人の本籍地変更…住民票記載事項証明書または戸籍記載事項証明書
- 4) 保証人（第一・第二）の変更…保証人変更届と Universal Passport で申請
- 5) 保証人の住所変更…Universal Passport で申請

証 明 書

証明書一覧表

| 種 別 | 担当課 | 証明書 発行機 | 料 金 | 備 考 |
|-------------------|--------------|------------|---------|---|
| 学 生 証 | 学生課 | / | 2,000 円 | 再交付時のみ |
| 仮 学 生 証 | 学生課 | / | 無 料 | 学内試験用、年間 3 枚まで |
| 通 学 証 明 書 | 学生課 | 可 | 無 料 | |
| 学校学生生徒旅客運賃割引証 | 学生課 | 可 | 無 料 | 1 人 1 回につき 4 枚以内、年間 10 枚まで |
| 健 康 診 断 証 明 書 | 学生課 | 可 | 100 円 | 就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター |
| 在 学 証 明 書 | 教務課 | 可 | 100 円 | |
| 在 学 期 間 証 明 書 | 教務課 | / | 100 円 | |
| 成 績 証 明 書 | 教務課 | 可 | 100 円 | 就職活動で必要な場合はキャリアサポートセンター |
| 卒 業 見 込 証 明 書 | 教務課 | 可 | 100 円 | 〃 |
| 卒 業 証 明 書 | 教務課 | / | 100 円 | 〃 |
| 資 格 取 得 見 込 証 明 書 | 教務課 | / | 100 円 | 〃 |
| 資 格 取 得 証 明 書 | 教務課 | / | 100 円 | 〃 |
| 人 物 考 査 書 | キャリアサポートセンター | / | 100 円 | |
| 推 薦 書 | キャリアサポートセンター | / | 100 円 | 学長推薦であるため、就職採用試験・大学院等の進学試験において、内定・合格を頂いた場合は、必ず決定することが条件 |
| 納 付 金 額 証 明 書 等 | 会計課 | / | 100 円 | |
| そ の 他 の 証 明 書 | | / | | いずれかの担当課窓口へお問い合わせ下さい |

※上記の証明書発行機「可」の証明書は、証明書自動発行機で即日発行いたします。それ以外の証明書は、担当課窓口へ申し込んで下さい。

証明書自動発行機

在学学生は、学生証をかざし、パスワードを入力することによって利用できます。

なお、卒業生は利用できません。

設置場所 1号棟エントランスホール

運用時間 月曜日～金曜日 8:45～18:15（土・日・祝祭日及び休業期間を除く）

窓口での発行

証明書自動発行機で交付できない証明書の発行は、各窓口備え付けの証明書交付願に必要事項を記入し、発行手数料分の証紙を貼付けて窓口へ申し込んで下さい。証明書の発行は申込日の翌日の14:00以降となります。但し、土、日、祝祭日は事務を取り扱わないので注意して下さい。

*各種証明書交付願（窓口での申し込み）には印鑑が必要です。

*証明書は、本人が学生証と交付願の本人控えを持参して受け取りに来て下さい。

学 習 要 項

授 業
出 席 登 録
公 欠
単 位
履 修 登 録
試 験 ・ 成 績
卒 業
カ リ キ ュ ラ ム

「みやざき産業人材教育プログラム」授業の履修について
放送大学の授業科目

社会福祉学部相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせ
社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び実習関係科目に関する申し合わせ
薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ
薬学部薬学科の授業科目履修について

授 業

授業時間

本学では、2期（前期及び後期）を通じて月曜日から土曜日までの週6日にわたって、1時限、2時限、3時限、4時限、5時限のように、原則として90分単位で授業を行います。

| | 午 前 | | 午 後 | | |
|-----|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 時 限 | 1時限 | 2時限 | 3時限 | 4時限 | 5時限 |
| 時 間 | 9:00 } 10:30 | 10:45 } 12:15 | 13:10 } 14:40 | 14:55 } 16:25 | 16:40 } 18:10 |

休 講

授業担当者がやむを得ない事情で授業を休講する場合は、事前に Universal Passport により伝達します。

警報発令時の休講措置

宮崎県北部平野部に警報（暴風・大雨が二つ同時、又は大雪、暴風雪のいずれか一つ）・特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれか一つ）が発令された場合は、全ての授業（試験を含む）を休講にします。

原則として、上記警報・特別警報の内いずれか一つでも解除された場合は、その時刻により下記の措置に従います。

| 警報解除時刻（宮崎県北部平野部） | 授業開始時刻 |
|------------------|----------------------|
| 午前 7 時まで解除 | 平 常 通 り |
| 午前 11 時まで解除 | 3 時限（13 時 10 分～）より開始 |
| 午前 11 時を過ぎて解除 | 全 日 休 講 |

ただし、警報解除後でも協議の結果引き続き危険であると判断した場合及び授業・試験中に警報や避難勧告などが発令された場合は、本学のホームページ・Universal Passport 等により指示します。なお、休講となった授業については後日原則として補講を行うので、Universal Passport に注意して下さい。

学外実習中の場合は、実習先の指示に従って下さい。

公共交通機関等が不通になった場合の取扱い

公共交通機関（鉄道・バス）を使用して通学している学生は、自然災害等は事故等により通学区間が不通になった場合、運行再開を待って登校して下さい。

また、道路や橋などが通行不可能となり、他に通学の手段がなくなった場合も復旧を待って登校して下さい。なお、いずれの場合も速やかに教務課にその旨を連絡し指示を受けて下さい。

出 席 登 録

学生証による出席登録

本学では、講義室で行われる授業の出席登録に学生証を使用します。授業開始前に、講義室内に設置してある IC カードリーダーに学生証をかざすことで、出席登録ができます。学生証を紛失した場合や破損した場合は、出席登録できませんので、速やかに学生課にて再発行の手続きを行って下さい。

公 欠

本学では、公欠制度を設けています。「公欠制度」とは特別な事由により授業や単位認定試験を欠席する場合に、公欠願を提出し、かつ、レポート課題等を提出することにより、授業が出席扱いとなります。また、単位認定試験においては、追試験の対象（ただし、学友会所属団体（部）等大会参加は対象外）となる制度です。

公欠願の様式については、学生課にありますので、必要書類（写し可）を添付し、チューター及び関係教員等の承認印を得て、学生課に提出して下さい。（手続き不備の場合は、公欠が認められないことがあります。）

学内決裁終了後（約3日間）に学生課で公欠願申請書を受け取り、担当教員に呈示して下さい。

なお、詳細については、「公欠に関する申し合わせ」のページを参照して下さい。

※学生課に公欠願申請書を提出するだけでは公欠になりません。必ず受取に来て下さい。

公欠の範囲及び必要添付書類

(1) 忌引き

会葬礼状等の書類を添付し、事後速やかに提出して下さい。

(2) 学校伝染病

医師の診断書を添付し、事後速やかに提出して下さい。

(3) 学友会所属団体（部）等大会参加

大会要項等を添付し、必ず1週間前までに提出して下さい。ただし、緊急の場合は、事後速やかに提出して下さい。

(4) その他

震災・天災等に遭遇した場合は罹災証明、また、公共交通機関が不通になった場合は遅延証明を添付し、事後速やかに提出して下さい。

単 位

大学における教育課程は、「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。単位制とは、各年次に配当された授業科目全てに単位数が定められており、その授業科目を履修した者に対しては、試験又はその他の方法により、学則第36条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定します。それらの単位数の合計が一定要件と一定基準数を満たした場合のみ卒業が可能となる制度のことです。

また、単位の認定は、学期ごとに学生の学修到達度によって行われます。但し、通年開講の授業科目は学年末に認定を行います。

なお、本学ではCAP制を設け、年間に履修できる単位数の上限を49単位と定めています。CAP制とは、事前・事後の学修を含め、各授業科目を受講するために十分な学修時間を確保することを目的に、履修単位の上限を定めたものです。また、一定の条件を満たす優秀な方に対しては、制限を緩和し49単位以上の履修が出来る仕組みもあります。

履 修 登 録

履修にあたって

1. 大学4年間又は6年間を見通して履修計画をたてること。

大学においては、学科ごとに卒業に必要な単位数が定められています。また、各種の資格取得のための要件、実習許可のための要件、進級の要件なども定められています。したがって、各学年に
配当された科目を適切に履修し、毎年、計画的に必要な単位を修得していくことが大切です。

学期は前期・後期の2学期制となっており、各学期に、履修しなければならない科目（必修科目）や選択して履修すべき科目が配置されています。自分が所属する学科のカリキュラム（授業科目一覧表）をよく確認し、自分が履修する科目を選び履修登録をおこなって下さい。

なお、年間に履修できる単位数の上限（49単位）を設定していますので、計画的な履修をおこなって下さい。

2. 目的に沿った履修計画をたてること

カリキュラム（授業科目一覧表）・シラバスを参考にしながら、学習目的（資格取得等）にしたがって系統的に履修するようにして下さい。授業科目には、必修科目、選択科目、自由科目があります。必修科目は、1科目でも修得できないと卒業することができません。また、選択であっても分野ごとに定められた卒業要件を満たすために必要な科目もありますのでよく注意して下さい。

どの科目を履修登録すべきか（＝どの科目の単位が必要なのか）は、学科、取得希望資格、前年度までの単位修得状況など、人によってそれぞれ異なります。特に最終年次生は、その年度の卒業や資格取得ができなくなる場合もありますので、自分自身で慎重に確認することが必要です。

履修の手続き

(1) 年度の始めに下記のフローチャートに従い、Universal Passportにて履修登録期間内に所定の履修手続きをおこなって下さい。

(2) 履修登録した科目に限り受講・受験できます。履修登録ができていない科目は、授業に出席することも、単位認定試験を受験することも、単位を修得することもできません。登録時に十分確認して下さい。

(3) 履修する科目は、時間割表に示す開講科目の中から選択して下さい。

(4) 履修できる科目は、当該年次以下に配当されている科目に限られます。

(5) 履修登録は、年度始に「前期科目」「後期科目」「通年科目」（集中講義、オンデマンド授業を含む）の全てを登録して下さい。

(6) 前年度、不合格や放棄で単位未修得の科目を再履修する場合も、必ず履修登録は必要です。

(7) クラスが指定されているものはその指定どおり受講して下さい。

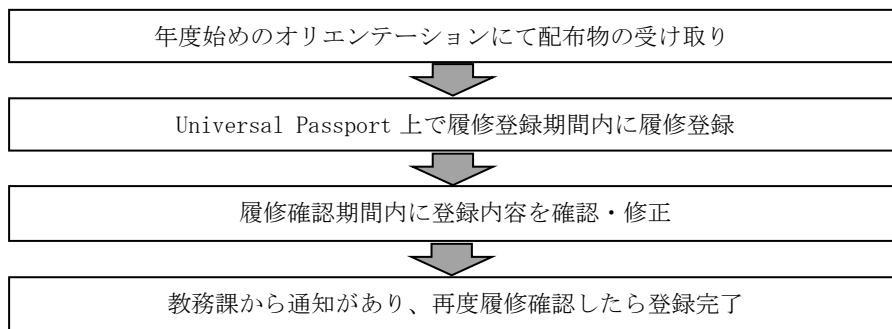
(8) 履修登録時に、卒業要件・必修科目・資格取得要件も確認して下さい。

(9) 履修確認期間内に登録内容を確認・修正して下さい。

(10) 履修確認期間を過ぎると登録した科目は抹消できません。また登録完了後は、原則として、新たに科目を追加することはできません。

(11) 後期開始前の履修正期間には、「後期科目」のみ修正・追加可能です。

(12) 不明な点は、教務課窓口で問い合わせして下さい。（原則として、電話での問い合わせは受け付けません。）



シラバス

シラバスとは、講義目的・概要、評価方法、履修する上での必要な条件、講義計画を記載したものです。授業計画を立てる前によく読んで下さい。

Universal Passport 上で確認することができます。

オフィスアワー

オフィスアワーとは、あらかじめ設定された時間帯に専任の教員が研究室で待機し、学生からの質問や相談を受けやすくするための制度です。シラバスや研究室前に提示された時間帯において、学修・生活相談など有効に活用して下さい。非常勤講師の先生方には、原則、教務課横の非常勤講師控室や授業実施教室にて、授業開始の前後に相談が可能となっています。

時間割表

その年度に開講される授業を曜日・時限別に一覧にしたものです。

科目クラス

授業科目によっては、少人数によるクラス編成をするものがありますので、指定された科目クラスで履修するようにして下さい。

試 験 ・ 成 績

1. 試験の種類

(1) 単位認定試験

授業科目の単位の認定に係る学習の評価（中間評価を含む。）を行うために実施する試験のことです。実施の有無及び実施方法は授業担当教員が定め、学生に通知します。

(2) 追試験

単位認定試験を受験できなかった場合（九州保健福祉大学履修規程を参照して下さい）、追試験を実施します。

追試験を実施した場合の学習の評価は100点を最高点とします。

《追試験手続き》

追試験を希望する学生は、「追試験受験願」にその事由を証明する書類を添えて、単位認定試験の翌日より1週間以内に教務課へ提出して下さい。

追試験は1回の単位認定試験に対して1回限りとし、単位認定試験の日より1ヶ月以内に実施します。1ヶ月以内に受験できなかった場合は「追試験受験願」は無効となります。また、追試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

(3) 再試験

学習の評価が不合格（中間評価の場合は0点～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがあります。再試験を実施した場合の学習の評価は70点を最高点とします。

《再試験手続き》

再試験を受験する学生は、別途指示する期間に「再試験受験願」に受験料（1科目2,000円）分の証紙を貼付し、指定する期日までに教務課へ提出して下さい。再試験は1科目につき、各履修期に1回限りとし、再試験に対する追試験及び再試験は実施しません。

2. 単位認定の要件

(1) 当該科目の履修登録をしていること。

(2) 授業時間数の3分の2以上出席していること。

(3) 定められた期日までに授業料及びその他の諸納付金を完納していること。

3. 成績の発表

年次ごとの成績は、本人に通知します。なお、3年次までの成績は、毎年度末までにユニバーサルパスポートで保証人に開示します。なお、学年の学業成績及び人物についての外部からの問い合わせは原則として応じません。

4. 単位修得の認定・学習の評価の基準

以下の基準で単位修得の認定、学習、の評価を行います。（学則第36条）

| 評 価 | 評 点 | GP(Grade Point) | 判定 | 基準等 |
|--------|---------|-----------------|-----|---------------------------------------|
| 秀 (S) | 100～95点 | 4.5 | 合格 | 到達目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている |
| | 94～90点 | 4.0 | | |
| 優 (A) | 89～85点 | 3.5 | 合格 | 到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。 |
| | 84～80点 | 3.0 | | |
| 良 (B) | 79～75点 | 2.5 | 合格 | 到達目標を達成している。 |
| | 74～70点 | 2.0 | | |
| 可 (C) | 69～65点 | 1.5 | 合格 | 到達目標を最低限達成している。 |
| | 64～60点 | 1.0 | | |
| 不可 (D) | 59～0点 | 0 | 不合格 | 到達目標を達成していない |
| 放棄 (E) | なし | 0 | 不合格 | 定められた学修水準に達していない (試験未受験・授業出席回数不足等) |
| 認定 (N) | — | — | 合格 | 単位認定科目 |

5. GPA 制度

本学では、成績評価にGPA制度を導入しています。このGPAは、年度末に送付される「成績通知表」およびUniversal Passportにて確認できますが、今後成績優秀者の判定等に利用していきますので、算出方法を理解しておいて下さい。

《GPAの算出方法》

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{当該年度中に履修登録した授業の単位数} \times \text{当該授業科目の GP の総和}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{在学中に履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP の総和}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

ただし、認定科目は修得単位からも履修登録単位数からも除きます。

卒業

卒業するためには、学則第 37 条に定められたとおり、本学に在学し、以下の単位を修得することが必要です。ただし、分野毎に必要な修得単位数が定められているので注意して履修して下さい。

| 学 部 | 学 科 | 修得すべき単位数 |
|--------|------------|----------|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 124 単位以上 |
| | 臨床福祉学科 | 124 単位以上 |
| 薬学部 | 薬学科 | 186 単位以上 |
| | 動物生命薬科学科 | 124 単位以上 |
| 生命医科学部 | 生命医科学科 | 124 単位以上 |
| 臨床心理学部 | 臨床心理学科 | 124 単位以上 |

カリキュラム

本学のカリキュラムは、カリキュラムポリシーの理念に沿って、「基礎科目」と「専門教育科目」に分けられ、それぞれの科目群の中には分野・学部等横断的視点から教育内容を構成した科目も配置されています。

「基礎科目」には、大学全体としての共通基礎科目を配置し、専門職人材を育成する上で必要となる基礎的な資質能力の涵養を目指しています。また、学部・学科毎にも教養基礎科目を配し、医療・福祉・薬学などの人材養成を行うために必要となる、専門基礎力の向上を目指したカリキュラム構成を行っています。

次に「専門教育科目」では、医療・福祉・薬学などの専門職種に直結した専門的かつ高度な授業科目を配することで、知識や技能の修得を行い、さらには卒業後には即戦力として活躍できる応用力を持った人材育成が出来るよう、工夫を凝らした科目配置を行っています。

2022 年度入学生用カリキュラム

社会福祉学部

| | |
|------------|-------|
| スポーツ健康福祉学科 | P. 57 |
| 臨床福祉学科 | P. 62 |

薬学部

| | |
|----------|-------|
| 薬学科 | P. 66 |
| 動物生命薬科学科 | P. 70 |

生命医科学部

| | |
|--------|-------|
| 生命医科学科 | P. 73 |
|--------|-------|

臨床心理学部

| | |
|--------|-------|
| 臨床心理学科 | P. 77 |
|--------|-------|

所定の単位を修得し、卒業するためには、入学年度、学科ごとのカリキュラム表に従って、授業科目を履修しなければなりません。

ただし、「自由科目」、教育職員免許状取得に必要な「教職関連科目」と「教職に関する科目」の単位は卒業に必要な科目の単位数には含まれないので注意して下さい。

科目の開講期は、変更になる場合がありますので、時間割で必ず確認してください。

<教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

九州保健福祉大学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる資質・能力を備えた人材を養成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

[教育課程の編成]

1. 教養教育として、グローバルな視野と総合的な判断力を身に付け、豊かな人間性を涵養することを目指す大学共通基礎科目を置く。
2. 専門的な知識・方法論・技能を体系的に身に付けるとともに、国家資格等の取得に必要な到達目標を達成できるように専門教育科目を置く。
3. 多くの専門科目を学修するための基礎となる科目や個々の専攻分野を超えた学部横断的な科目を置く。
4. 修得した知識や技能を総合して、新たな課題の解決に応用できる資質・能力を育成するために卒業研究等の科目を置く。

[教育内容・方法]

1. 各授業科目について到達目標、授業計画、成績評価基準・評価方法、事前事後の学修を周知する。
2. アクティブ・ラーニングを取り入れた授業については明示し、学生の主体的な学びを実践できるようにする。
3. 専門科目では医療・福祉等の現場での実践的な課題を題材として取り上げ、それらの課題解決を実践できるようにする。

[点検・評価]

1. 学生一人ひとりが本学での自らの学びの成果を自覚できるように学修成果の可視化に取り組む。
2. アセスメント・ポリシーに基づいた厳格な成績評価の実施とともに、多様な評価方法を積極的に取り入れる。
3. GPA 制度を実施し、教育の質保証に向けての点検・評価・改善を行う。

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | | 開講期 | 時間数 | 備考 | |
|----------|------------|-------------|-----|----|----|-----|-----|----|--|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得 鍼灸健康福祉コースの学生は「コミュニケーション論」は必修 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | | | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | | 通 | 30 | | |
| 学部共通基礎科目 | 人間と社会・文化 | 中国語Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 各分野から最低1科目以上修得 学部共通基礎科目の中から14単位以上修得 鍼灸健康福祉コースの学生は「生理学」は必修 |
| | | 中国語Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語Ⅲ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語Ⅳ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅰa | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅰb | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅱa | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅱb | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 哲学 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 倫理学 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 芸術 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本国憲法 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 経済学 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 科学 自然 | 生物学 | 1 | | 2 | | 後 | |
| | 生理学 | | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 教職コンピュータ基礎 | | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 教育 健康 | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | | 健康科学論 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 演習 基礎 | 基礎演習Ⅰ | 1 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | | 基礎演習Ⅱ | 1 | 1 | | | 後 | 30 | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-------------|------------------|-----|-------|----|----|-----|--------|--------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 社会福祉系科目 | 社会学 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 5科目10単位以上修得 |
| | 心理学概論 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 障害者福祉 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 高齢者福祉 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 介護概論 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | | 後 | 60 | | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | | 前 | 180 | | |
| 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| 連携実践演習 | 4 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| スペシフィック領域 | スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | 社会福祉士国家試験受験資格取得見込者のみ履修可能 |
| | スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 前 | 80 | |
| | 医療ソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | | 前 | 45 | |
| | キャリアデザイン演習Ⅰ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | (児童福祉Ⅰ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅱ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | (児童福祉Ⅱ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅲ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | (学校教育Ⅰ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅳ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | (学校教育Ⅱ) |
| キャリアデザイン演習Ⅴ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | (福祉行政) | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|------------|-------------------|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| スポーツ健康専門科目 | スポーツマネジメント | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ心理学Ⅰ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ心理学Ⅱ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ社会学 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 運動学 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ・レクリエーション演習 | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 運動生理学 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ栄養学Ⅰ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ栄養学Ⅱ | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | バイオメカニクス | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | トレーニング論 | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 体力学 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ医学Ⅰ | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ医学Ⅱ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 公衆衛生学 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | スポーツファーストエイド | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | アダプテッドスポーツ論 | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | コーチング論 | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 運動器の解剖と機能Ⅰ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 運動器の解剖と機能Ⅱ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ科学 | 4 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | トレーニング科学 | 4 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ原理 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ健康福祉論 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 運動処方論 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 体力学演習 | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 学校保健 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 生活習慣病予防学 | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 健康スポーツ実習Ⅰ | 1 | | 2 | | 後 | 60 | |
| | 健康スポーツ実習Ⅱ | 2 | | 2 | | 前 | 60 | |
| | 健康スポーツ現場実習 | 3 | | 2 | | 通 | 60 | |
| | 高齢者・障害者スポーツ実習 | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅰ(器械体操) | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅱ(屋外球技) | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅲ(屋内球技) | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅳ(陸上) | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅴ(水泳) | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅵ(ダンス) | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅶ(柔道) | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | スポーツ実習Ⅷ(野外スポーツ実習) | 1 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | レクリエーション論 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | レクリエーション実技 | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| 健康運動指導論Ⅰ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| 健康運動指導論Ⅱ | 4 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 健康運動指導論Ⅲ | 4 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| 教育原論 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 教育心理学 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 教育相談 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|--------------|---------------|-----|-------|----|----|-----|-----|--|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 鍼灸健康専門科目 | 医学概論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | 鍼灸健康福祉コースの学生は必修 鍼灸健康福祉コース以外の学生は履修できません。 |
| | 社会保障制度および職業倫理 | 4 | | 1 | | 前 | 15 | |
| | 解剖学Ⅰ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 解剖学Ⅱ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 解剖学Ⅲ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 運動学概論 | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 身体の働きⅠ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 身体の働きⅡ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | リハビリテーション | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 病理学概論 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 衛生学Ⅰ | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 衛生学Ⅱ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 臨床医学総論Ⅰ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 臨床医学総論Ⅱ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床医学各論Ⅰ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床医学各論Ⅱ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 臨床医学各論Ⅲ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床医学各論Ⅳ | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 病態生理学 | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 鍼灸理論 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 東洋医学概論Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 東洋医学概論Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 経絡経穴Ⅰ | 1 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 経絡経穴Ⅱ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 経絡経穴Ⅲ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 東洋医学臨床論Ⅰ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 東洋医学臨床論Ⅱ | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 東洋医学臨床論Ⅲ | 3 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 東洋医学臨床論Ⅳ | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 東洋医学臨床論Ⅴ | 4 | | 1 | | 後 | 15 | |
| | 物理療法学 | 3 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 鍼灸治療の安全と適応判断 | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 鍼灸診察演習 | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 社会鍼灸学 | 4 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 基礎鍼灸実習 | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅰ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅱ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅲ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅳ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅴ | 4 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | 臨床鍼実技Ⅵ | 4 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 臨床灸実技Ⅰ | 2 | | 1 | | 前 | 30 | |
| 臨床灸実技Ⅱ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 臨床灸実技Ⅲ | 3 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 臨床灸実技Ⅳ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 臨床灸実技Ⅴ | 4 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 臨床灸実技Ⅵ | 4 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 臨床鍼灸評価実習Ⅰ | 2 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 臨床鍼灸評価実習Ⅱ | 3 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 臨床鍼灸実習Ⅰ(治療所) | 3 | | 2 | | 通 | 90 | | |
| 臨床鍼灸実習Ⅱ(治療所) | 4 | | 2 | | 通 | 90 | | |
| スポーツ健康鍼灸学 | 3 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| 総合科目 | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ | 3 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ | 3 | 1 | | | 後 | 30 | |
| | スポーツ健康福祉学演習Ⅲ | 4 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | スポーツ健康福祉学演習Ⅳ | 4 | 1 | | | 後 | 30 | |
| | 卒業研究Ⅰ | 4 | 2 | | | 前 | 30 | |
| | 卒業研究Ⅱ | 4 | 2 | | | 後 | 30 | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|--------------------|-------------------|-----|-------|----|----|-----|-----|------------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| アスレティックトレーナーに関する科目 | アスレティックトレーナー概論 | 2 | | | 1 | 前 | 30 | アスレティックトレーナーに関する科目は卒業要件の単位に含まれません。 |
| | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ | 2 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ | 2 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | 健康管理とスポーツ医学 | 2 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | 検査・測定と評価Ⅰ | 2 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | 検査・測定と評価Ⅱ | 3 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | 予防とコンディショニングⅠ | 3 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | 予防とコンディショニングⅡ | 3 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | 予防とコンディショニングⅢ | 4 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | アスレティックリハビリテーションⅠ | 3 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | アスレティックリハビリテーションⅡ | 4 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | アスレティックリハビリテーションⅢ | 4 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | アスレティックトレーナー実習Ⅰ | 3 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | アスレティックトレーナー実習Ⅱ | 3 | | | 1 | 前 | 30 | |
| | アスレティックトレーナー実習Ⅲ | 3 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | アスレティックトレーナー実習Ⅳ | 3 | | | 1 | 後 | 30 | |
| | アスレティックトレーナー実習Ⅴ | 4 | | | 1 | 前 | 30 | |
| アスレティックトレーナー実習Ⅵ | 4 | | | 1 | 後 | 30 | | |

卒業要件として、専門教育科目の中から 100 単位以上修得すること。

ただし、自由科目は卒業単位に含まない。

また、基礎科目、専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得すること。

3. 教職に関する科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|----------|---------------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 教職に関する科目 | 教職論 | 1 | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育行政学 | 2 | 2 | 後 | 30 | |
| | 特別支援教育 | 3 | 1 | 前 | 15 | |
| | 教育課程論 | 2 | 2 | 後 | 30 | |
| | 保健体育科教育法Ⅰ | 3 | 4 | 前 | 60 | |
| | 保健体育科教育法Ⅱ | 3 | 4 | 後 | 60 | |
| | 道徳教育の指導法 | 2 | 2 | 後 | 30 | |
| | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | 前 | 30 | |
| | 教育方法・情報通信技術活用論 | 3 | 2 | 後 | 30 | |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | 前 | 30 | |
| | 教職実践演習（中・高） | 4 | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育実習指導 | 3 | 1 | 後 | 30 | |
| | 教育実習Ⅰ | 4 | 2 | 前 | 60 | |
| | 教育実習Ⅱ | 4 | 2 | 前 | 60 | |
| | 介護等体験 | 2 | 1 | 後 | 45 | |

教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれません。

社会福祉学部 臨床福祉学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | | 開講期 | 時間数 | 備考 | |
|----------|------------|-------------|-----|----|----|-----|-----|----|--|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | | | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | | 通 | 30 | | |
| 学部共通基礎科目 | 人間と社会・文化 | 中国語Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 各分野から最低1科目以上修得 学部共通基礎科目の中から14単位以上修得 |
| | | 中国語Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語Ⅰ | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語Ⅱ | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語Ⅲ | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語Ⅳ | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅰa | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅰb | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅱa | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座Ⅱb | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 哲学 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 倫理学 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 芸術 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本国憲法 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 経済学 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 科学 自然 | 生物学 | 1 | | 2 | | 後 | |
| | 生理学 | | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 教職コンピュータ基礎 | | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 教育 健康 | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | | 健康科学論 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 演習 基礎 | 基礎演習Ⅰ | 1 | 1 | | | 前 | 30 | |
| | | 基礎演習Ⅱ | 1 | 1 | | | 後 | 30 | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学部共通基礎科目の中から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、日本語総合講座Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは外国人留学生対象科目。

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-------------|------------------|-----|-------|----|-----|------------|-------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 社会福祉系科目 | 社会学 | 1 | | 2 | 前 | 30 | 5科目10単位以上修得 |
| | 心理学概論 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 障害者福祉 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 高齢者福祉 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 介護概論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | 後 | 60 | | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | 前 | 180 | | |
| 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | 前 | 30 | | |
| 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | 後 | 30 | | |
| 連携実践演習 | 4 | | 1 | 前 | 30 | | |
| 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | 介護福祉コースは必修 | |
| 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | | |
| スペシフィック領域 | スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | 前 | 30 | 社会福祉士国家試験受験資格取得見込者のみ履修可 |
| | スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | 前 | 80 | |
| | 医療ソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | 前 | 45 | |
| | キャリアデザイン演習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 30 | (児童福祉Ⅰ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 30 | (児童福祉Ⅱ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅲ | 2 | | 1 | 後 | 30 | (学校教育Ⅰ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅳ | 3 | | 1 | 前 | 30 | (学校教育Ⅱ) |
| | キャリアデザイン演習Ⅴ | 3 | | 1 | 前 | 30 | (福祉行政) |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-----------|---------------------|-----|-------|----|-----|-----|--|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 医療系科目 | 精神疾患とその治療Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | 介護福祉コースの学生は必修 |
| | 精神疾患とその治療Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 精神保健の課題と支援Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 精神保健の課題と支援Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | こころとからだのしくみⅠ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | こころとからだのしくみⅡ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 発達と老化の理解Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 発達と老化の理解Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 障害の理解 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 公衆衛生学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 精神保健福祉系科目 | 精神保健福祉の原理Ⅰ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉の原理Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 精神障害リハビリテーション論 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 精神保健福祉制度論 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助演習Ⅰ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助演習Ⅱ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助演習Ⅲ | 4 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ | 4 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助実習Ⅰ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 精神保健福祉援助実習Ⅱ | 4 | | 4 | 前 | 180 | |
| 介護福祉系科目 | 介護の基本Ⅰ | 1 | | 2 | 前 | 30 | 介護福祉コースの学生は「介護福祉系科目」はすべて必修 「介護福祉系科目」は介護福祉コースの学生のみ履修可能 |
| | 介護の基本Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 介護の基本Ⅲ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 介護の基本Ⅳ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 介護福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 介護福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | コミュニケーション技術Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | コミュニケーション技術Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(基本Ⅰ) | 1 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(基本Ⅱ) | 1 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(応用Ⅰ) | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(応用Ⅱ) | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(終末期) | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(家事Ⅰ) | 1 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(家事Ⅱ) | 1 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(環境Ⅰ) | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(環境Ⅱ) | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 生活支援技術演習(総括) | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 介護過程Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 介護過程Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 介護過程Ⅲ | 3 | | 2 | 後 | 60 | |
| | 介護過程Ⅳ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 介護総合演習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 介護総合演習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 介護総合演習Ⅲ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 介護総合演習Ⅳ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| 介護実習Ⅰ | 2 | | 3 | 前 | 135 | | |
| 介護実習Ⅱ | 2 | | 3 | 後 | 135 | | |
| 介護実習Ⅲ | 3 | | 4 | 後 | 180 | | |
| 医療的ケアⅠ | 3 | | 2 | 前 | 60 | | |
| 医療的ケアⅡ | 3 | | 1 | 後 | 30 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 | |
|----------|-----------|---------------|-------|----|-----|-----|-----|--|
| | | | 必修 | 選択 | | | | |
| 臨床福祉学科目 | 住環境科目 | 福祉住環境論Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | 福祉住環境論Ⅱ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | 福祉住環境デザイン | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | 福祉施設とまちづくり | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育・心理学科目 | 教育原論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | 教育心理学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | 教育相談 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | 社会・集団・家族心理学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | 発達心理学 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | 臨床心理学概論 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 芸術・スポーツ科目 | 福祉心理学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | 芸術療法 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | レクリエーション論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | | レクリエーション実技 | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | | アダプテッドスポーツ論 | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 総合科目 | 高齢者・障害者スポーツ実習 | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | | フィールドワーク演習Ⅰ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | | フィールドワーク演習Ⅱ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | | 臨床福祉学演習Ⅰ | 3 | 1 | | 前 | 30 | |
| | | 臨床福祉学演習Ⅱ | 3 | 1 | | 後 | 30 | |
| | | 臨床福祉学演習Ⅲ | 4 | 1 | | 前 | 30 | |
| 臨床福祉学演習Ⅳ | | 4 | 1 | | 後 | 30 | | |
| 卒業研究Ⅰ | | 4 | 2 | | 前 | 30 | | |
| 卒業研究Ⅱ | 4 | 2 | | 後 | 30 | | | |

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

3. 教職に関する科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|----------|---------------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 教職に関する科目 | 教職論 | 1 | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育行政学 | 2 | 2 | 後 | 30 | |
| | 特別支援教育 | 3 | 1 | 前 | 15 | |
| | 教育課程論 | 2 | 2 | 後 | 30 | |
| | 福祉科教育法 | 3 | 4 | 通 | 60 | |
| | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | 前 | 30 | |
| | 教育方法・情報通信技術活用論 | 3 | 2 | 後 | 30 | |
| | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | 前 | 30 | |
| | 教職実践演習（中・高） | 4 | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育実習指導 | 3 | 1 | 後 | 30 | |
| | 教育実習Ⅰ | 4 | 2 | 前 | 60 | |
| | 教育実習Ⅱ | 4 | 2 | 前 | 60 | |

教職に関する科目は卒業要件の単位に含まれません。

薬学部 薬学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | | 開講期 | 時間数 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-----|----|----|-----|-----|---|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | 2 | | 前 | 30 | 必修科目 9 単位、 選択科目 3 単位 以上、小計 12 単位 以上修得のこと |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 1 | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 | 通 | 30 | |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | 通 | 30 | | |
| | 学科基礎科目 | 外書講読Ⅰ | 1 | 1 | | 後 | 24 | |
| 外書講読Ⅱ | | 2 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 外書講読Ⅲ | | 3 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 理科系作文法Ⅰ | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 理科系作文法Ⅱ | | 1 | 1 | | 後 | 24 | | |
| 法学 | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 医事法学総論 | | 1 | 1 | | 後 | 24 | | |
| 生物学 | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 基礎機能形態学 | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 物理学Ⅰ | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 物理学Ⅱ | | 1 | | 1 | 前 | 24 | | |
| 化学Ⅰ | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 化学Ⅱ | | 1 | | 1 | 前 | 24 | | |
| 化学演習Ⅰ | | 1 | | | 1 | 前 | 24 | |
| 化学演習Ⅱ | | 1 | | | 1 | 後 | 24 | |
| 薬学数学 | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 薬学数学演習 | | 1 | | | 1 | 後 | 24 | |
| 倫理学 | | 1 | | 1 | 前 | 24 | | |
| 哲学 | | 2 | | 1 | 前 | 24 | | |
| 病気を知る | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 総合学習Ⅰ | | 1 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 総合学習Ⅱ | | 2 | 1 | | 前 | 24 | | |
| 総合学習Ⅲ | 3 | 1 | | 前 | 24 | | | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から 12 単位以上、学科基礎科目の中から 18 単位以上、合計 30 単位以上修得すること。
ただし、自由科目は卒業要件単位に含まない。

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|--------|-------------|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 専門教育科目 | 薬学入門 | 1 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | プレゼンテーション概論 | 1 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 医薬情報学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 医薬情報学演習 | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | くすりの歩み | 2 | | 1 | | 前 | 24 | |
| | 薬学と生命倫理Ⅰ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬学と生命倫理Ⅱ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 医療概論 | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | コミュニケーション演習 | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬学英語Ⅰ | 2 | | 1 | | 後 | 24 | |
| | 薬学英語Ⅱ | 4 | | 1 | | 後 | 24 | |
| | 無機化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 無機化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 有機化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 有機化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 有機化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 有機化学Ⅳ | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 医薬品化学 | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 放射化学・薬品学 | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生物有機化学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 反応有機化学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 分析化学Ⅰ | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 分析化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 分析化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 機器分析学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 応用機器分析学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 物理化学Ⅰ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 物理化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 基礎生化学 | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生化学Ⅰ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生化学Ⅱ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生化学Ⅲ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | ウイルス学 | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 細菌学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生物統計学 | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 細胞生物学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 遺伝子工学 | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 腫瘍治療学 | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬用植物学 | 1 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生薬学 | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 天然医薬品化学Ⅰ | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 天然医薬品化学Ⅱ | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| 和漢薬学 | 2 | 1 | | | 後 | 24 | | |
| 東洋医薬学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | | |
| 漢方治療学 | 4 | 1 | | | 前 | 24 | | |
| 機能形態学Ⅰ | 1 | 1 | | | 後 | 24 | | |
| 機能形態学Ⅱ | 1 | 1 | | | 後 | 24 | | |
| 機能形態学Ⅲ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|---------------|-------------|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 専門教育科目 | 病理学 | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅰ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅱ | 2 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅲ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅳ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅴ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 生理・薬理学Ⅵ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 応用薬理学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 免疫学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 臨床医学概論 | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 衛生化学Ⅰ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 衛生化学Ⅱ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 臨床検査学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬物代謝学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 公衆衛生学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 身体の特異な働き | 2 | | 1 | | 後 | 24 | |
| | 環境科学 | 1 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 食品栄養学 | 4 | | 1 | | 前 | 24 | |
| | 栄養管理学 | 4 | | 1 | | 後 | 24 | |
| | 薬局方概論 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬剤学Ⅰ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬剤学Ⅱ | 2 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬剤学Ⅲ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 製剤学 | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 調剤学 | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 基礎薬物動態学 | 2 | | 1 | | 後 | 24 | |
| | 薬物動態学Ⅰ | 3 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬物動態学Ⅱ | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅰ | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅱ | 3 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅲ | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅳ | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅴ | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬物治療学Ⅵ | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 一般用医薬品学 | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 医事法学演習 | 4 | 1 | | | 後 | 24 | |
| | 薬事関係法規Ⅰ | 4 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 薬事関係法規Ⅱ | 6 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 治験コーディネーター論 | 6 | 1 | | | 前 | 24 | |
| | 基礎薬学総合演習 | 4 | 8 | | | 通 | 192 | |
| セーフティマネジメント演習 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 先端医療学 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 病院薬学演習 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 一般用医薬品学演習 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 食品医薬品相互作用論 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 乱用薬物・毒物学 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |
| 漢方治療学演習 | 5 | 1 | | | 通 | 24 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|--------|------------|-----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | |
| 専門教育科目 | 薬学総合演習Ⅰ | 6 | 5 | | | 前 | 120 | |
| | 薬学総合演習Ⅱ | 6 | 5 | | | 後 | 120 | |
| | 薬化学実習 | 2 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 分析学実習 | 2 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 生薬学実習 | 3 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 基礎生化学実習 | 2 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 生化学実習 | 3 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 基礎薬理学実習 | 3 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 薬理学実習 | 3 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 薬剤学実習 | 3 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 衛生薬学実習 | 3 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅰa | 4 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅰb | 4 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅰc | 4 | 1 | | | 前 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅱa | 4 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅱb | 4 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 実務実習事前学習Ⅱc | 4 | 1 | | | 後 | 45 | |
| | 特別研究Ⅰ | 5 | 4 | | | 通 | 180 | |
| | 特別研究Ⅱ | 6 | 8 | | | 前 | 360 | |
| | 実務実習Ⅰ | 5 | 10 | | | 通 | 450 | |
| 実務実習Ⅱ | 5 | 10 | | | 通 | 450 | | |

卒業要件として、専門教育科目の中から156単位以上修得のこと。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて186単位以上修得のこと。
ただし、自由科目は卒業要件単位に含まない。

薬学部 動物生命薬科学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | 開講期 | 時間数 | 備考 |
|----------|----------|-------------|-----|----|-----|------------------------------|--------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | 2 | 前 | 30 | 大学共通基礎科目の中から 10 単位以上修得すること。 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | 2 | 前 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | 1 | 後 | 30 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | 1 | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 1 | 2 | 前 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | 2 | 後 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | 2 | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | 1 | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | 1 | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | 1 | 通 | 30 | |
| | インターンシップ | 1 | 1 | 通 | 30 | | |
| 学科基礎科目 | 大学英語Ⅰ | 1 | 2 | 後 | 30 | 学科基礎科目の中から 14 単位以上修得すること。 | |
| | 大学英語Ⅱ | 1 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 実用英語Ⅰ | 2 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 実用英語Ⅱ | 2 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 実用英語Ⅲ | 2 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 実用英語Ⅳ | 2 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 社会学 | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 心理学 | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 歴史と社会 | 2 | 2 | 前 | 30 | | |
| | アジアと世界 | 2 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 哲学 | 2 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 倫理学 | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 数学Ⅰ | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 数学Ⅱ | 1 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 化学Ⅰ | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 化学Ⅱ | 1 | 2 | 後 | 30 | | |
| | 生物学Ⅰ | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| | 生物学Ⅱ | 1 | 2 | 後 | 30 | | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から 10 単位以上、学科基礎科目の中から 14 単位以上、合計 24 単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|---------------|---------------|------|-------|----|-----|-----|------------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門基礎科目 | 生命倫理・動物福祉 | 1 | | 2 | 後 | 30 | 専門基礎科目の中から 30 単位以上修得すること。 |
| | 動物解剖学 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 動物生理学Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 動物生理学Ⅱ | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 動物繁殖学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 動物行動学 | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 動物栄養学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 畜産学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 実験動物学Ⅰ | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 実験動物学Ⅱ | 2 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 野生動物学 | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 動物看護関連法規 | 2 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 動物愛護・適正飼養関連法規 | 2 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 動物解剖学実習Ⅰ | 1 | 1 | | 前 | 45 | |
| | 動物解剖学実習Ⅱ | 1 | 1 | | 後 | 45 | |
| | 組織学 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 有機化学Ⅰ | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 有機化学Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 基礎生化学 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 生物統計学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 飼料学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 実験動物学演習 | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 実験動物学実習 | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 専門科目 | 微生物学 | 2 | 2 | | 前 | |
| 微生物学実習 | | 2 | 1 | | 後 | 45 | |
| 動物看護学概論 | | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| 生物多様性 | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 統合生理学 | | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| 動物病理学Ⅰ | | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| 動物病理学Ⅱ | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 寄生虫学 | | 2 | 2 | | 後 | 30 | |
| 動物薬理学Ⅰ | | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| 動物薬理学Ⅱ | | 2 | 2 | | 後 | 30 | |
| 臨床薬理学 | | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物感染症学Ⅰ | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物感染症学Ⅱ | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 公衆衛生学Ⅰ | | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| 公衆衛生学Ⅱ | | 2 | 2 | | 後 | 30 | |
| 動物内科看護学 | | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物外科看護学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物臨床看護学総論 | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 動物臨床看護学各論Ⅰ | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物臨床看護学各論Ⅱ | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物臨床看護学各論Ⅲ | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 動物臨床看護学演習Ⅰ | | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| 動物臨床看護学演習Ⅱ | | 4 | | 1 | 後 | 30 | |
| 動物臨床検査学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 動物医療コミュニケーション | | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| 愛玩動物学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 人と動物の関係学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 適正飼養指導論 | | 3 | | 1 | 後 | 15 | |
| 動物生活環境学 | 4 | | 1 | 前 | 15 | | |
| ペット関連産業概論 | 4 | | 1 | 前 | 15 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|------------------|-------------|-----|-------|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専 門 科 目 | 生涯学習概論 | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 博物館概論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 博物館経営論 | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 博物館資料論Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 15 | |
| | 博物館資料論Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 博物館資料保存論 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 博物館展示論Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 15 | |
| | 博物館展示論Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 博物館教育論 | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 博物館情報・メディア論 | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 博物館実習 | 4 | | 3 | 前 | 90 | |
| | 動物実習基礎Ⅰ | 1 | 1 | | 前 | 45 | |
| | 動物実習基礎Ⅱ | 1 | 1 | | 後 | 45 | |
| | 動物実習基礎Ⅲ | 2 | 1 | | 前 | 45 | |
| | 動物実習基礎Ⅳ | 2 | 1 | | 後 | 45 | |
| | 動物内科看護学実習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 動物内科看護学実習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 動物臨床検査学実習 | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 動物外科看護学実習 | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 動物臨床看護学実習 | 3 | 1 | | 前 | 45 | |
| | 動物愛護・適正飼養実習 | 3 | 1 | | 後 | 45 | |
| | 動物看護総合実習 | 3 | | 2 | 通 | 90 | |
| | 動物実習応用Ⅰ | 4 | 1 | | 前 | 45 | |
| | 動物実習応用Ⅱ | 4 | 1 | | 後 | 45 | |
| 畜産学実習 | 4 | | 1 | 前 | 45 | | |
| 卒業研究 | 4 | 2 | | 後 | 30 | | |

卒業要件として、専門基礎科目の中から30単位以上、専門科目の中から70単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

生命医科学部 生命医科学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | 開講期 | 時間数 | 備考 |
|----------|--------|-------------|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | 2 | 前 | 30 | 各分野から最低1科目以上修得 大学共通基礎科目の中から10単位以上修得すること。 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 後 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 1 | 前 | 30 | |
| | | データサイエンスⅠ | 1 | | 後 | 30 | |
| | | データサイエンスⅡ | 1 | | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 2 | | 前 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 前 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 通 | 30 | |
| | | インターシップ | 1 | | 通 | 30 | |
| | 学科基礎科目 | 医療英語 | 2 | | 前 | 30 | |
| 生涯スポーツ論 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 生涯スポーツ実習 | | 1 | | 前か後 | 30 | | |
| 健康科学論 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 物理学 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 化学 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 生物学 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 分子生物学 | | 1 | | 後 | 30 | | |
| 法学 | | 1 | | 前 | 30 | | |
| 心理学 | | 2 | | 前 | 30 | | |
| 生命倫理学 | | 2 | 2 | 後 | 30 | | |
| 医学概論 | | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| 生命医科学概論 | | 1 | 2 | 前 | 30 | | |
| 医療統計学 | | 2 | | 後 | 30 | | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から10単位以上、学科基礎科目の中から14単位以上、合計24単位以上修得すること。

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-----------|------------|-----|-------|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門教育科目 | 公衆衛生学 | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 解剖学Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 解剖学Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 解剖学実習 | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 生理学Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 生理学Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 生理学実習 | 2 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 臨床病態学Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床病態学Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 病理学Ⅰ | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 病理学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 病理学実習 | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 生化学Ⅰ | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 生化学Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生化学実習 | 1 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 微生物学Ⅰ | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 微生物学Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 微生物学実習Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 微生物学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 一般検査学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 一般検査学実習 | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 検査機器総論 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 医用工学概論 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 医用工学実習 | 1 | 1 | | 後 | 45 | |
| | 臨床血液学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床血液学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床血液学実習Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 臨床血液学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 免疫検査学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 免疫検査学実習 | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 臨床免疫学Ⅰ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床免疫学Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 15 | |
| | 臨床免疫学実習 | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 臨床検査総合管理学Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床検査総合管理学Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床検査総論 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床生理学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床生理学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床生理学Ⅲ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床生理学Ⅳ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床生理学実習Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 臨床生理学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 臨床化学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| 臨床化学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | | |
| 臨床化学実習 | 3 | | 1 | 後 | 45 | | |
| 医療安全管理学 | 3 | | 1 | 前 | 15 | | |
| 医療安全管理学実習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | | |
| 遺伝子検査学 | 2 | | 2 | 前 | 60 | | |
| 臨床検査臨地実習Ⅰ | 3 | | 3 | 集中 | 135 | | |
| 臨床検査臨地実習Ⅱ | 3・4 | | 9 | 集中 | 405 | | |
| 臨床細胞学総論Ⅰ | 1 | | 2 | 後 | 30 | | |
| 臨床細胞学総論Ⅱ | 2 | | 2 | 前 | 30 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単位数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|----------|--------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門教育科目 | 臨床細胞学総論Ⅲ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床細胞学演習Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 臨床細胞学演習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 細胞診断学特論Ⅰ | 4 | | 4 | 前 | 120 | |
| | 細胞診断学特論Ⅱ | 4 | | 4 | 後 | 120 | |
| | 臨床薬理学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 看護学概論 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医用電気工学Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 医用電気工学Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医用電気工学演習Ⅰ | 1 | 1 | | 前 | 30 | |
| | 医用電気工学演習Ⅱ | 1 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 医用電気工学実習 | 2 | | 1 | 前 | 45 | |
| | 医用電子工学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用電子工学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医用電子工学演習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 医用電子工学演習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 医用電子工学実習 | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 物性工学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 材料工学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用機器工学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用化学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 応用数学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 応用数学演習 | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 医療情報処理工学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医療情報処理工学実習 | 1 | | 1 | 後 | 45 | |
| | システム工学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医用工学 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 医用工学演習 | 1 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生体計測装置学Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 生体計測装置学Ⅱ | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 生体計測装置学実習 | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 臨床検査機器学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用治療機器学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用治療機器学実習 | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 生体機能代行装置学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学Ⅱ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学Ⅲ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学演習Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学演習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学演習Ⅲ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学演習Ⅳ | 4 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 生体機能代行装置学実習Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 生体機能代行装置学実習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 生体機能代行装置学実習Ⅲ | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 医用機器安全管理学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医用機器安全管理学演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 医用機器安全管理学実習 | 3 | | 1 | 後 | 45 | |
| | 患者安全管理学 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床医学総論Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床医学総論Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 臨床医学総論Ⅲ | 3 | | 2 | 前 | 30 | | |
| 臨床医学総論Ⅳ | 3 | | 2 | 後 | 30 | | |
| 臨床工学臨地実習 | 3・4 | | 4 | 通 | 180 | | |

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | 開講期 | 時間数 | 備考 |
|--------|----------|-----|-----|----|-----|-----|------------------------|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門教育科目 | 生命医科学特論Ⅰ | 4 | | 2 | 前 | 30 | ※の2科目のうち、最低1科目は修得すること。 |
| | 生命医科学特論Ⅱ | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 生命医科学特論Ⅲ | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 総合演習 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 臨床検査学演習Ⅰ | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床検査学演習Ⅱ | 4 | | 2 | 後 | 60 | |
| | 卒業研究Ⅰ | 4 | | 4 | 通 | 120 | ※ |
| | 卒業研究Ⅱ | 4 | | 4 | 通 | 120 | ※ |

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

臨床心理学部 臨床心理学科

1. 基礎科目

| 分野別 | 科目 | 開講年 | 単位数 | | | 開講期 | 時間数 | 備考 | |
|----------|----------|--------------|-----|----|----|-----|-----|----|--|
| | | | 必修 | 選択 | 自由 | | | | |
| 大学共通基礎科目 | 共通 英語 | 英語 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 各分野から最低 1 科目以上修得 大学共通基礎科目の中から 10 単位以上修得 |
| | | 英語コミュニケーション | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | 教育 情報 | 情報処理入門 | 1 | 2 | | | 前 | 30 | |
| | | データサイエンス I | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | | データサイエンス II | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| | 総合教育 | キャリア教育 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | コミュニケーション論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | QOLと人間の尊厳 | 1 | 2 | | | 前 | 30 | |
| | | 日向国地域論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日向国地域体験学習 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | | ボランティア活動 | 1 | | 1 | | 通 | 30 | |
| | インターンシップ | 1 | | 1 | | 通 | 30 | | |
| 学部共通基礎科目 | 社会と文化 | 中国語 I | 1 | | 2 | | 前 | 30 | 学部共通基礎科目の中から 14 単位以上修得 |
| | | 中国語 II | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語 I | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語 II | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語 III | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語 IV | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座 I a | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座 I b | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 日本語総合講座 II a | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本語総合講座 II b | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 哲学 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 倫理学 | 2 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 社会学 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 日本国憲法 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 経済学 | 2 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | 生物学 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | | |
| | 教育 健康 | 健康科学論 | 1 | | 2 | | 後 | 30 | |
| | | 生涯スポーツ論 | 1 | | 2 | | 前 | 30 | |
| | | 生涯スポーツ実習 I | 1 | | 1 | | 前 | 30 | |
| | | 生涯スポーツ実習 II | 1 | | 1 | | 後 | 30 | |
| 演習 基礎 | 基礎演習 I | 1 | 1 | | | 前 | 30 | | |
| | 基礎演習 II | 1 | 1 | | | 後 | 30 | | |

卒業要件として、大学共通基礎科目の中から 10 単位以上、学部共通基礎科目の中から 14 単位以上、合計 24 単位以上修得すること。

日本語 I・II・III・IV、日本語総合講座 I a・I b・II a・II b は外国人留学生対象科目

2. 専門教育科目

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-----------------|------------------|----------|-------|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門基礎科目 | 社会福祉学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 心理学概論 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 臨床心理学概論 | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 心理学研究法 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 心理学統計法 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 臨床医学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 解剖学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 生理・病理学 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 人体の構造と機能及び疾病 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 発達心理学 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 知覚・認知心理学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 学習・言語心理学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 心理測定法演習 | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 精神疾患とその治療 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 医療統計学演習 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 公認心理系科目 | 公認心理師の職責 | 4 | | 2 | 前 | 30 |
| 感情・人格心理学 | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 神経・生理心理学 | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 社会・集団・家族心理学 | | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| 障害者・障害児心理学 | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 心理的アセスメント | | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| 心理学的支援法 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 健康・医療心理学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 福祉心理学 | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 教育・学校心理学 | | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| 司法・犯罪心理学 | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 産業・組織心理学 | | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 心理学実験 | | 2 | | 2 | 通 | 60 | |
| 心理演習Ⅰ | | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| 心理演習Ⅱ | | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| 心理実習 | | 4 | | 2 | 通 | 90 | |
| 関係行政論 | 4 | | 2 | 前 | 30 | | |
| 社会福祉系科目 | 児童・家庭福祉 | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 障害者福祉 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 高齢者福祉 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 介護概論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 1 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 貧困に対する支援 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会保障Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 社会保障Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | 3 | | 2 | 後 | 30 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|-------------|-------------------|-----|-------|----|-----|-----|---|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 社会福祉系科目 | 権利擁護を支える法制度 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 社会福祉調査の基礎 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 保健医療と福祉 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 福祉サービスの組織と経営 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 刑事司法と福祉 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | 2 | 後 | 60 | |
| ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | | 4 | 前 | 180 | | |
| 言語聴覚療法専門科目 | リハビリテーション医学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | 言語聴覚コースの学生は「言語聴覚療法専門科目」はすべて必修 言語聴覚コースの学生のみ履修可能 |
| | 耳鼻咽喉科学 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 臨床歯科医学・口腔外科学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 聴覚・発声発語系の構造、機能、病態 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 神経系の構造、機能、病態 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 言語学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 音声学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 音響学・聴覚心理学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 言語発達学 | 1 | 2 | | 後 | 30 | |
| | リハビリテーション概論 | 1 | | 1 | 後 | 15 | |
| | 公衆衛生学 | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 言語聴覚障害総論 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 言語聴覚障害診断学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 失語症学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 失語症学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 高次脳機能障害学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 言語発達障害学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 言語発達障害学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 言語発達障害学演習Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 言語発達障害学演習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 発声発語障害学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 発声発語障害学演習Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 発声発語障害学演習Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 嚥下障害学Ⅰ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 嚥下障害学Ⅱ | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 嚥下障害学演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 聴覚障害学Ⅰ | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 聴覚障害学Ⅱ | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 聴覚検査演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 補聴器・人工内耳 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| 言語聴覚障害演習Ⅰ | 2 | | 1 | 後 | 30 | | |
| 言語聴覚障害演習Ⅱ | 3 | | 1 | 前 | 30 | | |
| 言語聴覚障害演習Ⅲ | 3 | | 1 | 後 | 30 | | |
| 学外評価臨床実習 | 3 | | 4 | 後 | 180 | | |
| 学外総合臨床実習 | 4 | | 8 | 前 | 360 | | |

| 分野別 | 科 目 | 開講年 | 単 位 数 | | 開講期 | 時間数 | 備 考 |
|----------|----------------|-----|-------|----|-----|-----|-----|
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 専門分野関連科目 | 動物人間関係学 | 1 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 動物生態学 | 1 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 動物介在教育学 | 2 | | 2 | 後 | 30 | |
| | アニマルセラピー概論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | アニマルセラピー演習Ⅰ | 3 | | 1 | 前 | 30 | |
| | アニマルセラピー演習Ⅱ | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 動物適正飼養・トレーニング学 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 動物トレーニング実習 | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 教育心理学 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 教育相談 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 心理尺度構成法実習 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | キャリアカウンセリング | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | レクリエーション論 | 2 | | 2 | 前 | 30 | |
| | レクリエーション実技 | 2 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 福祉住環境論 | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | 前 | 30 | |
| | スクールソーシャルワーク演習 | 3 | | 1 | 後 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク論 | 3 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習指導 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 医療ソーシャルワーク実習 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| | 時事福祉学Ⅰ | 4 | | 2 | 前 | 30 | |
| | 時事福祉学Ⅱ | 4 | | 2 | 後 | 30 | |
| | 連携実践演習 | 4 | | 1 | 前 | 30 | |
| 認知症の理解Ⅰ | 3 | | 2 | 前 | 30 | | |
| 認知症の理解Ⅱ | 3 | | 2 | 前 | 30 | | |
| 総合科目 | 基礎ゼミⅠ | 2 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 基礎ゼミⅡ | 2 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 専門ゼミⅠ | 3 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 専門ゼミⅡ | 3 | 2 | | 後 | 30 | |
| | 専門ゼミⅢ | 4 | 2 | | 前 | 30 | |
| | 専門ゼミⅣ | 4 | 2 | | 後 | 30 | |

卒業要件として、専門教育科目の中から100単位以上修得すること。
また、基礎科目、専門教育科目を合わせて124単位以上修得すること。

「みやざき産業人材教育プログラム」授業の履修について

宮崎県内高等教育機関との単位互換協定に基づき、本学学生は宮崎大学の特別聴講学生として「みやざき産業人材教育プログラム」の授業科目を履修することができます。

なお、受講料は無料で、インターネットを活用した授業配信システムを通じて「いつでも、どこでも」受講することができます。また、共通科目である「地域キャリアデザイン」「地域産業入門」「インターンシップ」5単位とユニット別選択科目から4単位の合計9単位を取得することで「みやざき産業人材認定証」が授与され、認定証の取得者には県内企業等の採用インセンティブも用意されています。履修方法や提供科目のシラバスなどの詳細についてはホームページ <https://www.miyazaki-u.ac.jp/meister/> に掲載します。別途案内もいたしますので確認してください。

| 科目名 | | 開講年 | 単位数 | 必修・選択 | 開講期 | 受講方法 |
|----------------|--|-----|-----|-------|----------------|---|
| 共通科目 | 地域キャリアデザイン | 1 | 2 | 必須 | 前期 | インターネット配信 及び対面式授業 |
| | 地域産業入門 | 1 | 2 | 必須 | 後期 | |
| | インターンシップ（1単位 必修）についてはホームページから対象科目を確認ください | | | | | |
| 食品 | 亜熱帯薬食資源学 | 2 | 2 | 選択 | 前期 又は 後期 | インターネット配信 及び対面式授業 ・対面式授業 インターネット配信 授業の15回に加え、 教室などで直接授業 を受けることになり ます。 ただし、本学の講義や 試験と重複する場合 があるので、申し込み の前に日程を確認し てください。 ・産業人材認定証 共通科目（必修）の3 科目5単位とユニット 別選択科目から2科目 4単位、合計9単位を 取得することで、産業 人材認定証が授与さ れます。 |
| | 薬食同源学入門 | 2 | 2 | 選択 | | |
| ICT | 地域で成長するICT企業 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | プレゼンテーションスキルアップ論 | 2 | 2 | 選択 | | |
| 医療・福祉 | 健幸予防医学 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | 健康な暮らしを科学する | 2 | 2 | 選択 | | |
| エネルギー ものづくり | エネルギー・ものづくり概論 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | 製品開発・ものづくり概論 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | 生活デザイン・ものづくり概論 | 2 | 2 | 選択 | | |
| 国際・観光 | 日向神話と神楽 | 2 | 2 | 選択 | | |
| 公務員 教員 | 地方自治と行政 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | ローカリズム論 | 2 | 2 | 選択 | | |
| | 「短歌県みやざき」ことばの力と読書教育入門 | 2 | 2 | 選択 | | |
| 起業 | 地域起業・事業創造論 | 2 | 2 | 選択 | | |

放送大学の授業科目

本学と放送大学との単位互換協定に基づき、本学学生は放送大学の特別聴講学生として放送大学の授業科目を履修することができます。今年度履修できる放送大学の科目および履修手続きは以下のとおりです。

| 科目名 | 単位数 | 開講期 | 受講方法 |
|--------------------|-----|----------|------|
| 歴史のなかの人間（'22） | 2 | 前期 又は 後期 | テレビ |
| 日本文学における古典と近代（'18） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 経済社会を考える（'19） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 社会福祉と法（'20） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 疾病の成立と回復促進（'21） | 2 | 前期 又は 後期 | テレビ |
| ダイナミックな地球（'21） | 2 | 前期 又は 後期 | テレビ |
| 食と健康（'18） | 2 | 前期 又は 後期 | テレビ |
| 睡眠と健康（'21） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 家族問題と家族支援（'20） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 人間にとって貧困とは何か（'19） | 2 | 前期 又は 後期 | ラジオ |
| 人文地理学からみる世界（'22） | 2 | 前期 又は 後期 | テレビ |

学 期

放送大学は第1学期（4月～7月）・第2学期（10月～1月）の2学期制でそれぞれ本学の前期・後期に相当します。また、上記の科目は学期ごとに完結し、1年に2回開講されます。

受 講

授業は1科目につき15回、テレビ又はラジオで放送され、それを学習することになるため、CSデジタル放送（SKY Perfect TV）に加入する必要があります。ただし、延岡市近郊ではケーブルテレビに加入しても受信できます。

また、番組表に従って放送授業を受けることになるため、本学の授業と重複する場合や、復習のためにビデオテープ・オーディオテープを貸し出すこともできます。テキスト等の教材は、受講申し込み後に放送大学から自宅に送付されます。

通信指導

15回の授業のうち8回目を終えた時点で、通信指導としてレポートを提出することになります。この通信指導に合格しなければ、単位認定試験は受験できません。

単位認定試験

15回の授業が終了した後、全国一斉に単位認定試験が実施されます。本学の学生は、特に指定がない限り宮崎学習センター（日向市内）で受験することになります。

ただし、本学の単位認定試験と重複する場合があるので、申し込みの前に日程の確認が必要です。

受講申込

受講希望者は、教務課に申し出て所定の手続きを行ってください。

○申込期間 第1学期……前年度12月15日～1月末

第2学期……当該年度6月15日～7月末

（ただし、1年次生は第1学期、4年次生は第2学期を受講することはできません。）

○受講料 1科目につき、11,000円

○科目選択 予め、放送時間と単位認定試験の日程が発表されているので、本学の授業及び単位認定試験に支障のないように科目を選択して下さい。

九州保健福祉大学社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせ

1. 社会福祉学部及び臨床心理学部における社会福祉士国家試験受験資格取得に係わるソーシャルワーク演習科目（以下演習科目という。）及びソーシャルワーク実習科目（以下実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

| 演習科目 | 科目名 | 学年 | 単位 | 時間数 | 実習科目 | 科目名 | 学年 | 単位 | 時間数 |
|-------------|-------------|----|----|---------------|------|---------------|-----|----|-----|
| | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | 1 | 30 | | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 2 | 1 | 30 |
| ソーシャルワーク演習Ⅱ | 2 | 1 | 30 | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 3 | 1 | 30 | | |
| ソーシャルワーク演習Ⅲ | 3 | 1 | 30 | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 3 | 1 | 30 | | |
| ソーシャルワーク演習Ⅳ | 3 | 1 | 30 | ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | 2 | 60 | | |
| ソーシャルワーク演習Ⅴ | 4 | 1 | 30 | ソーシャルワーク実習Ⅱ | 3 | 4 | 180 | | |

2. 演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

- (1) 演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者
- (2) 演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
 - ① ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - ② ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを履修する者は、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱを履修していること
 - ③ ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること
 - ④ ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳを履修する者は、ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ・Ⅳを履修していること
 - ⑤ ソーシャルワーク演習Ⅴを履修する者は、ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを修得済み、または履修していること

3. 実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

- (1) 実習指導Ⅰ・Ⅱの履修は、実習Ⅰ・Ⅱを履修する予定の者とし、実習指導Ⅲは実習Ⅰ・Ⅱを履修している者とする
 - (2) 実習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得した者、又は修得見込みの者
 - (3) 実習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと
 - ① ソーシャルワーク実習指導Ⅰを履修する者は、以下の科目が修得済み、または履修中であること

ア 以下の1年次科目が8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
心理学概論 社会学 人体の構造と機能及び疾病 社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ 高齢者福祉 障害者福祉 児童・家庭福祉 ボランティア活動

イ 以下の2年次科目が修得済み、または履修中であること
地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ 社会保障Ⅰ・Ⅱ 貧困に対する支援 権利擁護を支える法制度
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ 介護概論※

※ 介護概論に準じた科目が修得済みであるときは、学部で検討し当該科目の履修を免除する
 - ② ソーシャルワーク実習指導Ⅱを履修する者は、以下の科目が修得済み、または履修中であること

ウ 上記アの科目は、全て修得済みであること

エ 上記イの科目が8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること

オ 以下の3年次科目が履修中であること
保健医療と福祉 刑事司法と福祉 ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ・Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅲ・Ⅳ 福祉サービスの組織と経営
社会福祉調査の基礎
 - ③ 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」を履修するためにはソーシャルワーク実習指導Ⅰを履修し、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を履修するためには、ソーシャルワーク実習Ⅰ及びソーシャルワーク実習指導Ⅰを修得し、かつ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ・Ⅲを履修しなければならない
 - (4) 上記アの科目のうち前期開講科目の修得が見込めなくなった時点で、ソーシャルワーク実習指導Ⅰならびにソーシャルワーク実習Ⅰの履修登録を取り消す
 - (5) 2年次以降に転科・編入する者には以上の要件を適用せず別に定める
4. ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱは本学が指定した施設において行うものとする。必要時間数は、実習Ⅰは8日間かつ60時間以上、実習Ⅱは24日間かつ180時間以上とする。
5. ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱの実習許可は、当該所属の学部において検討し、次の要件を満たしたものに許可する。
- (1) 心身ともに健康で実習に耐え得るもの

(2) 学生としての品位を損するような行為のないもの

(3) 実習に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みのもの

6. 実習前あるいは期間中に上記の条件を喪失したのものに対しては、ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱの履修を取り消す場合がある。

附 則 この申し合わせは、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成21年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附 則 この改正申し合わせは、平成23年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附 則 この改正申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学社会福祉援助技術演習及び現場実習科目に関する申し合わせから、九州保健福祉大学相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

附 則 この改正申し合わせは、九州保健福祉大学相談援助演習及び相談援助実習科目に関する申し合わせから、九州保健福祉大学社会福祉士に係わるソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク実習科目に関する申し合わせに名称を変更し、令和3年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

九州保健福祉大学社会福祉学部精神保健福祉援助演習及び援助実習関連科目に関する申し合わせ

1. 社会福祉学部における精神保健福祉援助演習科目（以下、精神演習科目という。）及び精神保健福祉援助実習科目（以下、精神実習科目という。）の単位及び時間数は、以下のとおりとする。

| 演習科目 | 科目名 | 学年 | 単位 | 時間数 | 実習科目 | 科目名 | 学年 | 単位 | 時間数 |
|-------------|-------------|----|----|---------------|------|---------------|-----|----|-----|
| | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 2 | 1 | 30 | | 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ | 3 | 1 | 30 |
| 精神保健福祉援助演習Ⅰ | 3 | 1 | 30 | 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ | 4 | 1 | 30 | | |
| 精神保健福祉援助演習Ⅱ | 4 | 1 | 30 | 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ | 4 | 1 | 30 | | |
| 精神保健福祉援助演習Ⅲ | 4 | 1 | 30 | 精神保健福祉援助実習Ⅰ | 3 | 1 | 30 | | |
| | | | | 精神保健福祉援助実習Ⅱ | 4 | 4 | 180 | | |

2. 精神演習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1) 精神演習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みの者

(2) 精神演習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと

① ソーシャルワーク演習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉制度論、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱを修得済み、または履修していること

② 精神保健福祉援助演習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅰを修得済みであり、かつ、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助実習Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅱ、精神保健福祉制度論を修得済み、または履修していること

③ 精神保健福祉援助演習Ⅱを履修する者は、
ア. 精神保健福祉援助演習Ⅰ、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助実習Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅱ、精神保健福祉制度論を修得済みであること

イ. 精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ・Ⅱ、精神障害リハビリテーション論のうち、3科目以上を修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること

ウ. 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助実習Ⅱを履修していること

④ 精神保健福祉援助演習Ⅲを履修する者は、

ア. 精神保健福祉援助演習Ⅱ、精神保健福祉援助実習指導Ⅱ、精神保健福祉援助実習Ⅱを修得済みであること

イ. 精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ・Ⅱ、精神障害リハビリテーション論のうち、4科目以上を修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること

ウ. 精神保健福祉援助実習指導Ⅲを履修していること

3. 精神実習科目については、以下の要件を満たした者に履修を許可する。

(1) 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱの履修は精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱを履修する予定の者とし、精神保健福祉援助実習指導Ⅲは精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱを修得している者とする

(2) 精神実習科目に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、または修得見込みの者

(3) 精神実習科目に必要な基礎となる授業科目については、下記の条件を満たすこと

- ①精神保健福祉援助実習指導Ⅰを履修する者は、
 ア. 精神保健福祉援助実習Ⅰ及び精神保健福祉援助演習Ⅰを履修していること
 イ. ソーシャルワーク演習Ⅰ、社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ、障害者福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅰを修得済みであること
 ウ. 人体の構造と機能及び疾病、心理学概論、社会学、地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ、社会保障Ⅰ・Ⅱ、権利擁護を支える法制度、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅱ、精神保健福祉制度論のうち8科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
- ②精神保健福祉援助実習指導Ⅱを履修する者は、
 ア. 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助実習Ⅰ及び精神保健福祉援助演習Ⅰを修得済みであること
 イ. 人体の構造と機能及び疾病、心理学概論、社会学、地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ、社会保障Ⅰ・Ⅱ、権利擁護を支える法制度、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ、精神疾患とその治療Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉の原理Ⅱ、精神保健福祉制度論を修得済みであること
 ウ. 刑事司法と福祉、社会福祉調査の基礎、精神保健の課題と支援Ⅰ・Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ・Ⅱ、精神障害リハビリテーション論のうち5科目以上修得済みであり、かつ、修得できていない科目を履修していること
- ③精神保健福祉援助実習指導Ⅲを履修する者は、
 ア. 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ・Ⅱ、精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ及び精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱを修得済みであること
- ④精神保健福祉援助実習Ⅰを履修する者は、ソーシャルワーク演習Ⅰを修得済みであり、かつ精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助演習Ⅰを履修していること
- ⑤精神保健福祉援助実習Ⅱを履修する者は、精神保健福祉援助実習指導Ⅰ、精神保健福祉援助実習Ⅰ、精神保健福祉援助演習Ⅰを修得済みであり、かつ精神保健福祉援助実習指導Ⅱ・Ⅲ、精神保健福祉援助演習Ⅱ・Ⅲを履修していること
4. 精神保健福祉援助実習について、精神保健福祉援助実習Ⅰは、本学が指定した障害福祉サービス事業を行う施設、またはその他の実習施設において30時間以上、かつ、5日間以上行うものとする。精神保健福祉援助実習Ⅱは、本学が指定した精神科病院等の医療機関において180時間以上、かつ、24日以上行うものとする
5. 精神保健福祉援助実習の実習許可は、社会福祉学部臨床福祉学科で審議し、次の要件を満たした者に許可する。
 (1)心身ともに健康で実習に耐え得る者
 (2)学生としての品位を損するような行為のない者
 (3)実習に必要な基礎となる授業科目を履修し、単位を修得したもの、又は修得見込みの者
6. 実習前あるいは期間中に上記の条件を喪失したものに対しては、精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱの履修を取り消す場合がある。

- 附 則 この申し合わせは、平成18年4月1日から施行する。
 附 則 この改正申し合わせは、平成24年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
 附 則 この改正申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
 附 則 この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。
 附 則 この改正申し合わせは、令和3年4月1日から施行する。
 ただし、この改正前に入学した学生は従前の規定による。

九州保健福祉大学薬学部薬学科実務実習に関する申し合わせ

1. 薬学部薬学科において定める実務実習Ⅰ、Ⅱを履修することができる学生の選考は次による。
2. 次の全ての要件を満たした5年次学生に対して学部長が許可する。
 - (1)心身ともに健康で実習に耐え得る者
 - (2)学生としての品位を損するような行為のない者
 - (3)実務実習施設から求められた条件を満たし得る者
3. 実務実習前あるいは期間中に、上記の条件を喪失した者に対しては、実務実習の履修を取り消す場合がある。

附 則 この申し合わせは、平成22年4月1日から施行する。

薬学部薬学科の授業科目履修について

単位と認定

薬学科において当該科目の単位は、授業時間数の3/2以上出席し、かつ単位認定試験に合格したときに認定されます。各学年に課せられた実習科目の単位は、該当する学年で修得すること。また、実習科目の単位認定には、原則的に全授業時間の出席を必須とします。専門教育必修科目の単位を修得できないまま進級した者については、規定時間数以上の補講を受講しなければ当該科目の単位認定試験を受けることはできません。（補講は授業および実習の空き時間に行います。）

進級と留年

薬学科の学生については、配当年次およびそれより低学年に開講されている必修科目の単位を原則として5単位以上未修得の場合進級できません（留年）。また、実習科目の未修得単位があるときは、進級できません。在学中6回を超える留年は認められません。同一年次における留年は2回までです（休学等の場合は、この限りではありません）。

本学では、共用試験（CBT：Computer-Based Testing 及び OSCE：Objective Structured Clinical Examination）に合格しなければ、5年次に進級できません。

学内実習における注意事項

薬学科の学生においては、廃棄物並びに排水処理について特に留意し、排水基準等を遵守しなければなりません。本学科では、地域の環境保全並びに排水基準を維持するために実習室、実験室等での実験廃棄物および廃液の原点回収を徹底しなければなりません。

資 格

資 格 一 覧

教育職員免許状

社会福祉士国家試験受験資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

介護福祉士（国家試験受験）資格

公認心理師国家試験受験資格

准学校心理士

認定心理士資格

初級障がい者スポーツ指導員資格

レクリエーション・インストラクター資格

スポーツ・レクリエーション指導者資格

健康運動実践指導者認定試験受験資格

健康運動指導士認定試験受験資格

日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等

JPSU スポーツトレーナー資格

JATI 認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格

はり師・きゆう師国家試験受験資格

学 芸 員 資 格

実験動物技術者認定試験受験資格

愛玩動物看護師国家試験受験資格

臨床検査技師国家試験受験資格

臨床工学技士国家試験受験資格

細胞検査士認定試験受験資格

言語聴覚士国家試験受験資格

スクール(学校) ソーシャルワーク教育課程修了資格

資 格 一 覧

社会福祉学部

スポーツ健康福祉学科

| 取 得 資 格 | 特 記 事 項 |
|-------------------------------|---|
| 中学校教諭1種免許状（保健体育） | 教育職員免許状欄を参照のこと |
| 高等学校教諭1種免許状（保健体育） | 教育職員免許状欄を参照のこと |
| 社会福祉士国家試験受験資格 | 社会福祉士国家試験欄を参照のこと |
| 社会福祉主事任用資格 | |
| 初級障がい者スポーツ指導員資格 | 初級障がい者スポーツ指導員資格欄を参照のこと |
| レクリエーション・インストラクター資格 | レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと |
| 健康運動実践指導者認定試験受験資格 | 健康運動実践指導者認定試験受験資格欄を参照のこと |
| 健康運動指導士認定試験受験資格 | 健康運動指導士認定試験受験資格欄を参照のこと |
| 日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等 | 日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等欄を参照のこと |
| JPSU スポーツトレーナー資格 | JPSU スポーツトレーナー資格欄を参照のこと |
| JATI 認定トレーニング指導者(JATI-ATI) 資格 | JATI 認定トレーニング指導者(JATI-ATI) 資格欄を参照のこと |
| スポーツ・レクリエーション指導者資格 | スポーツ・レクリエーション指導者資格欄を参照のこと |
| はり師・きゅう師国家試験受験資格 | はり師・きゅう師国家試験受験資格欄を参照のこと ※鍼灸健康福祉コースの学生のみ取得できます。 |

臨床福祉学科

| 取 得 資 格 | 特 記 事 項 |
|----------------------|---|
| 高等学校教諭1種免許状（福祉） | 教育職員免許状欄を参照のこと |
| 社会福祉士国家試験受験資格 | 社会福祉士国家試験欄を参照のこと |
| 社会福祉主事任用資格 | |
| 精神保健福祉士国家試験受験資格 | 精神保健福祉士国家試験欄を参照のこと |
| 介護福祉士（国家試験受験） 資格 | 介護福祉士（国家試験受験） 資格欄を参照のこと ※介護福祉コースの学生のみ取得できます。 |
| レクリエーション・インストラクター資格 | レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと |
| スクールソーシャルワーク教育課程修了資格 | スクールソーシャルワーク教育課程修了者資格を参照のこと |
| 初級障がい者スポーツ指導員資格 | 初級障がい者スポーツ指導員資格欄を参照のこと |

薬学部

薬学科

| 取 得 資 格 | 特 記 事 項 |
|-------------|--|
| 薬剤師国家試験受験資格 | 卒業時に受験資格を取得できます。 内容等については、教員の指示を受けて下さい。 |

動物生命薬科学科

| 取得資格 | 特記事項 |
|-----------------|------------------------|
| 学芸員資格 | 学芸員資格欄を参照のこと |
| 実験動物技術者認定試験受験資格 | 実験動物技術者認定試験受験資格欄を参照のこと |
| 愛玩動物看護師国家試験受験資格 | 愛玩動物看護師国家試験受験資格欄を参照のこと |

臨床心理学部

臨床心理学科

| 取得資格 | 特記事項 |
|---------------------|---|
| 言語聴覚士国家試験受験資格 | 指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できません 言語聴覚士国家試験欄を参照のこと |
| 社会福祉士国家試験受験資格 | 社会福祉士国家試験欄を参照のこと |
| 社会福祉主事任用資格 | |
| 認定心理士 | 認定心理士資格欄を参照のこと |
| 准学校心理士 | 准学校心理士欄を確認のこと。 |
| 公認心理師国家試験受験資格 | 公認心理師国家試験受験資格欄を参照のこと |
| レクリエーション・インストラクター資格 | レクリエーション・インストラクター資格欄を参照のこと |

生命医科学部

生命医科学科

| 取得資格 | 特記事項 |
|-----------------|--|
| 臨床検査技師国家試験受験資格 | 指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できません 臨床検査技師国家試験欄を参照のこと |
| 細胞検査士認定試験受験資格 | 細胞検査士認定試験受験資格欄を参照のこと |
| 臨床工学技士国家試験受験資格 | 指定科目を修得すると、卒業と同時に受験資格を取得できません 臨床工学技士国家試験欄を参照のこと |
| 第1種ME技術実力検定受験資格 | 内容等については、教員の指示を受けて下さい |
| 第2種ME技術実力検定受験資格 | 内容等については、教員の指示を受けて下さい |

教 育 職 員 免 許 状

本学では教育職員免許法にもとづいて教職課程が設けられており、この課程で所定の単位を取得すると、以下に示す教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得することができます。

I. 共 通 事 項

I-1 免許状の種類及び教科

本学で取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりです。

| 学 部 | 学 科 | 免許状の種類 | 教 科 | 備 考 |
|--------|------------|---------------|------|-----|
| 社会福祉学部 | スポーツ健康福祉学科 | 中学校教諭 1 種免許状 | 保健体育 | |
| | | 高等学校教諭 1 種免許状 | 保健体育 | |
| | 臨床福祉学科 | 高等学校教諭 1 種免許状 | 福祉 | |

I-2 教職課程で修得すべき 科目の種類及び最低単位数

教員免許を取得するには、大学卒業資格を取得するのに加えて、教職課程で、次の表に示す科目について指定された単位数以上の単位を修得しなければなりません。なお、大学卒業資格を取得するのに必要な単位数（「卒業単位」という）のうち、いくつかの科目の単位は教員免許取得のための単位としても利用できます。

| 免 許 状 の 種 類 | (A) 教科及び教科の指導法に関する科目 | (B) 教育の基礎的理解に関する科目 | (C) 道徳、総合的な学修の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | (D) 教育実践に関する科目 | (E) 大学が独自に設定する科目 | 計 |
|----------------------|----------------------|--------------------|---|----------------|------------------|----|
| 中学校教諭 1 種 (保健体育) | 28 | 10 | 10 | 7 | 4 | 59 |
| 高等学校教諭 1 種 (保健体育) | 24 | 10 | 8 | 5 | 12 | 59 |
| 高等学校教諭 1 種 (福 祉) | 24 | 10 | 8 | 5 | 12 | 59 |

(注1) 数字は単位数を示す。

(注2) 中学校 1 種（保健体育）と高校 1 種（保健体育）では、「教科及び教科の指導法に関する科目」は同じ内容であり、同じ単位をどちらの免許取得にも適用できる。

I-3
その他の条件

教員免許を取得するには、以上のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条に定める科目」の単位を修得しなければなりません（詳細については、II-4、III-4 を参照）。さらに、中学校教員免許を取得するには、介護等体験の履修が必要です。

II 中学校教諭 1 種免許状（保健体育）・高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）

II-1
教科及び教科の指導法に関する科目

中学校教諭 1 種（保健体育）、高等学校教諭 1 種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目、単位数とも、中・高共通）。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学における開講科目 | | | |
|---|-------------------|-----------------------|-----|----|------------------|
| 科目 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
| | | | 必修 | 選択 | |
| 体育実技 | | 健康スポーツ実習 I | 2 | | |
| | | スポーツ実習 I（器械体操） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 II（屋外球技） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 III（屋内球技） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 IV（陸上） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 V（水泳） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 VI（ダンス） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 VII（柔道） | 1 | | |
| | | スポーツ実習 VIII（野外スポーツ実習） | | 1 | |
| | | レクリエーション実技 | | | 1 |
| 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） | | スポーツ原理 | | 2 | 4 科目のうち 1 科目以上必修 |
| | | スポーツマネジメント | | 2 | |
| | | スポーツ心理学 I | | 2 | |
| | | スポーツ社会学 | | 2 | |
| | | 運動学 | 2 | | |
| アダプテッドスポーツ論 | | 2 | | | |
| 生理学（運動生理学を含む。） | | 生理学 | 2 | | |
| | | 運動生理学 | 2 | | |
| | | 体力学 | | 2 | |
| 衛生学・公衆衛生学 | | 公衆衛生学 | 2 | | |
| | | 生活習慣病予防学 | | 2 | |
| 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） | | 学校保健 | 2 | | |
| | | スポーツファーストエイド | 2 | | |
| | | スポーツ医学 I | | 2 | |
| 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） | | 保健体育科教育法 I | 4 | | |
| | | 保健体育科教育法 II | 4 | | |
| 合計 | 中学校 28 高等学校 24 | 本学で修得すべき必修単位数 | 29 | | |
| | | 本学で修得可能な選択単位数 | | 18 | |

II-2

教育の基礎的理解に関する科目等（中・高保健体育）

中学校教諭1種（保健体育）、高等学校教諭1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目と単位数は、中・高で若干異なる）。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | | 本学における開講科目 | | | |
|-------------------------------------|-----|------|---------------------|---------|------|---------|
| 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数（必修） | | 備 考 |
| | 中学校 | 高等学校 | | 中学校 | 高等学校 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 10 | 10 | 教育原論 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| | | | 教職論 | 2 | 2 | |
| | | | 教育行政学 | 2 | 2 | |
| | | | 教育心理学 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| | | | 特別支援教育 | 1 | 1 | |
| | | | 教育課程論 | 2 | 2 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 10 | 8 | 道徳教育の指導法 | 2 | - | |
| | | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | |
| | | | 教育方法・情報通信技術活用論 | 2 | 2 | |
| | | | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | |
| | | | 教育相談 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| 教育実践に関する科目 | 5 | 3 | 教育実習指導 | 1 | 1 | |
| | | | 教育実習Ⅰ | 2 | 2 | |
| | | | 教育実習Ⅱ | 2 | - | |
| | | | 教職実践演習（中・高） | 2 | 2 | |
| 合 計 | 25 | 21 | 本学で修得すべき必修単位数 | 28 | 24 | |

（注1）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

（注2）中学1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、連続した3週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」を履修しなければならない。高校1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、2週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」を履修しなければならない。

II-3

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (中・高保健体育)

中学校教諭 1 種または高等学校教諭 1 種の免許を取得するには、以上に示した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

スポーツ健康福祉学科

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学における開講科目 | | |
|------------------|-----|-------------|-----|------|
| 教職科目 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | 2 | 教免必修 |
| 体育 | 2 | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | 教免必修 |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | 教免必修 |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーション | 2 | 教免必修 |
| 情報機器の操作 | 2 | 教職コンピューター基礎 | 2 | 教免必修 |

II-4

「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」 (中・高保健体育)

「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教職実践演習(中・高)」は、教職課程での学びの仕上げとして、4 年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4 年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2 年次に配布し、記入の仕方について説明します。

II-5

介護等体験の義務(中学校保健体育)

中学校(および小学校)の教員免許の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、社会福祉施設や特別支援学校などで、最低 7 日間、介護等の体験を行うことが義務づけられています。

従って、2 年次開講科目の「介護等体験・1 単位」を必ず履修する必要があります。

介護等体験の詳細については、別途、説明します。

なお、介護等体験は 2 年次以後に履修できますが、1 年次に開講される次の社会福祉関係科目の単位を修得しておかないと、履修することができません。

「QOL と人間の尊厳」「コミュニケーション論」の 2 科目に加え、「ボランティア活動」「社会福祉の原理と政策Ⅰ」「社会福祉の原理と政策Ⅱ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」のうち 2 科目以上、合計 4 科目以上の単位を修得すること。

Ⅲ. 高等学校教諭 1 種（福祉）

Ⅲ-1

教科及び教科の指導法に関する科目（福祉）

高等学校教諭 1 種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」として次の表に示す授業科目の

単位を修得しなければなりません。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学における開講科目 | | | |
|---|-----|------------------|-----|----|----|
| 科目 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | | 備考 |
| | | | 必修 | 選択 | |
| 社会福祉学(職業指導を含む。) | | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 2 | | |
| | | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 2 | | |
| 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 | | 高齢者福祉 | 2 | | |
| | | 児童・家庭福祉 | 2 | | |
| | | 障害者福祉 | 2 | | |
| 社会福祉援助技術 | | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | 2 | | |
| | | ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | 2 | | |
| | | ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ | 2 | | |
| | | ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ | 2 | | |
| | | ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ | | 2 | |
| | | ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ | | 2 | |
| 介護理論及び介護技術 | | 介護概論 | 2 | | |
| 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) | | ソーシャルワーク演習Ⅰ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク演習Ⅱ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク演習Ⅲ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク演習Ⅳ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク演習Ⅴ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | 1 | | |
| | | ソーシャルワーク実習Ⅰ | 2 | | |
| | | ソーシャルワーク実習Ⅱ | 4 | | |
| 人体構造及び日常生活行動に関する理解 | | こころとからだのしくみⅠ | 2 | | |
| 加齢及び障害に関する理解 | | 発達と老化の理解Ⅰ | 2 | | |
| | | 認知症の理解Ⅰ | 2 | | |
| | | 障害の理解 | 2 | | |
| 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | | 福祉科教育法 | 4 | | |
| 合計 | 20 | 本学で修得すべき必修単位数 | 46 | | |
| | | 本学で修得可能な選択単位数 | | 4 | |

Ⅲ-2

教育の基礎的理解に関する科目等（福祉）

高等学校教諭1種（福祉）の免許取得を希望する者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得しなければなりません。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | | 本学における開講科目 | | | |
|-------------------------------------|-----|------|---------------------|---------|------|---------|
| 科目 | 単位数 | | 授業科目 | 単位数（必修） | | 備考 |
| | 中学校 | 高等学校 | | 中学校 | 高等学校 | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 10 | 10 | 教育原論 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| | | | 教職論 | 2 | 2 | |
| | | | 教育行政学 | 2 | 2 | |
| | | | 教育心理学 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| | | | 特別支援教育 | 1 | 1 | |
| | | | 教育課程論 | 2 | 2 | |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 10 | 8 | 道徳教育の指導法 | 2 | - | |
| | | | 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 | 2 | 2 | |
| | | | 教育方法・情報通信技術活用論 | 2 | 2 | |
| | | | 生徒・進路指導論 | 2 | 2 | |
| | | | 教育相談 | 2 | 2 | 卒業単位に含む |
| 教育実践に関する科目 | 5 | 3 | 教育実習指導 | 1 | 1 | |
| | | | 教育実習Ⅰ | 2 | 2 | |
| | | | 教育実習Ⅱ | 2 | - | |
| | | | 教職実践演習（中・高） | 2 | 2 | |
| 合計 | 25 | 21 | 本学で修得すべき必修単位数 | 28 | 24 | |

（注1）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

Ⅲ-3

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（福祉）

中学校教諭1種または高等学校教諭1種の免許を取得するには、以上に示した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | 本学における開講科目 | | |
|------------------|-----|-------------|-----|------|
| 教職科目 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 | 備考 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法 | 2 | 教免必修 |
| 体育 | 2 | 生涯スポーツ実習Ⅰ | 1 | 教免必修 |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | 1 | |
| 外国語コミュニケーション | 2 | 英語コミュニケーション | 2 | 教免必修 |
| 情報機器の操作 | 2 | 教職コンピューター基礎 | 2 | 教免必修 |

(注) 上記の授業科目は、いずれも卒業所要単位に含まれる。

Ⅲ-4

「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」(高校)

「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教職実践演習(中・高)」は、教職課程での学びの仕上げとして、4年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2年次に配布し、記入の仕方について説明します。

社会福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

社会福祉士の国家試験受験を希望する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を履修し、修得しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履修科目：（告示）社会福祉士及び介護福祉士法第7条第一号の規定に基づき社会福祉に関する科目を指定する件
（昭和62年厚生省告示第200号）

国家試験科目：（省令）社会福祉士及び介護福祉士法施行則第5条
（昭和62年厚生省令第49号）

2. 受験に必要な証明書

受験には、必ず以下の2種類の証明書提出が必要です。いずれも**証明書発行申込・発行手数料が必要です。**

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」・・・受験時に提出

受験申込者全員分について、**他の受験申込書類と同時に大学から試験センターへ提出**します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」・・・卒業時に提出

卒業時に対象者分を取りまとめて、大学から試験センターへ提出する予定です。詳細は卒業判定結果発表時に universal passport で通知します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は、「C コンビニエンスストア専用払込票」による振込が必要です。振込後「A 払込受領証」に収納印（日付入）があることを確認して下さい。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込をしない場合は、必ず教務課に連絡して下さい。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」の提出と同時に、郵便局へ転居届を提出する必要があります。

6. 試験後

合格者は、各自で社会福祉士としての登録手続きが必要となります。

また、卒業後に来年度以降の社会福祉士国家試験を受験する場合、全ての手続き（『受験の手引』取り寄せ・受験申込書類提出等）は各自で行って下さい。なお、次回以降の受験書類提出時に受験票もしくは不合格通知を添付すれば、卒業証明書・指定科目履修証明書の提出が不要となります。インターネットからの申し込みが可能です。試験センターのHP参照

可否に係らず『受験の手引』・「受験票」・「A 払込受領証」のコピー・「可否通知」等の関連書類は、各自で大切に保管して下さい。

7. その他

身体に障害等のあるものについての、受験上の配慮を希望する場合は、別途用紙が必要ですので、早めに教務課に相談して下さい。

社会福祉士国家試験関連科目の一覧

社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科（2022 年度入学生）

臨床福祉学科（2022 年度入学生）

臨床心理学部 臨床心理学科（2022 年度入学生）

| 指 定 科 目 等 の 名 称 | 本学における開講科目等 | | |
|------------------------------------|----------------------------------|-----|----|
| | 開 講 科 目 | 単位数 | 年次 |
| 医 学 概 論 | 人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 | 2 | 1 |
| 心 理 学 と 心 理 的 支 援 | 心 理 学 概 論 | 2 | 1 |
| 社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム | 社 会 学 | 2 | 1 |
| 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 | 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 I | 2 | 1 |
| | 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 II | 2 | 1 |
| 社 会 福 祉 調 査 の 基 礎 | 社 会 福 祉 調 査 の 基 礎 | 2 | 3 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 I | 2 | 1 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職（専 門） | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 II | 2 | 1 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 I | 2 | 2 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 II | 2 | 2 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法（専 門） | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 III | 2 | 3 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 IV | 2 | 3 |
| 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 | 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 I | 2 | 2 |
| | 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 II | 2 | 2 |
| 福 祉 サ ー ビ ス の 組 織 と 経 営 | 福 祉 サ ー ビ ス の 組 織 と 経 営 | 2 | 3 |
| 社 会 保 障 | 社 会 保 障 I | 2 | 2 |
| | 社 会 保 障 II | 2 | 2 |
| 高 齢 者 福 祉 | 高 齢 者 福 祉 | 2 | 1 |
| 障 害 者 福 祉 | 障 害 者 福 祉 | 2 | 1 |
| 児 童 ・ 家 庭 福 祉 | 児 童 ・ 家 庭 福 祉 | 2 | 1 |
| 貧 困 に 対 す る 支 援 | 貧 困 に 対 す る 支 援 | 2 | 2 |
| 保 健 医 療 と 福 祉 | 保 健 医 療 と 福 祉 | 2 | 3 |
| 権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度 | 権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度 | 2 | 2 |
| 刑 事 司 法 と 福 祉 | 刑 事 司 法 と 福 祉 | 2 | 3 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 I | 1 | 2 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習（専 門） | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 II | 1 | 2 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 III | 1 | 3 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 IV | 1 | 3 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 V | 1 | 4 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 I | 1 | 2 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 II | 1 | 3 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 III | 1 | 3 |
| ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 I | 2 | 2 |
| | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 II | 4 | 3 |

精神保健福祉士国家試験受験資格

1. 履修科目及び試験科目

精神保健福祉士国家試験を受験する学生は、下記厚生省告示に指定されている科目を履修し、修得しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお、国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履修科目：（告示）精神保健福祉士法第7条第1号に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を指定する件
（平成10年1月厚生省告示第8号）

国家試験科目：（省令）精神保健福祉士法施行規則第5条

2. 受験に必要な証明書

受験には、必ず以下の2種類の証明書提出が必要です。いずれも**証明書発行申込・発行手数料が必要です。**

①「卒業見込証明書・指定科目履修見込証明書」・・・受験時に提出

受験申込者全員分について、**他の受験申込書類と同時に大学から試験センターへ提出**します。

②「卒業証明書・指定科目履修証明書」・・・卒業時に提出

卒業時に対象者分を取りまとめて、大学から試験センターへ提出する予定です。詳細は卒業判定結果発表時にユニバーサルパスポートにて通知します。

3. 受験手数料及び「受験の手引」料の振込み

受験希望者は、「C コンビニエンスストア専用払込票」による振込が必要です。振込後「A 払込受領証」に収納印（日付入）があることを確認して下さい。

4. 受験申込の取り止め

事情により受験申込をしない場合は、必ず教務課に連絡して下さい。

5. 受験申込書類の記載内容及び変更

受験申込書類を提出後、結婚・引越し等により、氏名・住所・本籍地等が変更になった場合、「受験申込書記載事項変更届」の提出と同時に、郵便局へ転居届を提出する必要があります。

6. 試験後

合格者は、各自で精神保健福祉士としての登録手続きが必要となります。

また、卒業後に来年度以降の精神保健福祉士国家試験を受験する場合、全ての手続き（『受験の手引』取り寄せ・受験申込書類提出等）は各自で行って下さい。なお、次回以降の受験書類提出時に受験票もしくは不合格通知を添付すれば、卒業証明書・指定科目履修証明書の提出が不要となります。インターネットからの申し込みが可能です。試験センターのHP参照

可否に係らず『受験の手引』・「受験票」・「A 払込受領証」のコピー・「可否通知」等の関連書類は、各自で大切に保管して下さい。

7. その他

身体に障害等のあるものについての、受験上の配慮を希望する場合は、別途用紙が必要ですので、早めに教務課に相談して下さい。

精神保健福祉士国家試験関連科目の一覧

臨床福祉学科（2022年度入学生）

| | 指 定 科 目 | 本学における開講科目等 | | |
|----|-------------------------------------|--|-----|----|
| | | 開 講 科 目 | 単位数 | 年次 |
| 1 | 医 学 概 論 | 人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 | 2 | 1 |
| 2 | 心 理 学 と 心 理 的 支 援 | 心 理 学 概 論 | 2 | 1 |
| 3 | 社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム | 社 会 学 | 2 | 1 |
| 4 | 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 | 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 I | 2 | 1 |
| | | 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策 II | 2 | 1 |
| 5 | 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 | 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 I | 2 | 2 |
| | | 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制 II | 2 | 2 |
| 6 | 社 会 保 障 | 社 会 保 障 I | 2 | 2 |
| | | 社 会 保 障 II | 2 | 2 |
| 7 | 障 害 者 福 祉 | 障 害 者 福 祉 | 2 | 1 |
| 8 | 権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度 | 権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度 | 2 | 2 |
| 9 | 刑 事 司 法 と 福 祉 | 刑 事 司 法 と 福 祉 | 2 | 3 |
| 10 | 社 会 福 祉 調 査 の 基 礎 | 社 会 福 祉 調 査 の 基 礎 | 2 | 3 |
| 11 | 精 神 医 学 と 精 神 医 療 | 精 神 疾 患 と そ の 治 療 I | 2 | 2 |
| | | 精 神 疾 患 と そ の 治 療 II | 2 | 2 |
| 12 | 現 代 の 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援 | 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援 I | 2 | 3 |
| | | 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援 II | 2 | 3 |
| 13 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 I | 2 | 1 |
| | | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 基 盤 と 専 門 職 II | 2 | 1 |
| 14 | 精 神 保 健 福 祉 の 原 理 | 精 神 保 健 福 祉 の 原 理 I | 2 | 1 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 の 原 理 II | 2 | 2 |
| 15 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 I | 2 | 2 |
| | | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 II | 2 | 2 |
| 16 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 (専 門) | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 (専 門) I | 2 | 3 |
| | | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク の 理 論 と 方 法 (専 門) II | 2 | 3 |
| 17 | 精 神 障 害 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論 | 精 神 障 害 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 論 | 2 | 3 |
| 18 | 精 神 保 健 福 祉 制 度 論 | 精 神 保 健 福 祉 制 度 論 | 2 | 2 |
| 19 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 I | 1 | 2 |
| 20 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 (専 門) | 精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 I | 1 | 3 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 II | 1 | 4 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 III | 1 | 4 |
| 21 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導 | 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導 I | 1 | 3 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導 II | 1 | 4 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導 III | 1 | 4 |
| 22 | ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 | 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 I | 1 | 3 |
| | | 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 II | 4 | 4 |

介 護 福 祉 士 （ 国 家 試 験 受 験 ） 資 格

社会福祉学部 臨床福祉学科 介護福祉コース

本学で規定する条件を満たすことによって、卒業と同時に介護福祉士国家試験の受験資格が取得できます。また、臨床福祉学科介護福祉コースの定員は20名（1学級）で、このコースへの所属選考は、入学後に行います。なお、希望者が定める定員を超える場合は、面接、レポート等により、選考します。

臨床福祉学科 介護福祉コース（2022年度入学生）

| 領域 | 教育内容 | 時間数 | 開講科目名称 | 時間数 |
|-----------|----------------|-----|-------------------|-----|
| 人間と社会 | 人間の尊厳と自立 | 30 | Q O L と 人 間 の 尊 厳 | 30 |
| | 人間関係とコミュニケーション | 60 | コミュニケーション論 | 30 |
| | | | 福祉サービスの組織と経営 | 30 |
| | 社会の理解 | 90 | 高齢者福祉 | 30 |
| | | | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 30 |
| | | | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 30 |
| | 人間と社会に関する選択科目 | 150 | 日向国地域論 | 30 |
| | | | 児童・家庭福祉 | 30 |
| | | | 社会学 | 30 |
| | | | 生物学 | 30 |
| 社会福祉調査の基礎 | | | 30 | |
| 介護 | 介護の基本 | 180 | 介護の基本Ⅰ | 30 |
| | | | 介護の基本Ⅱ | 30 |
| | | | 介護の基本Ⅲ | 30 |
| | | | 介護の基本Ⅳ | 30 |
| | | | 介護福祉学Ⅰ | 30 |
| | | | 介護福祉学Ⅱ | 30 |
| | コミュニケーション技術 | 60 | コミュニケーション技術Ⅰ | 30 |
| | | | コミュニケーション技術Ⅱ | 30 |
| | 生活支援技術 | 300 | 生活支援技術演習（基本Ⅰ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（基本Ⅱ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（応用Ⅰ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（応用Ⅱ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（終末期） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（家事Ⅰ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（家事Ⅱ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（環境Ⅰ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（環境Ⅱ） | 30 |
| | | | 生活支援技術演習（総括） | 30 |
| | 介護過程 | 150 | 介護過程Ⅰ | 30 |
| | | | 介護過程Ⅱ | 30 |
| | | | 介護過程Ⅲ | 60 |
| | | | 介護過程Ⅳ | 30 |
| | 介護総合演習 | 120 | 介護総合演習Ⅰ | 30 |
| 介護総合演習Ⅱ | | | 30 | |
| 介護総合演習Ⅲ | | | 30 | |
| 介護総合演習Ⅳ | | | 30 | |

| 領域 | 教育内容 | | 時間数 | 開講科目名称 | 時間数 |
|-------------|-------------|-------|--------------|--------|-------|
| 介護 | 介護実習 | 介護実習Ⅰ | 450 | 介護実習Ⅰ | 135 |
| | | 介護実習Ⅱ | | 介護実習Ⅱ | 135 |
| | | | | 介護実習Ⅲ | 180 |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 60 | 発達と老化の理解Ⅰ | 30 | |
| | | | 発達と老化の理解Ⅱ | 30 | |
| | 認知症の理解 | 60 | 認知症の理解Ⅰ | 30 | |
| | | | 認知症の理解Ⅱ | 30 | |
| | 障害の理解 | 60 | 障害者福祉 | 30 | |
| | | | 障害の理解 | 30 | |
| | こころとからだのしくみ | 120 | 心理学概論 | 30 | |
| | | | 人体の構造と機能及び疾病 | 30 | |
| | | | こころとからだのしくみⅠ | 30 | |
| | | | こころとからだのしくみⅡ | 30 | |
| 医療的ケア | 医療的ケア | 90 | 医療的ケアⅠ | 60 | |
| | | | 医療的ケアⅡ | 30 | |
| 合計 | | | 1,980 | | 1,980 |

- 1 領域「人間と社会」の「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」は、すべて必修とする。
- 2 領域「人間と社会」の「人間と社会に関する選択科目」は、60時間（2科目4単位）を選択必修とする。
- 3 領域「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」はすべて必修とする。

公認心理師国家試験受験資格

1. 受験資格について

公認心理師の国家試験受験資格については、公認心理師法第7条で以下のように決まっています。大学における必要な科目の修得及び卒業だけではなく、卒業後の要件もありますので注意してください。

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることはできない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの
- 三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

2. 大学における履修科目

公認心理師の国家試験受験を希望する学生は、下記文科省・厚生省令に指定されている科目を修めて、卒業しなければ国家試験受験資格が得られないので注意して下さい。なお国家試験の科目は下記省令によって定められており、別表のとおりです。

履修科目：（省令）公認心理師法施行規則（大学における公認心理師となるために必要な科目）

（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）

国家試験科目：（公認心理師法）第5条 試験は公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

（平成27年法律第68号）

3. 試験日程等

日程や出題基準・合格基準など詳細については、指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターより発表されます。公認心理師法第7条第1号及び第2号に該当する学生が受験できる最初の年（第7回試験（令和6年））以降は2月に試験を実施し、3月の合格発表を経た上で、4月より勤務できる予定です。

公認心理師国家試験関連科目の一覧

臨床心理学部臨床心理学科（2022年度入学生）

| 指定科目等の名称 | | 本学における開講科目等 | | |
|----------|----------|-------------|-----|----|
| | | 開講科目 | 単位数 | 年次 |
| 1 | 公認心理師の職責 | 公認心理師の職責 | 2 | 4 |
| 2 | 心理学概論 | 心理学概論 | 2 | 1 |
| 3 | 臨床心理学概論 | 臨床心理学概論 | 2 | 1 |
| 4 | 心理学研究法 | 心理学研究法 | 2 | 1 |
| 5 | 心理学統計法 | 心理学統計法 | 2 | 1 |
| 6 | 心理学実験 | 心理学実験 | 2 | 2 |
| 7 | 知覚・認知心理学 | 知覚・認知心理学 | 2 | 2 |
| 8 | 学習・言語心理学 | 学習・言語心理学 | 2 | 2 |
| 9 | 感情・人格心理学 | 感情・人格心理学 | 2 | 3 |

| | | | | |
|----|--------------|--------------|---|---|
| 10 | 神経・生理心理学 | 神経・生理心理学 | 2 | 2 |
| 11 | 社会・集団・家族心理学 | 社会・集団・家族心理学 | 2 | 1 |
| 12 | 発達心理学 | 発達心理学 | 2 | 1 |
| 13 | 障害者・障害児心理学 | 障害者・障害児心理学 | 2 | 2 |
| 14 | 心理的アセスメント | 心理的アセスメント | 2 | 2 |
| 15 | 心理学的支援法 | 心理学的支援法 | 2 | 3 |
| 16 | 健康・医療心理学 | 健康・医療心理学 | 2 | 3 |
| 17 | 福祉心理学 | 福祉心理学 | 2 | 3 |
| 18 | 教育・学校心理学 | 教育・学校心理学 | 2 | 3 |
| 19 | 司法・犯罪心理学 | 司法・犯罪心理学 | 2 | 3 |
| 20 | 産業・組織心理学 | 産業・組織心理学 | 2 | 3 |
| 21 | 人体の構造と機能及び疾病 | 人体の構造と機能及び疾病 | 2 | 1 |
| 22 | 精神疾患とその治療 | 精神疾患とその治療 | 2 | 2 |
| 23 | 関係行政論 | 関係行政論 | 2 | 4 |
| 24 | 心理演習 | 心理演習 I | 1 | 3 |
| | | 心理演習 II | 1 | 3 |
| 25 | 心理実習 | 心理実習 | 2 | 4 |

「心理演習 I・II」「心理実習」に関する要件(2022 年度入学生以降)は以下のとおりとする。

1. 「心理演習 I」(3 年前期)・「心理演習 II」(3 年後期) の履修は、公認心理師を目指す者のみとする。
2. 「心理演習 I」(3 年前期)・「心理演習 II」(3 年後期) の履修は、原則 2 年次後期までの GPA が 2.0 以上が望ましい。
3. 「心理実習」(4 年通年) の履修は、履修前までに公認心理師に必要な大学における履修科目のうち、原則として 1, 2 年次で開講される 14 科目 28 単位を履修済みの者とする。

<1 年次> 心理学概論／臨床心理学概論／心理学研究法／心理学統計法
社会・集団・家族心理学／発達心理学／人体の構造と機能及び疾病

<2 年次> 心理学実験／知覚・認知心理学／学習・言語心理学／神経・生理心理学
障害者・障害児心理学／心理アセスメント／精神疾患とその治療

准学校心理士

1. 准学校心理士とは

「准学校心理士」は、学校心理士に準ずる資格です。学校心理士用の研修を受講し、通常より短い実務経験期間(3 年間)で、「学校心理士」を受験することができます。

2. 資格申請の要件

文部科学省及び厚生労働省が確認する公認心理師資格カリキュラム対応大学学部を卒業する(卒業見込み)のもので、「教育・学校心理学」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理学的アセスメント」「心理学的支援法」の 6 科目 12 単位を取得し、学校心理士認定運営機構の書類審査に合格したものに准学校心理士の資格が認定されます。

認 定 心 理 士 資 格

認定心理士資格は、公益財団法人日本心理学会が認定する資格の1つで、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性の向上に資するために設けられた資格です。本学において指定科目を履修、単位認定後、必要な資格申請を行えば取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

※「基礎科目」、「選択科目」で36単位以上になる場合は「その他の科目」は修得する必要はありません。

臨床心理学部 臨床心理学科 (2022年度入学生)

| 認定心理士の資格を取得するのに必要な単位数及び本学開講科目 (計 36 単位以上) | | | | | | |
|---|---|------------------------|-------------------------------|-----------------|-------------|--|
| | 区 分 | | 本学開講科目 | 単位 | 申請できる単位 | 備 考 |
| 基礎科目 (12 単位以上) | a 心理学概論 | 基本主題 | 心理学概論 | 2 | 2 | a、b、c の各領域 4 単位以上を修得し、基礎科目 計で 12 単位以上修得すること。 |
| | | | 教育心理学★ | 2 | 2 | |
| | | 副次主題 | 社会・集団・家族心理学★ | 2 | 1 | |
| | | | 学習・言語心理学★ | 2 | 1 | |
| | | | 感情・人格心理学★ | 2 | 1 | |
| | b 心理学研究法 | 基本主題 | 心理学研究法 | 2 | 2 | |
| | | 副次主題 | 心理学統計法 | 2 | 2 | |
| | c 心理学実験 ・実習 | 基本主題 | 心理学実験 | 2 | 2 | |
| | | | 心理尺度構成法実習 | 1 | 1 | |
| | | 副次主題 | 心理測定法演習 | 1 | 1 | |
| 心理演習 I 心理演習 II 心理実習 | | | 1 1 2 | 0.5 0.5 1 | | |
| 選択科目 (16 単位以上) | d 知覚心理学 学習心理学 | 基本主題 | 知覚・認知心理学 | 2 | 2 | d、f、g、h の 4 領域のうち、3 領域以上で、そ れぞれ 4 単位以 上を修得し、選 択科目合計で 16 単位以上修 得すること。ま た各領域には必 ず基本主題を含 むこと。 |
| | | 副次主題 | 学習・言語心理学★ 感情・人格心理学★ | 2 2 | 2 2 | |
| | e 生理心理学 比較心理学 | 基本主題 | 神経・生理心理学 | 2 | 2 | |
| | | 副次主題 | | | | |
| | f 教育心理学 発達心理学 | 基本主題 | 発達心理学★ 教育・学校心理学★ 教育心理学★ | 2 2 2 | 2 2 2 | |
| | | 副次主題 | | | | |
| | g 臨床心理学 人格心理学 | 基本主題 | 感情・人格心理学★ | 2 | 2 | |
| | | | 社会・集団・家族心理学★ | 2 | 2 | |
| | | | 臨床心理学概論★ | 2 | 2 | |
| | | | 障害者・障害児心理学 | 2 | 2 | |
| | | | 心理的アセスメント | 2 | 2 | |
| | | | 心理学的支援法 | 2 | 2 | |
| | | | 健康・医療心理学 | 2 | 2 | |
| | 福祉心理学 | 2 | 2 | | | |
| 副次主題 | 司法・犯罪心理学★※ | 2 | 2 | | | |
| | 教育相談 | 2 | 2 | | | |
| h 社会心理学 産業心理学 | 基本主題 | 精神疾患とその治療 | 2 | 1 | | |
| | | 社会・集団・家族心理学★ | 2 | 2 | | |
| | | 司法・犯罪心理学★※ 産業・組織心理学 | 2 2 | 2 2 | | |
| 副次主題 | | | | | | |
| 合計 | 「基礎科目」「選択科目」「その他の科目」を合わせて、総計 36 単位以上修得すること。 | | | | | |

注 1) ★印のついた同一名称科目は、「基本主題」、または「副次主題」のいずれか一方でのみ申請可能です。両方にカウントすることはできませんので注意して下さい。

注 2) ※のついた科目は、g 領域もしくは h 領域のいずれか一方のみの「基本主題」で申請可能です。

注 3) 要件となる単位は、「申請できる単位」で充足して下さい。副次主題は 1/2 単位の申請になります。

注 4) 詳細については、必ず担当教員に確認して下さい。

初級障がい者スポーツ指導員資格

スポーツ健康福祉学科及び臨床福祉学科は、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認指導員養成の認定校に指定されているため、4年次に協会に申請(学内で申請手続き)することにより、初級障がい者スポーツ指導員の資格を取得できます。資格を取得するために必要な科目は下表のとおりです。

| 学部・学科 | 理論科目 | 実技科目 |
|--------------------------------|----------------------|---------------|
| 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 臨床福祉学科 | アダプテッドスポーツ論 障害者福祉 | 高齢者・障害者スポーツ実習 |

レクリエーション・インストラクター資格

レクリエーション・インストラクター資格は、(公財)日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請(3年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります)を行えば4年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

| 学部・学科 | 理論科目 | 実技科目 | 現場実習科目 |
|----------------------|-----------|-------------------------|--|
| 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 | レクリエーション論 | レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ | 健康スポーツ現場実習 または教育実習Ⅰ または教育実習Ⅱ またはソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加(注) |
| 社会福祉学部 臨床福祉学科 | レクリエーション論 | レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ | ソーシャルワーク実習Ⅰ または介護実習Ⅱ または教育実習Ⅰ または精神保健福祉援助実習Ⅰ 事業参加(注) |
| 臨床心理学部 臨床心理学科) | レクリエーション論 | レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ | ソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加(注) |

(注) 「事業参加」は授業科目ではありませんが資格取得に義務づけられている「レクリエーション現場実習」です。日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会および市区町村レクリエーション協会に関係する(主催、後援、協賛、協力、主管等)事業に3年次の11月末までに4回以上参加する必要があります。なお事業参加の詳細につきましてはレクリエーション専門科目(理論または実技)の授業時に担当教員より説明がありますので確認して下さい。

スポーツ・レクリエーション指導者資格

スポーツ・レクリエーション指導者資格は、(公財)日本レクリエーション協会「公認指導者資格」の一種であり、上記のレクリエーション・インストラクター資格申請に加えて、下記の指定科目を履修、単位習得し、必要な資格申請(3年次後期に資格申請手続きを学内で行う必要があります)を行えば4年次前期で取得することが可能です。資格必修科目は下記の表の通りです。

| 学部・学科 | 理論科目 | 実技科目 | 現場実習科目 |
|----------------------|------------------------------|-------------------------|---|
| 社会福祉学部 スポーツ健康福祉学科 | スポーツ・レクリエーション演習 レクリエーション論 | レクリエーション実技 生涯スポーツ実習Ⅰ | 健康スポーツ現場実習 または教育実習Ⅰ または教育実習Ⅱ またはソーシャルワーク実習Ⅰ 事業参加(注) |

(注) 「事業参加」は授業科目ではありませんが資格取得に義務づけられている「レクリエーション現場実習」です。日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会および市区町村レクリエーション協会に関係する(主催、後援、協賛、協力、主管等)事業に3年次の11月末までに4回以上参加する必要があります。なお事業参加の詳細につきましてはレクリエーション専門科目(理論または実技)の授業時に担当教員より説明がありますので確認して下さい。

健康運動実践指導者認定試験受験資格

健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者に与えられる称号の一つです。積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有すると認められた者に与えられます。本学は健康運動実践指導者養成校であり、下表の科目を習得することによって受験資格を取得することができます。

エアロビックダンス、水泳・水中運動、ウォーキング、ジョギングといったエアロビックエクササイズ、ストレッチングやレジスタンストレーニングなど、自ら見本を示せる実技能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者となるように養成講座が構成されています。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、生活習慣病予防、介護予防などに興味があり、健康増進施設などへの就職を希望する学生には大切な資格です。3年次前期までに下表の科目を修得すれば、後期に認定試験（学科試験・実技試験）を受験することができます。

健康運動実践指導者認定試験受験資格関連科目の一覧

| 指定科目 (養成講習会の科目名) | | スポーツ健康福祉学科開講科目 | |
|---------------------|----------------|----------------|---------------|
| 1 | 健康づくり施策概論 | 講義 | スポーツ健康福祉論 |
| 2 | 運動生理学 | 講義 | 運動生理学 |
| 3 | 機能的解剖とバイオメカニクス | 講義 | バイオメカニクス |
| 4 | 栄養摂取と運動 | 講義 | スポーツ栄養学 I |
| 5 | 体力測定と評価 | 講義 | 体力学 |
| | | 実習 | 体力学演習 |
| 6 | 健康づくりと運動プログラム | 講義 | 運動処方論 |
| 7 | 運動指導の心理学的基礎 | 講義 | スポーツ心理学 I |
| 8 | 健康づくり運動の実際 | 実習 | 健康スポーツ実習 I |
| | | | 健康スポーツ実習 II |
| | | | スポーツ実習 V (水泳) |
| | | | 高齢者・障害者スポーツ実習 |
| 9 | 運動障害と予防・救急処置 | 講義 | スポーツ医学 I |
| | | 実習 | スポーツファーストエイド |

健康運動指導士認定試験受験資格

健康運動指導士は、保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成および実践指導計画の調整等を行う役割を担います。生活習慣病予防・改善において、ハイリスク者も対象にした安全で効果的な運動指導を行うことのできる専門家を目指す上で、まず取得すべき標準的な資格であると位置付けられています。本学は健康運動指導士養成校であり、下表の科目を修得することによって受験資格を取得することができます。

この資格は、健康、運動・スポーツ、体力づくり、特に生活習慣病予防・改善や介護予防などに興味があり、健康増進施設や医療機関などへの就職を希望する学生には大切な資格です。4年次前期までに下表の科目を修得すれば、後期に認定試験（学科試験）を受験することができます。

健康運動指導士認定試験受験資格関連科目の一覧

| 指定科目 (養成講習会の科目名) | | スポーツ健康福祉学科開講科目 (平成28年度以降の入学生) | |
|---------------------|-------------------------|----------------------------------|--|
| 1 | 健康管理概論 | 講義 | スポーツ健康福祉論 |
| 2 | 健康づくり施策概論 | 講義 | スポーツ健康福祉論 |
| 3 | 生活習慣病(成人病) | 講義 | 生活習慣病予防学 |
| 4 | 運動生理学 | 講義 | 運動生理学 |
| 5 | 機能解剖とバイオメカニクス(運動・動作の力源) | 講義 | バイオメカニクス |
| 6 | 健康づくり運動の理論 | 講義 | トレーニング論 |
| 7 | 運動障害と予防 | 講義 | スポーツ医学Ⅰ |
| 8 | 体力測定と評価 | 講義 | 体力学 |
| | | 実習 | 体力学演習 |
| 9 | 健康づくり運動の実際 | 実習 | 健康スポーツ実習Ⅰ 健康スポーツ実習Ⅱ スポーツ実習Ⅴ(水泳) 高齢者・障害者スポーツ実習 健康スポーツ現場実習 |
| 10 | 救急処置 | 講義/実習 | スポーツファーストエイド |
| 11 | 運動プログラムの実際 | 講義 | 運動処方論 |
| | | 実習 | スポーツ医学Ⅰ |
| 12 | 運動負荷試験 | 講義/実習 | スポーツ医学Ⅰ |
| 13 | 運動行動変容の理論と実際 | 講義/実習 | スポーツ心理学Ⅰ |
| 14 | 運動とこころの健康増進 | 講義/実習 | スポーツ心理学Ⅰ |
| 15 | 栄養摂取と運動 | 講義 | スポーツ栄養学Ⅰ |

日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等

スポーツ健康福祉学科は、(公財)日本スポーツ協会(JSPO)の免除適応コースの承認を受けています。共通科目Ⅰ～Ⅲは、下表に掲げる「科目の単位を修得」、JSPOのHPからの「指導者マイページでアカウントの作成」、「リファレンスブックの購入」、リファレンスブックに基づき出題される「共通科目検定試験(オンラインテスト)の合格」後に登録手続きを完了することによって、共通科目およびスポーツ指導者基礎資格であるコーチングアシスタント資格が認定されます。共通科目の履修によって、卒業後に各種競技のコーチ資格を目指すこともできます。なお、科目の受講完了申請は、期間を指定して学生からの申し出によって大学側からJSPOに行いますが、それ以降の手続きは学生が直接JSPOと行う必要があるので注意してください。

総合型地域スポーツクラブのマネジメント指導者資格であるアシスタントマネジャー受験資格には、共通科目Ⅰおよびアシスタントマネジャー専門科目の履修が必要です。アスレティックトレーナー受験資格取得のためには、共通科目Ⅰ、共通科目Ⅱ、共通科目Ⅲおよびアスレティックトレーナー専門科目を履修することが必要です。なお、試験日程については別途案内します。

JSPO公認アスレティックトレーナーは、スポーツ時のケガの予防や救急処置、早期の現場復帰と再発予防を目指すアスレティックリハビリテーションおよびトレーニング、コンディショニングを行います。主に競技者を対象としていますが、修得した知識や技術は生活習慣病予防や有疾患者に対する運動指導においても活用でき、個々人の能力や適性等に応じたスポーツ活動や健康・体力づくりの分野でも活躍が期待されています。

日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント資格等関連科目一覧

| 指定科目 | | スポーツ健康福祉学科開講科目 |
|---|-----------------------------------|---|
| 共通科目Ⅰ(オンラインテストの合格が必要) ・コーチングアシスタント ・アシスタントマネジャー受験資格に必須 | | スポーツ心理学Ⅰ スポーツ社会学 コーチング論 |
| 共通科目Ⅱ(オンラインテストの合格が必要) *共通科目Ⅰに加えて右記の科目を履修 | | 体力学 スポーツ栄養学Ⅰ スポーツ医学Ⅰ スポーツマネジメント トレーニング論 |
| 共通科目Ⅲ(オンラインテストの合格が必要) *共通科目Ⅰ・Ⅱに加えて右記の科目を履修 ・アスレティックトレーナー受験資格に必須 | | スポーツ医学Ⅱ スポーツ科学 |
| アシスタントマネジャー 専門科目 | 1. 地域スポーツクラブとは 2. 地域スポーツクラブの現状 | スポーツ社会学 |
| | 3. クラブマネジャーの役割 | スポーツマネジメント |
| | 4. クラブのつくり方 5. クラブの運営 | スポーツマネジメント スポーツ社会学 |

| | 指定科目 | スポーツ健康福祉学科開講科目 |
|----------------------|---------------------|--|
| アスレティックトレーナー 専門科目 | 1. アスレティックトレーナーの役割 | アスレティックトレーナー概論 |
| | 2. スポーツ科学 | スポーツ心理学Ⅱ 運動生理学 バイオメカニクス トレーニング科学 |
| | 3. 運動器の解剖と機能 | 運動器の解剖と機能Ⅰ 運動器の解剖と機能Ⅱ |
| | 4. スポーツ外傷・障害の基礎知識 | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ |
| | 5. 健康管理とスポーツ医学 | 健康管理とスポーツ医学 |
| | 6. 検査・測定と評価 | 検査・測定と評価Ⅰ 検査・測定と評価Ⅱ |
| | 7. 予防とコンディショニング | 予防とコンディショニングⅠ 予防とコンディショニングⅡ 予防とコンディショニングⅢ |
| | 8. アスレティックリハビリテーション | アスレティックリハビリテーションⅠ アスレティックリハビリテーションⅡ アスレティックリハビリテーションⅢ |
| | 9. 救急処置 | スポーツファーストエイド |
| | 10. スポーツと栄養 | スポーツ栄養学Ⅱ |
| | 現場実習 | アスレティックトレーナー実習Ⅰ アスレティックトレーナー実習Ⅱ アスレティックトレーナー実習Ⅲ アスレティックトレーナー実習Ⅳ アスレティックトレーナー実習Ⅴ アスレティックトレーナー実習Ⅵ |

JPSU スポーツトレーナー資格

※JPSU：一般社団法人 全国体育スポーツ系大学協議会

JPSU スポーツトレーナーは、体育スポーツ系大学の特色を活かし、医療分野に特化した内容ではなく、スポーツ選手およびスポーツ実践者が安全かつ効果的にスポーツが行えるよう、スポーツ医科学に基づいたスポーツ外傷・障害の予防や救急処置、コンディション調整、トレーニングの指導などの、身体づくり（コンディショニング）の専門的知識・技術を習得することができるプログラム内容となっています。この資格は、2017 年度に始まったばかりの新しい資格であるが、将来トレーナーを目指す学生はもちろんのこと、保健体育教員、スポーツ系の就職を考えている学生にとっては重要な資格となります。4 年次後期に行われる認定試験（集合講習会・論述試験）に合格することによって、卒業時に資格を取得できます。

JPSU スポーツトレーナー資格関連科目一覧

| 指定科目 | | スポーツ健康福祉学科開講科目 | |
|--|------------------------------------|--|-------------------------------|
| スポーツトレーナーに必要な資質 | | アスレティックトレーナー概論 | |
| 体育スポーツに対する 運動実践 運動指導 予防対応 救急対応 | 1. 記録系競技実践・指導（実技） | スポーツ実習Ⅳ（陸上） スポーツ実習Ⅴ（水泳） ※いずれか1つを選択 | ※1～4の領域の中から 3領域 を選択 |
| | 2. 球技系競技実践・指導（実技） | スポーツ実習Ⅱ（屋外球技） スポーツ実習Ⅲ（屋内球技） ※いずれか1つを選択 | |
| | 3. 武道格闘技系実践・指導（実技） | スポーツ実習Ⅶ（柔道） | |
| | 4. 基礎運動実践・指導（実技） | スポーツ実習Ⅰ（器械体操） スポーツ実習Ⅵ（ダンス） ※いずれか1つを選択 | |
| | 5. トレーニングおよびコンディショニング 実践・指導（実技） | 体力学演習 予防とコンディショニングⅡ | |
| | 6. 現場実習 | 教育実習Ⅰ・Ⅱ（教育実習Ⅰだけでも可） 健康スポーツ現場実習 アスレティックトレーナー実習Ⅰ～Ⅵ ※いずれか1つを選択 | |
| | 7. 体力測定評価（実技） | 検査・測定と評価Ⅰ | |
| | 8. 救急処置法（講義・実技） | スポーツファーストエイド | |
| スポーツ科学に関する知識 | 1. スポーツ生理学 | 運動生理学 | |
| | 2. スポーツ栄養学 | スポーツ栄養学Ⅱ | |
| | 3. スポーツ心理学 | スポーツ心理学Ⅰ | |
| | 4. トレーニング科学 | トレーニング科学 | |
| | 5. バイオメカニクス | バイオメカニクス | |
| | 6. 機能解剖学 | 運動器の解剖と機能Ⅰ 運動器の解剖と機能Ⅱ | |
| | 7. コンディショニング | 予防とコンディショニングⅠ | |
| スポーツ医学に関する知識 | 1. スポーツ医学（内科） | 健康管理とスポーツ医学 | |
| | 2. スポーツ医学（運動器） | スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅰ スポーツ外傷・障害の基礎知識Ⅱ | |

JATI 認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格

※JATI：特定非営利活動法人 日本トレーニング指導者協会

JATI-ATI は、競技スポーツと健康・体力増進の両分野に対応した資格で、ジュニアから高齢者、アスリートなど幅広い対象と多様な目的に応じて、科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なトレーニング指導を行うことができる専門家として、対象者の目標達成に貢献します。教育カリキュラムは、日本人を対象とした科学的知見や日本の現場で蓄積されたノウハウをもとに構築されており、日本人の特性や日本の環境に適合した知識や技能を習得することができます。また、経験や実績に対応した3段階の資格認定制度を設けていることも特徴の一つです。協会としては、海外の学会との交流や、国内での学会開催など、より質の高い指導法を発展・追求するために、最先端の研究と現場をつなぐ活動も積極的に行っています。

本学は JATI 養成校のため、決められた科目を履修・単位習得することで養成講習会への参加とワークノートの提出が免除となり、4年次後期に行われる認定試験の受験資格を取得できます。

JATI 認定トレーニング指導者（JATI-ATI）資格関連科目一覧

1. 一般科目

| 指定科目 | | スポーツ健康福祉学科開講科目 |
|-------------|-----------------------------|----------------|
| 領域 | 科目名 | |
| A. 体力学総論 | 体力学総論 | 体力学 |
| B. 機能解剖 | (1) 上肢 | 運動器の解剖と機能 I |
| | (2) 脊柱と胸郭 | 運動器の解剖と機能 I |
| | (3) 骨盤と下肢 | 運動器の解剖と機能 I |
| C. バイオメカニクス | (1) 基礎理論 | バイオメカニクス |
| | (2) スポーツ及びトレーニング動作のバイオメカニクス | バイオメカニクス |
| D. 運動生理学 | (1) 呼吸循環器系・エネルギー代謝と運動 | 運動生理学 |
| | (2) 骨格筋系・神経系・内分泌系と運動 | 運動生理学 |
| E. 運動と栄養 | (1) 基礎理論 | スポーツ栄養学Ⅱ |
| | (2) スポーツ選手の競技力向上と栄養 | スポーツ栄養学Ⅱ |
| | (3) 一般人の健康増進と栄養 | スポーツ栄養学Ⅰ |
| F. 運動と心理 | (1) 基礎理論 | スポーツ心理学Ⅰ |
| | (2) スポーツ選手の競技力向上への活用 | スポーツ心理学Ⅱ |
| | (3) 一般人の健康増進への活用 | スポーツ心理学Ⅰ |
| G. 運動と医学 | (1) 救急処置法 | スポーツファーストエイド |
| | (2) スポーツ選手の整形外科的傷害と予防 | スポーツ医学Ⅰ |
| | (3) 生活習慣病とその予防 | 健康スポーツ実習Ⅰ |
| H. 運動指導の科学 | 運動指導の科学 | コーチング論 |

2. 専門科目

| 指定科目 | | スポーツ健康福祉学科開講科目 |
|-----------------------|---------------------------------------|--|
| 領域 | 科目名 | |
| A. トレーニング指導者論 | トレーニング指導者の役割 | トレーニング論 健康スポーツ実習 I |
| B. 各種トレーニング法の理論とプログラム | トレーニング計画の立案（総論） | 予防とコンディショニング I 予防とコンディショニング II トレーニング論 |
| | 筋力トレーニングのプログラム作成 | 健康スポーツ実習 I 予防とコンディショニング II |
| | パワー向上トレーニングの理論とプログラム作成 | 予防とコンディショニング II |
| | 有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの理論とプログラム作成 | 予防とコンディショニング II |
| | スピード向上トレーニングの理論とプログラム作成 | 予防とコンディショニング II |
| | ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの理論とプログラム作成 | 健康スポーツ実習 I 予防とコンディショニング I |
| | 特別な対象のためのトレーニングとプログラム | 健康スポーツ実習 I トレーニング論 |
| | 傷害の受傷から復帰までのトレーニングとプログラム | アスレティックリハビリテーション I |
| C. 各種トレーニング法の実際 | 筋力トレーニングの実際 | 予防とコンディショニング II |
| | パワー向上トレーニングの実際 | 予防とコンディショニング II |
| | 有酸素性及び無酸素性持久力向上トレーニングの実際 | 予防とコンディショニング II |
| | スピード向上トレーニングの実際 | 予防とコンディショニング II |
| | ウォームアップとクールダウン・柔軟性向上トレーニングの実際 | 健康スポーツ実習 I |
| D. トレーニング効果の測定と評価 | トレーニング効果の測定と評価の実際 | 検査測定と評価 I |
| | 測定データの活用とフィードバックの実際 | 検査測定と評価 I |
| E. トレーニングの運営と情報活用 | トレーニングの運営 | トレーニング論 |
| | 運動指導のための情報収集と活用 | スポーツ科学 コーチング論 |

※スポーツ健康福祉学科開講科目における下線部の科目については、その科目全てを履修・単位習得する必要がある

はり師・きゆう師国家試験受験資格

スポーツ健康福祉学科鍼灸健康福祉コースでは、下表に掲げる科目の単位を修得することによって、はり師・きゆう師国家試験受験資格の取得が可能です。

スポーツ健康福祉学科 鍼灸健康福祉コース (2022 年度入学生)

| 教育内容 | 認定規則に定める単位数 | 科目名 | 単位数 | | 備考 | |
|---------------------------|-------------|--------------|-----|----|-----------------|----------------------|
| | | | 必修 | 選択 | | |
| 基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活 | 14 | 英語 | | 2 | 22 単位以上 選択必修 | |
| | | 英語コミュニケーション | | 2 | | |
| | | 情報処理入門 | 1 | | | |
| | | データサイエンスⅠ | | 1 | | |
| | | データサイエンスⅡ | | 1 | | |
| | | キャリア教育 | | 2 | | |
| | | コミュニケーション論 | 2 | | | |
| | | QOL と人間の尊厳 | 2 | | | |
| | | 日向国地域論 | | 2 | | |
| | | 日向国地域体験学習 | | 1 | | |
| | | 医療・福祉連携講座 | | 1 | | |
| | | ボランティア活動 | | 2 | | |
| | | 中国語Ⅰ | | 2 | | |
| | | 中国語Ⅱ | | 2 | | |
| | | 哲学 | | 2 | | |
| | | 倫理学 | | 2 | | |
| | | 芸術 | | 2 | | |
| | | 日本国憲法 | | 2 | | |
| | | 経済学 | | 2 | | |
| | | インターンシップ | | 1 | | |
| | | 生物学 | | 2 | | |
| | | 教職コンピューター基礎 | | 2 | | |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅰ | | 1 | | |
| | | 生涯スポーツ実習Ⅱ | | 1 | | |
| | | 健康科学論 | | 2 | | |
| | | 基礎演習Ⅰ | 1 | | | |
| | | 基礎演習Ⅱ | 1 | | | |
| | | 社会学 | | 2 | | 5 科目 10 単位 以上選択必修 |
| | | 心理学概論 | | 2 | | |
| | | 人体の構造と機能及び疾病 | | 2 | | |
| | | 児童・家庭福祉 | | 2 | | |
| | | 障害者福祉 | | 2 | | |
| 高齢者福祉 | | 2 | | | | |
| 介護概論 | | 2 | | | | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ | | 2 | | | | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ | | 2 | | | | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅰ | | 2 | | | | |
| 社会福祉の原理と政策Ⅱ | | 2 | | | | |
| 貧困に対する支援 | | 2 | | | | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅰ | | 2 | | | | |
| 地域福祉と包括的支援体制Ⅱ | | 2 | | | | |
| 社会保障Ⅰ | | 2 | | | | |
| 社会保障Ⅱ | | 2 | | | | |
| 人体の構造と機能 | 12 | 生理学 | 2 | | | |
| | | 解剖学Ⅰ | 2 | | | |
| | | 解剖学Ⅱ | 2 | | | |
| | | 解剖学Ⅲ | 2 | | | |

| | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------|----|---------------|------------|---|--|--|
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | | 運動学概論 | 1 | | | |
| | | | 身体の働き I | 2 | | | |
| | | | 身体の働き II | 2 | | | |
| | | | リハビリテーション | 2 | | | |
| | 疾病と障害の成り立ち、 予防及び回復の促進 | 12 | | 衛生学 I | 2 | | |
| | | | | 衛生学 II | 2 | | |
| | | | | 病理学概論 | 2 | | |
| | | | | 臨床医学総論 I | 1 | | |
| | | | | 臨床医学総論 II | 1 | | |
| | | | | 臨床医学各論 I | 1 | | |
| | | | | 臨床医学各論 II | 1 | | |
| | | | | 臨床医学各論 III | 1 | | |
| 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念 | 3 | | 医学概論 | 2 | | | |
| | | | 社会保障制度および職業倫理 | 1 | | | |
| 専門分野 | 基礎はり学 基礎きゅう学 | 9 | 病態生理学 | 1 | | | |
| | | | 鍼灸理論 | 2 | | | |
| | | | 東洋医学概論 I | 2 | | | |
| | | | 東洋医学概論 II | 2 | | | |
| | | | 経絡経穴学 I | 1 | | | |
| | | | 経絡経穴学 II | 1 | | | |
| | 経絡経穴学 III | 1 | | | | | |
| | 臨床はり学 臨床きゅう学 | 13 | 東洋医学臨床論 I | 2 | | | |
| | | | 東洋医学臨床論 II | 2 | | | |
| | | | 東洋医学臨床論 III | 2 | | | |
| | | | 東洋医学臨床論 IV | 2 | | | |
| | | | 東洋医学臨床論 V | 1 | | | |
| | | | 物理療法学 | 2 | | | |
| | | | 鍼灸治療の安全と適応判断 | 1 | | | |
| | 鍼灸診察演習 | 1 | | | | | |
| | 社会はり学 社会きゅう学 | 2 | 社会鍼灸学 | 2 | | | |
| | 実 習 | 15 | 基礎鍼灸実習 | 1 | | | |
| | | | 臨床鍼実技 I | 1 | | | |
| | | | 臨床鍼実技 II | 1 | | | |
| | | | 臨床鍼実技 III | 1 | | | |
| | | | 臨床鍼実技 IV | 1 | | | |
| 臨床鍼実技 V | | | 1 | | | | |
| 臨床鍼実技 VI | | | 1 | | | | |
| 臨床灸実技 I | | | 1 | | | | |
| 臨床灸実技 II | | | 1 | | | | |
| 臨床灸実技 III | | | 1 | | | | |
| 臨床灸実技 IV | | | 1 | | | | |

| | | | | | | |
|------|-------|----|-----------|--------------|---|--|
| 専門分野 | 実習 | | 臨床灸実技Ⅴ | 1 | | |
| | | | 臨床灸実技Ⅵ | 1 | | |
| | | | 臨床鍼灸評価実習Ⅰ | 1 | | |
| | | | 臨床鍼灸評価実習Ⅱ | 1 | | |
| | 臨床実習 | 4 | | 臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所） | 2 | |
| | | | | 臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所） | 2 | |
| | 総合領域 | 10 | | スポーツ健康鍼灸学 | 2 | |
| | | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ | 1 | |
| | | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ | 1 | |
| | | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅲ | 1 | |
| | | | | スポーツ健康福祉学演習Ⅳ | 1 | |
| | | | | 卒業研究Ⅰ | 2 | |
| | 卒業研究Ⅱ | 2 | | | | |
| | 合計 | 94 | 合計 | 116 | | |

学 芸 員 資 格

薬学部動物生命薬科学科では、学芸員資格を取得することができます。

1. 学芸員資格とは

専門的な研究活動を行う一方で、その成果を広く一般に還元する役割を持つ施設は、動物園や水族館、あるいは広く博物館や美術館といったものです。これらの施設は、我が国では「博物館」として分類・総称されています。博物館は、貴重な動植物や地域の歴史・文化資源、優れた芸術品などを収集・展示し、幅広い年齢層を対象とした生涯学習を行う場であり、図書館や公民館とともに公共サービスを実施する施設として重要な役割を担っています。

博物館で働く専門職である学芸員やそれに相当する職種(構成する団体・組織によって名称が変わることがある。)は、研究分野に関する高度な知識が要求され、さらに資料の収集・保存・展示・教育普及等に関する極めて広範囲な作業に対応できる技能が必要となり、あるいはまた、信頼性・コミュニケーション能力も要求されます。

この職種に就く前提として、学芸員資格を取得しなければなりません。これは「博物館法」(昭和26年法律第285号)第4及び第5条に定められた専門職員の資格であり、学士の資格を持ち大学における博物館に関する科目を取得することが、取得の方法として主たるものです。

本学では、薬学部動物生命薬科学科に学芸員養成課程を設けており、「博物館概論」をはじめとする博物館に関する科目を履修することができます。

2. 館園実習への参加について

博物館に関する科目「博物館実習」の中には、学外の施設において行う館園実習があり、学生諸君の資質を現場の専門家に問われるケースもしばしば発生します。この実習では、参加のために一定水準の知識が求められ、さらに多くの博物館が「博物館概論」の単位取得を実習参加への前提としていることから、本学の学芸員養成課程においても、「博物館概論」の単位取得を「博物館実習」履修の条件とします。

3. 博物館に関する科目について

博物館に関する科目は、「博物館法施行規則」(昭和30年文部省令第24号)において定められており、本学では、下記のとおりとなっています。

学芸員資格取得に係る履修要件 (2022年度以降入学生)

| 博物館法施行規則に定める科目 | | 動物生命薬科学科開講科目 | | | | | |
|----------------|-----|--------------|-----|----|----|--------------------|--|
| 科目名 | 単位数 | 科目名 | 単位数 | | 年次 | 備考 | |
| | | | 必修 | 選択 | | | |
| 生涯学習概論 | 2 | 生涯学習概論 | 2 | | 4 | 卒業要件に対しては、 選択科目 | |
| 博物館概論 | 2 | 博物館概論 | 2 | | 2 | | |
| 博物館経営論 | 2 | 博物館経営論 | 2 | | 4 | | |
| 博物館資料論 | 2 | 博物館資料論Ⅰ | 1 | | 3 | | |
| | | 博物館資料論Ⅱ | 1 | | 3 | | |
| 博物館資料保存論 | 2 | 博物館資料保存論 | 2 | | 3 | | |
| 博物館展示論 | 2 | 博物館展示論Ⅰ | 1 | | 3 | | |
| | | 博物館展示論Ⅱ | 1 | | 3 | | |
| 博物館教育論 | 2 | 博物館教育論 | 2 | | 4 | | |
| 博物館情報・メディア論 | 2 | 博物館情報・メディア論 | 2 | | 4 | | |
| 博物館実習 | 3 | 博物館実習 | 3 | | 4 | | 「博物館実習」の履修は、 「博物館概論」の単位を 修得した者に限る。 |
| その他の関連科目 | | 生物多様性 | 2 | | 2 | | |
| | | 飼科学 | 2 | | 2 | | |
| | | 動物繁殖学 | 2 | | 3 | | |

※本学科の学芸員養成の理念及び専門的教育内容の教授に沿って、博物館法施行規則に定める科目以外に「その他の関連科目」を設け、本学独自の履修要件を定める。

実験動物技術者認定試験受験資格

薬学部動物生命薬科学科では、実験動物1級技術者認定試験及び実験動物2級技術者認定試験の受験資格を取得することができます。

1. 実験動物技術者認定制度

- ・ 目的：実験動物技術者は、優良な実験動物の生産、供給、適正な飼育等を通じライフサイエンスの発展に寄与する重要な役割を担っています。その資質を向上させ実験動物技術の進展に貢献することにより、実験動物産業の一層の発展を図ることが目的です。
- ・ 認定機関：公益社団法人日本実験動物協会
- ・ 認定種別：実験動物1級技術者及び実験動物2級技術者

2. 実験動物1級技術者認定試験受験資格

次のいずれかであり、本学科は、②（必須科目を履修しない者）又は③（必須科目を履修した者）に該当します。

- ① 2級の認定を受けた後、4年以上の実務経験を有する者。
- ② 2年以上の大学生物系課程を修めて卒業した者又はこれに相当する学校を卒業した者で、いずれもその後1年以上の実務経験を有する者。
- ③ 特例認定大学（実験動物技術者受験資格認定校）の在学生（本学科は3、4年次）又は卒業生のうち、当該校における必須科目を履修した者。③については、2級受験資格でもあります。

3. 実験動物1級技術者認定試験

- ・ 学科試験とその合格者のみが受験することができる実技試験があります。
- ・ 学科試験における動物
 - (1) 総論
 - (2) 動物種別各論
 - ① 必須：マウス
 - ② 選択：次の動物種群のうちから2種選択します。
ラット・ハムスター類・スナネズミ、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他
- ・ 実技試験
 - ① 必須：マウス
 - ② 選択：学科試験各論で選択した2種の中の1種を選択します。

4. 実験動物2級技術者認定試験

- ・ 学科試験と実技試験があります。両試験の総合評価により、合否が発表されます。
- ・ 学科試験
 - (1) 総論
 - (2) 動物種別各論：次の動物種群のうちから1種選択します。
マウス・ラット・その他のげっ歯類（ハムスター類、スナネズミ）、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、サル類、ブタ、トリ類、魚類・両生類・その他
- ・ 実技試験
学科試験各論で選択した1種を選択します。

5. 本学科における必須科目

2022年度入学生

| 開講年次 | 科目 |
|------|--|
| 1 | <u>動物解剖学</u> 、 <u>動物生理学Ⅰ</u> 、 <u>動物生理学Ⅱ</u> 、 <u>動物解剖学実習Ⅰ</u> 、 <u>動物解剖学実習Ⅱ</u> |
| 2 | <u>実験動物学Ⅰ</u> 、 <u>実験動物学Ⅱ</u> 、 <u>微生物学</u> 、 <u>寄生虫学</u> |
| 3 | <u>実験動物学演習</u> 、 <u>微生物学実習</u> 、 <u>実験動物学実習</u> |

下線は、卒業必修科目

愛玩動物看護師国家試験受験資格

薬学部動物生命薬科学科では、「愛玩動物看護師」になるための「愛玩動物看護師国家試験」を受験することができます。

「愛玩動物看護師国家試験」は、下表の科目の単位（必要な時間数）を修めた者（その年度末までに修める見込みの学生を含みます。）に受験資格が与えられます。

なお、下表の科目について、履修、受験および資格取得に際し次の条件があります。

1. 下表の科目の単位を全て取得しないと、当該年度の愛玩動物看護師国家試験は受験できません。
2. 同国家試験に合格しても、下表の科目を全て取得し、かつ、卒業しないと、「愛玩動物看護師」の資格を与えられません。

愛玩動物看護師国家試験受験に必要な科目

2022年度以降入学生

| 開講年次 | 科 目 |
|------|---|
| 1 | 生命倫理・動物福祉、 <u>動物解剖学</u> 、 <u>動物生理学Ⅰ</u> 、 <u>動物生理学Ⅱ</u> 、 <u>動物解剖学実習Ⅰ</u> 、 <u>動物解剖学実習Ⅱ</u> 、 <u>動物看護学概論</u> |
| 2 | <u>実験動物学Ⅰ</u> 、動物看護関連法規、動物愛護・適正飼養関連法規、 <u>動物病理学Ⅰ</u> 、 <u>動物薬理学Ⅰ</u> 、 <u>動物薬理学Ⅱ</u> 、 <u>公衆衛生学Ⅰ</u> 、 <u>公衆衛生学Ⅱ</u> 、動物内科看護学、動物臨床看護学総論、動物医療コミュニケーション、動物内科看護学実習Ⅰ、動物内科看護学実習Ⅱ、 |
| 3 | 動物栄養学、動物繁殖学、畜産学、動物感染症学Ⅰ、動物感染症学Ⅱ、動物外科看護学、動物臨床看護学各論Ⅰ、動物臨床看護学各論Ⅱ、動物臨床看護学各論Ⅲ、動物臨床検査学、愛玩動物学、人と動物の関係学、 <u>適正飼養指導論</u> 、動物臨床検査学実習、動物外科看護学実習、 <u>動物臨床看護学実習</u> 、 <u>動物愛護・適正飼養実習</u> 、 <u>動物看護総合実習</u> |
| 4 | 動物行動学、野生動物学、動物臨床看護学演習Ⅰ、動物臨床看護学演習Ⅱ、動物生活環境学、ペット関連産業概論 |

下線は、卒業必修科目

臨床検査技師国家試験受験資格

臨床検査技師国家試験関連科目の一覧

生命医科学部 生命医科学科 (2022 年度入学生)

| 指定科目 | 本学における開講科目等 | | | |
|---|-----------------|-------|----|---|
| | 開講科目 | 単位数 | 年次 | |
| 病態学(20 単位以上)※ うち、8 単位は人体の構造と機能に関する科目とし、5 単位は臨床検査の基礎とその疾病との関連に関する科目とする。 | 臨床病態学Ⅰ | 2 | 3 | |
| | 臨床病態学Ⅱ | 1 | 3 | |
| | 臨床薬理学 | 2 | 3 | |
| | 解剖学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 解剖学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | 解剖学実習 | 1 | 2 | |
| | 生理学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 生理学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | 生理学実習 | 1 | 2 | |
| | 生化学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 生化学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | 生化学実習 | 1 | 1 | |
| 公衆衛生学(4 単位以上)※ | 公衆衛生学 | 2 | 1 | |
| | 医学概論 | 2 | 1 | |
| 医用工学概論(4 単位以上) | 医用工学概論 | 2 | 1 | |
| | 医用工学実習 | 1 | 1 | |
| | 検査機器総論 | 2 | 1 | |
| 血液検査学(4 単位以上)※ | 臨床血液学Ⅰ | 2 | 2 | |
| | 臨床血液学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | 臨床血液学実習Ⅰ | 1 | 3 | |
| | 臨床血液学実習Ⅱ | 1 | 3 | |
| 病理検査学(5 単位以上)※ | 病理学Ⅰ | 2 | 2 | |
| | 病理学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | 病理学実習 | 1 | 3 | |
| 尿・糞便等一般検査学(3 単位以上)※ | 一般検査学 | 2 | 2 | |
| | 一般検査学実習 | 1 | 2 | |
| 生化学検査学※ | (両分野合せて 6 単位以上) | 臨床化学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 臨床化学Ⅱ | 2 | 2 |
| 臨床化学実習 | | 1 | 3 | |
| 免疫検査学 | | 2 | 2 | |
| 免疫検査学実習 | | 1 | 3 | |
| 免疫検査学※ | | | | |
| 遺伝子関連・染色体検査学(2 単位以上)※ | 遺伝子検査学 | 2 | 2 | |
| 輸血・移植検査学(4 単位以上)※ | 臨床免疫学Ⅰ | 2 | 2 | |
| | 臨床免疫学Ⅱ | 1 | 3 | |
| | 臨床免疫学実習 | 1 | 3 | |

| | | | |
|-----------------|-------|---|---|
| 微生物検査学(6 単位以上)※ | 微生物学Ⅰ | 2 | 1 |
|-----------------|-------|---|---|

| | | | |
|-------------------|------------|---|-----|
| | 微生物学Ⅱ | 2 | 2 |
| | 微生物学実習Ⅰ | 1 | 2 |
| | 微生物学実習Ⅱ | 1 | 3 |
| 生理検査学(10単位以上)※ | 臨床生理学Ⅰ | 2 | 2 |
| | 臨床生理学Ⅱ | 2 | 2 |
| | 臨床生理学Ⅲ | 2 | 3 |
| | 臨床生理学Ⅳ | 2 | 3 |
| | 臨床生理学実習Ⅰ | 1 | 3 |
| | 臨床生理学実習Ⅱ | 1 | 3 |
| 臨床検査総合検査学(6単位以上)※ | 臨床検査総合管理学Ⅰ | 2 | 3 |
| | 臨床検査総合管理学Ⅱ | 2 | 3 |
| | 臨床検査総論 | 2 | 3 |
| 医療安全管理学(2単位以上)※ | 医療安全管理学 | 1 | 3 |
| | 医療安全管理学実習 | 1 | 3 |
| 臨地実習(12単位以上) | 臨床検査臨地実習Ⅰ | 3 | 3 |
| | 臨床検査臨地実習Ⅱ | 9 | 3・4 |

・※の科目については臨地実習での修得内容が含まれる。

《臨地実習について》

- ・12単位のうち、1単位は臨地実習前の技能習得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等)を行う。
- ・実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行い、うち3単位以上は生理学的検査に関する実習とする。

臨床検査臨地実習Ⅰ(3単位)：生理学的検査を主とする。

臨床検査臨地実習Ⅱ(9単位)：1単位分を臨地実習前の臨地実習前の技能習得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験及び指導等)とし、8単位分は生医学的検査以外の実習内容とする。

臨床工学技士国家試験受験資格

臨床工学技士国家試験関連科目の一覧

生命医科学部 生命医科学科 (2022 年度入学生)

| 指定科目分野 | 指定科目 | 本学における開講科目等 | | | |
|--------------------|----------------------------------|-------------|--------|----|---|
| | | 開講科目 | 単位数 | 年次 | |
| 人体の構造及び機能 | 公衆衛生学 | 公衆衛生学 | 2 | 1 | |
| | 解剖学 | 解剖学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | | 解剖学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | 病理学 | 病理学Ⅰ | 2 | 2 | |
| | | 医用工学実習 | 1 | 1 | |
| 臨床工学に必要な 医学的基礎 | 医学概論 | 医学概論 | 2 | 1 | |
| | 生理学 | 生理学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | | 生理学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | 生化学 | 生化学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 免疫学 | 微生物学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 薬理学 | 臨床薬理学 | 2 | 3 | |
| 看護学概論 | 看護学概論 | 2 | 3 | | |
| 臨床工学に必要な 理工学的基礎 | 電気工学 | 医用化学 | 2 | 1 | |
| | | 医用電気工学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | | 医用電気工学Ⅱ | 2 | 1 | |
| | | 医用電気工学演習Ⅰ | 1 | 1 | |
| | | 医用電気工学演習Ⅱ | 1 | 1 | |
| | | 医用電気工学実習 | 1 | 2 | |
| | 電子工学 | 医用電子工学Ⅰ | 1 | 2 | |
| | | 医用電子工学Ⅱ | 2 | 2 | |
| | | 医用電子工学演習Ⅰ | 1 | 2 | |
| | | 医用電子工学演習Ⅱ | 1 | 2 | |
| | | 医用電子工学実習 | 1 | 2 | |
| | 機械工学 | 医用機器工学 | 2 | 3 | |
| | 臨床工学に必要な医療 情報技術とシステム工 学の基礎 | 応用数学 | 応用数学 | 2 | 2 |
| | | | 応用数学演習 | 1 | 2 |
| システム工学 | | | 2 | 3 | |
| 医療情報処理工学 | | | 2 | 1 | |
| 医用情報処理工学実習 | | | 1 | 1 | |
| 医用生体工学 | 医用工学 | 医用工学 | 2 | 1 | |
| | | 医用工学演習 | 1 | 1 | |
| | 物性工学 | 物性工学 | 2 | 3 | |
| | 材料工学 | 材料工学 | 2 | 3 | |
| 医用機器学 | 計測工学 | 生体計測装置学Ⅰ | 2 | 1 | |
| | 医用機器学概論 | 医用工学概論 | 2 | 1 | |
| | | 医用治療機器学 | 2 | 2 | |
| | 医用治療機器学 | 医用治療機器学実習 | 1 | 2 | |

| | | | | |
|-----------|-----------|--------------|---|-----|
| | 生体計測装置学 | 生体計測装置学Ⅱ | 2 | 3 |
| | | 生体計測装置学実習 | 1 | 3 |
| | | 臨床検査機器学 | 2 | 2 |
| 生体機能代行技術学 | 生体機能代行装置学 | 生体機能代行装置学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 生体機能代行装置学Ⅱ | 2 | 3 |
| | | 生体機能代行装置学Ⅲ | 2 | 3 |
| | | 生体機能代行装置学演習Ⅰ | 1 | 2 |
| | | 生体機能代行装置学演習Ⅱ | 1 | 3 |
| | | 生体機能代行装置学演習Ⅲ | 1 | 3 |
| | | 生体機能代行装置学演習Ⅳ | 1 | 4 |
| | | 生体機能代行装置学実習Ⅰ | 1 | 2 |
| | | 生体機能代行装置学実習Ⅱ | 1 | 3 |
| | | 生体機能代行装置学実習Ⅲ | 1 | 3 |
| 医用安全管理学 | 医用安全管理学 | 医用機器安全管理学 | 2 | 3 |
| | | 医用機器安全管理学演習 | 1 | 3 |
| | | 医用機器安全管理学実習 | 1 | 3 |
| | 関係法規 | 患者安全管理学 | 2 | 3 |
| 関連臨床医学 | 臨床医学概論 | 臨床医学総論Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 臨床医学総論Ⅱ | 2 | 2 |
| | | 臨床医学総論Ⅲ | 2 | 3 |
| | | 臨床医学総論Ⅳ | 2 | 3 |
| 臨床実習 | 臨床実習 | 臨床工学臨地実習 | 4 | 3・4 |

細胞検査士認定試験受験資格

生命医科学部生命医科学科では、「細胞検査士」になるための「細胞検査士認定試験」を受験することができます。日本臨床細胞学会がこの認定試験を主催し、「細胞検査士」を認定します。

細胞検査士の受験資格を得るためには、臨床検査技師受験資格取得科目の単位を取得し、下表の科目の単位を取得する必要があります。

細胞検査士試験受験に必要な科目【卒業要件充足科目】

| 開講年次 | 科 目 (時間数) |
|------|--------------------------------|
| 1 | 臨床細胞学総論Ⅰ (30) |
| 2 | 臨床細胞学総論Ⅱ (30)、臨床細胞学総論Ⅲ (30) |
| 3 | 臨床細胞学演習Ⅰ (30)、臨床細胞学演習Ⅱ (30) |
| 4 | 細胞診断学特論Ⅰ (120)、細胞診断学特論Ⅱ (120)※ |

※その他、卒業研究科目については、「生命医科学卒業研究Ⅱ(240)」を履修すること。

なお、同資格の取得希望者は、申請に基づき、3年次までの成績(1~3年次に開講される上表の科目)並びに面接試験により選考を行い、下表の履修証明プログラム科目を履修することで、受験資格を得ることができます。下表の科目履修者には別途費用が必要となります。教員に照会のうえ指示に従って下さい。

細胞検査士試験受験に必要な科目(4年次開講)【受験資格認定・履修証明科目】

| 種別 | 科 目 (時間数) | |
|------|---|-------------------------|
| 講義科目 | 甲状腺細胞診断学(30)、リンパ節細胞診断学(15)、骨・軟部・造血器等細胞診断学(15) | |
| 実習科目 | 総論1 実習(45)、総論2 実習(45) | 婦人科1 実習(45)、婦人科2 実習(45) |
| | 呼吸器1 実習(45)、呼吸器2 実習(45) | 体腔液 実習(45) |
| | 消化器 実習(45) | 乳腺 実習(45) |
| | 泌尿器 実習(45) | 甲状腺 実習(45) |
| | リンパ節 実習(45) | 骨・軟部 実習(30) |
| | 造血器等 実習(30) | |

※細胞診断学特論Ⅰ・Ⅱ(240)に加え、上表の講義科目(60)と実習科目(600)、合計900時間の履修により、受験資格を得る。

希望者の選考時期：3年次後期の2月中旬を予定(詳細については別途指示、希望者は申請書を提出)

履修費用：上表科目の履修を許可された者は、受講料として200,000円を徴収する。(納入方法等は別途指示)

《申請書様式》

細胞検査士試験受験資格に係る履修希望申請書

九州保健福祉大学 学長 殿

氏 名

学生番号

西 暦 年 月 日生

細胞検査士試験に係る受験資格を得たいので、履修証明科目の履修を願います。

また、選考の上、履修が許可された場合は、所定の受講料を納入し、試験規則を守り、本分を全うすることを誓います。

言語聴覚士国家試験受験資格

言語聴覚士国家試験関連科目の一覧

臨床心理学部 臨床心理学科 (2022 年度入学生)

| 指定規則の授業内容 | | 本学における開講科目等 | | |
|--------------|-------------|-------------------|-----|----|
| | | 開講科目 | 単位数 | 年次 |
| 基礎分野 | 人文科学 | コミュニケーション論 | 2 | 1 |
| | | QOLと人間の尊厳 | 2 | 1 |
| | 社会科学 | 社会学 | 2 | 1 |
| | | 社会福祉学 | 2 | 1 |
| | 自然科学 | 情報処理入門 | 2 | 1 |
| | | 生物学 | 2 | 1 |
| | 外国語 | 英語 | 2 | 1 |
| | | 英語コミュニケーション | 2 | 1 |
| | 保健体育 | 健康科学論 | 2 | 1 |
| | 専門基礎分野 | 基礎医学 | 解剖学 | 2 |
| 生理・病理学 | | | 2 | 2 |
| 人体の構造と機能及び疾病 | | | 2 | 1 |
| 臨床医学 | | 臨床医学 | 2 | 2 |
| | | 精神疾患とその治療 | 2 | 2 |
| | | リハビリテーション医学 | 2 | 3 |
| | | 耳鼻咽喉科学 | 2 | 2 |
| 臨床歯科医学 | | 臨床歯科医学・口腔外科学 | 2 | 3 |
| 音声・言語・聴覚医学 | | 聴覚・発声発語系の構造、機能、病態 | 2 | 2 |
| | | 神経系の構造、機能、病態 | 2 | 2 |
| 心理学 | | 臨床心理学概論 | 2 | 1 |
| | | 発達心理学 | 2 | 1 |
| | | 知覚・認知心理学 | 2 | 2 |
| | | 学習・言語心理学 | 2 | 2 |
| | | 心理測定法演習 | 1 | 3 |
| 言語学 | | 言語学 | 2 | 1 |
| 音声学 | | 音声学 | 2 | 2 |
| 音響学 | | 音響学・聴覚心理学 | 2 | 3 |
| 言語発達学 | | 言語発達学 | 2 | 1 |
| 社会福祉・教育 | | リハビリテーション概論 | 1 | 1 |
| | 公衆衛生学 | 2 | 4 | |
| 専門分野 | 言語聴覚障害学総論 | 言語聴覚障害学総論 | 2 | 1 |
| | | 言語聴覚障害学診断学 | 2 | 2 |
| | 失語・高次脳機能障害学 | 失語症学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 失語症学Ⅱ | 2 | 2 |
| | | 高次脳機能障害学 | 2 | 3 |
| | 言語発達障害学 | 言語発達障害学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 言語発達障害学Ⅱ | 2 | 2 |
| | | 言語発達障害学演習Ⅰ | 1 | 3 |
| | | 言語発達障害学演習Ⅱ | 1 | 3 |
| | 発声発語・嚥下障害学 | 発声発語障害学 | 2 | 2 |
| | | 発声発語障害学演習Ⅰ | 1 | 2 |
| | | 発声発語障害学演習Ⅱ | 1 | 3 |

| | | | | |
|----------------------------|-------|-----------|---|---|
| 専 門 分 野 | | 嚙下障害学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 嚙下障害学Ⅱ | 2 | 3 |
| | | 嚙下障害学演習 | 1 | 3 |
| | 聴覚障害学 | 聴覚障害学Ⅰ | 2 | 2 |
| | | 聴覚障害学Ⅱ | 2 | 2 |
| | | 聴覚検査演習 | 1 | 3 |
| | | 補聴器・人工内耳 | 2 | 3 |
| | 臨床実習 | 言語聴覚障害演習Ⅰ | 1 | 2 |
| | | 言語聴覚障害演習Ⅱ | 1 | 3 |
| | | 言語聴覚障害演習Ⅲ | 1 | 3 |
| | | 学外評価臨床実習 | 4 | 3 |
| | | 学外総合臨床実習 | 8 | 4 |
| 選 択 必 修 分 野 | 基礎ゼミⅠ | 2 | 2 | |
| | 基礎ゼミⅡ | 2 | 2 | |
| | 専門ゼミⅠ | 2 | 3 | |
| | 専門ゼミⅡ | 2 | 3 | |
| | 専門ゼミⅢ | 2 | 4 | |
| | 専門ゼミⅣ | 2 | 4 | |

スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了資格

スクールソーシャルワーカーとは、学校及び日常で生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家族及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を、学校教育現場で行う専門家です。

本学は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行っている「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」の認定校です。

社会福祉士国家試験受験資格取得を目指す学生が対象となります。社会福祉士受験資格取得に必要な単位履修とともに、次の科目を履修して、日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請すると、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証が交付されます。

| 規定による指定科目 | 本学で開講する科目 | 開講年 | 単位 |
|---|------------------|-----|----|
| スクール（学校）ソーシャルワーク論 | スクールソーシャルワーク論 | 3 | 2 |
| スクール（学校）ソーシャルワーク演習 | スクールソーシャルワーク演習 | 3 | 1 |
| スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導 | スクールソーシャルワーク実習指導 | 4 | 1 |
| スクール（学校）ソーシャルワーク実習 | スクールソーシャルワーク実習 | 4 | 1 |
| 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目の教育内容（1科目以上） | 教職論 | 1 | 2 |
| | 教育行政学 | 2 | 2 |
| 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む）の理論及び方法」を含む科目の教育内容（1科目以上） | 教育心理学 | 3 | 2 |
| | 特別支援教育 | 3 | 1 |
| 精神保健の課題と支援 | 精神保健の課題と支援 I | 3 | 2 |
| 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | 児童・家庭福祉 | 1 | 1 |

* スクールソーシャルワーク教育課程の履修を希望する者は、「スクールソーシャルワーク教育課程履修希望届」を提出し、事前に許可を得ることが必要となります。

詳細については、オリエンテーション等にて確認してください。

充実した学習のために

図 書 館

E-Mail アドレス

情報処理室と L L (Learning Laboratory) 教室

学内ネットワークへの接続

国 際 交 流

ラーニングサポートセンター(英語村)

図 書 館

本学の図書館は、保健、医療、福祉系および一般教養の図書、雑誌を中心に所蔵し、閲覧、貸出しサービスをはじめ、国内外の文献の情報検索、学外資料の収集サービス、複写サービスなどを行っています。

下記の利用案内に示すルールに従って十分に活用して下さい。

利 用 案 内

1. 開館時間

平日 9:00～20:00 (学生休業期間中 9:00～17:00)

土日祝日 9:00～18:00

(注) その他開館時間の変更については、図書館ホームページ (<http://lib.jei.ac.jp/phoenix/>)、館内掲示にてお知らせします。

2. 貸出冊数と期間

学 生 10日間 5冊以内

教 職 員 60日間 冊数制限なし

(注) 1. 休暇中および実習期間中は長期貸出を行います。

2. 延滞者には、一時的に貸出を制限します。

3. 本の借り方、返し方

(1) 本の借り方

ア) 借りたい本と学生証をカウンターに持って来て下さい。

イ) 館員が本と学生証を確認して、返却予定日を知らせます。

ウ) 同じ本を続けて借りる時(継続貸出)は、貸出期限内に本と学生証を持って来て下さい。ただし、延滞者には、継続貸出はできません。また、その本が予約されている場合も継続貸出はできません。なお、継続貸出は、2回までです。

(2) 本の返し方

借りている本をカウンターへ持って来て下さい。図書館閉館時は、ブックリターンポストを利用して下さい。

(3) 返却が遅れた場合

ア) 遅れた日数だけ貸出停止の処置をします。

イ) 返却期間を1ヵ月以上経過した場合は、督促の連絡をします。

ウ) 貸出停止日数が30日を越える場合は、貸出停止期間を30日とします。

4. 図書館施設の利用について

(1) 閲覧室(サイレントエリア・グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリア)

館内では、図書や雑誌は手続きなしで利用できます。

サイレントエリアは静かに読書・学習するスペースです。

アクティブエリアは話し合いをしながら学習することのできるスペースです。人数に応じて机と椅子を組みかえて利用できます。

グループワークエリアは少人数で机を囲んで学習するスペースです。

プレゼンエリアはプロジェクタ・スクリーンを利用して発表練習などすることのできるスペースです。

グループワークエリア・アクティブエリア・プレゼンエリアはそれぞれ予約をすることができます。

(2) レファレンスコーナー

事典、辞書、白書類などの利用の高い図書が配架してあります。

(3) 新聞コーナー

新聞架に当日の全国紙、地方紙をはじめ専門紙、外国紙などがあります。当日以前の新聞も保管してありますので、館員に尋ねて下さい。

(4) AVコーナー

視聴覚資料は、館内での利用のみです(禁帯出)。利用の際は、「利用申込票」に必要事項を記入し、「学生証」を添えてカウンターへ申し出て下さい。利用時間は、平日の9:00～17:00(受付は16:00まで)です。

5. 図書館資料の利用について

(1) 図書の探し方

図書館の図書は全て、内容を表す番号（日本十進分類法NDC）の順に配列してあります。同じ内容の本を一カ所に集め、また似た内容の本を近くに置いて探し易くするためです。番号は、本の背ラベルに表示してあります。

効率的に図書を探す方法として、蔵書検索端末機による検索があります。

探していた図書の情報が見つかったら、内容を表す番号を確認し、書架から本を探して下さい。

(2) 雑誌の探し方

図書館では、学術雑誌を展示しています。（禁帯出）

新着雑誌が並べられた展示書架の後ろは収納式になっています。雑誌ののっている棚を上を持ちあげると、その年のバックナンバー（既刊の号）が収めてあります。バックナンバーは原則的に製本し、図書資料として書庫に配架します。

また、探している雑誌が本学にない時は、他大学などからコピーを取り寄せることもできます。

6. 図書の予約

必要としている本が貸出中の時は予約ができ、返却された時優先的に借りることができます。貸出中かどうかの確認は蔵書検索端末機でできますが、わからなければ、館員に尋ねて下さい。

7. 文献複写サービス

図書館資料の複写を必要とする利用者にコピーサービスを行っています。ただし、複写は著作権法に抵触しない範囲で、「文献に関する自動複製機器（コピー機）利用願ひ」に必要事項を記入し、利用して下さい。

複写はコイン式でセルフサービスです。

8. 利用相談

図書館の利用、資料の探し方などわからないことがあれば、館員に尋ねて下さい。例えば、以下のような時です。

- (1) 探している本が見つからない。
- (2) 本を借りたい。
- (3) どんな資料を探したらよいかわからない。
- (4) 本学にない資料のコピーが欲しい。
- (5) よその図書館へ行きたい。

9. 貸出用パソコンの利用について

図書館内での利用に限り、タブレットパソコンの貸し出しをします。利用したい場合は図書館員に申し出て下さい。

10. 他大学等図書館の利用について

- (1) 教職員及び学生は、図書館を通じて他大学及び他の機関の図書館等を利用することができます。
- (2) 図書館利用の範囲、方法は、閲覧、複写物の取り寄せ、借用等で、相手館の指示に従うものとします。
- (3) 利用の申込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、提出して下さい。
- (4) 複写物の取り寄せ、郵便による資料の借用などの料金は申込者の負担となります。

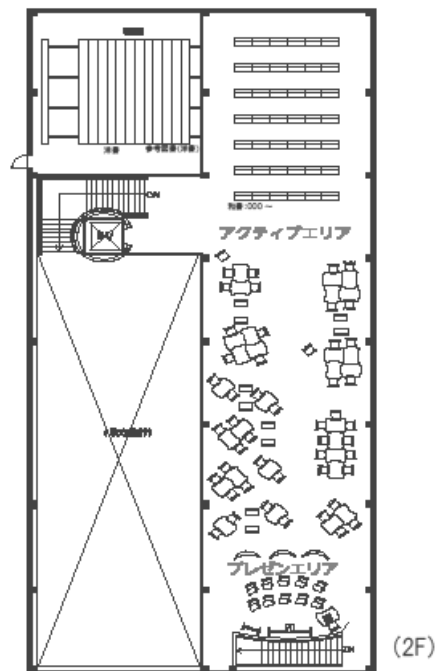
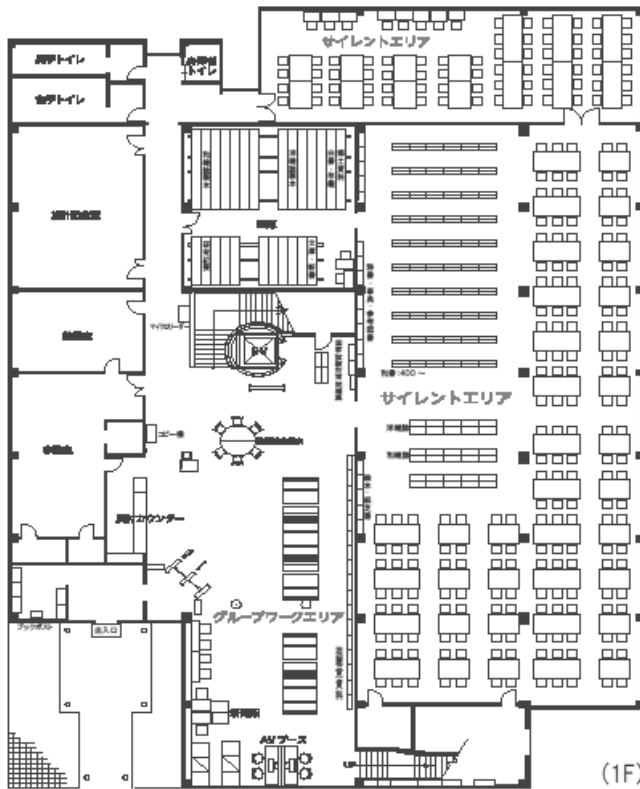
11. 図書館利用上の注意事項

- (1) 図書館内では携帯電話の通話は禁止です。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定して入館して下さい。
- (2) 傘及び手持品は各自の責任において保管して下さい。
- (3) 図書のまた貸し、また借りをしないで下さい。他の人の学生証を使って図書を借りないで下さい。理由の如何を問わず、貸出名義人が全責任を追うこととなりますので、安易に学生証の貸し借りをするのは絶対にやめましょう。
- (4) 図書を紛失または破損した場合は原則として現物をもって弁償することになっていますが、先ず速やかに館員に届け、その指示を受けて下さい。
- (5) 図書館内での飲食は禁止です。密閉できる容器に入った飲み物等を持ち込む場合も机の上に置かず、バッグ等の中に入れてください。
- (6) その他館内での行動については館員の指示に従って下さい。
- (7) 他の利用者に迷惑となる行為が著しい場合は退館してもらうこともあります。
- (8) ダイヤル施錠式のロッカーを利用することができます。利用は当日限りとなっていますが日にちをまたいで利用したい場合は申し込みをしてください。

日本十進分類表(8版)

| | | | | | | | |
|-----|----------------|-----|---------------|-----|----------------|-----|-------------|
| 000 | 総記 | 250 | 北アメリカ史 | 500 | 技術, 工学, 工業 | 750 | 工芸 |
| 010 | 図書館 | 260 | 南アメリカ史 | 510 | 建設工学, 土木工学 | 760 | 音楽, 舞踊 |
| 020 | 図書, 書誌学 | 270 | オセアニア史 | 520 | 建築学 | 770 | 演劇, 映画 |
| 030 | 百科事典 | 280 | 伝記 | 530 | 機械工学, 原子力工学 | 780 | スポーツ, 体育 |
| 040 | 一般論文, 講演集 | 290 | 地理, 地誌, 紀行 | 540 | 電気工学, 電子工学 | 790 | 諸芸, 娯楽 |
| 050 | 逐次刊行物, 年鑑 | 300 | 社会科学 | 550 | 海洋工学, 船舶工学, 兵器 | 800 | 言語 |
| 060 | 学会, 団体, 研究調査機関 | 310 | 政治 | 560 | 金属工学, 鋳山工学 | 810 | 日本語 |
| 070 | ジャーナリズム, 新聞 | 320 | 法律 | 570 | 化学工業 | 820 | 中国語, 東洋の諸言語 |
| 080 | 叢書, 全集 | 330 | 経済 | 580 | 製造工業 | 830 | 英語 |
| 090 | | 340 | 財政 | 590 | 家政学, 生活科学 | 840 | ドイツ語 |
| 100 | 哲学 | 350 | 統計 | 600 | 産業 | 850 | フランス語 |
| 110 | 哲学各論 | 360 | 社会 | 610 | 農業 | 860 | スペイン語 |
| 120 | 東洋思想 | 370 | 教育 | 620 | 園芸, 造園 | 870 | イタリア語 |
| 130 | 西洋哲学 | 380 | 風俗習慣, 民俗学 | 630 | 蚕糸業 | 880 | ロシア語 |
| 140 | 心理学 | 390 | 国防, 軍事 | 640 | 畜産業, 獣医学 | 890 | その他諸言語 |
| 150 | 倫理学 | 400 | 自然科学 | 650 | 林業 | 900 | 文学 |
| 160 | 宗教 | 410 | 数学 | 660 | 水産業 | 910 | 日本文学 |
| 170 | 神道 | 420 | 物理学 | 670 | 商業 | 920 | 中国文学, 東洋文学 |
| 180 | 仏教 | 430 | 化学 | 680 | 運輸, 交通 | 930 | 英米文学 |
| 190 | キリスト教 | 440 | 天文学, 宇宙科学 | 690 | 通信事業 | 940 | ドイツ文学 |
| 200 | 歴史 | 450 | 地球科学, 地学, 地質学 | 700 | 芸術 | 950 | フランス文学 |
| 210 | 日本史 | 460 | 生物科学, 一般生物学 | 710 | 彫刻 | 960 | スペイン文学 |
| 220 | アジア史, 東洋史 | 470 | 植物学 | 720 | 絵画, 書道 | 970 | イタリア文学 |
| 230 | ヨーロッパ史, 西洋史 | 480 | 動物学 | 730 | 版画 | 980 | ロシア文学 |
| 240 | アフリカ史 | 490 | 医学, 薬学 | 740 | 写真, 印刷 | 990 | その他諸文学 |

館内案内図



E - M a i l ア ド レ ス

入学時には学生ひとり一人にメールアドレスを設定しています。電子メールで教員や友人とのコミュニケーションを図ることができます。もちろんレポート提出でも電子メールが盛んに利用されています。コンピュータ初心者でも、興味や好奇心をかき立てられながら日常生活のなかで楽しく学べる環境が整っています。Google の Web メールサービス Gmail を導入しています。

E-Mail アドレス q1234567@edu.phoenix.ac.jp (例：学生番号 1234567 の場合)
ログイン URL http://gmail.edu.phoenix.ac.jp

情報処理室と L L (Learning Laboratory) 教室

パソコンとインターネットを情報メディアとして、教育研究に活用しています。講義のない時間には、すべての学生が使えるように開放されています。自主学習、レポート作成、就職活動などに自由に利用できます。



学内ネットワークへの接続

認証について

個人のノートパソコンやタブレットを、九州保健福祉大学の学内ネットワークへ接続するには、原則として「機器の認証」と「個人の認証」の2つの認証が必要です。

「機器の認証」を受けるためには、各自でネットワーク機器接続申請を行う必要があります。

初回は指定用紙（学生課で配布）での申請となりますが、2回目以降は Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄を開き、その中にある「ネットワーク機器接続申請」から申請を行ってください（いずれの申請でも、接続可能になるまで数日かかります）。一度「機器の認証」を行ったノートパソコンやタブレットは、卒業するまで使用することが可能です。ただし次頁の「kuhw-free」へ接続する場合「機器の認証」は不要です。

「個人の認証」は、学内ネットワークへ接続するときに必要となります。学内ネットワークへ接続すると自動的にブラウザ（インターネット）が起動するので、入学時に配布された ID とパスワードで認証を受けてください。

「機器の認証」申請画面

※Universal Passport 内で申請を行ってください

「個人の認証」画面

※ユーザーID：q+学生番号（例 q1234567）
パスワード：認証用パスワード
それぞれを入力後、ログオンを選択して下さい。

無線 LAN

学内では「kuhw-air」と「kuhw-free」の無線 LAN を利用できます。

「kuhw-air」は学内全域で利用可能な無線 LAN で、「機器の登録」を行ったノートパソコンやタブレットから、いつでもインターネットを利用できます。

「kuhw-free」はカメラ・学食周辺のみ利用可能な無線 LAN で、「機器の登録」を行っていない端末でもインターネットを利用できます。


| 無線 LAN 名称 | 接続パスワード | 「機器の認証」申請 | 利用可能な場所 |
|-----------|-------------------|-----------|------------|
| kuhw-air | kuhw-security2013 | 必要 | 大学全域 |
| kuhw-free | camellia | 不要 | カメラ・学食周辺のみ |

※いずれの無線 LAN でも、「個人の認証」は必要です。

ウイルス対策

本学在学中はウイルス対策ソフト (ESET) を無料でインストール・利用することができます。インストール方法は下記手順のとおりです。

分からない場合は学部・学科担当教員にご相談ください。

- 1) 学内ネットワーク (kuhw-air または kuhw-free) に接続する。
- 2) <http://www.kiui.ac.jp> にアクセスする。
- 3) **学内専用のページ** をクリック。
- 4) OS に応じたインストーラーをダウンロードする。
- 5) インストーラーを実行 (完了まで 20 分程度かかります)。
- 6) 完了するとタスクバーに ESET の  アイコンが表示されます。

KIUiNetへようこそ。

KIUiNet (Kibi International University information Network) は
学校法人順正学園 情報システム課が運営する教育・研究のための情報ネットワークです。

お知らせ

Office365のアカウント申請に申請書が必要なくなりました。
詳細はこちらをクリックして下さい。

学校のネットワークへ接続申請を行い、学校より提供されているウイルス対策ソフトは、毎年更新の必要があります。

更新が適用されない場合は、次年度 4 月以降ウイルス対策ソフトのアップデートが出来なくなり、ウイルスに感染しやすくなります。

詳細は学内専用のページをご確認ください。

Office365

本学の学生は、Word、Excel、PowerPoint、Teams など「Office365」のアプリを、在学期間中に限り、自分の PC・スマートフォン等にインストールし無償で利用することができます。

Office インストール方法

- 1) Office365 のサインインページ (<https://login.microsoftonline.com>) にアクセスする。
- 2) Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄の中にある、Office365 のログイン情報を入力しサインイン後、「Office のインストール」を行う。



※ iOS は AppStore、Android は GooglePlay からインストールしてください。

※ Office365 の利用にはインターネット接続が必要です。(約 30 日に 1 回、自動でライセンス認証が行われます)

※ サービスを利用できる期間は、本学の在籍期間中に限ります。

禁止事項

学内ネットワークへ接続するパソコンに、Winny、share、Cabos 等のファイル交換ソフトをインストールしている場合は、学内ネットワークへの接続を禁止します。

各アカウント

メールアドレス、Web 認証ユーザー、Office365 アカウントの情報は、Universal Passport トップページ左下の「お気に入り」欄からのリンクに記載しています。

本学を卒業後 (卒業・退学等) は全アカウント及び機器の登録を削除します。

国 際 交 流

本学園はアメリカ合衆国オハイオ州立ライト大学を始め、29カ国(地域)85の教育機関ならびに2施設と教育交流協定を結び、積極的に交流を行っています。

教育交流協定校紹介

※アイウエオ順／()は協定年月日

アイルランド Ireland

メアリー・イマキュレート大学 Mary Immaculate College (2016年8月3日)

アメリカ United States of America

オハイオ州立ライト大学 Wright State University (1981年8月22日)

ケープコッド・コミュニティー・カレッジ Cape Cod Community College (1990年5月3日)

ハワイ大学 University of Hawaii (2000年9月30日)

※ハワイ大学は下記の3大学とコミュニティーカレッジ(短大)7校から構成されている。

- ・ハワイ大学ヒロ校 University of Hawaii at Hilo
- ・ハワイ大学マノア校 University of Hawaii at Manoa
- ・ハワイ大学ウエストオアフ校 University of Hawaii at West Oahu
- ・ハワイ・コミュニティーカレッジ Hawaii Community College
- ・ホノルル・コミュニティーカレッジ Honolulu Community College
- ・カピオラニ・コミュニティーカレッジ Kapiolani Community College
- ・カウアイ・コミュニティーカレッジ Kauai Community College
- ・リーワード・コミュニティーカレッジ Leeward Community College
- ・マウイ・コミュニティーカレッジ Maui Community College
- ・ウインワード・コミュニティーカレッジ Windward Community College

フィンドリー大学 University of Findlay (1992年9月27日)

シェネドニア大学 Shenandoah University (1995年11月20日)

ボストン美術館 Museum of Fine Arts, Boston (2006年10月13日)

グアム大学 University of Guam (2006年4月16日)

ニュージャージーシティ大学 New Jersey City University (2015年9月24日)

フィラデルフィア・コミュニティー・カレッジ Community College of Philadelphia (2018年5月11日)

イギリス United Kingdom

ダービー大学 University of Derby (1996年7月13日)

サンダーランド大学 University of Sunderland (1996年7月13日)

イタリア共和国 Italian Republic

ボローニャ大学 University of Bologna (2017年5月25日)

インド India

カルベ社会サービス大学院 Karve Institute of Social Services (2004年6月10日)

インドネシア Indonesia

ディアン・ヌスワントロ大学 Dian Nuswantoro University (2016年4月12日)

ブアナ・パルジュワンガン・カラワン大学 Universitas Buana Perjuangan Karawang (2017年12月18日)

エクアドル Republic of Ecuador

国際大学エクアドル Universidad Internacional del Ecuador (2016年6月14日)

オーストリア Austria

リンツ工科造形芸術大学 University of Art and Industrial Design (1996年4月23日)

ヨハネス・ケプラー大学 Johannes Kepler University (1996年4月23日)

オランダ Netherlands

ハンザ応用科学大学 Hanze University of Applied Sciences (2016年6月27日)
ハーグ応用科学大学 The Hague University of Applied Sciences (2016年8月10日)

カナダ Canada

モホークカレッジ Mohawk College (1989年12月1日)
ニューカレドニア大学 College of New Caledonia (2016年4月13日)
オカナガン・カレッジ Okanagan College (2019年3月13日)

カンボジア Kingdom of Cambodia

サマレアブ高等学校 Samar Leav High School (2019年1月19日)
ヘンサムリン・プレイロベア高等学校 Heng Samrin Prey Lvea High School (2019年1月19日)

グルジア Georgia

コーカサス大学 Caucasus University (2014年1月30日)
グルジア演劇・映像大学 Shota Rustaveli Theater and Film Georgia State University (2014年1月30日)
トビリシ国立芸術大学 Tbilisi State Academy of Arts (2014年1月31日)
グルジア行政大学 Georgian Institute of Public Affairs (2014年2月7日)

シンガポール Republic of Singapore

ニー・アン・ポリテクニク Ngee Ann Polytechnic (1993年11月30日)

スペイン Spain

サン・ホルヘ大学 Universidad San Jorge (2016年11月1日)
バレアレス諸島大学 University of the Balearic Islands (2017年7月20日)

タイ Thailand

チュラロンコン大学 Chulalongkorn University (2001年2月20日)
ラチャスダ大学 Ratchasuda College (2002年2月9日)
タマサート大学 Thammasat University (2015年8月3日)
モンクット王工科大学北バンコク校 King Mongkut's University of Technology North Bangkok (2015年8月24日)
タイ商工会議所大学 University of the Thai Chamber of Commerce (2017年5月19日)
サイアム大学 Siam University (2017年12月1日)

ドイツ Germany

SRH ハイデルベルグ専門大学 SRH University Heidelberg (2010年5月11日)

フィリピン Republic of the Philippines

フィリピン国立大学ロスバニョス校 University of the Philippines Los Baños (2009年1月30日)
ラサール大学 De La Salle University (2011年1月21日)
アンヘレス大学財団 Angeles University Foundation (2012年1月13日)
サンラザロ病院 San Lazaro Hospital (2017年7月4日)

ブラジル Brazil

パラナ・カトリカ大学 Pontificia Universidade Catolica do Parana (1989年5月23日)
パラナ連邦大学 Universidade Federal do Parana (1989年6月5日)

フランス French Republic

EAC グループ EAC Group-Business school of Arts, Culture and Luxury (2014年5月20日)
EMBA Ecole de Management Bretagne Atlantique (2021年6月25日)

ベトナム Socialist Republic of Vietnam

ハノイ貿易大学 Foreign Trade University (2014年7月14日)
ダナン外国語大学 Danang University of Foreign Language Studies (2017年1月12日)
ドンア大学 Dong A University (2018年7月17日)

ベルギー Belgium

ゲント王立美術アカデミー Ghent Royal Academy of Arts (2004年3月12日)

ポーランド Republic of Poland

ニコラウス・コペルニクス大学 Nicolaus Copernicus University (2007年5月18日)

マレーシア Malaysia

ニライ大学 Nilai University (2019年10月24日)

メキシコ Mexico

国際大学メキシコ Universidad Internacional (2016年6月9日)

リトアニア共和国 Republic of Lithuania

シャウレイ大学 Siauliai University (2015年5月13日)

ロシア Russian Federation

ロシア国立アカデミー人文大学 State Academic University for Humanities (2016年1月19日)

中国 People's Republic of China

雲南大学 Yunnan University (1990年6月7日)

中山大学 Zhongshan University (1993年4月22日)

河南科技大学 Henan University of Science & Technology (2002年11月26日)

黄岡師範学院 Huanggang Normal University (2012年7月20日)

湖南大学外国語国際教育学院 College of Foreign Language & International Studies, Hunan University (2014年5月21日)

四川師範大学成都学院 Sichuan Normal University Chengdu College (2014年7月11日)

北京培黎職業学院 Beijing Bailie University (2019年11月28日)

台湾 Taiwan

南台科技大学 Southern Taiwan University of Science and Technology (1994年5月28日)

稻江科技暨管理学院 Toko University (2003年3月22日)

稻江高級商業職業学校 Daojiang High School of Commerce (2003年3月22日)

育達科技大学 Yu Da University of Science and Technology (2005年7月22日)

国立台湾芸術大学 National Taiwan University of Arts (2011年7月22日)

致理技術学院 Chihlee Institute of Technology (2015年6月10日)

実践大学 Shih Chien University (2016年11月1日)

韓国 Republic of Korea

慶一学園 Kyung il Educational Institution (1997年5月20日)

仁濟大学 Inje University (2002年1月24日)

金龍学園 Kum Yong Educational Institution (2002年7月26日)

鶴山学園 Hack San Educational Foundation (2002年7月26日)

清錫学園 Cheongseok Academic Foundation (2004年12月4日)

市立仁川専門大学 Incheon City College (2004年12月17日)

純心教育財団 Sunshim Education Foundation (2005年1月25日)

済州観光大学 Cheju Tourism College (2005年6月18日)

驪州大学 Yeoo Institute Of Technology (2005年7月12日)

湖西大学 Hoseo University (2005年10月17日)

釜山情報大学 Busan College of Information Technology (2006年4月24日)

瑞逸大学 Seoil College (2006年11月28日)

国立江原大学校 Kangwon National University (2007年1月17日)

翰林聖心大学 Hallym College (2009年12月18日)

烏山大学 Osan College (2010年10月26日)

慶南アニメーション高等学校 Gyeongnam Arts High School (2010年10月26日)

釜山外国語大学校 Busan University of Foreign Studies (2014年5月26日)

各学校のプログラム紹介

1. 海外研修プログラム

長期休暇を利用して、協定校を訪問するプログラムです（研修先の大学やプログラムの内容は調整の上決定されますので、必ず実施されるものではありません。学生課からの案内に注意してください）

2. フィンドリー大学奨学留学プログラム

フィンドリー大学からの奨学金を受け、フィンドリー大学と本学との親善大使として、フィンドリー大学へ1年間留学することができるというプログラムです。この奨学金は、フィンドリー大学の授業料に充当されます。

3. ハワイ大学ヒロ校留学プログラム

ハワイ大学ヒロ校へ留学して英語を集中的に4か月間学ぶプログラムです。

4. フィリピン国立大学ロスバニョス校留学プログラム（動物生命薬科学科対象）

九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科を卒業後にフィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部へ編入学し、獣医師国家試験受験資格取得を目指すことが可能です。詳細については、フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部編入留学規程を参照して下さい。

ラーニングサポートセンター（英語村）

昨今の情勢からみて、社会に有為な人材であるためには、国際コミュニケーション能力は不可欠な要素の一つとなっています。

ラーニングサポートセンター（英語村）は、九州保健福祉大学の学生が国際人として、さらに力強く、建学の理念に基づいた教育を進めるために英語のコミュニケーション能力を修得するための英語学習センターとして機能しています。

国際コミュニケーション能力を身につけることを目的とする英語村では、外国人講師と日本人スタッフが中心となり、学生の目標に応じた英語コミュニケーション能力をそれぞれのプログラムで学ぶことができます（スケジュール調整やレッスンにかかわる費用は発生しません）。

また、英語のレッスンだけでなく、年間を通してハロウィンやクリスマスパーティなどのイベントの開催を企画・参加することもできるので、英語のレッスンだけでなく講義の空き時間などに立ち寄って、『英語』に触れてみる機会を増やしてみたいかですか？

学 生 生 活

学 生 相 談

通学方法について

遺失物・拾得物について

アルバイトについて

奨 学 金 制 度

教育・学費ローン

喫 煙

課外活動（サークル活動）

学研災・付帯賠償保険について

A E D（緊急用除細動器）

九州保健福祉大学ボランティアセンター

個人情報の取り扱いについて

学 生 相 談

チューター制度

本学にはチューター制度があります。一身上のいろいろな問題・悩みなどが起きた場合は、チューターに相談し、指導・助言を受けてください。

保健室

保健室（1号棟(講義)）では、病気やけがに対しての応急処置並びに必要なに応じて健康相談を行います。

学生の健康については、学校保健安全法に基づき毎学年始めに健康診断を実施します。実施日にやむを得ず受診することが出来なかった場合は、別途指示により健康診断を完了してください。健康診断を受診しないと学外実習等に参加することもできません。

学生相談室

心の健康を保つために、カウンセラーによる学生相談室（保健室内）で学生相談を行っています。多様化、複雑化する現代において、青年期を過ごしている学生の皆さんは、色々な心配事や心の悩みを抱えていることがあるかもしれません。プライバシーには十分に配慮していますので、どのような相談でも安心して気軽に利用してください。

意見箱

1号棟（講義）1階の学生課窓口と4号棟（薬学）1階に『意見箱』を設置しています。所定の用紙に大学に対する意見・要望・提案に限らず、困っていることなどがあれば記入して投かんしてください。

通学方法について

学生の通学については公共交通機関、自家用車・オートバイ・自転車・徒歩とします。自家用車での通学は、駐車場の収容台数の関係上、許可制となります。

●交通安全講習

毎年、全ての学生を対象に行っています。内容は交通事故に関するもので、講習を通じて少しでも交通事故防止に役立つことを目的としています。

●任意保険の加入について

任意保険は、自賠責保険では足りない分をカバーするものです。自動車の通学許可を申請する際にも、任意保険証券のコピーが必要です。自賠責保険が一定の賠償額までしか補償されないため、上乗せ保険として加入してください。

●交通事故の防止について

自動車やバイクで通学する学生が多く、本学の学生による交通事故や交通違反が多発しています。過去には、学生自身が死亡したり重傷を負ったり、歩行者や対向車の同乗者を死亡させるなどの重大な事故も発生しており、被害者とその家族はもとより学生の未来を悲惨なものに変えてしまいます。交通違反や不注意が自身の将来や家族に大きなダメージを与えてしまうことを忘れず、バイクや車に乗る際は細心の注意を払って、安全運転を徹底してください。

なお、学生に事故や病気で緊急入院等の事態が発生した場合、大学から家族への連絡を行います。家族の連絡先に変更が生じた場合は、早急に学生課に届け出てください。万一の際に家族への連絡が取れないことになります。

遺失物・拾得物について

学内において、学生が金品等を遺失または拾得した場合は、学生課に届け出てください。拾得物については、落とし物用ロッカー等に保管していますので、心当たりのある学生は学生証を呈示のうえ学生課へ申し出てください。なお、拾得物は3ヶ月経過したら処分します。

アルバイトについて

大学生になり自分が社会の一員であることを自覚し、社会勉強をすることは大学生活において大変有意義なことです。しかし、学業を犠牲にしたアルバイトは賛成できません。まずは学生の本文である学業に専念し、休みなどを利用してアルバイトをするようにしましょう。労働条件（賃金、勤務シフトなど）については、雇用先と十分な確認と話し合いを行い、トラブルにならないよう注意してください。

●アルバイトの案内

学生課の掲示板に求人票を掲示していますので、希望する学生は各自直接問い合わせてください。

奨学金制度

文部科学省・日本学生支援機構の奨学制度

○修学支援新制度

- ・授業料減免制度：入学金 26 万円・授業料 70 万円を上限として減免
- ・給付奨学金：給付月額 自宅通学生 38,300 円／自宅外通学生 75,800 円が上限
(減免額や給付月額は、経済状況によって判定される支援区分によって異なります)

○第一種奨学金（無利子貸与）

- ・自宅通学 20,000/ 30,000/ 40,000/ 54,000 円
- ・自宅外通学 20,000/ 30,000/ 40,000/ 50,000/ 64,000 円

○第二種奨学金（有利子貸与）

- ・月額 20,000 円から 120,000 円まで 1 万円単位で選択可能（薬学科のみ 140,000 円まで増額可）

*これら奨学金を併用して貸与や給付を受けることもできますが、条件や制限が付される場合もあります。詳細は学生課で確認してください。

介護福祉士修学資金貸付制度（宮崎県社会福祉協議会）

○応募資格

社会福祉学部臨床福祉学科介護コースに在籍する学生で、卒業後に宮崎県内で介護福祉業務等に従事しようとする意思がある学生が対象となります。

○貸与額

- ・月額 50,000 円以内
- ・入学準備金（1 年次のみ）／就職準備金 各 20 万円以内
- ・国家試験対策費用年額 40,000 円

○返還免除

卒業後1年以内に宮崎県内において、介護福祉士等として介護又は相談援助の業務に従事し、以後5年間当該業務に従事した場合に貸付金の全額が返還免除されます。

その他の奨学金

自治体や財団による奨学金があります。大学に届いた募集案内は学生課掲示板にて案内しますので、貸与金額や応募資格などを確認してください。

○自治体による奨学金制度

宮崎県育英会／宮崎県奨学会／延岡市育英会／都城市育英会 など
(実家のある県・市にも問い合わせてみてください)

○財団による奨学金制度

河内奨学財団奨学金／壽崎育英財団奨学金 など

教育・学費ローン

本学では、奨学金の他に教育資金のための各種学費ローンの紹介をしております。

国の教育ローン

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）は、学生の保護者を対象として融資を行っており、在学するために必要な資金に利用できます。融資額は350万円以内ですが、申請条件として世帯の年間収入（世帯主、配偶者等含む）の条件があります。また、利用できるものは次のとおりです。

- ・学校納付金（入学金・授業料等）
- ・受験にかかった費用（受験料・交通費・宿泊費等）
- ・アパート等の敷金、家賃など
- ・教科書代、学習用品費、パソコン購入費、通学費用など

詳細についての問い合わせ先：教育ローンコールセンター ☎0570-008656

順正学園提携による教育ローン

*三菱東京UFJ銀行は、順正学園が設置する全ての学校で利用できる教育ローンを取り扱っています。

三菱東京UFJ銀行の教育ローンは、10万円から300万円以内で、入学金や学費等に利用できます。また、申込にあたっては同行所定の審査があります。

詳細についてのお問い合わせ先：三菱東京UFJ銀行岡山支店お客様相談課 ☎086-222-6713

*宮崎太陽銀行は、本学にもATMを設置しており、学生も多数利用している地元の銀行です。

宮崎太陽銀行の教育ローンは、教育に関する費用であれば、最高300万円まで利用できます。申込の相談は、近くの宮崎太陽銀行の本店並びに各支店まで問い合わせてください。

また、同行の営業エリア以外に住んでいる場合は、同行延岡支店に問い合わせてください。

詳細についての問い合わせ先：宮崎太陽銀行 延岡支店 ☎0982-33-5251

*学費ローン

このローンは本学提携の学費ローンで、入学金、授業料等の学校納付金について利用できますが、信販会社の承認が必要です。

詳細についての問い合わせ先

- ・株式会社ジャックス『ジャックスの教育ローン』 コンシューマデスク ☎0120-338-817
- ・株式会社オリエントコーポレーション『学費サポートプラン』 学費サポートデスク ☎0120-517-325
- ・株式会社セディナ『セディナ学費ローン』 株式会社セディナ ☎086-233-8293

なお、教育・学費ローンの利用にあたっては、各機関の問い合わせ先に直接連絡してください。

喫 煙

- (1) 20歳未満の喫煙は禁止する。
- (2) 原則として学内での喫煙は禁止する。ただし、指定場所での喫煙は認める。

課外活動（サークル活動）

団体の結成

学生が新たにクラブ等を結成しようとする場合は、まず、学生課窓口へ相談に来てください。その後、「団体結成願」に必要事項を記入し、「部員名簿」を添付して学生課へ提出し、学長の許可を得なければなりません。

役員、部員等に変更があるときは、「部員名簿」を再提出してください。また、解散する場合は学生課へ「団体解散願」を提出し、学長の承認を受けなければなりません。

課外活動届

学生が、合宿・遠征などに参加する場合は、必ず1週間前までに「課外活動届」を学生課に提出するとともに、終了後は速やかに「結果報告書」を提出しなければなりません。

掲示物・印刷物

掲示板以外の場所にポスター等を貼る事はもちろん、学内の掲示板に無許可でポスター等を貼る行為は禁止されています。また、学内で営利を目的としたビラやチラシ等の配布・掲示は禁止です。

● 掲示物を貼りたいとき

学生委員会に所属する団体が、勧誘ポスターや企画ポスターを貼る場合は、学生課で許可印をもらい、決められた場所へ貼ってください。その他、一般学生が企画等で掲示物を貼りたい場合も同様に学生課で許可を受けてください。無断で貼っている掲示物はすべて処分します。

フィットネスルームの利用について

フィットネスルームは事前に講習を受講する必要があります。希望者は学生課まで申し出てください。

学研災・付帯賠償保険について

「学生教育研究災害保険」(学研災)・「学研災付帯賠償責任保険」(付帯賠償)は教育活動中の不慮の災害事故補償と学生が被る種々の賠償責任事故補償のために、教育実習、施設・病院等の実習、課外活動など、大学の教育研究活動の場は学内外を問わず学生生活におけるほぼすべての活動が補償される保険です。2018年4月以降の入学者は、全員加入となっています。

学生教育研究災害保険

本学の教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を負った場合等に保険金が支払われます。ただし「病気」はこの保険の対象にはなりません。

【保険金が支払われない場合】

通学外事故、故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、放射線による障害、無資格運転・酒酔い運転、施設外での危険なスポーツを行っている間等

学研災付帯賠償責任保険

正課、学校行事および往復途中で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を破壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

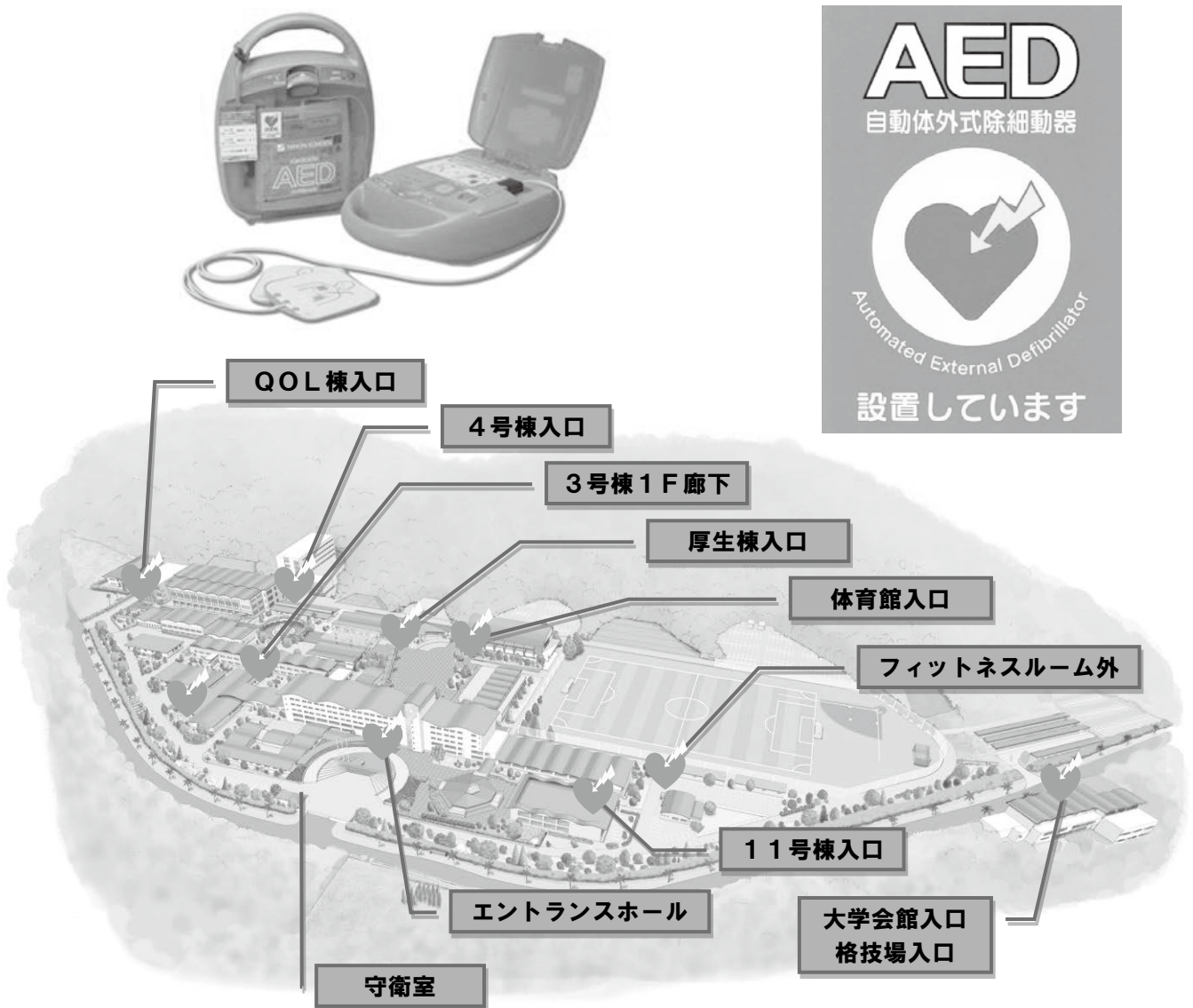
【保険金が支払われない場合】

故意による事故、闘争等による事故、車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故、地震等による事故、受託物の破損、紛失、盗難等。

※事故が発生した場合は速やかに学生課に届け出てください。届出が遅くなった場合は保険が下りない場合がありますので注意してください。また、医療機関等の領収書は保険金請求時に必要になりますので必ず保管しておいてください。

A E D（緊急用除細動器）

A E D（緊急用除細動器）は、電気ショックにより心臓を正常に戻す救命救急機器で、音声ガイドに従って操作をすれば、誰でも簡単に使用することができます。突然の心肺停止にみまわれてしまった時、救急車が到着するまでの間にスピーディな処置ができるよう学内にA E Dを設置しています。



九州保健福祉大学ボランティアセンター

できるだけ多くの学生にボランティア活動を通じて豊かな学びの経験をしてもらえればと考えています。以下に、本学の学生達が作成した“ボランティア活動の心がまえ”を掲載しますので参考にしてください。

ボランティア活動の心がまえ

第1条 自分の身の回りのことから手がけること

私たちの身の回りには、身近な問題が顔を出します。あの電柱のはり紙がどうも気になる。歩道橋にいつもゴミがちらかっている。あの子はいつも一人ぼっちだ。あのおばあちゃんはこのごろ顔を見せない。新聞で親子心中が多いのが目につく等々あげればきりがありません。ボランティア活動は挨拶から始まります。小さなことから手をつけ、次第に大きな課題に取り組むことです。本学ボランティアセンターは、大学内外での学生のボランティア活動を支援・推進するための活動を行っています。

第2条 相手のニーズに合わせて活動すること

活動には相手があります。よかれと思ってやったことでむしろ害を及ぼすことがあります。これは相手が何を求めているのか理解しなかったことから起る結果です。善意は尊いのですが、おしつけでは困ります。相手と同じ気持ちになって、気持ちを汲んでくれるところに金銭にかえられない、この活動の喜びが見出せるのです。常に相手への心配りをし、あらかじめ十分な連絡を取り、さらに話し合いをして活動することが必要です。

第3条 細く長く無理しないこと

ボランティア活動は一時期にその効果が現れるものではありません。長く継続するところに本当の意義があり、成果もあらわれて来るものです。そのためには、細く長く無理をしないでできる活動を自分の生活のリズムに取り入れて、目標に一步一步近づけていくことです。1つの作品が実るには長い時間を必要とするように、初めは誤解やトラブルがあっても、続けて活動することによって信頼とよろこびの価値を見出すことが出来るのです。

ただし、特に若い間は同じスペースで何年間も活動することは難しい場合が多いようです。就職、結婚、出産、転勤といった生活の大きな変化があるからです。

しかし、こうしたことから活動の第一線に参加できなくても、社会の問題解決に積極的に関わっていこうという意欲を忘れてはならないわけです。

第4条 約束を果たすこと

「ボランティアはたよりない」とある施設の先生が言っていました。みんながそうではないと思いますが、約束を破って休んだり、責任を果たさなかったりするところから、こういう言葉が出るのでしょう。よい活動、実りある活動にする為には、小さいことでも約束を果たすこと、責任を遂行することが必要です。

ボランティア活動が成功し施設で受け入れられているのは、責任ある活動の積み重ねで、信頼を勝ち得ているからです。

第5条 活動にけじめをつけること

ボランティア活動は、人数、時間、能力等々の制約をかかえています。活動によっては朝から夕方までやってもこなさきれないものもあります。ある活動は無限の広がりを持つことがあります。したがって、自分たちの人数、時間、能力あるいは目的にあわせてケジメをつけ、これだけの量、これだけの時間内といった限定をしていく必要があります。これには施設や団体と充分話し合いをし「3時までしか活動しません」とか「これだけの量をしたら帰ります」ということを前もって知らせお互い確認することです。

第6条 活動を点検し、記録をとること

活動にはいくつかの波があります。ニーズも変わります。意義も時には薄れていくことがあります。幾度か修正をしなければいけないことが起ります。そのためには1ヵ月に1回とか、2ヵ月に1回とか活動を点検し、話し合いをする必要があります。

また、たえず記録をとり、実績を評価し、反省材料とし、施設の先生や専門的なリーダーによきアドバイスを受ける資料として提供していくことも必要です。

この点グループでの活動の場合など、年に1度の「総会」や創立5周年、10周年といった時を機会に、前年度（あるいは過去何年か）の活動をまとめ、評価を加え、「活動報告書」などにまとめるのは大切なことです。

第7条 たえず学習をし、自分を成長させること

ボランティア活動は、何らかの形で自分たちの持っている技能や知識を社会に提供し、そのことによって社会を潤し、時には人格的感化を及ぼし、時には制度や環境さえ変革していく役割を担うのですが、そのためにはボランティア自身が知識的にも技術的にも人格的にも成長していかなければいけません。

第8条 謙虚であること

ボランティア活動は積極性を要求されますが、一方謙虚さも必要とされます。決して“してやっている”のではなく、協力者であり援助者であります。ワキ役です。善意というものは押し付けになればかえってマイナスになります。謙虚さもひとつの武器です。たえずたずねる姿勢、学ぶ姿勢が必要です。それが信頼を生み活動を助けるのです。

第 9 条 家族や職場の理解を得ること

ボランティア活動は自分だけでは出来ないものです。温かい家族や職場の同僚の理解があって始めて続けられ、その成果が生まれるものです。そのためには、活動を言い訳にして時間的にルーズであったり、信頼を裏切るようなことがあってはいけません。活動にブレーキがかかります。活動を持続させる為にも、周囲の理解を求めるよう努力を続けねばなりません。

第 10 条 秘密を守ること

ボランティア活動の場は個人的なプライバシーを守らねばなりません。活動を通して親子関係の問題や施設での人間関係などを耳にし、また相談を受けることも多くなりますが、必要なこと以外は決して他言しないことです。秘密を守ることは活動における信頼関係を強め、活動を実りあるものにします。また、活動中に知り得た個人の秘密は、ボランティア活動終了後も守らなければなりません。

ボランティア活動保険

ボランティア活動保険とは、全国社会福祉協議会が保険会社と契約している保険で、日本国内のボランティア活動中の事故によりケガをした場合の「損害保険」と、ボランティア活動中の事故により他人をケガさせたり、他人の物を壊したことについて法律上の損害賠償責任を負った場合の「賠償事故」がセットになっています。申し込みはボランティア活動を行う個人でもグループでもできますが、申し込みは社会福祉協議会が窓口となっています。ボランティア活動中は注意をしても何が起こるか分かりません。ボランティア活動をする場合には、必ず入るようにしましょう。詳細については本学ボランティアセンターか社会福祉協議会にお問い合わせください。

個人情報の取り扱いについて

九州保健福祉大学（以下、本学という。）では、2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、順正学園個人情報保護規定を定め、個人情報の保護に関する法律を遵守し教育機関として個人情報を安全かつ適正に管理・運営することに努めております。

また、本学が委託や提供等を行う場合は、委託や提供先について、一定基準のもとに十分な指導・監督を行っております。

本学は、学生の皆様が充実した教育・研究および学生生活を行えるように、教育・研究支援、学生支援、さらには教育改善、入学者確保等、大学運営上必要と認められる個人情報に限り、入学願書出願時、入学時および在籍中に、学生・保護者（保証人を含む。）より収集し、以下の通り利用させていただいております。

1. 個人情報の利用目的（法第18条1項関係）と保有個人データに関する事項（法第27条1項関係）

| 個人情報の利用目的 | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・本学に関わる業務上の各種通知・連絡を行うため ・授業を滞りなく運営するため ・学生指導をするため ・学生等の学籍管理、履修・成績管理等を行うため ・各種証明書を発行するため ・各種統計調査を遂行するため ・学生等の各種福利厚生業務（奨学金交付、各種助成、アパート・貸室・アルバイト紹介、遺失物、学生生活支援）を行うため ・厚生施設利用管理のため ・学生団体及び個人の課外活動支援業務を行うため ・教育後援会運営のため ・健康管理を行うため ・就職支援及び就職活動支援を行うため | <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座・ガイダンス運営のため ・進学情報を提供するため ・入学試験及び入学者選考業務を行うため ・業務連絡を円滑に行うため ・受験料、入学手続金及び学費等学納金の収納管理業務を行うため ・各種補助金関係調査票作成・申請業務を行うため ・教育研究に要する施設整備の各種募金活動を行うため ・同窓会の円滑な運営の支援及び各種通知・連絡のため ・図書館の貸出管理業務を行うため ・国際交流運営管理業務を行うため ・自己点検・評価、第三者評価に関わる業務を遂行するため <p>上記の他、本学の管理・運営に関わる業務において必要な事務を処理するため</p> |
| 保有個人データに関する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・授業その他の教育活動を行うため ・本学教員による学術研究活動を行うため ・本学の管理・運営に関する業務において必要な事務を処理するため ・学生の教務事務のため ・学生の生活支援活動のため ・学生の支援・助成活動のため | <ul style="list-style-type: none"> ・学生の就職活動支援業務のため ・図書館及び附属研究所など、附置施設の業務運営を行うため ・学内ネットワークの管理運営を行うため ・入学試験業務を行うため ・教育後援会、同窓会に個人データを提供するため |

2. 個人情報の外部委託（法第22条関係）について

本学の業務遂行（各種送付物やデータ入力等）のため、業務の一部または全部を外部委託することがあります。その際は、当該個人情報の漏洩や流失、不正利用等がないように委託先に対し必要かつ適切な管理を義務付けていきます。

3. 個人情報の第三者提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、個人情報保護法第二十三条第1項第一から四号に規定される項目については、本人の同意なしに情報提供することがあります。

4. 個人情報の共有について

本学の学生、卒業生、保護者または教職員で構成された組織（教育後援会、同窓会、教職員組合）および本学子会社（株式会社J E I、株式会社J K）が、本学と協力し学生の教育や生活支援、学生募集、教育改善など、教育・研究の発展に取り組む場合には、情報共有することがあります。

5. 個人情報の開示・訂正について

収集した個人情報について、学生・保護者の皆様は、上記担当部署において個人情報の開示・訂正を請求することができます。開示・訂正についての問い合わせ、または利用および提供等の中止を求められる方は、上記の担当部署までお申し出ください。

なお、個人情報の利用・提供等を中止された場合は、本学生として学修や各種支援の利用等に支障をきたすことがありますので、履修登録までにご相談ください。

【相談窓口】 九州保健福祉大学庶務部、または、チューデントサポートセンター教務部教務課
 電話番号：0982-23-5555 F A X：0982-23-5530

就 職

就 職



就 職

キャリアサポートセンターは主に学生の就職活動を支援するところですが、単に就職指導をするだけではなく、学生が自らのキャリア（就職）をデザインしていくための支援、就職・進学に関する相談、アドバイスなど様々な形でスタッフが全力でサポートしています。学年を問わず利用することができますので、低学年の学生も気軽に来室して下さい。

（就職活動について）

「就職なんて遠い話」そう思っていないですか？「最終学年になってから考えよう」そう思っていないですか？いざ最終学年になってみると、実習や卒業論文作成、そして国家試験対策などがあり就職活動との両立が困難になってくる学生が多いというのが現実です。特に一般企業への就職を希望する学生は、自己分析、企業研究などを1年次から始めても一向にかまいません。インターンシップ（就業体験）を利用することも一つの手です。医療・福祉分野の採用活動は一般企業と比較すると遅い傾向にありますが、それは「採用試験」がやや遅い時期に実施されることが多いだけであり、「就職活動」が遅くなってもよいという訳ではありません。納得した進路選択のためには「早めの準備」が最も大切です。

就職活動では自分を知り（自己分析）、相手を知り（業界研究・企業研究）、自身のPRや思いを文字（履歴書・エントリーシート）や口頭（面接・グループディスカッション）で伝える必要があります。また、その内容が相手（採用側）にとって魅力を感じるものであることも重要です。学生生活はそのための“ネタ”づくりの場でもあり、各学科での学びは勿論のこと様々な経験をすることで、その実績を“人に伝える（伝わる）”ことを意識して学生生活を送って下さい。日頃からの「挨拶やマナー」「身だしなみ」「丁寧な文字」なども就職活動の一部と言えます。

キャリアサポートセンターの業務

- ① 卒業後の進路決定をサポートするために、各学部・学科・学年に応じた様々な行事を行っています。具体的には、マナー、コミュニケーション、SPI（総合適性検査）や公務員対策に関する講座、就職活動を展開する上で必要となる就職支援サイト登録や合同説明会活用に関する講座、就職ガイダンス、就職面談会、仕事説明会、会社説明会など年間を通して行っています。
- ② 就職先の開拓のために、事業所訪問や求人依頼等を行っています。収集した求人情報等を管理・公開することで、学生の就職活動をバックアップしています。
- ③ 求人情報は求人検索NAVIでリアルタイムに閲覧することができます。
- ④ 実際に就職活動に入ったら、履歴書・エントリーシート添削や模擬面接等の採用試験対策、内定礼状等の各種文書指導などを行います。就職や進学、卒業後の進路に関するあらゆることを遠慮なくキャリアサポートセンターにご相談下さい。個別相談（個別指導）については、緊急時を除き求人検索NAVIより事前予約制にしています。予約制により学生は就職活動を計画的に進めることができ、キャリアサポートセンタースタッフも各学生に応じた準備をすることで効率的なサポートが可能になります。

情報提供の方法

キャリアサポートセンターが主催する行事の連絡や学生への諸連絡等は、基本的には廊下等に設置されている掲示板で行います。就職活動のピーク時には、合同企業説明会、就職フェアなどの連絡が、キャリアサポートセンター前掲示板や各学部・学科掲示板等に頻繁に掲示されますので、各掲示板の位置を把握し、常に情報の収集に心がけて下さい。また、Universal Passportでも求人情報や各種就職関連情報を送信していますので、キャリアサポートセンターからのお知らせには必ず目を通して下さい。

提出書類について

卒業後の進路にかかわらず、最終学年生は全員次のおりキャリアサポートセンターへ手続きしてください。

① 進路調査

Universal Passport の進路調査へ入力することで求職登録され、キャリアサポートセンターでの様々な支援を受けることが可能となります。また、学生の入力内容から希望に応じた情報を提供することもあります。

② 就職・進路決定届

卒業後の進路が決定しだい提出して下さい。進学等で就職しない学生も必ず提出して下さい。

③ 受験報告書

就職や進学で受験した試験内容等を詳しく記入し提出して下さい。先輩たちが残してくれた受験報告書はキャリアサポートセンターで閲覧することができます。後に続く後輩のためにもご協力下さい。

オンライン就職相談窓口利用方法

キャリアサポートセンターへ直接来室できない場合、「オンライン就職相談窓口」を利用してください。「LINE」を活用してキャリア支援を行います。

直ぐに対応できない場合があるため、早めに「学籍番号」「氏名」を入力し「LINE」で相談してください。

相談内容を受信し原則翌日 9:00～17:00 に返信します。（土曜日・日曜日・祝祭日・長期休暇は対象外となります）

利用方法

LINE (ID) : @631nlpik

LINE (URL) : <https://lin.ee/iFuwiAC>

キャリアサポートセンターの利用時間・連絡先

◎9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は利用できません）

TEL 0982-23-5525（キャリアサポートセンター直通）

FAX 0982-23-5526

E-mail kuhw-shushoku@office.jei.ac.jp

※GW・お盆・年末年始の閉室期間は掲示等でお知らせします。

関係諸規程

学位規程

履修規程

公欠に関する申し合わせ

納付金納入規程

社会福祉学部進級に関する規程

鍼灸健康福祉コースに関する規程

介護福祉コースに関する規程

薬学部薬学科進級に関する規程

薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程

フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部編入留学規程

生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程

生命医科学部生命医科学科進級に関する規程

臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程

臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程

細胞検査士養成課程の履修規程

学生賞罰規程

学友会会則

キャンパス・ハラスメント防止対策規程

九州保健福祉大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学校教育法第104条第1項から第4項並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、本学において授与する学位については、九州保健福祉大学学則、同大学院学則並びに同大学院（通信制）規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は次の通りとする。

| | | |
|---------------|----------|-------------|
| 社会福祉学部 | | 学士（社会福祉学） |
| 薬学部 | 薬学科 | 学士（薬学） |
| | 動物生命薬科学科 | 学士（動物生命薬科学） |
| 生命医科学部 | | 学士（生命医科学） |
| 臨床心理学部 | | 学士（臨床心理学） |
| 通信教育部 | 社会福祉学部 | 学士（社会福祉学） |
| 大学院 | | |
| 医療薬学研究科 | 博士課程 | 博士（医療薬学） |
| （通信制）社会福祉学研究科 | 博士（前期）課程 | 修士（社会福祉学） |
| （通信制）保健科学研究科 | 博士（前期）課程 | 修士（保健科学） |
| （通信制）社会福祉学研究科 | 博士（後期）課程 | 博士（社会福祉学） |
| （通信制）保健科学研究科 | 博士（後期）課程 | 博士（保健科学） |

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、大学に4年以上（ただし、薬学部薬学科においては6年以上）在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。

3 博士の学位は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、大学院の博士（前期）課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、次の者に授与する。

一（課程修了による学位）医療薬学研究科博士課程（以下「当該博士課程」という）、（通信制）社会福祉学研究科の博士（後期）課程並びに（通信制）保健科学研究科の博士（後期）課程（以下「当該博士（後期）課程」という）を修了した者。

二（論文提出による学位）本学大学院博士（後期）課程特別研究生として必要な指導を受け、博士論文の審査に合格し、かつ、本学博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを諮問により確認された者。

第2章 学士の学位

(学位記の様式)

第5条 学士の学位記は、別表Iによる。

第3章 修士の学位

(論文の提出条件)

第6条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、博士（前期）課程に2年以上在学し、所定の単位を修得（見込み）した者でなければ、これを提出することはできない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の作成)

第7条 修士論文は、指導教授の指導と承認の下に作成するものとする。

(修士論文の提出方法)

第8条 修士論文は、指定された部数を指定された日時までに当該研究科長に提出するものとする。

(審査の委嘱)

第9条 修士論文の審査は、当該研究科教授会で承認された審査委員によってこれを行う。

2 修士論文審査委員は、指導教授を主査とし、副査の当該専攻所属の教員1名以上をあてるものとする。

3 前項に加えて必要のあるときは、当該研究科教授会の審議を経て、副査として当該専攻以外の教員等をあてることができる。

(最終試験)

第10条 最終試験は、前条の審査委員が中心となってこれを行う。

(審査の時期)

第11条 修士論文の審査は、当該論文の提出期限後、おおむね1ヶ月以内に終了するものとする。

(審査結果の報告、承認)

第12条 審査委員は、修士論文の審査結果を当該研究科教授会に報告し、承認をされなければならない。

(学位記の様式)

第13条 修士の学位記は、別表Ⅱによる。

第4章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出条件)

第14条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、当該博士課程においては4年、当該博士(後期)課程においては3年以上在学して、所定の単位を修得(見込みを含む)し、かつ、必要な研究指導を受けた者が研究指導教員の承認を得て論文を作成し、提出するものとする。

ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院学則第12条及び大学院(通信制)規程第10条第2項各号に基づく年数以上在学すれば博士論文を提出することができる。

(学位授与の申請)

第15条 博士論文は、別記学位授与申請書に論文内容の要旨を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(審査の委嘱)

第16条 学長は、学位授与申請書を受理したときは、当該研究科教授会にその審査を付託するものとする。

2 審査については、予備審査、最終試験および本審査とする。予備審査は当該研究科教授会が選出した予備審査委員が審査するものとする。最終試験については、当該研究科が定める方法で実施するものとする。本審査については、当該研究科教授会が審議するものとする。なお、予備審査委員については、別に定める。

(予備審査)

第17条 前条第2項に基づく予備審査は、予備審査会を開催し審査するものとする。

2 予備審査委員は予備審査の結果を当該研究科教授会に報告し、本審査に付すか否かの承認を得なければならない。

3 当該研究科長は前項の結果を当該学生に通知しなければならない。

(博士研究成果発表会)

第18条 当該研究科長は第16条第2項に基づき、前条第2項の合格者に対し博士研究成果発表会を開催するものとする。

(本審査及び最終試験)

第19条 博士研究成果発表会終了後、当該研究科長は研究科教授会を招集し、本審査を行うものとする。

2 本審査合格の議決は、当該研究科教授会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 最終試験は、本審査の前までに合格しなければならない。

4 当該研究科長は前1項の結果を当該学生に通知しなければならない。

(学長への報告)

第20条 前条における研究科教授会が議決をしたときは、その議長は論文内容の要旨、論文の審査結果の要旨に、当該研究科教授会の意見書を添えて学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第21条 学長は前条の報告に基づき学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその

旨を通知する。

(学位記の様式)

第22条 課程修了による博士の学位記は、別表Ⅲ-1及びⅢ-2による。

第2節 論文提出による学位

(審査の要求)

第23条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士(後期)課程を経ずして、博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出して審査を要求することができる。

(学位授与の申請)

第24条 前条の規定により学位を請求する者は、別記学位授与申請書に博士論文、履歴書、論文内容の要旨および審査手数料(別に定める)を添え、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 博士論文は、指定された部数を指定された日時までに提出するものとする。

(退学者の学位授与の申請)

第25条 本学大学院の当該博士課程及び当該博士(後期)課程に所定の年限以上在学した者が、学位の授与を申請するときは、前条の規定による。

(博士論文および審査手数料の返付)

第26条 受理した博士論文及び納付した審査手数料は、返還しない。

(試験の方法)

第27条 第24条または第25条の申請があるときは、当該申請者について、その専攻分野並びに外国語に関する学力の認定を行った上で審査に付する。

2 専攻分野に関する学力の確認は、当該博士課程及び当該博士(後期)課程に所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。

3 外国語に関する学力認定は、試問によって行う。

4 前2項の試問は、口頭又は筆答による。

5 本条に規定する学力の認定は、他の方法によることができる。

(試問の免除)

第28条 第25条に該当する者が、博士論文を提出して、審査を請求するときは、前条の試問を免除することができる。

(審査試問判定結果)

第29条 学位申請者の博士論文の審査試問並びに判定等については、第16条、第17条、第18条第2項、第19条、第20条の規定を準用する。ただし、第16条、第17条及び第19条に最終試験とあるのは、試験と読み替えるものとする。

(審査の期間)

第30条 学位申請者の博士論文の審査は、博士論文を受理して、おおむね1年以内に終了するものとする。

(学位の授与)

第31条 学位申請者の学位記の授与については、第21条を準用する。

(学位記の様式)

第32条 学位申請者の博士の学位記は、別表Ⅳによる。

第3節 審査要旨の公表等

(学位授与の報告)

第33条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、別表様式による学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第34条 本学において博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第5章 学位の取り消し

(学位授与の取り消し)

第35条 本学において、学士、修士又は博士の学位を授与された者で、次の事実があったときは、学長は、学士について当該教授会、修士又は博士については当該研究科教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき
- (2) 栄誉を汚辱する行為があったとき

2 前項は、学士について当該教授会、修士又は博士については、当該研究科教授会の構成員の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の同意を要する。

第6章 その他

(学位の名称)

第36条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本学名を付記するものとする。

(記録の保存)

第37条 学位を授与したときは、必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを担当部署において保存する。

第38条 削除

(学位論文の保存)

第39条 審査を終了した修士学位論文及び博士学位論文は、本学附属図書館に保存するものとする。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則 この規程は平成11年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成18年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成20年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第1条、第14条第3項の2、第14条、第22条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条、第4条第2項、第6条及び第13条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第2条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

| | |
|---|---|
| 学第 号 | |
| 学 位 記 | |
| 氏 名 生 年 月 日 | |
| 本大学〇〇学部〇〇〇〇学科所定の 課程を修め本学を卒業したので 学士(〇〇〇)の学位を授与する | |
| <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">之 福 九 社 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健</td></tr></table> | 之 福 九 社 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健 |
| 之 福 九 社 州 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 大 保 印 学 健 | |
| 学校法人順正学園 総長 印 九州保健福祉大学 学長 印 | |

| | | |
|---|--|----------------------------------|
| 修第 号 | | |
| 学 位 記 | | |
| 本籍(都道府県) 氏 名 生 年 月 日 | <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">之 福 九 社 州 大 保 印 学 健</td></tr></table> | 之 福 九 社 州 大 保 印 学 健 |
| 之 福 九 社 州 大 保 印 学 健 | | |
| 本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻 の博士(前期)課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査および最終試 験に合格したので修士(〇〇学)の学位 を授与する | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| | 学校法人順正学園 総長 印 九州保健福祉大学 学長 印 | |

博甲第 号

学 位 記

本籍 (都道府県)
氏 名
生 年 月 日

本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士(後期)課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

之 福 九
社 州
大 保
印 学 健

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州保健福祉大学 学長 印

博甲第 号

学 位 記

本籍 (都道府県)
氏 名
生 年 月 日

本大学大学院〇〇学研究科〇〇学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

之 福 九
社 州
大 保
印 学 健

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州保健福祉大学 学長 印

博乙第 号

学 位 記

本籍 (都道府県)
氏 名
生 年 月 日

本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇学)の学位を授与する

之 福 九
社 州
大 保
印 学 健

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人順正学園 総長 印
九州保健福祉大学 学長 印

九州保健福祉大学履修規程

(目的)

第1条 九州保健福祉大学(以下「本学」という)の授業科目の履修に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、基礎科目と専門教育科目に区分し、必修科目、選択科目、自由科目に分ける。

第3条 基礎科目は、大学共通基礎科目、学部共通基礎科目、学科基礎科目に分類する。

(教育職員免許状の取得に関する授業科目)

第4条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(卒業の要件)

第5条 本学を卒業するには、学則第4条に定める年限以上在学し、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

社会福祉学部

| 学科 | 卒業 単位 | 基礎科目 | | 専門教育科目 |
|------------|--------------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| | | 大学共通基礎科目 | 学部共通基礎科目 | |
| スポーツ健康福祉学科 | 124 単 位以上 | 各分野から最低 1 科目、合計 10 単位 以上修得 | 各分野から最低 1 科目、合計 14 単位 以上修得 | 社会福祉系基礎科目から 5 科目 10 単 位以上、合計 100 単位以上修得 |
| 臨床福祉学科 | | | | |

・鍼灸健康専門科目はスポーツ健康福祉学科鍼灸健康福祉コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

・臨床介護系科目は臨床福祉学科介護福祉コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

薬学部

| 学科 | 卒業 単位 | 基礎科目 | | 専門教育科目 |
|----------|--------------|-----------|-----------|---|
| | | 大学共通基礎科目 | 学科基礎科目 | |
| 薬 学 科 | 186 単 位以上 | 12 単位以上修得 | 18 単位以上修得 | 156 単位以上修得 |
| 動物生命薬科学科 | 124 単 位以上 | 10 単位以上修得 | 14 単位以上修得 | 専門基礎科目から 30 単位以上、専門 科目から 70 単位以上、合計 100 単位 以上修得 |

生命医科学部

| 学科 | 卒業 単位 | 基礎科目 | | 専門教育科目 |
|-------------|--------------|----------------------------------|-----------|------------|
| | | 大学共通基礎科目 | 学科基礎科目 | |
| 生 命 医 科 学 科 | 124 単 位以上 | 各分野から最低 1 科目、合計 10 単位 以上修得 | 14 単位以上修得 | 100 単位以上修得 |

臨床心理学部

| 学科 | 卒業 単位 | 基礎科目 | | 専門教育科目 |
|-------------|--------------|----------------------------------|-----------|------------|
| | | 大学共通基礎科目 | 学部共通基礎科目 | |
| 臨 床 心 理 学 科 | 124 単 位以上 | 各分野から最低 1 科目、合計 10 単位 以上修得 | 14 単位以上修得 | 100 単位以上修得 |

・言語聴覚療法専門科目は言語聴覚コース履修登録者の対象科目とし、全科目の修得を要する。

(自由科目の修得単位)

第6条 第2条に定める自由科目の修得単位は、卒業に必要な単位数のうちに算入しない。

(科目の履修・単位の認定)

第7条 学生は授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第8条 授業科目を履修登録した者に対して、科目単位試験又はその他の方法により、第18条に基づき学習の評価を行い、合格した者に当該科目の単位を認定する。

第9条 単位の認定は次の各号の全てに該当していなければならない。

- (1)当該科目の履修登録をしているもの
- (2)当該科目の授業時間数の3分の2以上出席しているもの
- (3)授業料その他の諸納付金を納入しているもの
- (4)実習に関して別に定めのある場合は、その時間数以上出席しているもの

(再試験)

第10条 単位認定試験で、学習の評価が不合格となった科目については、再試験を実施することがある。

2 再試験は1科目につき、各履修期に1回限りとする。

3 再試験の学習の評価は、70点を最高点とする。

4 再試験実施に対する追試験及び再試験は実施しない。

5 再試験を受験するものは、本学納付金納入規程に定める金額の証紙を再試験申込書に貼付し、指定した期日までに教務部教務課で手続きを行わなければならない。

(追試験)

第11条 単位認定試験が下記の理由により受験できなかった場合、1科目につき1回限り実施する。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条及び19条に規定する感染症による出席停止
- (2) 受験が不可能な病気及び負傷等
- (3) 不慮の事故及び災害
- (4) 配偶者及び二親等までの死亡
- (5) 公共交通機関の不通・遅延
- (6) 就職試験
- (7) その他、本学がやむをえざる理由と認めた場合

2 追試験の評価は、100点を最高点とする。

3 追試験はその科目の試験日より一ヶ月以内に実施するものとする。

4 追試験を受験するものは、追試験受験願に証明書等を添えて、単位認定試験の翌日より1週間以内に教務部教務課に提出しなければならない。

5 追試験に対する追試験及び再試験は実施しない。

(履修登録の期間)

第12条 履修登録は、本学の定める期間中にその年度分の履修を行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定の期間中に履修登録ができない場合は、直ちにその旨を教務部教務課に届け出て指示を受けなければならない。届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、履修登録を認めない。

(履修登録の変更)

第13条 履修登録後、所定の期間中に限り、履修登録変更を認める。それ以外の期間には、履修登録変更は認めない。

第14条 後期の履修登録の変更期間中に変更できるのは、後期科目のみとする。

(履修の取消)

第15条 履修登録後に休学をした場合は、休学期間中の履修登録したすべての授業科目を取消すものとする。ただし、履修期間が終了し、成績が確定している科目は除く。

(履修登録単位数の上限)

第16条 年間の履修登録単位の上限を定め、その上限を49単位とする。なお、年間の履修登録単位の上限に含まれるのは、卒業に必要な単位のみとする。

2 前年度のGrade Point Average (以下「GPA」という。)が3.0以上であるものは、49単位を超えて履修することができる。ただし、その場合には、別に教務部教務課に届け出を行わなければならない。

3 前年度のGPAにより、自由科目の履修を制限する。

(合格科目の再履修)

第17条 学生が、合格科目の再履修を希望する場合、成績評価が「秀」「優」「良」「可」の科目に限り申請を行うことができる。申請に基づき、適当と判断された場合は再履修を認める。ただし再履修を認められた科目の従前の成績評価は無効とし、新たに評価された判定結果とする。

(学習の評価の基準)

第18条 授業科目の成績は、次の基準によるものとする。

| 評価 | 評点 | GP (Grade Point) | 判定 | 基準等 |
|--------|---------|---------------------|-----|---------------------------------------|
| 秀 (S) | 100~95点 | 4.5 | 合格 | 到達目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている |
| | 94~90点 | 4.0 | | |
| 優 (A) | 89~85点 | 3.5 | 合格 | 到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。 |
| | 84~80点 | 3.0 | | |
| 良 (B) | 79~75点 | 2.5 | 合格 | 到達目標を達成している。 |
| | 74~70点 | 2.0 | | |
| 可 (C) | 69~65点 | 1.5 | 合格 | 到達目標を最低限達成している。 |
| | 64~60点 | 1.0 | | |
| 不可 (D) | 59~0点 | 0 | 不合格 | 到達目標を達成していない |
| 放棄 (E) | なし | 0 | 不合格 | 定められた学修水準に達していない (試験未受験・授業出席回数不足等) |
| 認定 (N) | — | — | 合格 | 単位認定科目 |

(学習成果の指標)

第19条 学習成果を測る指標として、GPAを用いる。

2 GPAの計算方法は次の通りとする。

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{(当該年度中に履修登録した授業の単位数} \times \text{当該授業科目の GP) の総和}}{\text{当該年度中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学中に履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目の GP) の総和}}{\text{在学中に履修登録した科目の総単位数 (不可・放棄を含む)}}$$

3 認定科目は、GPA計算に含まない。

(成績評価への疑義)

第 20 条 成績評価の疑義申し立てについては、指定された期間に「成績質問票」を教務部教務課に提出し、確認を行うことができる。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 5 条、第 16 条については、平成 29 年 4 月以降の 1 年次入学生より適用する。

附 則 この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 5 条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 5 条、第 18 条、第 19 条については従前の規定による。

九州保健福祉大学公欠に関する申し合わせ

(総 則)

第1条 九州保健福祉大学の学生の公欠については、この申し合わせにより定める。

(公欠の扱い)

第2条 学生が第3条に定める範囲事項で欠席する場合、所定の別途様式により手続きの上は、公欠と認める。

2 公欠と認められた授業は、課題・レポートの提出など、担当教員による教育的配慮にもとづき出席とする。

(公欠の範囲)

第3条 次の各号に定めるものを公欠とする。

(1) 忌引き

当該学生の、父母・配偶者・子の忌引き（7日）、兄弟・姉妹、祖父母の忌引（3日）

(2) 学校伝染病

学校保健法の指定する伝染病による出校禁止

(3) 学友会所属団体（部）等大会参加

大学の認める部で、公式の連盟及び協会等団体が主催する大会へ出場する場合

(4) その他

特に学長が認めたもの（公共交通機関の不通・遅延、地域社会などの行事参加、震災・天災等への遭遇等）

(公欠願の提出)

第4条 第3条に定める範囲の公欠を希望する学生は、別紙公欠願の様式により次のとおり必要書類（写し可）を必ず添付し、チューター及び事由により顧問、関係教員等の承認印後、スチューデントサポートセンター学生部学生課に提出すること。

(1) 忌引きは、確認が取れるものを添付し、事後速やかに提出すること。

(2) 学校伝染病は、医師の診断書を添付し、事後速やかに提出すること。

(3) 学友会所属団体等の大会参加については、大会要項等を添付し、必ず2週間前までに提出すること。

(4) その他

・事前の場合は、参加依頼証明等関係書類を添付し、2週間前までに提出すること。

・緊急の場合は、参加証明等関係書類を添付し、事後速やかに提出すること。

・公共交通機関の不通・遅延証明並びに震災・天災等の罹災証明を添付し、事後速やかに提出すること。

(公欠願の扱い)

第5条 提出された公欠願は学生課で受付を行い、稟議・決済の後学生本人に返却し、本人が授業担当者に直接申し出るものとする。

(雑則)

第6条 この申し合わせに定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 この申し合わせに関する事務は、スチューデントサポートセンター学生部学生課が担当する。

附 則 この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成23年9月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正申し合わせは、平成30年4月1日から施行する。

公 欠 願 申 請 書

届出年月日 平成 年 月 日

授業担当者 殿

1. 公欠者名

1. 九州保健福祉大学 _____ 学部 _____ 学科 _____ 専攻 _____

学生番号 _____ 氏名 _____ 印 _____

2. 公欠理由 (該当するものに○印)

1. 忌引き 2. 学校伝染病等 3. 大会参加 4. その他 ()

| | |
|--------------------------|---|
| 学生記入欄 (公欠理由 具体的内容) | <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> |
|--------------------------|---|

3. 担当教員

| | |
|---|--|
| 担当教員所見欄 (申請理由 具体的内容) *特に大会参加の 場合は詳細記入 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">公欠に該当する科目は、下記のとおりであり、関係書類も整っておりますので、 公欠としてご承認をお願いいたします。</p> <p>チューター・顧問・担当教員 (該当するものに○印)</p> <p style="text-align: center;">所属 _____ 氏名 _____ 印 _____</p> |
|---|--|

4. 公欠科目 (上段に科目名、下段に教員名、空欄には斜線を記入すること)

| 月日 (曜日) | 1 限 | 2 限 | 3 限 | 4 限 | 5 限 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

九州保健福祉大学 スチューデントサポートセンター

| | | | | | | |
|-------------|------|-------|------|------|------|-----|
| 受付印欄 | 教務部長 | 教務部参事 | 教務課長 | 学生部長 | 学生課長 | 学科長 |
| | | | | | | |

*大会参加による場合は、必ず所属学科長に2週間前までに提出し、承諾を得て学生課に提出のこと。
*忌引き・伝染病等については、事後速やかに、所属学科長の承認を得て、学生課に提出のこと。

九州保健福祉大学納付金納入規程

(趣旨)

第1条 入学検定料のほか、学生より徴収する授業料及びその他の納付金はこの規程による。

(入学検定料)

第2条 入学検定料は20,000円とする。ただし、専願入試及び大学入学共通テスト利用入試の入学検定料は10,000円とする。

なお、外国人留学生については、国情により入学検定料を減額することがある。

(授業料及びその他の納付金)

第3条 授業料及びその他の納付金(以下「納付金」と言う。)の期別及び金額は別表1のとおりとする。

2 前項の納付金の納付期限は次の2期とする。

前期納付金 4月27日

後期納付金 10月27日

ただし、納付期限が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日を納付期限とする。

3 第1項のうち、入学手続時の納付金は募集要項に指定する日までに納入しなければならない。

4 納付金の減免については、別に定める。

(納入方法)

第4条 入学年次の後期以降の納付金の納入は、原則として本学所定の用紙による口座振込により納入する。

(分納・延納)

第5条 学生又は保護者が、次の各号の一に該当する事由により、第3条第2項に定める納付期限までに一括で納入することが困難であると認められ、納付金の分納又は延納を希望する場合、納付期限の1週間前までに所定の様式により学長に願い出て、許可を得なければならない。

① 学生又は保護者が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかり著しく資力を喪失したとき。

② 学生若しくは保護者、又はこれらの者と生計を一にする親族が、病気、又は負傷等により高額な医療費を要し、一時に納付することが困難なとき。

③ 保護者が事業を廃止し、若しくは休業し、又は著しい損失を受け、一時に納付することが困難なとき。

④ 前各号の一に該当する事実と類する事由で、学長がやむを得ないと認めたとき。

2 分納及び延納の期日は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2の期日に依り難い場合、その事由を添えて学長に願い出ること、期日の変更を認められることがある。

3 分納及び延納の許可は、届け出た金額を確実に納付できると判断できるものに限る。万一、許可した期限を遅延したときは、以後の分納及び延納は認めないものとする。

(滞納処分)

第6条 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者は、学則により処分を受けることがある。

(除籍処分)

第7条 納付金を、正当な理由なく滞納し、再三の督促に応じないときは、学則により処分を受ける。

(再入学)

第8条 再入学を許可された者は、その入学許可を受けた年度の入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

ただし、入学金及び授業料等について、別に定めた規則(再入学に関する内規)により免除することができる。

(納付金の不返還)

第9条 既納の納付金は原則として返還しない。

(納付金の改定)

第10条 納付金は、経済情勢、その他の事情により、在学中でもその額を改めることがある。

(特待生)

第11条 特待生の期間は1年間、スポーツ特待生の期間は2年間とし、納付金の額は別表1のとおりとする。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生規程のうち、登録料と履修料は履修手続き時に納入しなければならない。

(各種手数料)

第13条 再試験を受験する者は、1科目1回につき2,000円をその都度納入すること。

第14条 各種証明書の交付手数料は別表3のとおりとする。

2 申請及び料金の支払は、証明書自動発行機でおこなうか、または券売機で証紙を購入し、証明書交付願に添付の上、担当課で交付を受けるものとする。

- 附 則 この規程は、平成11年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成13年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成17年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成20年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成23年4月1日より施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 附 則 この改正規程は、平成29年4月1日より施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、平成30年4月1日より施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第13条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、平成31年4月1日より施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項、第11条については従前の規定による。
- 附 則 この改正規程は、令和2年4月1日より施行する。
- ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第1項、第4条、第11条については従前の規定による。

別表 1

入学金 300,000円

<社会福祉学部>

単位：円

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|---------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 426,500 | 426,500 | 853,000 | 0 | 0 | 0 | 176,500 | 176,500 | 353,000 | 276,500 | 276,500 | 553,000 |
| 施設設備費 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 |
| 合 計 | 601,500 | 601,500 | 1,203,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 351,500 | 351,500 | 703,000 | 451,500 | 451,500 | 903,000 |

※特待生 S・A・B、スポーツ特待生 A・B は継続審査を行うこととする。

<薬学部>

薬学科 1 年次

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|-----------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 548,000 | 548,000 | 1,096,000 | 0 | 0 | 0 | 48,000 | 48,000 | 96,000 | 298,000 | 298,000 | 596,000 |
| 施設設備費 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 |
| 合 計 | 808,000 | 808,000 | 1,616,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 308,000 | 308,000 | 616,000 | 558,000 | 558,000 | 1,116,000 |

薬学科 2～6 年次

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|-----------|-----------------------|-------------|-----------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 788,000 | 788,000 | 1,576,000 | 0 | 0 | 0 | 288,000 | 288,000 | 576,000 | 538,000 | 538,000 | 1,076,000 |
| 施設設備費 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 |
| 合 計 | 1,048,000 | 1,048,000 | 2,096,000 | 260,000 | 260,000 | 520,000 | 548,000 | 548,000 | 1,096,000 | 798,000 | 798,000 | 1,596,000 |

※特待生 S・A・B、スポーツ特待生 A・B は継続審査を行うこととする。

動物生命薬科学科

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|-----------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 573,000 | 573,000 | 1,146,000 | 0 | 0 | 0 | 323,000 | 323,000 | 646,000 | 423,000 | 423,000 | 846,000 |
| 施設設備費 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 |
| 合 計 | 748,000 | 748,000 | 1,496,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 498,000 | 498,000 | 996,000 | 598,000 | 598,000 | 1,196,000 |

※特待生 S・A・B、スポーツ特待生 A・B は継続審査を行うこととする。

<生命医科学部>

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|-----------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 573,000 | 573,000 | 1,146,000 | 0 | 0 | 0 | 323,000 | 323,000 | 646,000 | 423,000 | 423,000 | 846,000 |
| 施設設備費 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 |
| 合 計 | 748,000 | 748,000 | 1,496,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 498,000 | 498,000 | 996,000 | 598,000 | 598,000 | 1,196,000 |

※特待生 S・A・B、スポーツ特待生 A・B は継続審査を行うこととする。

<臨床心理学部>

| 費 目 | 一 般 | | | 特待生 S | | | 特待生 A・スポーツ特待生 A | | | 特待生 B・スポーツ特待生 B・特待生 C | | |
|-------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-------------|---------|-----------------------|-------------|---------|
| | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 | 前 期 納付金額 | 後 期 納付金額 | 合 計 |
| 授 業 料 | 426,500 | 426,500 | 853,000 | 0 | 0 | 0 | 176,500 | 176,500 | 353,000 | 276,500 | 276,500 | 553,000 |
| 施設設備費 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 |
| 合 計 | 601,500 | 601,500 | 1,203,000 | 175,000 | 175,000 | 350,000 | 351,500 | 351,500 | 703,000 | 451,500 | 451,500 | 903,000 |

※特待生 S・A・B、スポーツ特待生 A・B は継続審査を行うこととする。

別表 2

| 納付区分 | 納付費目 | 納付期限 |
|------------|------------|------------|
| 分納（春入学手続金） | 入学金 | 募集要項に指定する日 |
| | 前期納付金 | 4月27日 |
| 分納（秋入学手続金） | 入学金 | 募集要項に指定する日 |
| | 前期納付金 | 10月27日 |
| 分納※ | 前期納付金 1 回目 | 5月27日 |
| | 前期納付金 2 回目 | 7月27日 |
| | 後期納付金 1 回目 | 11月27日 |
| | 後期納付金 2 回目 | 1月27日 |
| 延納※ | 前期納付金 | 7月27日 |
| | 後期納付金 | 1月27日 |

※分納の納付金額は、前期・後期ともに原則等分とする。

また、分納・延納の納付方法は、原則送付する振込用紙による振込のみとする。

別表 3

証明書交付手数料

| 種 別 | 担当課 | 料 金 | 備 考 |
|-------------------------|--------------|---------|-------------------------|
| 学生証 | 学生課 | 2,000 円 | 再交付のみ |
| 通学区間証明願 | 学生課 | 無料 | |
| 通学証明書 | 学生課 | 無料 | |
| 学校学生生徒旅客運賃割引証 | 学生課 | 無料 | |
| 在学証明書 | 教務課 | 100 円 | |
| 在学期間証明書 | 教務課 | 100 円 | |
| 成績・単位修得証明書 | 教務課 | 100 円 | 就職活動に必要な場合はキャリアサポートセンター |
| 卒業見込証明書 | 教務課 | 100 円 | 〃 |
| 卒業証明書 | 教務課 | 100 円 | 〃 |
| 資格取得見込証明書 | 教務課 | 100 円 | 〃 |
| 資格取得証明書 | 教務課 | 100 円 | 〃 |
| 教職単位修得証明書 | 教務課 | 100 円 | 教免申請用 |
| 卒業（見込）証明書・指定科目履修（見込）証明書 | 教務課 | 100 円 | 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験用 |
| 健康診断証明書 | 学生課 | 100 円 | 就職活動に必要な場合はキャリアサポートセンター |
| 人物考査書 | キャリアサポートセンター | 100 円 | |
| 推薦書 | キャリアサポートセンター | 100 円 | |
| その他証明書 | | 100 円 | |

その他証明書

「納付金額証明書」・「納付金納入済証明書」等

九州保健福祉大学社会福祉学部進級に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、進級要件を満たした者は、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 1 3年次への進級は、2年次での通算 GPA が 1.00 以上あり、総修得単位数 26 単位以上であって、必修科目を全て修得していること。
- 2 4年次への進級は、3年次での年度 GPA が 1.00 以上あり、総修得単位数 75 単位以上であること。
- 3 各年次において休学または、三カ月以上の停学処分を受けていないこと。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学鍼灸健康福祉コースに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、九州保健福祉大学学則に基づき、鍼灸健康福祉コース（以下「本コース」という。）に関し必要な事項を定める。本コースは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項に規定する学校として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）に、はり師、きゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(定員)

第2条 本コースの入学定員は30名（1学級）とし、収容定員は120名とする。

- 2 本コースの編入学については、これを認めない。

(認定規則に定める各科目の単位数)

第3条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則別表第1に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ－(1)、Ⅱ－(1)の授業科目、単位数は、別表のとおりとする。

(授業)

第4条 前条に規定する別表の教育内容「専門基礎分野」及び「専門分野」の授業は、本コース単独で行う。

(授業科目の履修及び単位の認定)

第5条 授業科目の履修及び単位の認定は、学則に基づき行う。

- 2 試験を所定の理由で受験できなかった場合、授業担当教員の判断により、追試験を実施することがある。なお、追試験の評価は100点を最高点とする。
- 3 学習の評価が不合格（中間評価の場合は0～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがある。ただし、再試験の評価は60点を最高点とする。

(卒業)

第6条 本コースに4年以上在学し、次表の単位数を満たした者に対して学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

| | |
|--------|-------|
| 基礎科目 | 24単位 |
| 専門教育科目 | 100単位 |
| 合計 | 124単位 |

(規程の改正)

第7条 本規程を改正する場合は、学長が教授会の意見を聴き、決定するものとする。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、2019年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、2021年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附則 この改正規程は、2022年4月1日から施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

別表

| 教育内容 | 認定規則に定める単位数 | 科目名 | 単位数 | | 備考 |
|---------------------------|-------------|--------------|-----|----|----------------------|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活 | 14 | 英語 | | 2 | 22 単位以上 選択必修 |
| | | 英語コミュニケーション | | 2 | |
| | | 情報処理入門 | 1 | | |
| | | データサイエンス I | | 1 | |
| | | データサイエンス II | | 1 | |
| | | キャリア教育 | | 2 | |
| | | コミュニケーション論 | 2 | | |
| | | QOL と人間の尊厳 | 2 | | |
| | | 日向国地域論 | | 2 | |
| | | 日向国地域体験学習 | | 1 | |
| | | 医療・福祉連携講座 | | 1 | |
| | | ボランティア活動 | | 2 | |
| | | 中国語 I | | 2 | |
| | | 中国語 II | | 2 | |
| | | 哲学 | | 2 | |
| | | 倫理学 | | 2 | |
| | | 芸術 | | 2 | |
| | | 日本国憲法 | | 2 | |
| | | 経済学 | | 2 | |
| | | インターンシップ | | 1 | |
| | | 生物学 | | 2 | |
| | | 教職コンピューター基礎 | | 2 | |
| | | 生涯スポーツ実習 I | | 1 | |
| | | 生涯スポーツ実習 II | | 1 | |
| | | 健康科学論 | | 2 | |
| | | 基礎演習 I | 1 | | |
| | | 基礎演習 II | 1 | | |
| | | 社会学 | | 2 | |
| | | 心理学概論 | | 2 | |
| | | 人体の構造と機能及び疾病 | | 2 | |
| | | 児童・家庭福祉 | | 2 | |
| | | 障害者福祉 | | 2 | |
| | | 高齢者福祉 | | 2 | |
| | | 介護概論 | | 2 | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職 I | | 2 | | | |
| ソーシャルワークの基盤と専門職 II | | 2 | | | |
| 社会福祉の原理と政策 I | | 2 | | | |
| 社会福祉の原理と政策 II | | 2 | | | |
| 貧困に対する支援 | | 2 | | | |
| 地域福祉と包括的支援体制 I | | 2 | | | |
| 地域福祉と包括的支援体制 II | | 2 | | | |
| 社会保障 I | | 2 | | | |
| 社会保障 II | | 2 | | | |
| 専門基礎分野 人体の構造と機能 | 12 | 生理学 | 2 | | 5 科目 10 単位以上 選択必修 |
| | | 解剖学 I | 2 | | |
| | | 解剖学 II | 2 | | |
| | | 解剖学 III | 2 | | |
| | | 運動学概論 | 1 | | |
| | | 身体の働き I | 2 | | |
| | | 身体の働き II | 2 | | |
| | | リハビリテーション | 2 | | |
| | | 衛生学 I | 2 | | |
| | | 衛生学 II | 2 | | |

| | | | | | |
|-----------|------------------------------|--------------|---------------|---|--|
| 専門基礎分野 | 疾病と障害の成り立ち、 予防及び回復の促進 | 12 | 病理学概論 | 2 | |
| | | | 臨床医学総論Ⅰ | 1 | |
| | | | 臨床医学総論Ⅱ | 1 | |
| | | | 臨床医学各論Ⅰ | 1 | |
| | | | 臨床医学各論Ⅱ | 1 | |
| | | | 臨床医学各論Ⅲ | 1 | |
| | | | 臨床医学各論Ⅳ | 1 | |
| | 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念 | 3 | 医学概論 | 2 | |
| | | | 社会保障制度および職業倫理 | 1 | |
| 専門分野 | 基礎はり学 基礎きゅう学 | 9 | 病態生理学 | 1 | |
| | | | 鍼灸理論 | 2 | |
| | | | 東洋医学概論Ⅰ | 2 | |
| | | | 東洋医学概論Ⅱ | 2 | |
| | | | 経絡経穴学Ⅰ | 1 | |
| | | | 経絡経穴学Ⅱ | 1 | |
| | | | 経絡経穴学Ⅲ | 1 | |
| | 臨床はり学 臨床きゅう学 | 13 | 東洋医学臨床論Ⅰ | 2 | |
| | | | 東洋医学臨床論Ⅱ | 2 | |
| | | | 東洋医学臨床論Ⅲ | 2 | |
| | | | 東洋医学臨床論Ⅳ | 2 | |
| | | | 東洋医学臨床論Ⅴ | 1 | |
| | | | 物理療法学 | 2 | |
| | | | 鍼灸治療の安全と適応判断 | 1 | |
| | 鍼灸診察演習 | 1 | | | |
| | 社会はり学 社会きゅう学 | 2 | 社会鍼灸学 | 2 | |
| | 実習 | 15 | 基礎鍼灸実習 | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅰ | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅱ | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅲ | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅳ | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅴ | 1 | |
| | | | 臨床鍼実技Ⅵ | 1 | |
| | | | 臨床灸実技Ⅰ | 1 | |
| | | | 臨床灸実技Ⅱ | 1 | |
| | | | 臨床灸実技Ⅲ | 1 | |
| | | | 臨床灸実技Ⅳ | 1 | |
| 臨床灸実技Ⅴ | | | 1 | | |
| 臨床灸実技Ⅵ | | | 1 | | |
| 臨床鍼灸評価実習Ⅰ | | | 1 | | |
| 臨床鍼灸評価実習Ⅱ | 1 | | | | |
| 臨床実習 | 4 | 臨床鍼灸実習Ⅰ（治療所） | 2 | | |
| | | 臨床鍼灸実習Ⅱ（治療所） | 2 | | |
| 総合領域 | 10 | スポーツ健康鍼灸学 | 2 | | |
| | | スポーツ健康福祉学演習Ⅰ | 1 | | |
| | | スポーツ健康福祉学演習Ⅱ | 1 | | |
| | | スポーツ健康福祉学演習Ⅲ | 1 | | |
| | | スポーツ健康福祉学演習Ⅳ | 1 | | |
| | | 卒業研究Ⅰ | 2 | | |
| 卒業研究Ⅱ | 2 | | | | |
| 合計 | 94 | 合計 | 116 | | |

九州保健福祉大学介護福祉コースに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、九州保健福祉大学学則第3条第3項に基づき、介護福祉コース（以下「本コース」という。）に関し必要な事項を定める。

(定員)

第2条 本コースの定員は20名（1学級）とし、収容定員は80名とする。

(所属選考)

第3条 本コースへの所属選考は、入学後に行う。

2 本コース希望者が前条に定める定員を超える場合は、面接、レポート等により本コースに所属する者を選考する。

(指定規則に定める各科目の授業時間数)

第4条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4（第5条―第7条）に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ―（1）、Ⅱ―（1）の授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

(授業)

第5条 前条に規定する別表の領域「介護」、「医療的ケア」の授業は、本コース単独で行う。

(授業科目の履修及び単位の認定)

第6条 授業科目の履修及び単位の認定は学則第32条に基づき行う。

2 試験を学友会所属団体（部）等大会参加以外の公欠と認められる理由で受験できなかった場合、授業担当教員の判断により、追試験を実施することがある。なお、追試験の評価は100点を最高点とする。

3 学習の評価が不合格（中間評価の場合は0点～59点）の場合、授業担当教員の判断により、再試験を実施することがある。ただし、再試験の評価は60点を最高点とする。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この規程は、2019年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

附 則 この規程は、2021年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第4条については従前の規定による。

別表

| 領域 | 教育内容 | 時間数 | 開講科目名称 | 時間数 |
|-------|----------------|-----|-------------------|-----|
| 人間と社会 | 人間の尊厳と自立 | 30 | Q O L と 人 間 の 尊 厳 | 30 |
| | 人間関係とコミュニケーション | 60 | コミュニケーション論 | 30 |
| | | | 福祉サービスの組織と経営 | 30 |
| | 社会の理解 | 60 | 高齢者福祉 | 30 |
| | | | 社会福祉の原理と政策Ⅰ | 30 |
| | | | 社会福祉の原理と政策Ⅱ | 30 |
| | 人間と社会に関する選択科目 | 180 | 日向国地域論 | 30 |
| | | | 児童・家庭福祉 | 30 |
| | | | 地域人権支援論 | 30 |
| | | | 社会学 | 30 |
| 生物学 | | | 30 | |
| | | | 社会福祉調査の基礎 | 30 |
| 介護 | 介護の基本 | 180 | 介護の基本Ⅰ | 30 |

| | | | | |
|-------------|-----------------------|-------|----------------------------|-------|
| | | | 介 護 の 基 本 II | 30 |
| | | | 介 護 の 基 本 III | 30 |
| | | | 介 護 の 基 本 IV | 30 |
| | | | 介 護 福 祉 学 I | 30 |
| | | | 介 護 福 祉 学 II | 30 |
| | コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 | 60 | コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 I | 30 |
| | | | コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術 II | 30 |
| | 生 活 支 援 技 術 | 300 | 生 活 支 援 技 術 演 習 (基 本 I) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (基 本 II) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (応 用 I) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (応 用 II) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (終 末 期) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (家 事 I) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (家 事 II) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (環 境 I) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (環 境 II) | 30 |
| | | | 生 活 支 援 技 術 演 習 (総 括) | 30 |
| | 介 護 過 程 | 150 | 介 護 過 程 I | 30 |
| | | | 介 護 過 程 II | 30 |
| | | | 介 護 過 程 III | 60 |
| | | | 介 護 過 程 IV | 30 |
| | 介 護 総 合 演 習 | 120 | 介 護 総 合 演 習 I | 30 |
| | | | 介 護 総 合 演 習 II | 30 |
| | | | 介 護 総 合 演 習 III | 30 |
| | | | 介 護 総 合 演 習 IV | 30 |
| | 介 護 実 習 | 450 | 介 護 実 習 I | 135 |
| | | | 介 護 実 習 II | 135 |
| | | | 介 護 実 習 III | 180 |
| こころとからだのしくみ | 発 達 と 老 化 の 理 解 | 60 | 発 達 と 老 化 の 理 解 I | 30 |
| | | | 発 達 と 老 化 の 理 解 II | 30 |
| | 認 知 症 の 理 解 | 60 | 認 知 症 の 理 解 I | 30 |
| | | | 認 知 症 の 理 解 II | 30 |
| | 障 害 の 理 解 | 60 | 障 害 者 福 祉 | 30 |
| | | | 障 害 の 理 解 | 30 |
| こころとからだのしくみ | こころとからだのしくみ | 120 | 心 理 学 概 論 | 30 |
| | | | 人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 | 30 |
| | | | こころとからだのしくみ I | 30 |
| | | | こころとからだのしくみ II | 30 |
| 医 療 的 ケ ア | 医 療 的 ケ ア | 90 | 医 療 的 ケ ア I | 60 |
| | | | 医 療 的 ケ ア II | 30 |
| 合 計 | | 1,980 | | 1,980 |

(備考)

- 1 領域「人間と社会」の「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」は、すべて必修とする。
- 2 領域「人間と社会」の「人間と社会に関する選択科目」は、60時間(2科目4単位)を選択必修とする。
- 3 領域「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」は、すべて必修とする。

九州保健福祉大学薬学部薬学科進級に関する規程

(目的)

第1条 薬学部薬学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 2年次、3年次及び4年次への進級は、配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が5単位未満であること。5年次及び6年次への進級は、配当年次及びそれより低学年に開講されている必修科目の未修得が3単位未満であること。
 - 二 年度GPA値が1.20以上であること。
 - 三 実習科目を修得していること。なお、原則として、実習は全実習時間の出席が必要である。
 - 四 5年次への進級は、4年次における共用試験(CBT: Computer-Based Testing 及び OSCE: Objective Structured Clinical Examinationの両方)に合格していること。
 - 五 在学中における留年は6回を超えることはできない。また、同一年次における留年は、2回を超えることはできない。ただし、休学による場合を除く。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 本規程は、平成25年10月1日より施行する。

附 則 本改正規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 本改正規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規定は、令和2年4月1日より施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規程による。

九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科進級に関する規程

(目的)

第1条 薬学部動物生命薬科学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.00以上あり、必修単位数20単位を含む、総修得単位数26単位以上であること。
 - 二 4年次への進級は、3年次での通算GPAが1.00以上あり、必修単位数40単位を含む、総修得単位数75単位以上であること。
 - 三 各年次において休学または、3カ月以上の停学処分を受けていないこと。
- 2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

フィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部留学規程

(目的)

第1条 平成21年1月30日に締結された「順正学園・フィリピン国立大学ロスバニョス校教育交流協定」に基づき、九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科学生及び同学科を卒業した者（以下「学生等」という。）のフィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部（以下「UPLB-CVM」という。）への編入留学については、この規程の定めるところによる。

(編入留学)

第2条 学生等は、UPLB-CVM2年次1学期（日本でいう2年次前期に相当する。）に編入留学することができる。

(在学生における編入留学の要件)

第3条 在学生における編入留学の要件は、次の各号全ての要件を満たす者とする。

- 一 当該学科に2年以上修学した者
- 二 Test of English as a Foreign Language ; TOEFL の internet-Based Testing (iBT) を1年次12月までに受験した者。また、2年次の12月までに TOEFL-iBT において40点以上の成績を修めた者
- 三 前号における TOEFL の点数により、UPLB-CVM が指定する集中英語短期講座を受講した者
- 四 2年次終了時に編入留学を希望する場合は、2年次修了時まで66単位以上を取得し、GPA が3.0以上である者
- 五 本学が実施する判定試験に合格した者

(在学生における学納金の取り扱い)

第4条 5年間は、動物生命薬科学科の学納金の半額（748,000円×5年間）とする。UPLB-CVM の学納金は本学負担とする。

- 一 5年後、UPLB は卒業不可となったが所定の単位を修得した場合は、本学は卒業可とし、6年目以降の UPLB-CVM の学納金は自己負担とする。
- 二 5年後 UPLB-CVM を卒業不可となりかつ所定の単位を修得できなかった場合は、6年目以降も本学を卒業するまでは本学に休学料（年額10,000円）を納入し、UPLB-CVM の学納金は自己負担とする。

(卒業生における編入留学の要件)

第5条 卒業生における編入留学の要件は、次の各号全ての要件を満たす者とする。

- 一 TOEFL を1回以上受験した者
- 二 前号における TOEFL の点数により、UPLB-CVM が指定する集中英語短期講座を受講した者

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条第四号については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第3条、第4条及び第5条については従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年度入学生よりフィリピン国立大学ロスバニョス校獣医学部留学規程に移行し、この規程により編入留学した学生がすべて卒業もしくは退学した時点をもって、この規程を廃止する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科授業科目履修に関する規程

第1条 生命医科学部 生命医科学科において授業科目の単位認定は、出席時間数が授業実施時間数の3分の2以上(実習科目は実習時間数の5分の4以上)に達し、かつ、単位認定試験に合格した者に対して、科目責任者が行う。

第2条 必修科目の単位を修得できていない者は、次学期以降、当該科目を再履修しなければならない。

第3条 考慮すべき特別な事由が学科会議の審議を経て学科長に認められた場合に限り、規定時間数以上の補講を受講した上で、単位認定試験を受けることができる。補講は通常の授業時間外で実施する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科進級に関する規程

(目的)

第1条 生命医科学部の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 4年次への進級は、3年次での通算 GPA が 1.20 以上あり、総修得単位数 75 単位以上であること。
- 二 3年次への進級は、2年次での通算 GPA が 1.20 以上あり、総修得単位数 46 単位以上であること。
- 三 2年次への進級は、1年次での通算 GPA が 1.20 以上あること。
- 四 前各号に基づき、各年次への進級前年度までに開講されている必修科目の未修得科目が 4 科目以下であること。
- 五 臨床検査技師並びに臨床工学技士の国家試験受験資格に係る養成科目の履修を希望する者は事前に各教育プログラム登録を行い、各年次への進級前年度までに開講されている各養成科目の未修得科目が 5 科目以下であること。
- 六 各学年において休学または、3 ヶ月以上の停学処分を受けていないこと。

2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

附 則 この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科進級に関する規程

(目的)

第1条 臨床心理学部臨床心理学科の進級に関する事項については、この規程に定めるところによる。

2 臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの進級に関する規程は、別に定める。

(進級の認定)

第2条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聞き、進級を認定する。

(進級の要件)

第3条 進級にかかる要件は次の通りとする。

- 一 3年次への進級は、2年次での通算 GPA が 1.00 以上あり、総修得単位数 26 単位以上であって、必修科目を全て修得していること。
- 二 4年次への進級は、3年次での年度 GPA が 1.00 以上あり、総修得単位数 75 単位以上であること。
- 三 各年次において休学または、三カ月以上の停学処分を受けていないこと。

2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(改訂)

第4条 本規程の改訂は、大学教授会の意見を聴き、学長が決定する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。ただしこの改正前に入学した学生は、従前の規定による。

九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コースの履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、九州保健福祉大学臨床心理学部臨床心理学科言語聴覚コース（以下、言語聴覚コースという。）の履修に関し、必要な事項を定める。

(言語聴覚コースの定員および選抜方法)

第2条 言語聴覚コースは、入学定員を20名とし、収容定員は80名とする。

2 本コース希望者が前項に定める定員を超えるときは、2年次進級時に学部長および学科長は面接審査および成績評価（GPA）の上位者より選抜する。

(資格取得)

第3条 言語聴覚コースにおいて言語聴覚士の資格の取得を希望する者は、本学学則並びに言語聴覚士学校養成所指定規則に従い、所定の科目を履修しなければならない。なお、言語聴覚士学校養成所指定規則別表第一（第4条）に定める教育内容に対比する学則別表第Ⅰ－(4)、Ⅱ－(4)の授業科目並びに単位数は、別表のとおりとする。

(進級の認定)

第4条 各学年における判定基準を設け、学長が教授会の意見を聴き、進級を認定する。

(進級の要件)

第5条 進級にかかる要件は次の通りとする。

一 3年次への進級は、2年次での通算GPAが1.20以上あり、2年次までの必修科目をすべて修得していること。

二 4年次への進級は、3年次での通算GPAが1.20以上あり、3年次までの必修科目をすべて修得していること。

三 本コースの学生は、本条第1号及び第2号に加え「言語聴覚士学校養成所指定規則別表第一」で定められている教育内容について、本学科開講科目の配当年次及びそれより低学年に開講されている科目の未修得が3科目以下であること。なお、4年次への進級要件として、学外評価臨床実習の単位を修得していること。

2 前項各号に規定する基準をもとに、当該教授会において進級を審査する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、履修に必要な事項及び改廃については、学長が教授会の意見を聴いたのち決定する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

注)第3条文末の「別表」は、学生便覧「言語聴覚士国家試験関連科目の一覧」(P.124～P.125)で準用する。

九州保健福祉大学細胞検査士養成課程の履修規程

(目的)

第1条 この規程は、九州保健福祉大学生命医科学部生命医科学科（以下、「学科」という。）において、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格の取得に必要な科目の修得（以下、「細胞検査士養成課程」という。）に関し、必要な事項を定める。

(科目及び開講期間)

第2条 細胞検査士養成課程では、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格取得に必要な科目の単位として別表1および別表2のとおり定める。別表1の科目の開講期間は、4月から12月までとする。

(履修条件及び選考方法)

- 第3条 細胞検査士養成課程を履修できる者は、臨床検査技師の取得者または取得見込者とし、その他、以下のとおりとする。
- 2 本学在学学生で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。
 - 一 別表2の科目を履修し、単位を修得または修得見込の者
 - 二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書により履修申請を行った者の中から、専門教育科目の成績と面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。
 - 3 本学の卒業生の者で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。
 - 一 臨床検査技師の資格を有する者
 - 二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書及び別に定める履修書類等により履修申請を行った者の中から、筆記試験及び面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。
 - 4 その他の者で本課程を履修できる者は、次のとおりとする。
 - 一 臨床検査技師の資格を有する者
 - 二 本課程の履修者は、募集期間中に別表3の申請書及び別に定める履修書類等、並びに第5条に定める選考料を納付し履修申請を行った者の中から、筆記試験及び面接試験を総合評価し、学長が当該教授会の意見を聴き、決定する。
 - 5 本課程の募集期間及び募集人員は、別に定める

(履修証明)

第4条 細胞検査士養成課程は、別表1に定める科目の単位を修得した者、または、修得見込みの者に証明書を発行し、証明書を発行された者は、公益社団法人日本臨床細胞学会が認定する細胞検査士の受験資格が得られる。

(納付金)

第5条 細胞検査士養成課程の履修を希望するものは、別表4に定める選考料と納付金を納入しなければならない。ただし、在学学生および本学卒業生は選考料を免除する。

(雑則)

第6条 細胞検査士養成課程に関して、この規程に定めるもののほかに、特に必要な事項は、当該教授会の意見を聴いたのち学長が決定する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成27年度入学生より適用する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 細胞検査士試験受験に必要な科目（在学学生は、4年次開講）

| 種別 | 科目（時間数） | |
|------|---|-------------------------|
| 講義科目 | 甲状腺細胞診断学(30)、リンパ節細胞診断学(15)、骨・軟部・造血器等細胞診断学(15) | |
| 演習科目 | 細胞診断学特論Ⅰ（120）、細胞診断学特論Ⅱ（120） | |
| 実習科目 | 総論1 実習(45)、総論2 実習(45) | 婦人科1 実習(45)、婦人科2 実習(45) |
| | 呼吸器1 実習(45)、呼吸器2 実習(45) | 体腔液 実習(45) |
| | 消化器 実習(45) | 乳腺 実習(45) |
| | 泌尿器 実習(45) | 甲状腺 実習(45) |
| | リンパ節 実習(45) | 骨・軟部 実習(30) |
| | 造血器等 実習(30) | |

別表2 履修者選定科目（在學生は、必修科目）

| 開講年次 | 科 目（時間数） |
|------|----------------------------------|
| 1 | 臨床細胞学総論 I (30) |
| 2 | 臨床細胞学総論 II (30)、臨床細胞学総論 III (30) |
| 3 | 臨床細胞学演習 I (30)、臨床細胞学演習 II (30) |

別表3 申請書

| 細胞検査士養成課程に係る履修希望申請書 | | | |
|--|--|--|--|
| 九州保健福祉大学 学長 殿 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 学生番号 | | | |
| 西 暦 年 月 日生 | | | |
| 細胞検査士試験に係る受験資格を得たいので、細胞検査士養成課程の履修を願います。 | | | |
| また、選考の上、履修が許可された場合は、所定の受講料を納入し、諸規則を守り、本分 を全うすることを誓約いたします。 | | | |

別表4 納付金

単位：円

| 履修者の身分 | 選考料 | 前期受講料 | 後期受講料 |
|---------------------------|--------|---------|---------|
| 在学中に履修を認められた者 ※大学院も含む。 | — | 100,000 | 100,000 |
| 本学卒業生 | — | 420,000 | 420,000 |
| その他 | 20,000 | 750,000 | 750,000 |

注) 選考料は、申請期間中に申請と同時に納付すること。

ただし、本学在學生および卒業生は、免除とする。

注) 受講料については、受講期間内に前期受講料は4月27日、後期受講料は10月27日に納付することとする。

九州保健福祉大学学生賞罰規程

第1章 組織

(目的)

第1条 この規程は、学生に対して行う表彰又は懲戒に関して、適正かつ公正な運用を図るため、その種類、内容その他の必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、表彰又は懲戒の対象となりうる学生とは、学部学生（通信教育部を含む。）、大学院生（通信制を含む。）及び別科学生（以下「当該学生」という。）をいう。

(学生賞罰委員会)

第3条 学生賞罰委員会（以下「委員会」という。）に、委員長、副委員長、委員及び書記を置く。

2 委員長は教育担当副学長、副委員長は学生部長、委員は各学部長、関係研究科長、関係別科主任（以下「学部長等」という。）及び大学事務局長とし、書記は学生課職員をもって充てる。

3 委員会は、学長の諮問に基づき学生の表彰及び懲戒について審議し、学長に報告する。

第2章 表彰

(表彰の種類)

第4条 表彰は、次の場合に授与する。

- 一 学究又は善行等により、大学の名誉を高めかつ多大な功労があり、他の模範となる行為をしたと認められるとき。
- 二 各種競技会等において優秀な成績を収めたとき。
- 三 その他特に表彰に値する事柄があると認められるとき。

(表彰の手続)

第5条 学部長等の推薦により、学長は委員会に諮問し、その審議結果を踏まえ、協議の結果を大学教授会に報告する。

2 学長は、大学教授会の意見を聞き、学則第39条（表彰）に基づき、当該学生を表彰する。

第3章 懲戒

(懲戒の手続き)

第6条 当該学生によって行われた非違事案又は非違容疑事案（以下「当該事案」という。）を知りえた学部長等及び学生部長は、遅滞なく学長に報告しなければならない。

- 2 学生部長は、学長の承認を得て当該事案に関する事実確認、当該学生の事情聴取等を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 当該学生に係る立場にある者は、当該事案を明らかにするため、委員会の行う調査等に協力しなければならない。
- 4 学長は、学生部長の報告に基づき委員会を招集し、当該事案の審議を付議する。
- 5 委員会は、学生部長による調査報告に基づき、当該事案に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類、内容等について審議し、協議の結果を大学教授会に報告する。
- 6 学長は、大学教授会の意見を聞き、学則第40条（懲戒）に基づき、当該学生を懲戒する。

(懲戒の種類)

第7条 懲戒処分の種類は、退学、無期又は有期の停学及び訓告とする。

- 一 事件事故の原因行為（非違行為）が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- 二 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- 三 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- 四 前三号のいずれにも該当しない場合
学部長嚴重注意、学部の指導等

(処分)

第8条 懲戒は、文書により学長が行う。

- 2 懲戒処分の対象は、別表「懲戒処分の対象」のとおりとする。
- 3 過去に懲戒処分を受けている場合には、より悪質性が高いものとみなし、基準を超える重い処分を科すことができる。
- 4 懲戒は、実際に刑事訴追がなされるかどうかを、処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

(通告等)

第9条 学生への通告及び保証人への通知は、次のとおりとする。

- 一 学長は、学生に対し、懲戒の内容を文書により通告する。
- 二 学長は、学生の保証人に対し、懲戒の内容を文書により通知する。

(公示)

第10条 学長は、学内掲示により、遅滞なく公示を行うものとする。

- 2 公示事項は、学部、学科、懲戒の種類及び懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、1箇月とする。

4 特段の事情があるときには、委員会で調整のうえ、一部または全部を公示しないことができる。
(無期停学)

第11条 無期停学は、原則として懲戒の発効日から3箇月を経過したあとでなければ、解除できない。

2 無期停学の解除は、反省度等を考慮し、解除が適当であると認めるときは、その解除を所属学部長等が発議する。

3 無期停学の解除は、委員会において調整のうえ、学長が文書で行う。

4 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

第4章 その他

(記録)

第12条 学長は、表彰及び懲戒の事実を学籍簿に記録するものとする。

(停学期間中の指導)

第13条 停学期間中は、教育的指導を行う。

2 所属学部長等は、教育的指導に必要な場合は、施設利用及び授業への参加を認めることができる。

(補足)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

懲戒処分の対象

| 区 分 | 懲戒の対象となる非違行為の種類 |
|------|--|
| 不法行為 | 殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為(未遂含む。)若しくは無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等により、死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起した場合 |
| | 傷害、窃盗、詐欺、恐喝等の悪質な犯罪行為 |
| | 薬物に関する犯罪行為 |
| | 無免許運転、飲酒運転、暴走運転、薬物運転等の悪質な交通法規違反 |
| | ストーカー行為又は痴漢行為(盗撮、のぞき等を含む。) |
| | セクシャル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為 |
| | コンピュータ又はネットワークの不正使用行為 |
| その他 | 本学が実施する試験における不正行為 ※不正行為を行った学生は、1カ月以上の停学処分とし、その期に受講した全科目を無効とする |
| | 本学の知的財産を故意に喪失させる行為 |
| | 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為 |
| | 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠する行為 |
| | 本学が管理する建造物又は器物の損壊、汚損、失火等の行為 |
| | その他、学生の本分に反し、本学の信用を著しく失墜させる行為 |

各懲戒対象の行為に対し、退学、停学、訓告の各処分を科す。

九州保健福祉大学学友会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、九州保健福祉大学学友会と称し、本部を同学内に置く。
- 第2条 本会は、学生の自主活動を通じ、自律と協力により学生・教職員相互の人間関係を深めつつ、学術・文化の向上、教育・スポーツ活動の発展に努めることを目的とする。
- 第3条 本会は、九州保健福祉大学の全学生を正会員とし、本学の常勤の教職員を賛助会員とする。
- 第4条 本会の会員は、次の権利を有し、義務を負う。
- (1) 本会役員の選挙権及び被選挙権。但し、賛助会員はこれを除く
 - (2) 本会の諸活動に参加する権利
 - (3) 会費を納入する義務
 - (4) 総会に出席する義務
 - (5) 本会の決議機関の決定事項を守り、それに協力する義務
- 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 組織・役員及び機関

第1節 役員・組織

- 第6条 本会の名誉会長は、総長とする。会長は学長とし、副会長は学生部長とする。
- 第7条 会長は、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある場合にこれを代行する。
- 第8条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 連絡協議会
 - (3) 学生委員会
 - (4) 学祭実行委員会
 - (5) 四部会
 - (6) 監査委員会
- 第9条 学生委員長は、その他必要な機関を学生委員会に諮り設けることができる。

第2節 総会

- 第10条 総会は、本会の最高決議機関であり全会員で構成する。
- 第11条 総会は、定期総会と臨時総会に分け、いずれも連絡協議会に諮り学生委員長がこれを召集する。
- 第12条 定期総会は、毎年1回とし次の事項を審議する。
- (1) 予算、決算の承認
 - (2) 会則の改廃
 - (3) その他必要な事項
- 第13条 臨時総会は、下記の場合、学生委員長が召集する。
- (1) 学生委員長が必要と認めたとき
 - (2) 連絡協議会からの要請があったとき
 - (3) 会員の5分1以上の要請があったとき
- 第14条 総会は正会員の5分1以上の出席をもって成立し、総会の議事表決は出席者の過半数の賛否をもって決する。
- 第15条 総会の議長は総会において選出し、書記は学生委員会において選出した者をこれに充てる。
- 第16条 流会によって再召集してもなお総会が成立しない場合には連絡協議会の承認をもって学生委員会の決定を決議に変えることができる。

第3節 連絡協議会

- 第17条 学生・教職員の連絡、協議機関として連絡協議会を置く。
- 第18条 連絡協議会の構成員は会長、副会長、学生課員、学生委員長以下学生委員会の役員とする。
- 第19条 連絡協議会は、次の事項に関し協議する。
- (1) 総会において委嘱された事項
 - (2) 総会に提出する議題に関する事項
 - (3) 予算・決算に関する事項
 - (4) その他
- 第20条 連絡協議会は、次の場合、会長が開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 連絡協議会の構成員の2分1以上の要請があったとき
- 第21条 連絡協議会の庶務は学生委員会の企画部がこれに当たる。

第4節 学生委員会

- 第22条 学生委員会は、学生委員長1名、同副委員長2名、及び企画部長、財務部長、広報部長各1名をもって構成され、学生委員長及び同副委員長は正会員の中から公選する。他の役員については、学生委員長が任命する。

- 第 23 条 学生委員長は、学生委員会を代表する。同副委員長は学生委員長を補佐し、委員長に支障のある場合は、これを代行する。
- 第 24 条 学生委員長以下各役員の任期は、毎年 5 月から翌年 4 月までとする。ただし再任は妨げない。
- 第 25 条 学生委員会は、本会の執行機関であって下記事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。
- (1) 総会で審議決定された事項
 - (2) 連絡協議会で協議された事項
 - (3) 予算・決算に関する事項
 - (4) 総会及び連絡協議会に提出する事項
 - (5) 各部会、委員会に提出する事項
 - (6) 本会の諸行事に関する事項
 - (7) 会議録、諸記録の作成・管理に関する事項
 - (8) 部・同好会の新設、廃止に関する事項
 - (9) 資産の管理に関する事項
 - (10) その他、本会の運営に関する事項
- 第 26 条 学生委員会に次の専門部を置く。
- (1) 企画部
 - (2) 財務部
 - (3) 広報部
- 第 27 条 企画部は本会の企画運営及び事務を行う。
- 第 28 条 財務部は本会の会計事務及び執行本部の備品管理を行う。
- 第 29 条 広報部は本会の広報活動を行う。
- 第 30 条 企画部、財務部、広報部にそれぞれ 1 名の部長補佐を置き、学生委員長が任命する。
- 第 31 条 学生委員会に次の下部組織を置く。
- (1) 文化部会
 - (2) 体育部会
- 第 32 条 文化部会の構成は、各部・同好会から選出された各 1 名からなる。
- 第 33 条 文化部会の任務は次の通りとする。
- (1) 文化部会の企画・運営に関する事項
 - (2) 各部・同好会の連絡調整に関する事項
 - (3) 学生委員会に提出する文化部に関する事項
 - (4) その他学生委員会からの要請事項
- 第 34 条 体育部会の構成は、各部・同好会から選出された各 1 名からなる。
- 第 35 条 体育部会の任務は次の通りとする。
- (1) 体育部会の企画・運営に関する事項
 - (2) 各部・同好会の連絡調整に関する事項
 - (3) 学生委員会に提出する体育部に関する事項
 - (4) その他学生委員会からの要請事項
- 第 36 条 目的を同じくする正会員は、部・同好会などを組織して活動することができ、その目的に応じて文化部会、体育部会及び任意団体に分かれて組織される。
- 第 37 条 各部会に所属する団体の新設・廃止・昇格等は団体の活動状況等に基づき、四部会の協議を経て学生委員会が決定する。
- 第 38 条 各部会に所属する団体は、規約並びに構成員名簿を学生委員長に提出しなければならない。
- 第 39 条 すべての団体に顧問を置く。顧問は、大学教職員の中から学生の推挙に基づき会長が委嘱する。
- 第 4 節 学祭実行委員会
- 第 40 条 学祭実行委員会は、学祭に関与ある団体から選出された代表者各 1 名をもって構成する。
- 第 41 条 学祭実行委員長 1 名、同副委員長 2 名、財務部長 1 名、書記 1 名は学祭実行委員の互選による。
- 第 42 条 学祭実行委員会は、下記の事項について適正かつ円滑な執行業務に携わる。
- (1) 学祭の企画・運営に関する事項
 - (2) 学祭の予算・決算に関する事項
 - (3) 学祭に参加・協賛・依頼する企業団体との連絡調整に関する事項
 - (4) 学生委員会に提出する学祭実行に関する事項
 - (5) その他、学生委員会からの要請事項
- 第 5 節 四部会
- 第 43 条 四部会は、学生委員会、学祭実行委員会、文化部会・体育部会の委員長、部会長各 1 名からなる。
- 第 44 条 学生委員長は、必要に応じて四部会を招集する。
- 第 45 条 四部会の任務は次の通りとする。
- (1) 部活動等の設備、運営に関する事項
 - (2) 本会の諸行事に関する事項
 - (3) 予算・決算に関する事項
 - (4) 各委員会、部会に関する事項
 - (5) 体育部会及び文化部会に属する部・同好会全体に関わる企画運営に関する事項

- (6) 学祭運営に関する事項
- (7) その他、学生委員会からの要請事項

第6節 監査委員会

- 第46条 監査委員会は、正会員の中から選出された3人の委員をもって構成する。
- 第47条 監査委員は、本会のいかなる機関の役員も兼任できない。
- 第48条 監査委員会は、本会の経理について監査し、その結果を総会において報告しなければならない
- 第49条 監査委員会は、学友会費を使用する機関に対し、必要があると認めた場合、その経理について臨時監査をすることができる。

第3章 会計

- 第50条 本会の経費は入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第51条 入会金及び会費の金額並びに納期は次の通りとする。
 - (1) 入会金 2,000円
但し、再入会員については免除される。
 - (2) 会費 年間7,000円
但し、修業年限分を一括して前納する。
 - (3) 納期 入学宣誓式の前日まで
 - (4) 賛助会員の会費は、別に定める。
- 第52条 一度納入した入会金及び会費は返却しない。
- 第53条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第54条 予算は、毎会計年度始めに学生員会において原案を作成し、総会において決定する。
- 第55条 決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に学生委員会で行い、総会において承認を得なければならない。
- 第56条 予算の支出は、支出金額に応じて定められた区分によって決済を必要とし、配分された予算を超えて支出することはできない。
- 第57条 当該会計年度の余剰金は、次年度に繰り入れるものとする。
- 第58条 本会の会計事務の一部または全部を本学の事務職員に委嘱することができる。

第4章改正

- 第59条 本会の会則の改廃は連絡協議会に諮り、総会の承認を得て決定するものとする。

第5章 雑則

- 第60条 本会の各種会議は、所属する役員の3分2以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。
 - 2 前項の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところとする。

- 附 則 この会則は、平成11年5月12日から施行する。
- 附 則 この改正会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この改正会則は、平成21年7月1日から施行する。
- 附 則 この改正会則は、平成27年12月1日から施行する。

九州保健福祉大学キャンパス・ハラスメント防止対策規程

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人順正学園ハラスメント防止に関する規程」(以下、「学園ハラスメント防止規程」という。)に準拠して、九州保健福祉大学におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメント(以下、「キャンパス・ハラスメント」という。)の防止及び排除を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 セクシュアル・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条において定義されているとおり、職員が他の職員、学生及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動により、職員の就労上又は学生の修学上、環境に変化を生じさせたり、職員及び学生が不利益な処置を受けることをいう。

2 パワー・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第2項において定義されているとおり、職員間又は職員が関係者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

3 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第3項において定義されているとおり、妊娠・出産・育児休業又は介護休業等を理由として、解雇・雇止め、降格、または、除籍・退学、休学等を求めるなど、職員の就労上又は学生の修学上、不利益な処置及び環境に変化を生じさせる行為をいう。

4 アカデミック・ハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第4項において定義されているとおり、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、学修・研究意欲を低下させ、又は学修・研究環境において不利益を与える行為を言う。

5 その他のハラスメントとは、学園ハラスメント防止規程第2条第5項において定義されているとおり、前各項以外の不適切な言動を行うことによって、職員、学生及び関係者に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

6 職員とは、学園ハラスメント防止規程第2条第6項において定義されているとおり、教育職員、事務職員、技術職員、非常勤職員、嘱託契約職員をいう。

7 学生とは、学園ハラスメント防止規程第2条第7項において定義されているとおり、学生、科目等履修生、研究生等本学園において修学する者をいう。

8 関係者とは、学園ハラスメント防止規程第2条第8項において定義されているとおり、学生等の保護者、学園に物品販売等をするために出入りする業者等職務上の関係を有するものをいう。

(防止義務)

第3条 本学の構成員は、この規程の定めに従い、前条に定めるキャンパス・ハラスメントの防止に努めなければならない。

(委員会の設置)

第4条 本学は、本規程に定める目的達成のために、キャンパス・ハラスメント防止対策委員会(以下「防止対策委員会」という。)を設置する。

2 防止対策委員会は、学長直属の組織とする。

(防止対策委員会の構成)

第5条 防止対策委員会の構成は、次に掲げるとおりとし、学長が委嘱する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学事務局長
- (4) スチューデントサポートセンター長
- (5) 健康管理センター長
- (6) キャンパス・ハラスメント相談員
- (7) 法人事務局長
- (8) 総務部長
- (9) 専門委員 若干名

なお、専門委員は学内外の専門家(弁護士、カウンセラーなど)に委嘱する。

2 学長を委員長とし、委員長は委員会を招集し、委員会の会務を統括する。

3 委員会には委員長代理を置き、委員長不在時に委員長の職務を代行する。

4 委員の構成にあたっては、男女のバランスに配慮するものとする。

5 担当事務局は、庶務部庶務課とする。

(防止対策委員の任期)

第6条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(防止対策委員会の職務)

第7条 防止対策委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学においてキャンパス・ハラスメントが発生する可能性を認識し、その発生を防止するための施策を検討し、実施すること。

(2) キャンパス・ハラスメントに関する本学内の認識を高め、防止に資する啓発、研修活動を行なうこと。

(3) キャンパス・ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)の職務に関して適切な指示を与えるとともに、その職務を監督すること。

(4) キャンパス・ハラスメントの防止及び解決に係るガイドラインを作成・改訂して、防止のためのシステムを監督し、必

要な改善を図ること。

(5) 相談員から防止対策委員会委員長にキャンパス・ハラスメントの報告を受けた場合には、速やかに調査委員会を組織すること。

(6) 前号の調査委員会から調査結果及び解決回答に関する上申書を受けた場合は、速やかに防止対策委員会を開催し検討すること。なお、検討結果は理事長に報告すること。

(7) 第16条に定める不服申立てに対応すること。なお防止対策委員会は、不服申立てがあった場合には、30日以内に申立人に対して回答を行なうものとする。

(8) キャンパス・ハラスメントの事実が認められた場合、必要な改善をはかり、再発防止のための適切な措置をとること。

(9) その他キャンパス・ハラスメントの防止に必要なと認められる事項について、適切な措置を講ずること。

(委員会の運営)

第8条 防止対策委員会及び調査委員会（以下「委員会」という。）は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を要する。

(相談員)

第9条 第2条に該当する行為による被害を救済する為に、相談員を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者について、学長が委嘱する。

(1) 各学部に所属する教育職員のうち、各学部長が指名した者 4名

(2) 事務職員のうち、事務局長が指名した者 1名

(3) スチューデントサポートセンター学生担当部長 1名

(4) その他学長が必要と認めた者 若干名

3 相談員の中から総括相談員を置く。

4 相談員の委嘱に当たっては、男女のバランスに配慮するものとする。

5 相談員以外が苦情・相談を受けた場合は、直ちに相談員に連絡をとることとする。

(相談または苦情の受付)

第10条 キャンパス・ハラスメントなどの人権侵害を受けた者は、相談員に相談又は苦情を申し出ることができる。

2 相談又は苦情を申し出るときには、相談員に直接出向くか、又は電話、電子メール、手紙等で連絡をとるものとする。

3 相談又は苦情を申し出る者は、直接被害を受けている者だけでなく、代理の者が被害を受けている者に代わって申し出ることができる（以下「申立人」という。）。

4 相談又は苦情の受付は、相談員のほか、九州保健福祉大学健康管理センター内規により、健康管理センターでも受け付けるものとする。

(相談員の役割)

第11条 相談員は、申立人と面談して、所定の申立書を本人に作成させる。

2 面談による苦情・相談を受けるときには、原則として複数の相談員で対応し、共同で意見書を作成する。

3 申立人と面談した相談員は、申立人本人による申立書と相談員の意見書を防止対策委員会委員長に提出し報告する。

4 キャンパス・ハラスメントに関する苦情・相談を受けるときには、同性の相談員の同席が望ましい。

(調査委員会)

第12条 相談員から防止対策委員会委員長に報告があった場合は、事実関係調査のため、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、一つの事案につき5名以内とし、構成員は、総括相談員、相談員及び専門委員（若干名）とし、学長が委嘱する。専門委員としては、苦情内容に応じて、学内外から専門家（弁護士、カウンセラーなど）を委嘱する。

3 委員の選任にあたっては、委員会の客観性、中立性及び公平性を確保するため、次の事項に留意すること。

(1) 当事者所属部署の関係者をできるだけ除外すること。

(2) 男女のバランスを配慮すること。

4 調査委員会の委員長は、防止対策委員会委員の中から学長が委嘱する。

(調査委員会の職務)

第13条 調査委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事実関係を明らかにするために、調査を行い、調査委員会が必要と認めたときは、申立人及び加害者（以下「被申立人」という。）から事情聴取を行なうことができる。必要に応じて第三者からも事情を聴取し、事情聴取報告書を作成する。

(2) 調査委員会は、申立人と被申立人との間で話し合いによって解決できると結論したときには、当事者双方に対して調停を行なうことができる。

(3) 調査委員会は、調査終了後に調査報告書及び解決回答に関する上申書を作成し、防止対策委員会に報告する。

(措置)

第14条 理事長は、第7条6項に定める報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずる。

2 前項のうち、教職員の処分については、学校法人順正学園就業規則に基づき理事長が行なう。また学生の処分については、九州保健福祉大学学則に基づき学長が行なう。

(申立人に対する報告)

第15条 防止対策委員会委員長または防止対策委員会委員長が指示したものは、ハラスメントに関する苦情・相談に関し具体的にとられた対応について、申立人に説明する。必要があると認められた場合には、当該学部長（研究科長）も同席する。

(不服申立)

第16条 申立人又は被申立人は、相談処理において不服がある場合、その旨を防止対策委員会委員長に申し出ることができる。

(守秘義務)

第17条 防止対策委員会委員、調査委員会委員、相談員、その他手続きに関わったすべての者は、職務上知り得た事項に関する秘密を厳守し、申立人と被申立人双方のプライバシー及び人権を尊重しなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第18条 相談をしたこと又は、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

(虚偽の申立・証言の禁止)

第19条 苦情申立・相談・事情聴取・調停等に際して、虚偽の申立や証言をした場合、九州保健福祉大学学則及び学校法人順正学園就業規則等による処分の対象とする。

(虚偽の申立による名誉回復措置)

第20条 防止対策委員会委員長は、虚偽の申立によって訴えられた者の名誉が傷つけられないように配慮するとともに、事情聴取における証言が虚偽であることが判明した場合、被申立人の名誉回復の措置をとらなければならない。

(再発防止)

第21条 キャンパス・ハラスメント事案が生じたときは、周知の徹底、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

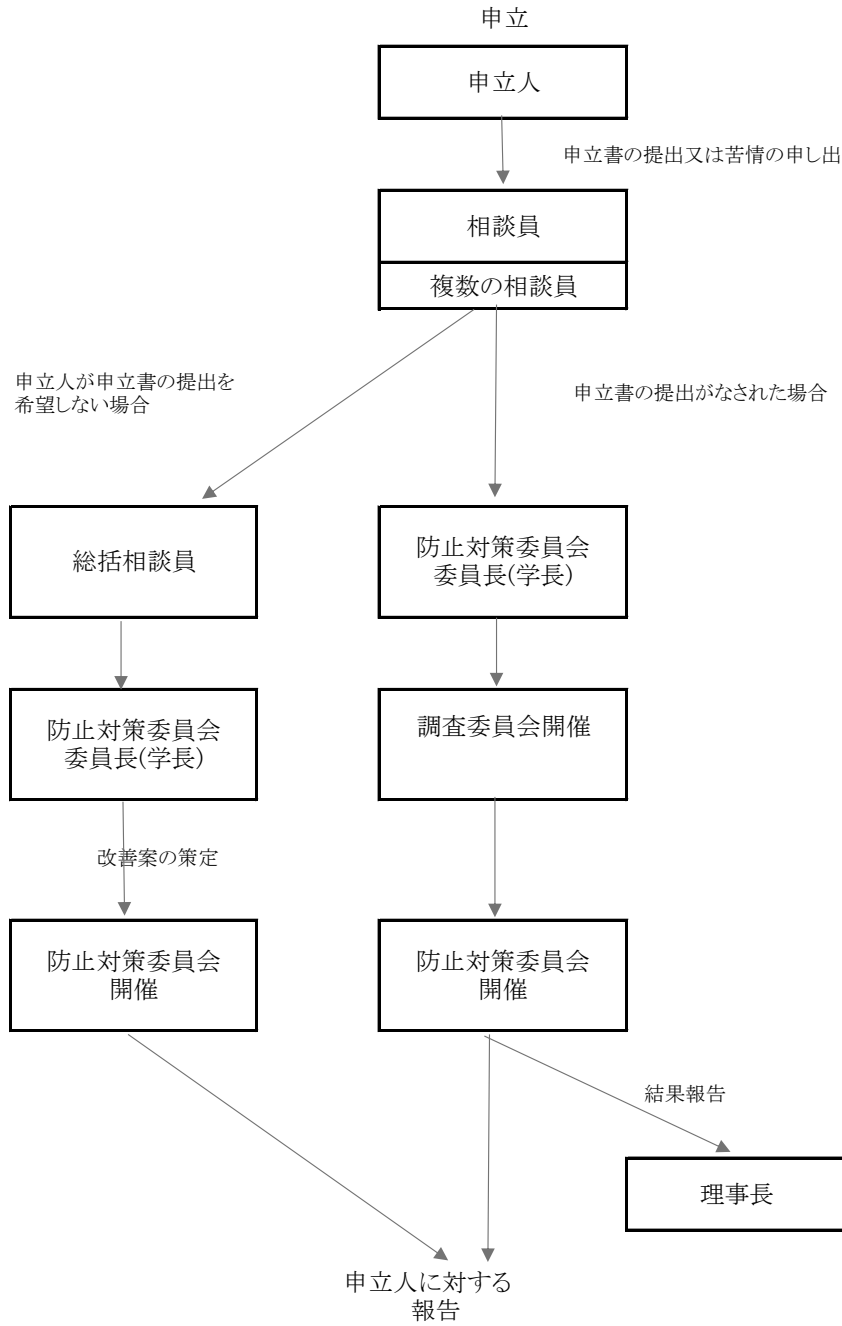
附則

この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

九州保健福祉大学キャンパスハラスメントフロー



申立手続きの詳細については、大学庶務課にお問合せ下さい。

校舎案内図

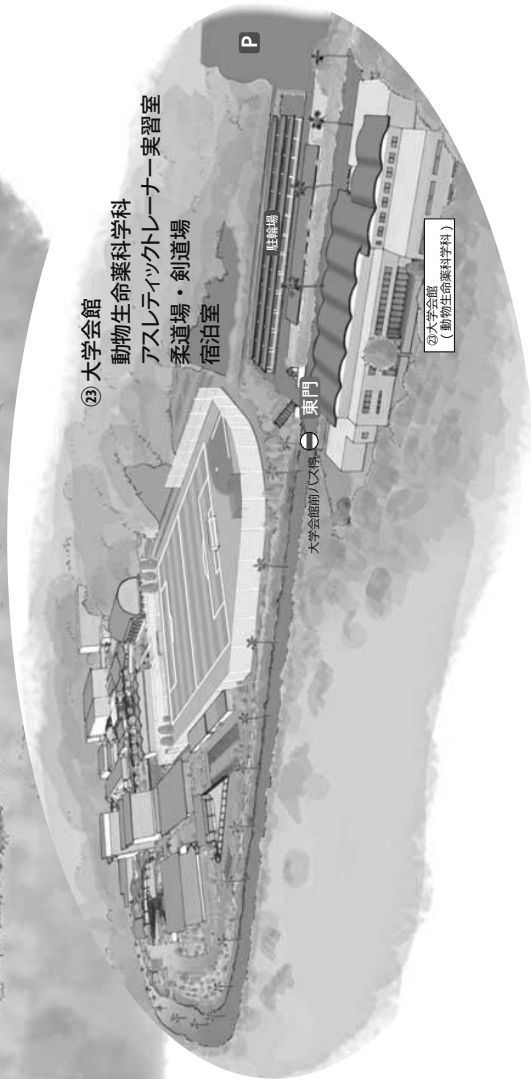
大学校舎・敷地配置図
講義室・実習室・研究室等配置表
講義室・研究室配置図



CAMPUS MAP



- ① 大学受付
- ② 1号棟
- ③ 2号棟
スポーツ健康福祉学科
臨床福祉学科
附属はり灸治療所
- ④ 3号棟
言語聴覚療法学科
作業療法学科 (1F)
視機能療法学科 (2F)
- ⑤ 4号棟 (薬学科)
- ⑥ 5号棟
- ⑦ QOL棟 (6号棟)
がん細胞研究所
QOL 研究機構
- ⑧ 7号棟 (薬学科)
- ⑨ 8号棟 (臨床工学科)
- ⑩ 9号棟 (動物療法)
- ⑪ 10号棟
ラーニングサポートセンター(英語村)
丸善 (書店)
セブンイレブン
- ⑫ 11号棟 (生命医科学科)
- ⑬ F 講義棟
- ⑭ 図書館棟
附属図書館 (ラーニングコモンズ)
加計記念室
- ⑮ 厚生棟 (学食)
食堂カメリア
- ⑯ 体育館
- ⑰ クラブハウス
- ⑱ フィットネスルーム
- ⑲ クラブハウス
(サッカー・野球)
- ⑳ 薬用植物園
薬草園管理室
- ㉑ 守衛室
- ㉒ 管理入室
- ㉓ 大学会館
動物生命薬科学科
アスレティックトレーナー-実習室
柔道場・剣道場
宿泊室



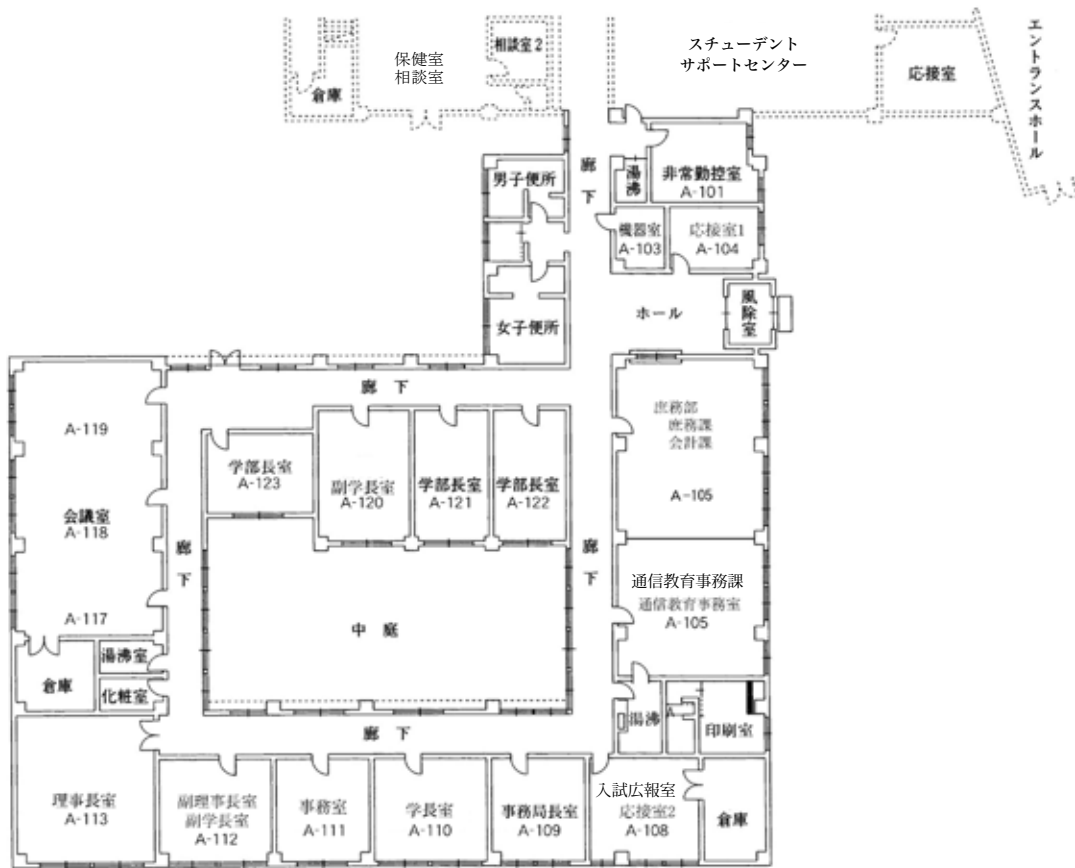
講義室・実習室・研究室等配置表

| | |
|-----------------------|--|
| 1号棟 (管理) | 理事長室、副理事長室、学長室、社会福祉学部長室、保健科学部長室、薬学部長室、事務局長室、事務局庶務部 (庶務課・会計課)、通信教育事務課、非常勤講師室、会議室1~3、応接室、入試広報室 |
| 1号棟 (講義) | 1F スチューデントサポートセンター (教務課・学生課、教育ITセッション課)、ボランティアセンター、実習センター、ラーニングサポートセンター (英語村)、保健室・相談室、講義室1~8 2F 情報処理室、LL教室、講義室9~22 3F 研究室、会議室、保健科学部実習センター 4F キャリア支援室、社会福祉学部実習センター、自習室、演習室、研究室 5F 演習室、研究室 |
| 2号棟 | プレイルーム、介護実習室、入浴実習室、家政実習室、はり灸治療所、実習室、実習準備室 |
| 3号棟 (言語) | 集団訓練室、観察室、プレイルーム、実習指導準備室、家庭生活コミュニケーション室、コミュニケーション機器適合実習室、検査実習室、言語聴覚実習室 |
| 3号棟 (作業・視機能) | 1F (作業) 日常動作訓練、技師装具実習室、金工・木工・陶工室、準備室、織物・手工芸・絵画室、レクリエーション室、評価実習室 2F (視機能) 解剖学実習室、生理学実習室、視機能矯正実習室、視機能訓練実習室 (暗室)、視機能訓練実習室 (明)、眼科実習室、視覚生理学実習室 |
| 4号棟 (薬学) | 1F 模擬保険薬局、模擬病院薬局、ベッドサイド実習室、ロッカー室、飼育室、NMR室 2F 第1会議室、第3会議室、中央機器室、細胞培養室、演習室、研究室 3F 機器分析室、第2会議室、演習室、大学院室 4F 研究室 5F 研究室 6F 研究室 |
| 5号棟 (講義) | 1F 講義室23~27 2F 講義室28~29、美術室 (講義室30) |
| 6号棟 (QOL研究機構、がん細胞研究所) | 1F QOL研究機構長室、生命医科学部長室、資料室、実験室1、データ解析室、カンファレンス室、会議室1~2 2F 実験室2、培養室、社会福祉学研究所、保健科学研究所、薬学研究所 |
| 7号棟 (薬学) | 1F 第1実習室、講義室31~32、ロッカー室 2F 第2実習室、講義室33~34 3F 第3実習室 |
| 8号棟 (臨床工学) | 1F 臨床工学実習室 2F 電気・電子実習室、演習室1~2 3F 保守管理実習室、工作室、準備室 |
| 9号棟 | 動物セラピー実習室、トリミング実習室 |
| 10号棟 | キャリア・サポートセンター、丸善、セブンイレブン |
| 11号棟 (生命医科学) | 1F 鏡検室、実習室1~2、培養室、ロッカールーム 2F 細胞診講義実習室、臨床生理実習室、演習室1~2、実習室3、自習室 |
| 大学会館 | 1F 剣道場、柔道場、AT演習室、解剖病理室、総合診察室、実習室 2F 研修室、臨床検査実習室、衛生学実習室 3F 宿泊室、浴室 |
| 動物舎 | 入院室、飼育・実験室、洗浄・消毒室 |
| 厚生棟 | 学生食堂、カメラア |

講義室・研究室等配置図

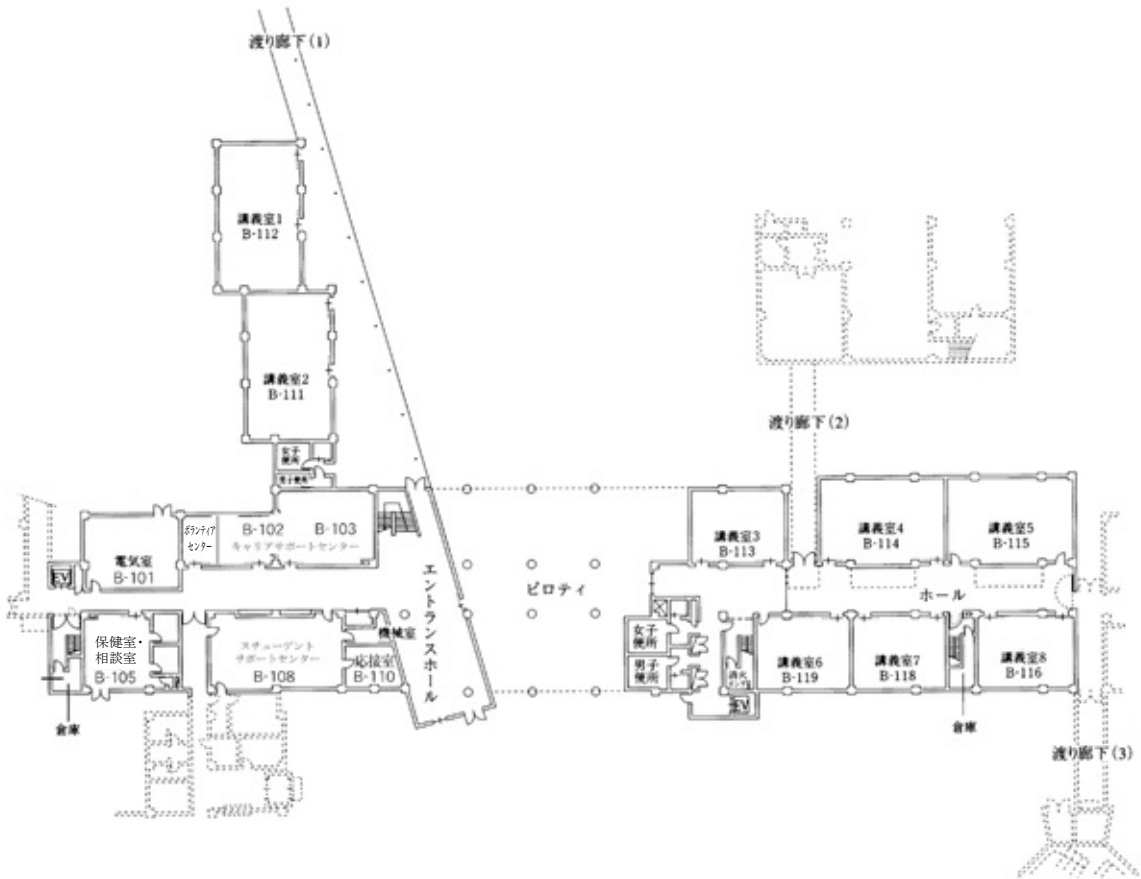
A-1号棟 (管理)

1階

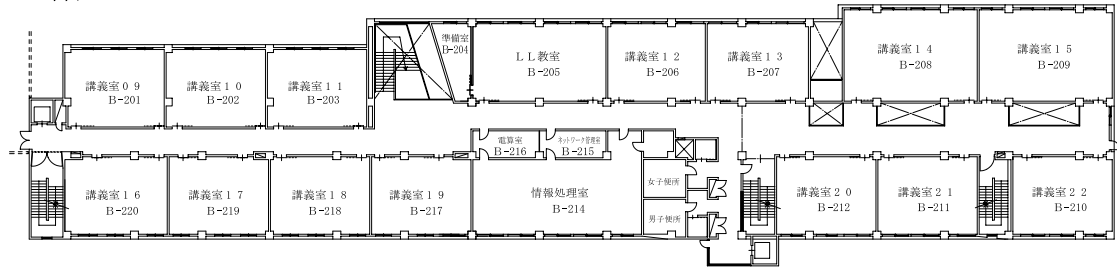


B - 1 号棟 (講義)

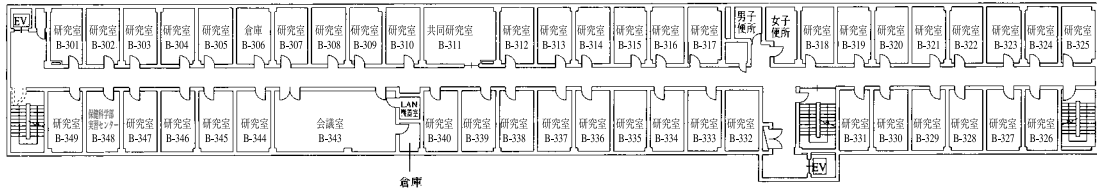
1 階



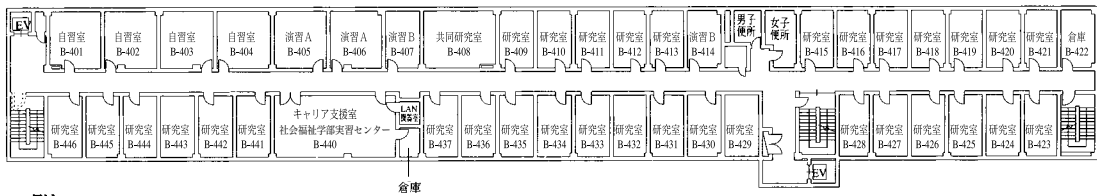
2 階



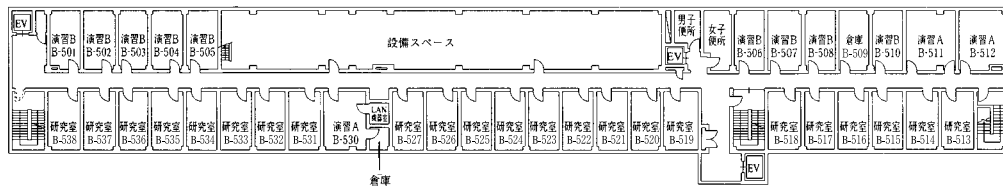
3 階



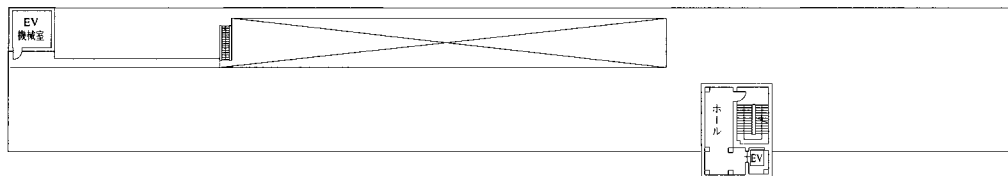
4 階



5 階



塔屋 1 階



塔屋 2 階

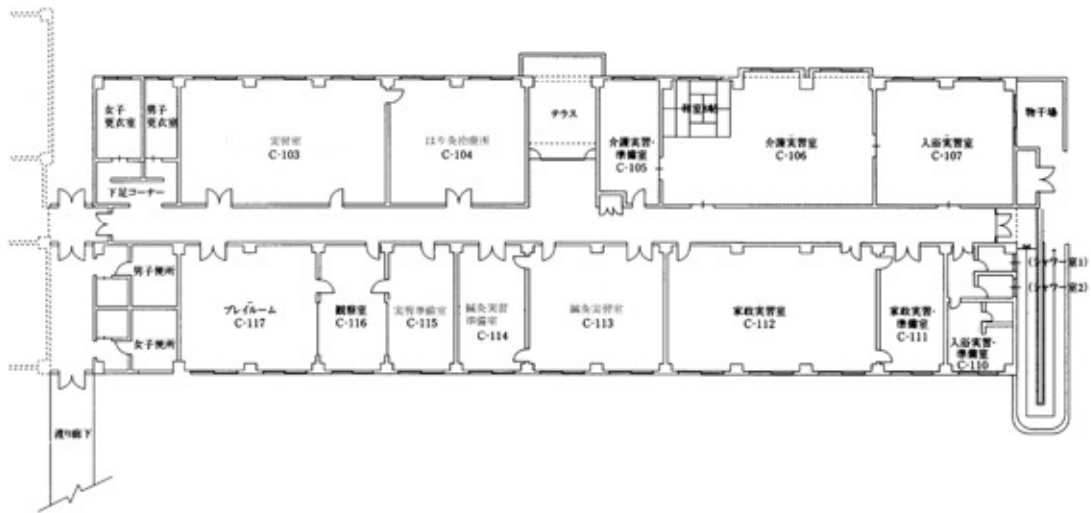


塔屋 3 階



C-2号棟

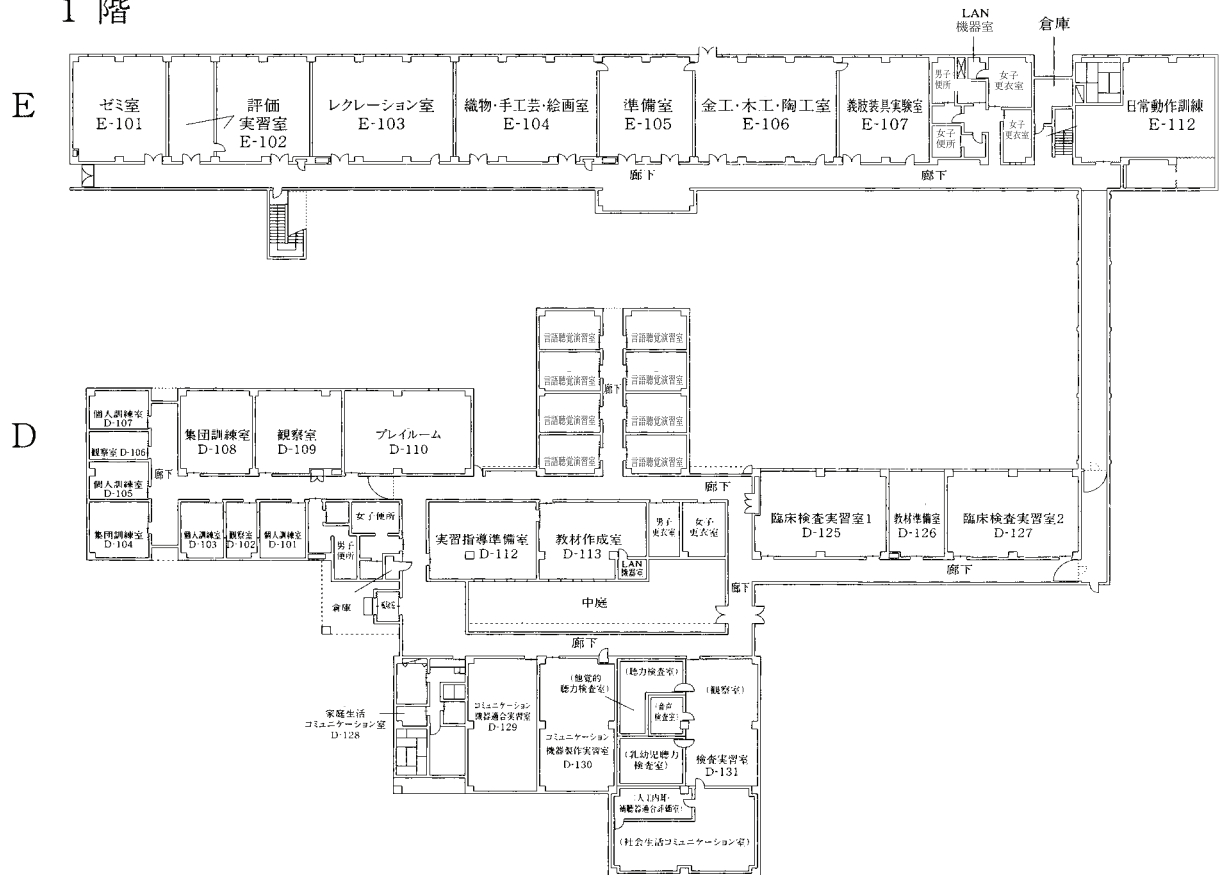
1階



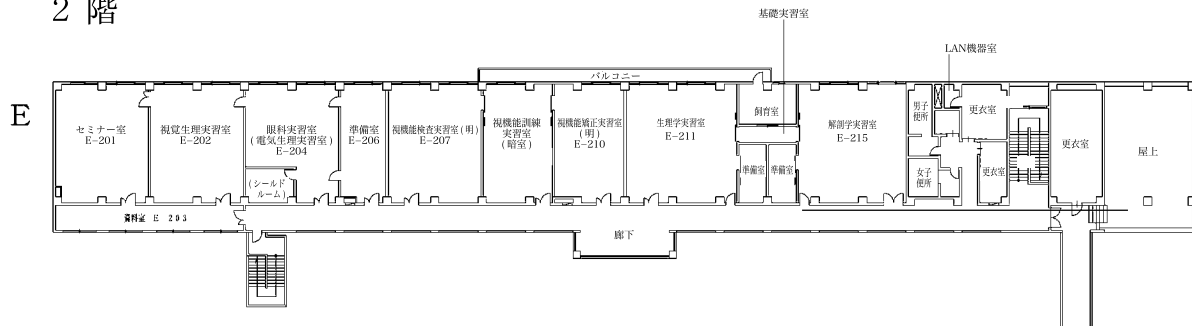
D - 3号棟 (言語・臨床心理)

E - 3号棟 (作業・視機能)

1 階

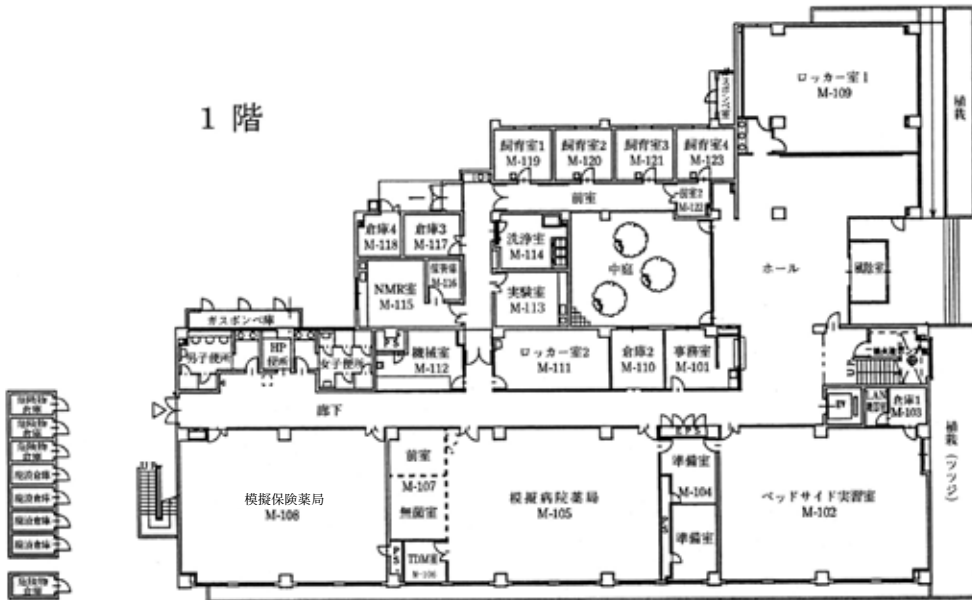


2 階



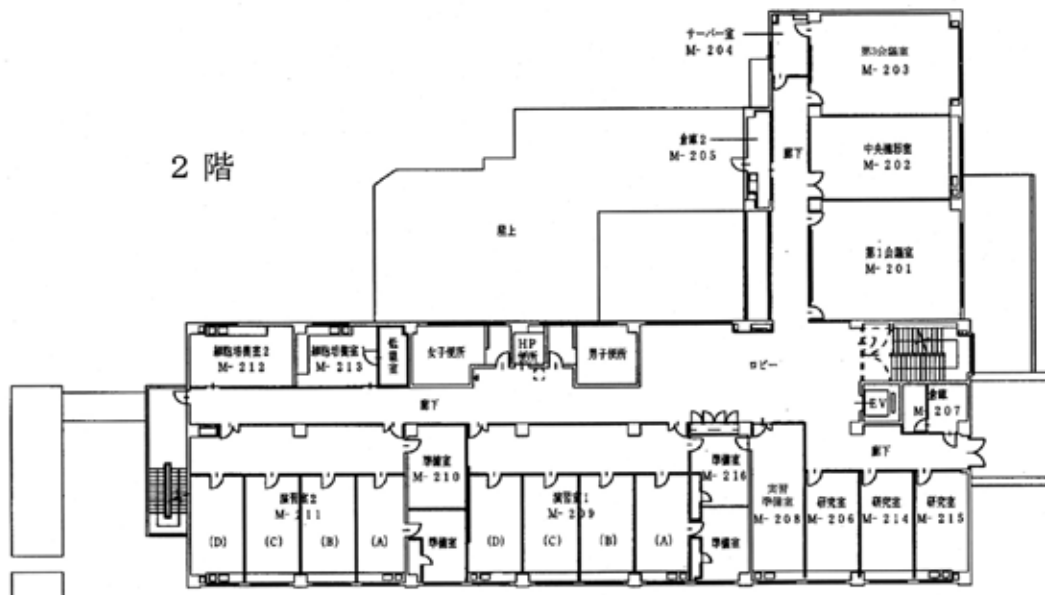
M-4号棟 (薬学)

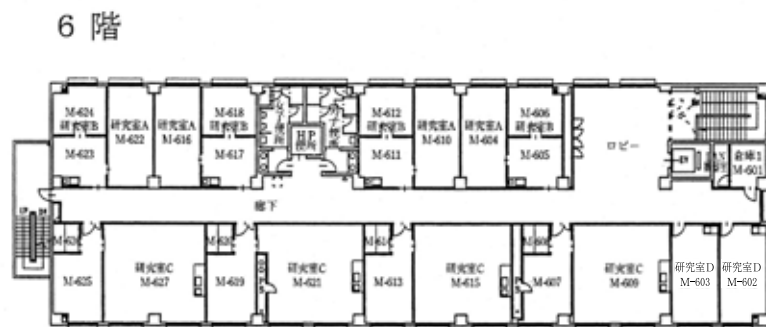
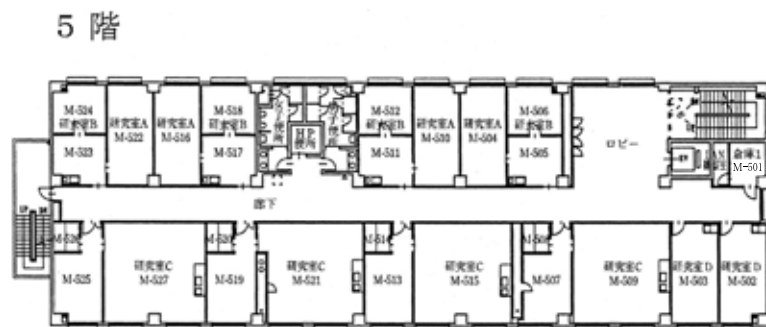
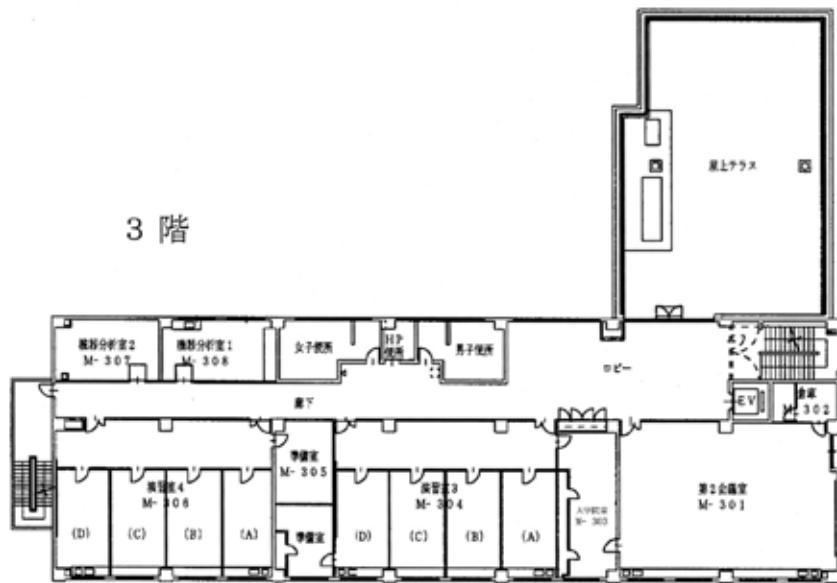
1階



廃水処理施設

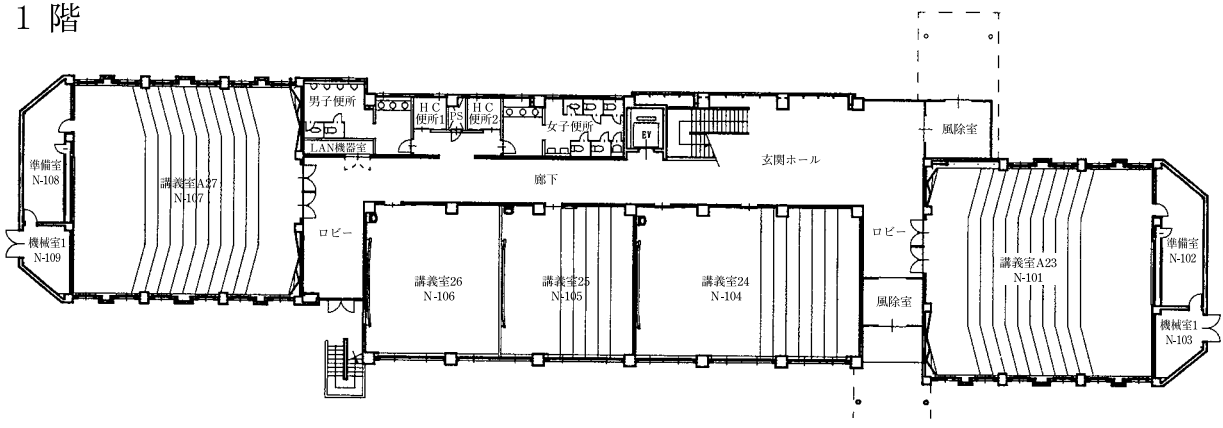
2階



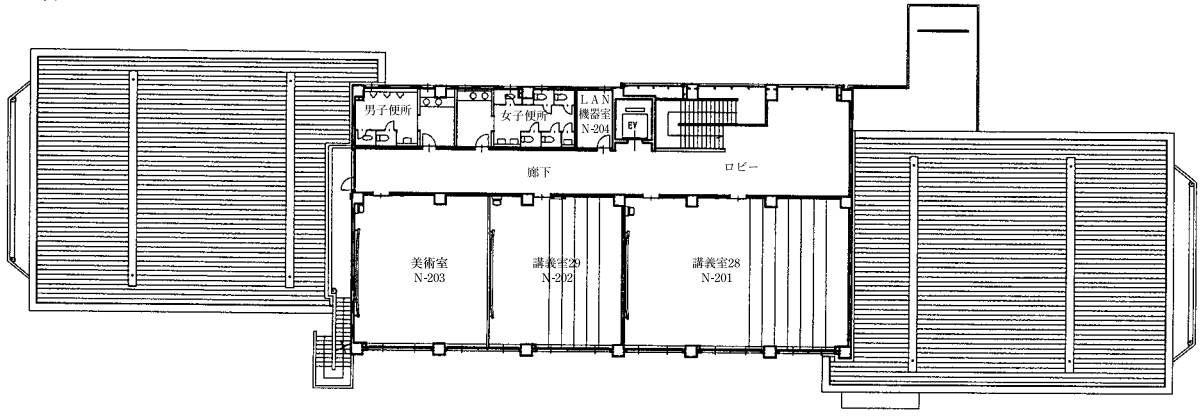


N-5号棟(講義)

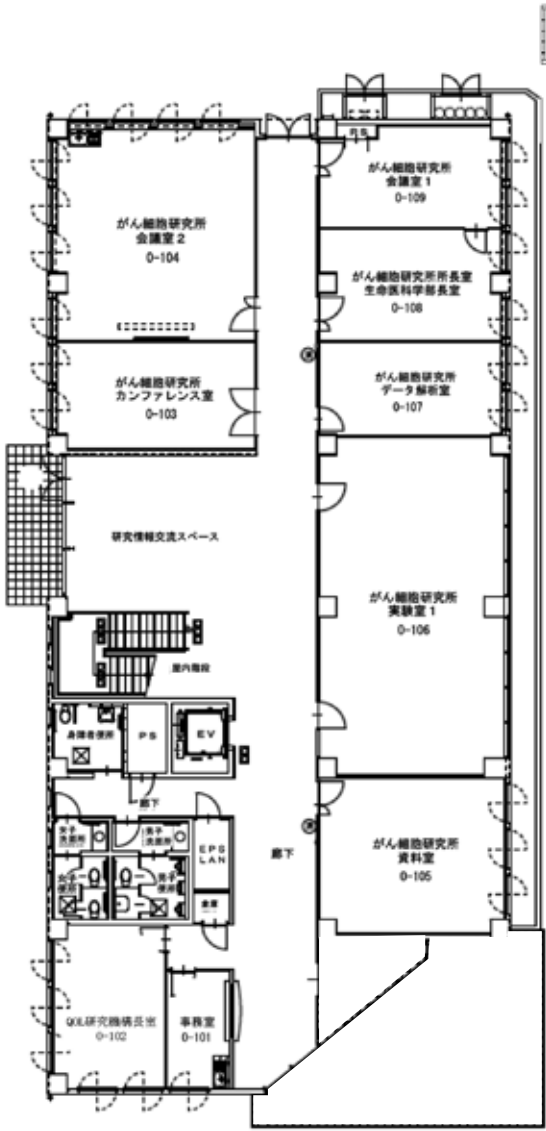
1 階



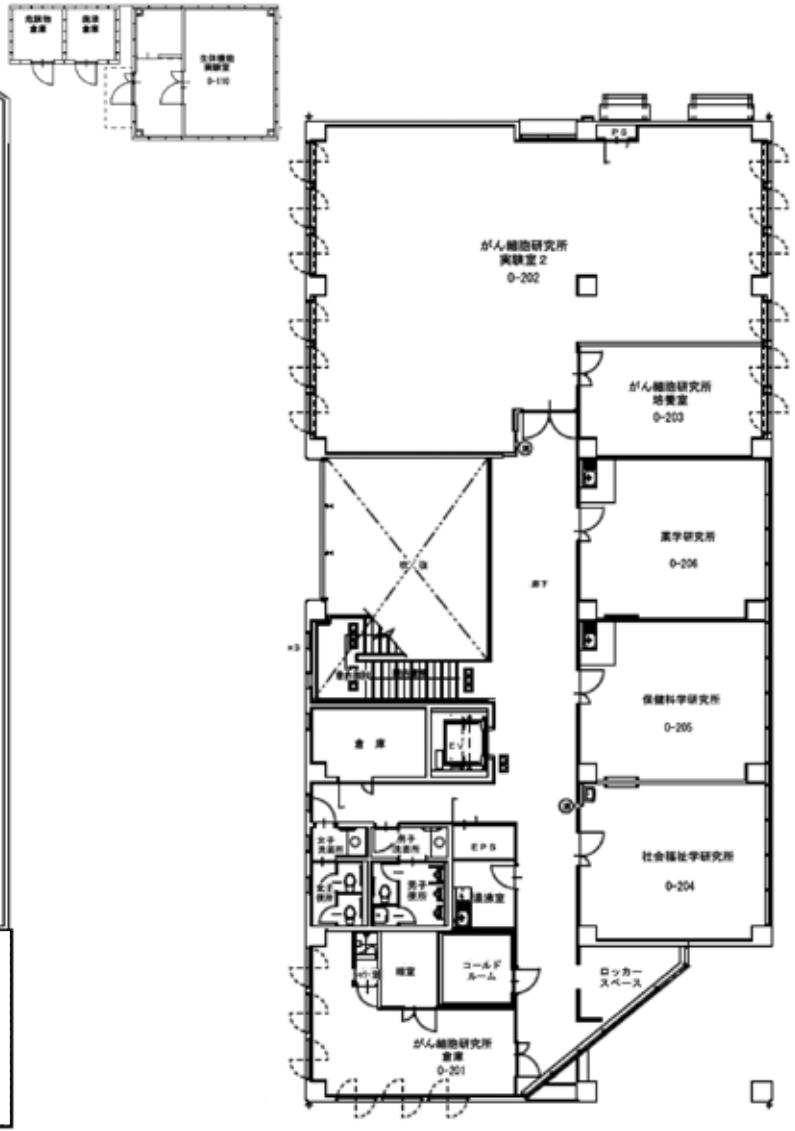
2 階



○-6号棟 (QOL研究機構棟)



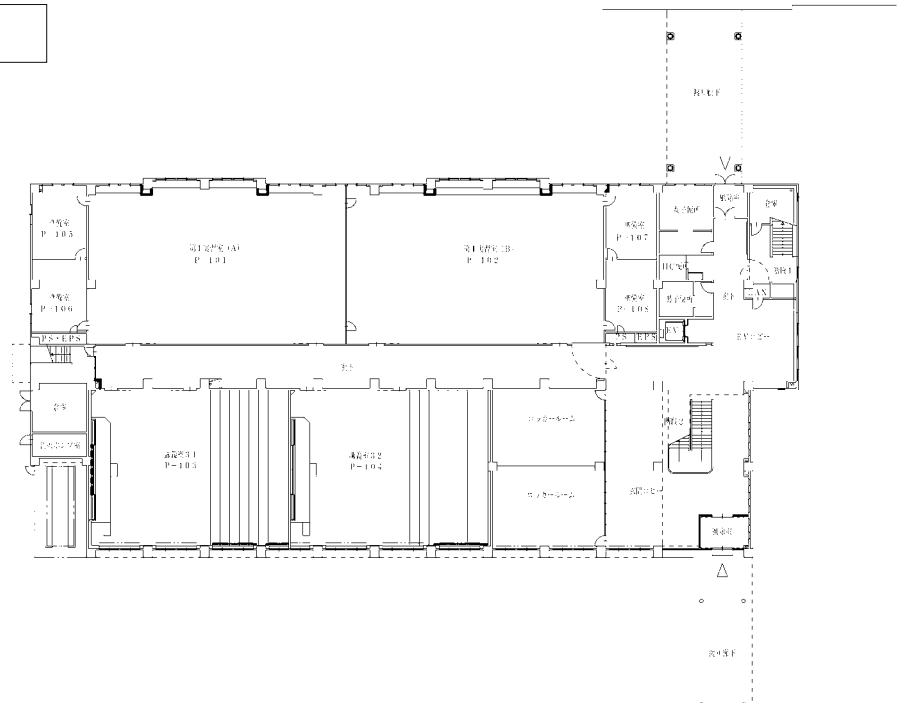
1階



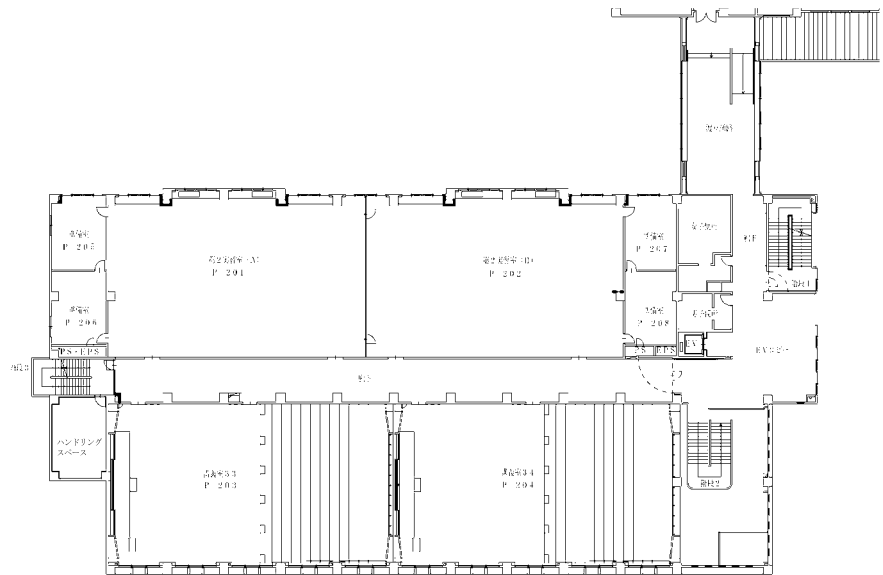
2階

P-7号棟 (薬学)

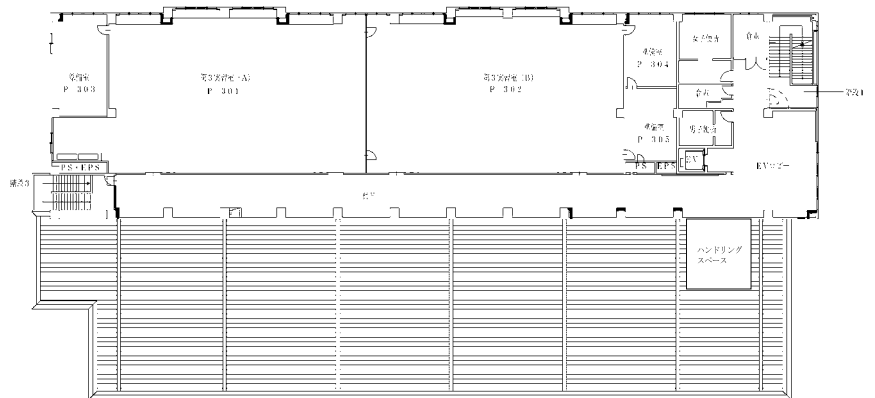
1階



2階

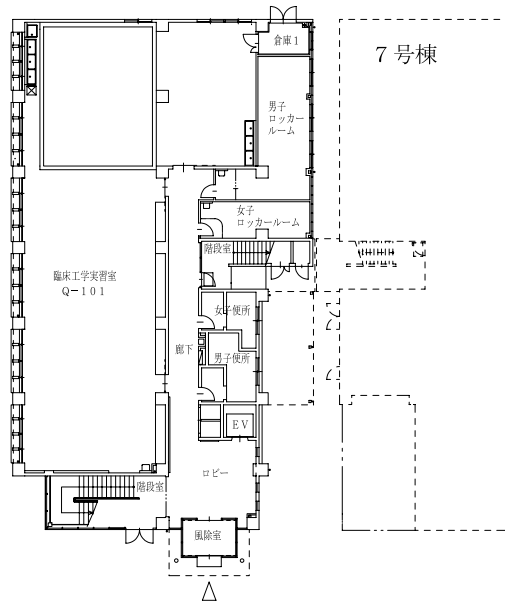


3階

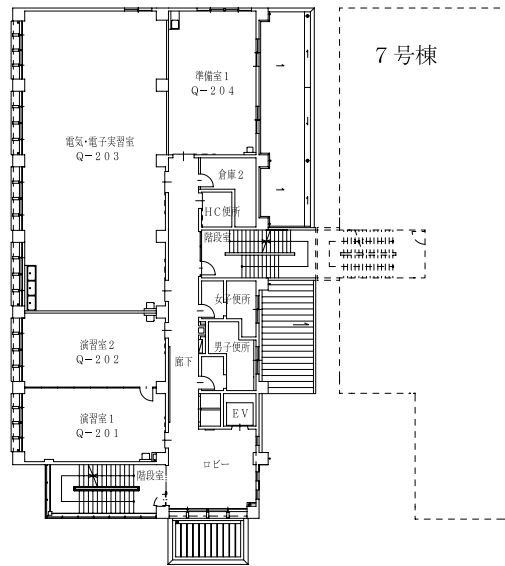


Q-8号棟(臨床工学)

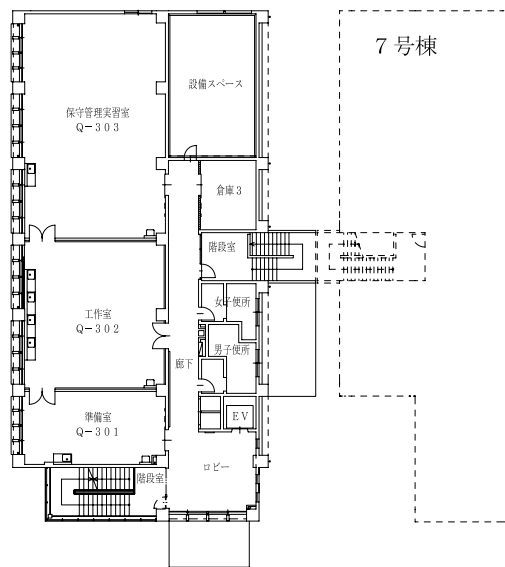
1階



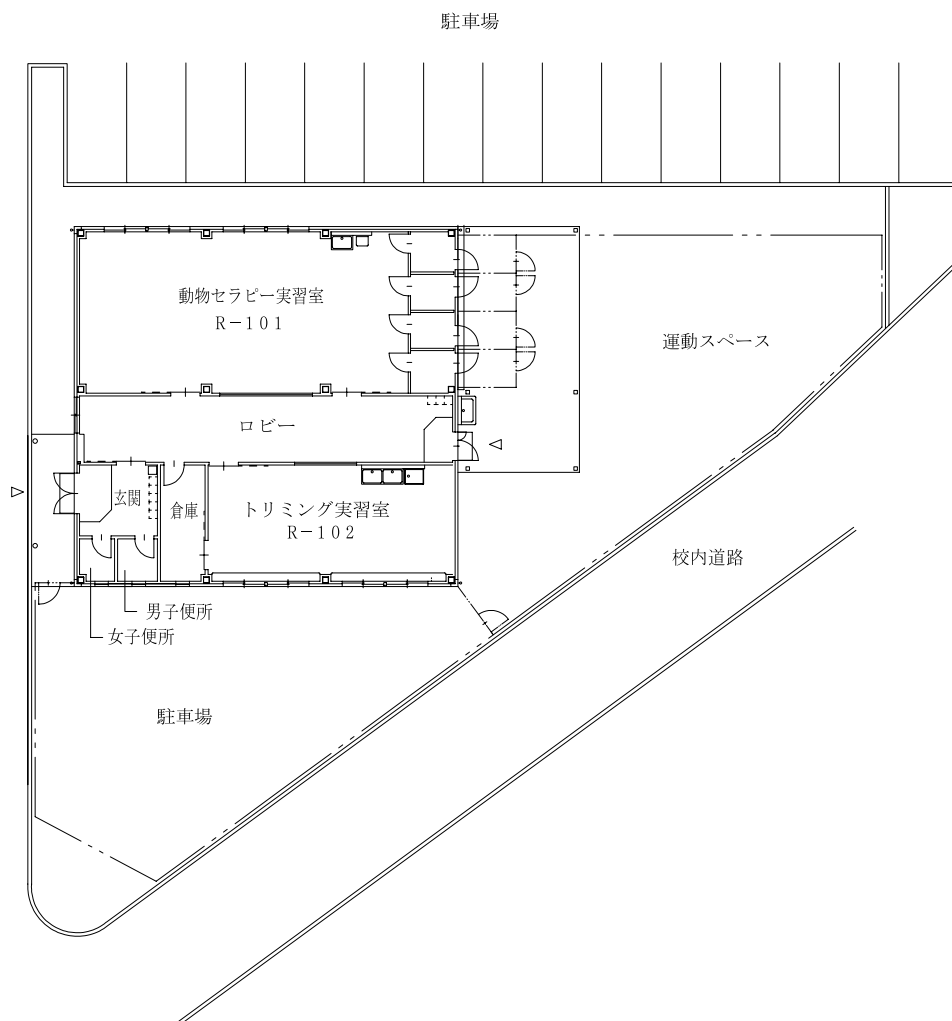
2階



3階

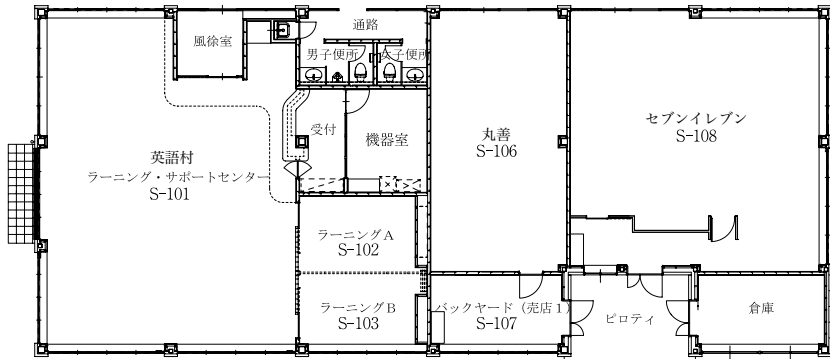


R-9号棟(動物療法)



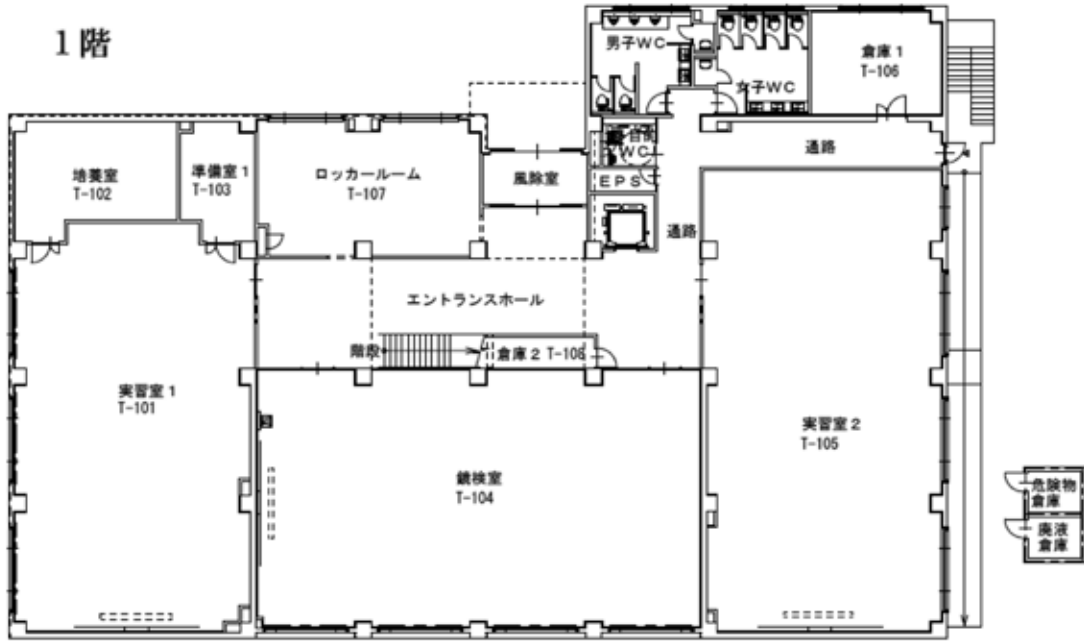
1階

S-10号棟

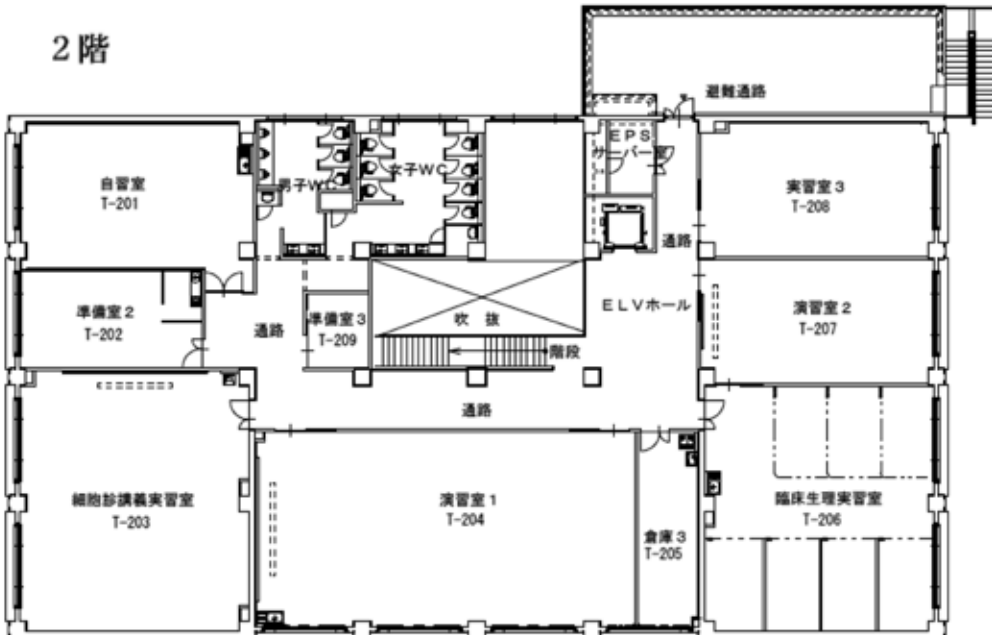


T-11号棟 (生命医科学)

1階

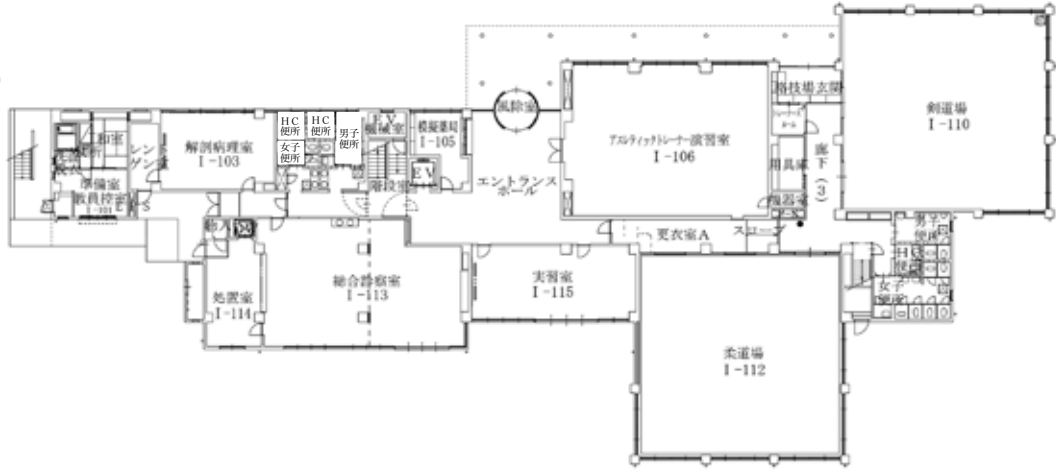


2階

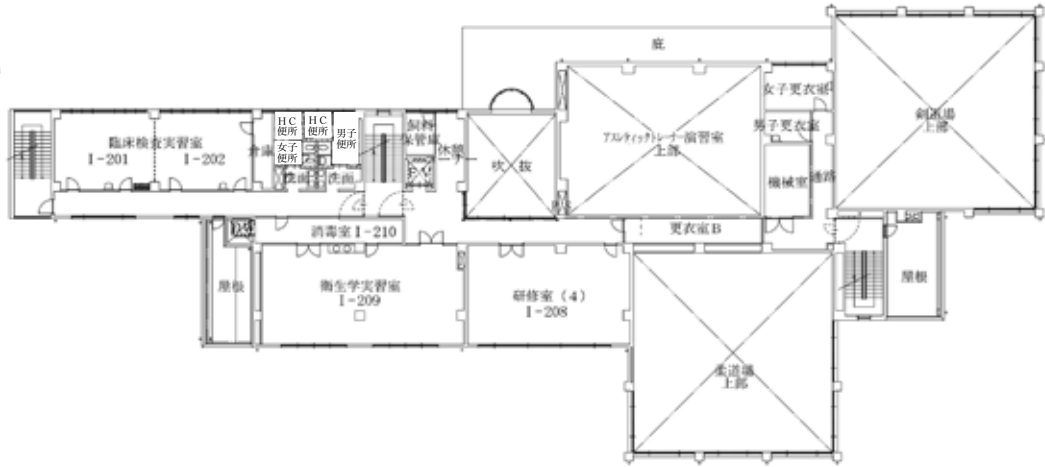


I—大学会館

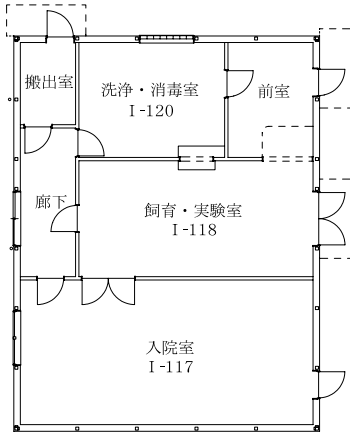
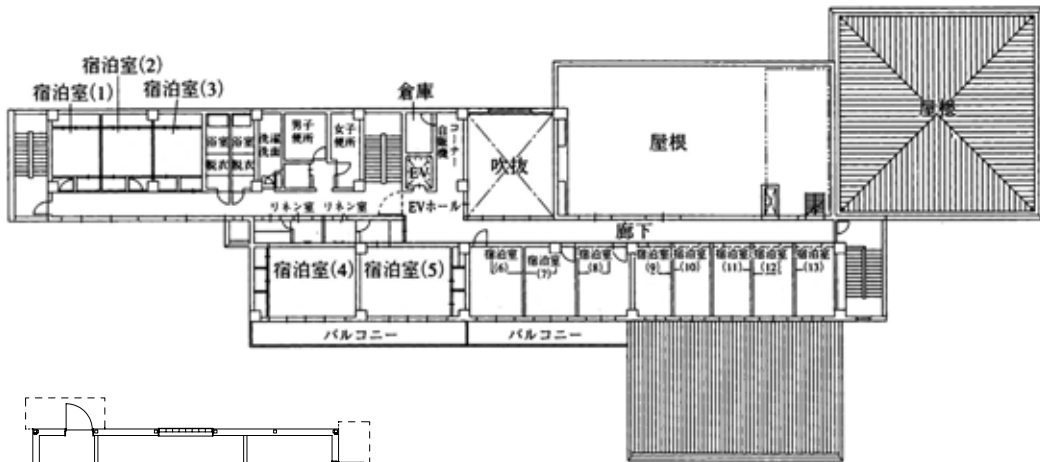
1 階



2 階



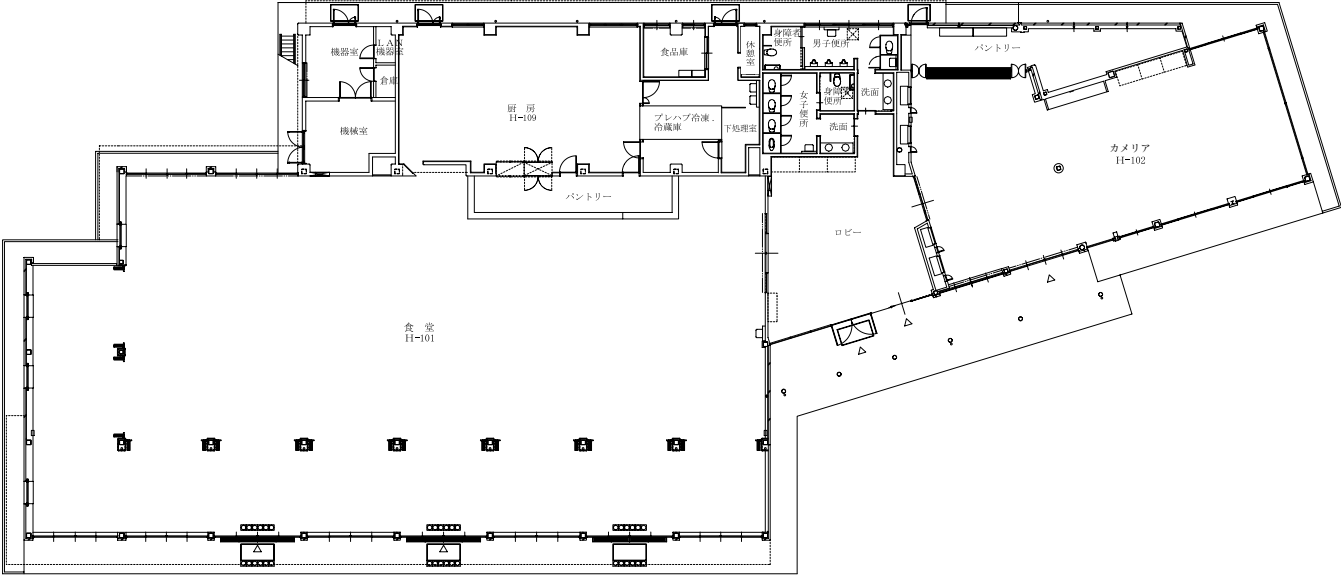
3 階



動物舎

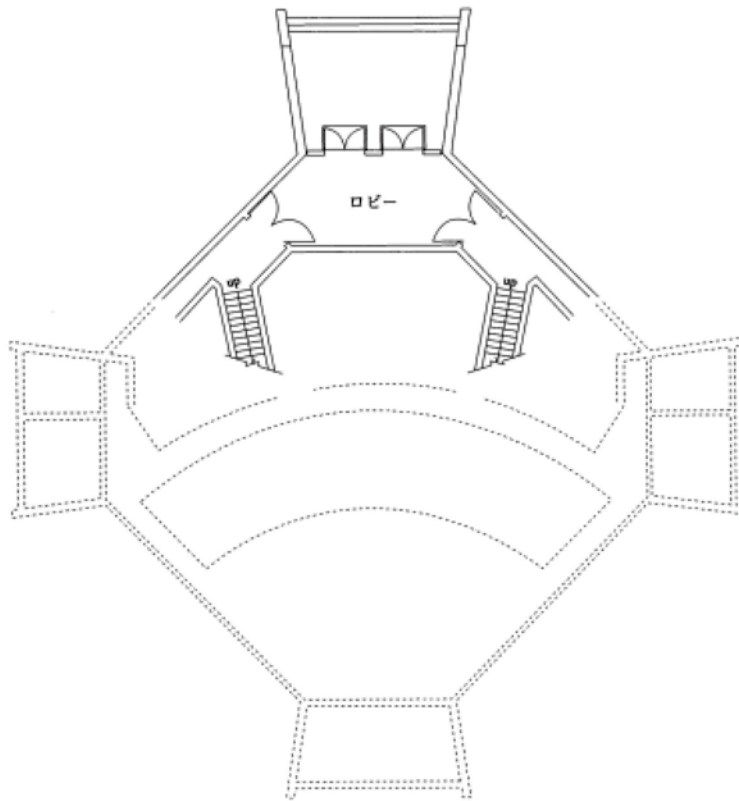
H一厚生棟

1 階

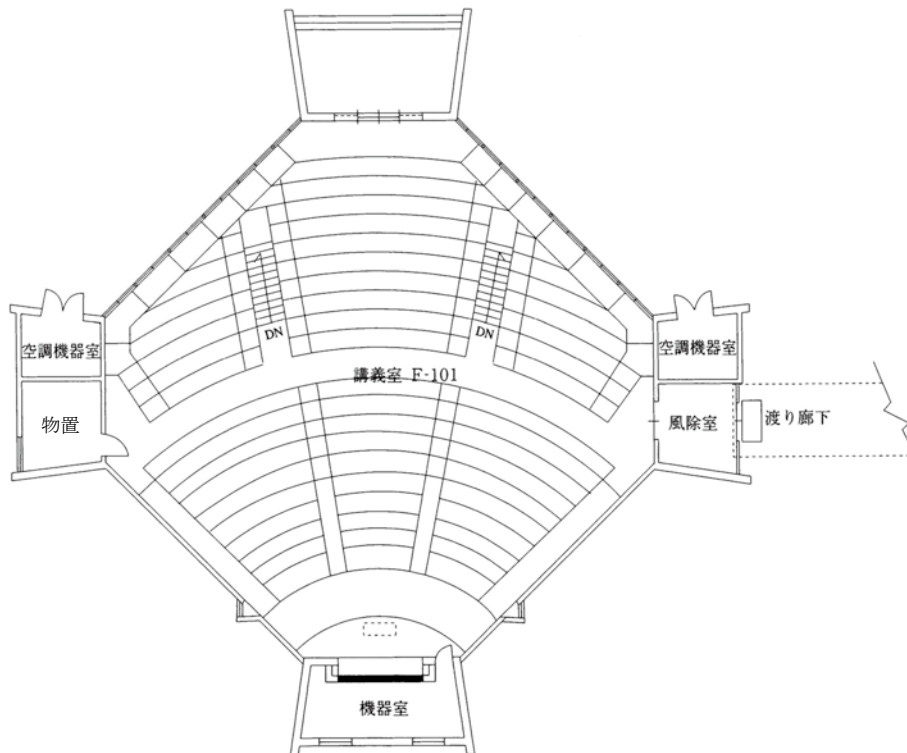


F - 講義棟

1 階

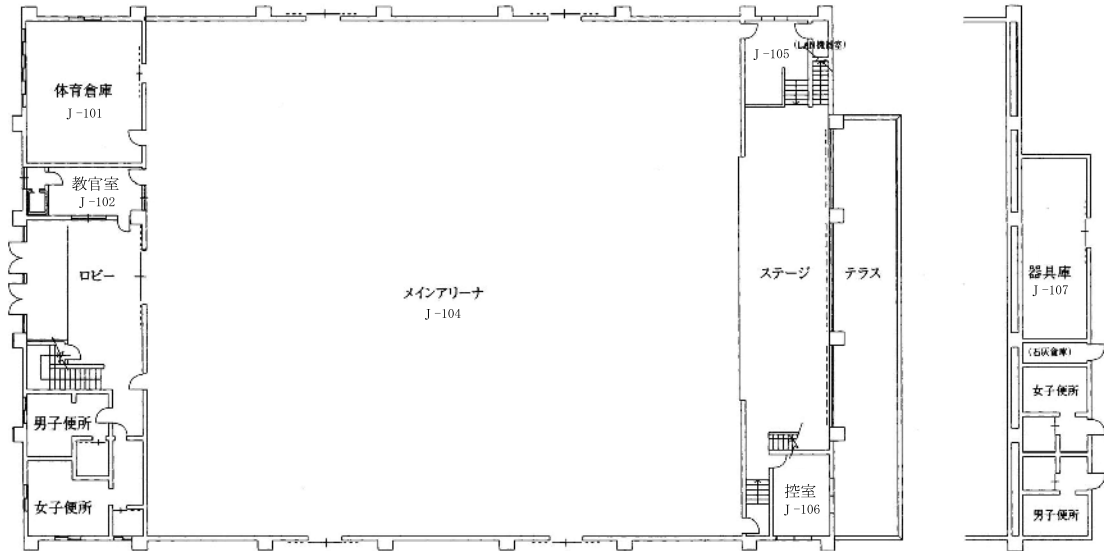


2 階

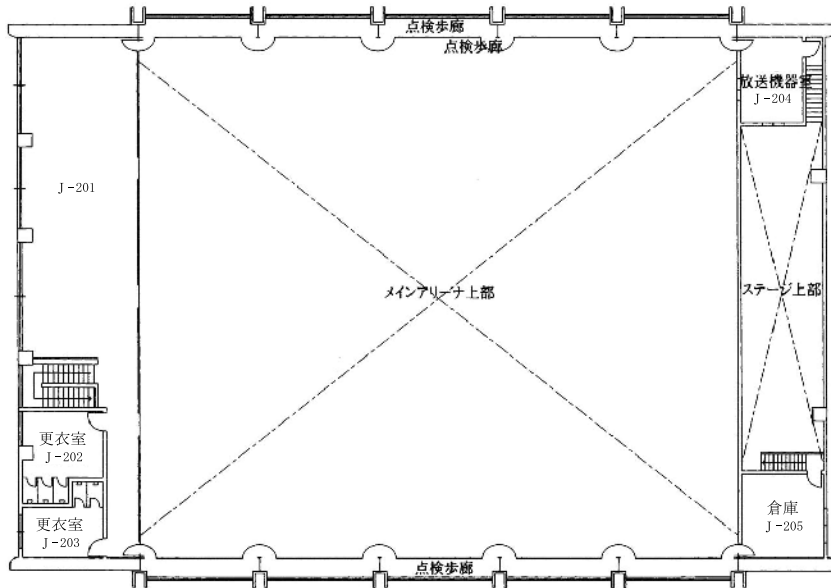


J - 体育館

1 階

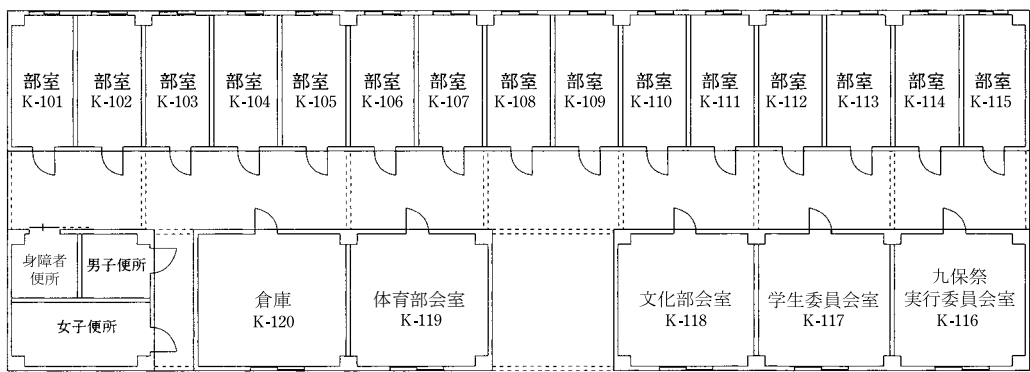


2 階



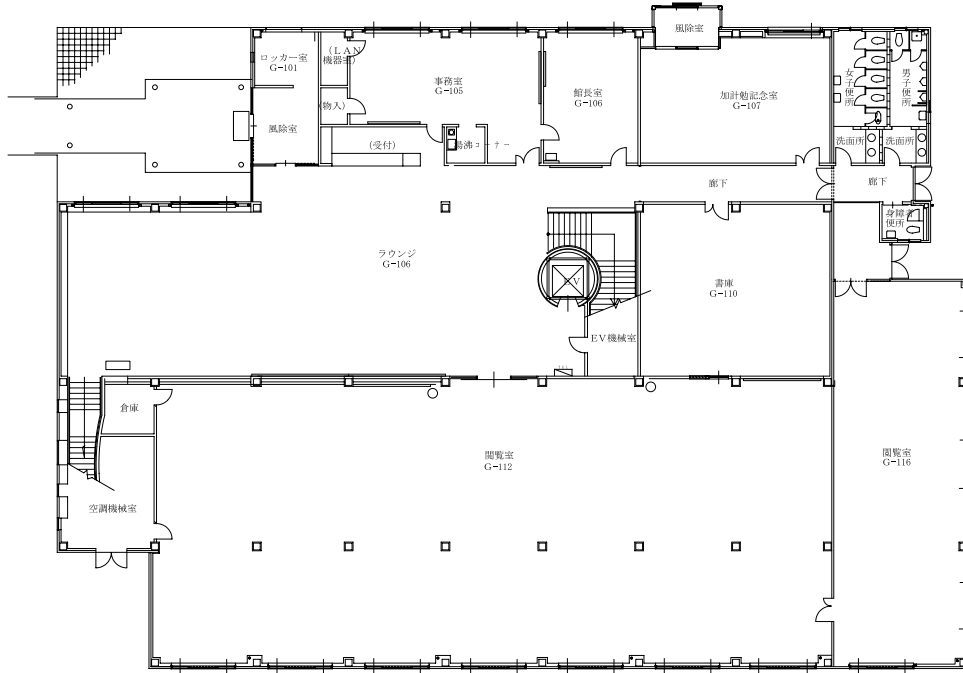
1 階

K-クラブハウス

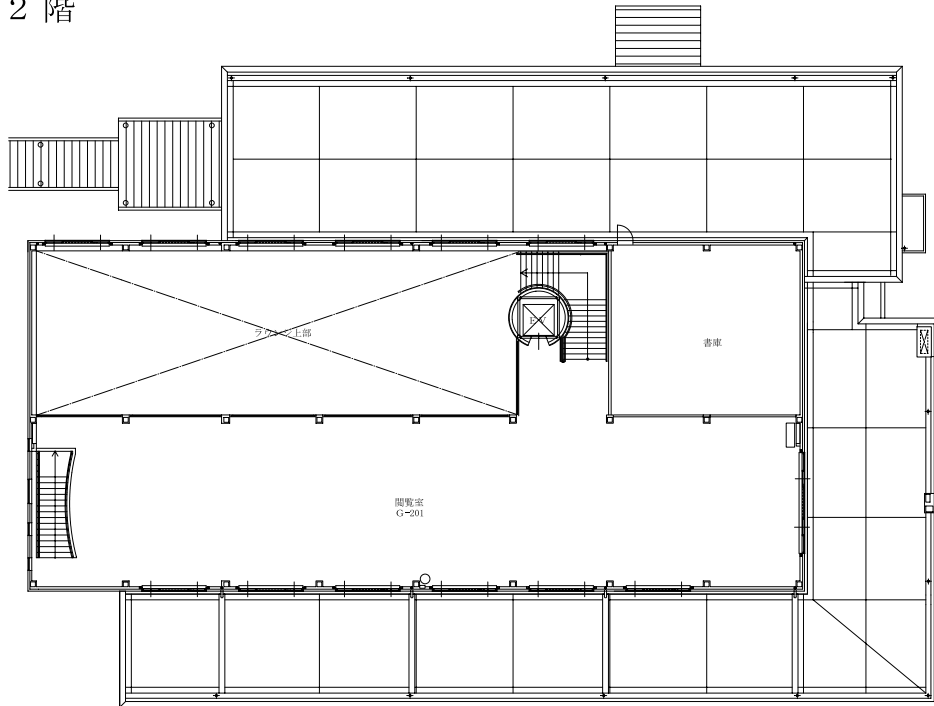


G－図書館棟

1 階



2 階



学歌 · 学園歌

学
学
道

園
遥

歌
歌
歌



九州保健福祉大学学歌

加計 勉 作詞
加計美也子

上田 豊 作曲

明るく爽やかに ♩=108

ご かせ の みず の きらめき に
われ ち ら きゅう の へいわを も と め ちか
ら の か ざ り ちか ら の か ざ り
の び ゆ か ん ゆ め と きほ う の
み な も と の こ こ に つ ど へ り
の へ お か に われ ち ら が きゅう しゅう われ
ら が きゅうしゅう ほげんふくし だ い が く

九州保健福祉大学学歌

作詞 加計 勉
加計美也子
作曲 上田 豊

一、五ヶ瀬の水の きらめきに

われら地球の 平和を求め

力の限り 伸びゆかん

夢と希望の みなもとの

ここに集えり 延岡に

我らが九州保健福祉大学

二、連なる日向の ふところ

我ら若人 健やか育ち

世界の国の 友たらん

豊かな愛を 育む地

ここに集えり 延岡に

我らが九州保健福祉大学

三、太平洋の 黒潮に

我ら研鑽 鍛錬かさね

明日の希望の 星たらん

愛と癒しの 道目指し

ここに集えり 延岡に

我らが九州保健福祉大学

順正学園 学園歌

作詞 加計 勉
 作詞 加計美也子(六番)
 作曲 上田 豊

Allegretto 優雅に ♩=Ca.48

あ さ ぎ り ふ ー か き た か は し の ー

5 す な
 ふ ー る き ぶ ん か に つ つ ま れ し ー

9 お の こ こ ろ ー お し
 す な お の こ こ ろ ー み に き ざ み ー

13 え の み ち ぞ ー
 お し え の み ち ぞ ー は げ ま な ん ー あ ー

17 *f* poco rit. a tempo
 あ あーあ じゅんせい がくえんゆ め おおし ー が や け し ー

- 一、朝霧深き高梁の
古き文化に包まれし
順の心身にきざみ
教えの道ぞ励まなん
ああ 順正学園 夢多し
- 二、流れ変わらぬ旭川
水の純きに洗われる
願の色は胸にひめ
永遠の幸せ育まん
ああ 順正学園 影きよし
- 三、遠くそびゆる高梁の
松山城よ濃緑よ
平和の伝統受け継ぎて
徳をぞみがき進まん
ああ 順正学園 いや高し
- 四、しのぶも貴き先達の
学びの園は歴史あり
礼節正しき順正の
若き生命のいきづかん
ああ 順正学園 ゆるぎなし
- 五、歴史ひめたる高千穂の
日向国の山々よ
海出で照らす朝陽受け
気概ぞ胸にいざ立たん
ああ 順正学園 意気強し
- 六、光溢るる淡路島
はるか大和の神の国
愛の心世につなぎ
慈愛の道を歩まん
ああ 順正学園 輝けし

順正学園 逍遥歌

清水比庵 作詞
児玉順二 作曲

1. み ず き よ — き かつ わ の な が れ て かつ
 2. お の こ ら — は った わ よ く な る れ て した
 3. あ ま つ ひ — は った か か く て ら し て った

cresc.
 わ の な が れ て や ま た か し ひ
 よ く あ る べし て お す と こ め ら か は う
 か く て ら し て す こ や かに つ
 じゅん

f
 や ま を い で か わ を わ た る も
 く し か ら ら む せ い 2. や ま く
 せ い じゅん せ い 3. が く

2. た か く み ず き よ し え ん の こ ら

3.

一、水清き

川の流れて山高し
日は山を出で
川をわたるも

二、男の子らは

強くあるべし乙女らは
美しからむ
山高く水清し

三、天つ日は

高く照らしてすこやかに
順正 順正
学園の子ら

学校法人 順正学園



九州保健福祉大学